

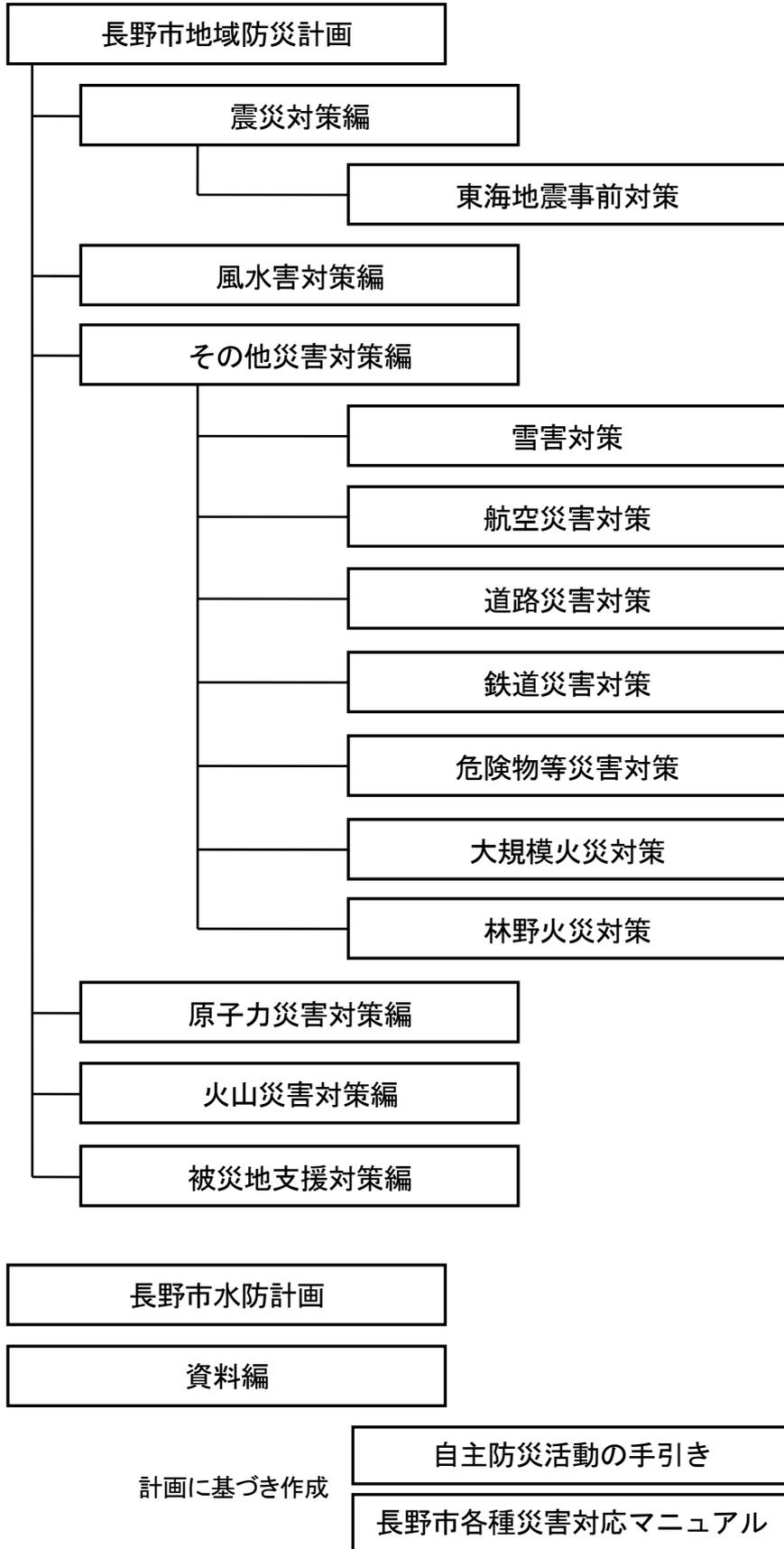
長野市地域防災計画 長野市水防計画



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

計画構成図



長野市地域防災計画

震災対策編

東海地震事前対策

風水害対策編

その他災害対策編

雪害対策

航空災害対策

道路災害対策

鉄道災害対策

危険物等災害対策

大規模火災対策

林野火災対策

原子力災害対策編

火山災害対策編

被災地支援対策編

長野市水防計画

資料編

自主防災活動の手引き

長野市各種災害対応マニュアル

計画に基づき作成

長野市地域防災計画

【震災対策編】



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節 長野市の概況	11
第5節 被害想定	15
第6節 財政	18

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり	19
第2節 情報の収集・連絡体制計画	20
第3節 活動体制計画	22
第4節 広域相互応援計画	24
第5節 救助・救急・医療計画	26
第6節 消防・水防活動計画	28
第7節 要配慮者支援計画	31
第8節 緊急輸送計画	35
第9節 障害物の処理計画	37
第10節 避難の受入活動計画	38
第11節 孤立防止対策	41
第12節 食料品等の備蓄調達計画	42
第13節 給水計画	43
第14節 生活必需品の備蓄調達計画	44
第15節 危険物施設等災害予防計画	45
第16節 電気施設災害予防計画	46
第17節 都市ガス施設災害予防計画	47
第18節 上水道施設災害予防計画	48
第19節 下水道施設等災害予防計画	49
第20節 通信・放送施設災害予防計画	50
第21節 鉄道施設災害予防計画	51
第22節 災害広報計画	52
第23節 土砂災害等の災害予防計画	53
第24節 防災都市計画	55
第25節 建築物災害予防計画	56
第26節 道路及び橋りょう災害予防計画	58
第27節 河川施設等災害予防計画	59
第28節 ため池災害予防計画	60
第29節 農林水産物災害予防計画	61
第30節 積雪期の地震災害予防計画	62
第31節 二次災害の予防計画	63
第32節 防災知識普及計画	64
第33節 防災訓練計画	66
第34節 災害復旧・復興への備え	67
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	68
第36節 企業防災に関する計画	70

第37節	ボランティア活動の環境整備	71
第38節	保健衛生等計画	72
第39節	災害対策に関する調査研究及び観測	73
第40節	観光地の災害予防計画	74
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	75
第3章 災害応急対策計画		
第1節	災害情報の収集・連絡活動	77
第2節	非常参集職員の活動	89
第3節	広域相互応援活動	104
第4節	ヘリコプターの運用計画	110
第5節	自衛隊の災害派遣	113
第6節	救助・救急・医療活動	116
第7節	消防・水防活動	119
第8節	要配慮者に対する応急活動	121
第9節	緊急輸送活動	125
第10節	障害物の処理活動	129
第11節	避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動	130
第12節	孤立地域対策活動	143
第13節	食料品等の調達供給活動	145
第14節	飲料水の調達供給活動	147
第15節	生活必需品の調達供給活動	149
第16節	保健衛生、感染症予防活動	150
第17節	遺体対策等の活動	152
第18節	廃棄物の処理活動	154
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	158
第20節	危険物施設等応急活動	160
第21節	電気施設応急活動	162
第22節	都市ガス施設応急活動	163
第23節	上水道施設応急活動	164
第24節	下水道施設等応急活動	165
第25節	通信・放送施設応急活動	166
第26節	鉄道施設応急活動	167
第27節	災害広報活動	168
第28節	土砂災害等応急活動	172
第29節	建築物災害応急活動	174
第30節	道路及び橋りょう応急活動	177
第31節	河川施設等応急活動	178
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	179
第33節	ため池災害応急活動	181
第34節	農林水産物災害応急活動	182
第35節	文教・保育活動	183
第36節	飼養動物の保護対策	187
第37節	ボランティアの受入れ体制	188
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	189
第39節	災害救助法の適用	191
第40節	観光地の災害応急対策	194

第4 1 節	罹災証明書の交付・被災者台帳の作成	195
第4 2 節	応急公用負担等の実施	197
第4 章	災害復旧計画	
第1 節	復旧・復興の基本方針の決定	201
第2 節	迅速な原状復旧の進め方	202
第3 節	計画的な復興	204
第4 節	資金計画	206
第5 節	被災者等の生活再建等の支援	207
第6 節	被災中小企業等の復興	214
第5 章	東海地震事前対策	
第1 節	総 則	217
第2 節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	218
第3 節	情報収集・伝達計画	221
第4 節	災害広報・広聴計画	222
第5 節	避難活動等	223
第6 節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	224
第7 節	医療救護及び保健衛生活動計画	225
第8 節	児童生徒等の保護活動計画	226
第9 節	消防・救助・救急等対策	227
第1 0 節	警備対策	228
第1 1 節	防災関係機関の講ずる措置	229
第1 2 節	売り惜しみ・買い占め等の防止	231
第1 3 節	交通対策	232
第1 4 節	緊急輸送	234
第1 5 節	他機関に対する応援の要請	235
第1 6 節	事業所等対策計画	236

第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画作成の趣旨
- 第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要
- 第 3 節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき
事務又は業務の大綱
- 第 4 節 長野市の概況
- 第 5 節 被害想定
- 第 6 節 財政

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災対策の方針（防災ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び長野市防災会議条例第2条の規定に基づき、長野市防災会議が作成する計画であって、市、県及び防災関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、防災活動の効果的かつ具体的な実施を図り、もって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2 行政と住民の心がまえ

市、県、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の向上を図る。

住民は、自分の身は自分で守るとの認識に立って、地域、職場、家庭における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその実態に応じた防災対策を自ら講じる。

第3 災害の範囲

この計画では、次の災害を対象とする。

○地震災害	○風水害	○雪害	
○航空機事故災害	○道路事故災害	○鉄道事故災害	○危険物等事故災害
○大規模火災	○林野火災	○原子力災害	○火山災害

第4 計画の構成

この計画は、「総合編」及び「資料編」で構成される。「総合編」は、自然災害や大規模事故災害等について、災害種別ごとに総則、災害予防計画、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を事項別に定め、「資料編」は、それぞれに関連する資料を掲載する。また、この計画に基づき「自主防災活動の手引き」及び「長野市各種災害対応マニュアル」を作成し、「自主防災活動の手引き」は、防災知識の普及と自主防災活動についての事項を、「長野市各種災害対応マニュアル」は、災害応急対策の具体的な対応について定める。

第5 細部計画の策定

この計画に基づく施策や諸活動を実施するための災害予防計画等の細部計画については、本市各部局、各防災関係機関などにおいてあらかじめ定めておく。また、実施体制については、多様な視点からの意見が十分反映できるよう努める。

第6 他の計画との関係

1 防災基本計画、防災業務計画及び長野県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害から住民の生命及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画及び長野県地域防災計画に準じて定め、各指定地方行政機関等が作成する防災業務計画と整合性を図る。

《第1章 総則》 1 計画作成の趣旨

2 総合計画の位置づけ

長野市総合計画は、社会の変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、本市の最上位計画と位置付けるものである。地域防災計画は、総合計画を補完し具体化するものである。

- 地域防災計画は、総合計画に定められた防災関連施策やその他の分野の施策も含めて、「災害に強いまちづくりの推進」の観点から体系化したものである。
- 総合計画が行政施策を主体とした計画であるのに対し、地域防災計画は市域における災害から住民等の生命と財産を守るという限りにおいて、市、県、防災関係機関、公共的団体、事業所、住民等の果たすべき役割分担についても規定したものである。

3 その他計画の位置づけ

長野市都市計画マスタープラン、長野市耐震改修促進計画には、市が行う防災に関する施策が計画されている。これらの計画は、地域防災計画に基づく防災のためのより具体的な都市づくり、建築物の耐震化推進のための計画と位置づける。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を含めて毎年検討を加え、防災会議において、必要な修正を行う。防災会議の運営については別に定める。

なお、市の地域防災計画との整合性を図るため、指定行政機関又は指定地方公共機関が作成する防災業務計画の提出を求める。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災ビジョン

住民の生命及び財産を守るため、本市の地域特性や災害環境を踏まえて、災害に強いまちづくりの推進のため、次の事項を防災の基本方針とする。

1 防災のための都市づくり

災害による被害を最小限とするため、防災空間や防災拠点等の整備、防災情報通信機能の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い土地利用の推進、災害に強い交通やライフライン施設の整備、河川の改修等を進め、都市基盤の充実・強化を図る。

2 防災のためのひとづくり

住民一人ひとりが自分や家族、大切なひとの命を守るための方法や手段を知り、自立と助け合いの精神を持って、災害時の行動がとれることを目指す。また、市、防災関係機関等は防災対策の役割と責務を理解し、防災意識を高め、災害時の対応力を向上させる。

3 防災のための仕組みづくり

災害に対する備えと災害時の円滑な防災活動等を実行するため、防災組織の基となる自主防災組織の活動支援や育成強化を図る。また、市及び防災関係機関等は緊密な連携体制をとるとともに、住民と連携した組織的な活動ができる体制を確立し防災体制の強化に努める。

第2 重点項目

住民の生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の教訓や、近年の気象状況及び社会構造の変化を踏まえ以下の重点項目を定める。

1 減災に重点をおいた対策の推進

長野盆地西縁断層帯及び糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする地震では、甚大な被害が予測されている。また全国的に集中豪雨の発生件数が増加傾向にあり、これに伴い洪水や土砂災害などのリスクが高まっている。

これら災害に対し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方から、たとえ被災したとしても人命が失われないこと（災害に伴う地域での死者ゼロ）を最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える具体的な対策を推進する。

【主な対策】

- 建築物の耐震診断の推進及び耐震化率の向上
- 防災に関するマニュアルの充実
- 家具等の転倒防止や安全な配置の周知
- 防災マップ等による危険箇所の周知

2 情報の収集・伝達・発信体制の整備

防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムで収集・分析し、状況に応じた対応が迅速に実施できる体制や、災害時における住民への災害情報伝達手段の多様化について、近年の情報通信技術の動向を把握し、充実・強化を図る。

【主な対策】

- 防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる総合防災情報システムを活用した情報発信体制の強化
- 災害に強い防災行政無線の整備
- 既存防災行政無線の再整備時期に合わせたデジタル化への移行の推進

3 自助、互助・共助による被害の軽減

災害発生時は、消火、救助、医療、避難など多くの対応を行うことが必要になるが、行政が被災者支援の全てを行うには限界がある。そのため、住民自らが「自分の身は自分で守る」という意識を持った防災対策と自主防災組織による活動を中心とした自助、互助・共助により、被害の軽減を図る。

【主な対策】

- 自主防災組織の育成強化・訓練
- 事業所、学校、福祉施設等の防災力の向上
- 広報や講習会による啓発

4 中山間地域の防災対策の充実

長野市は、市町村合併によって市域が2倍以上に広がり、その多くは中山間地域であるため、災害発生時には初動の遅れや、集落の孤立が懸念される。そのため、事前の対策と地域の特性に配慮した迅速な対応により中山間地域の防災対策の充実・強化を図る。

【主な対策】

- 支所を中心とした初動指揮能力の強化
- 支所・防災拠点への分散備蓄
- 地域内で相互に支援する能力の向上
- 迅速な救援救助体制の整備

5 要配慮者に対する支援の充実

高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

【主な対策】

- 避難行動要支援者（※）への避難支援計画の作成
- 福祉避難所等の運営
- 世代や男女のニーズの違いに配慮した避難所運営
- 外国人に配慮した情報の提供

※避難行動要支援者…自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者

6 観光都市としての対策の充実

長野市は、善光寺の門前町として、さらに周辺の中山間地は、温泉、登山、スキーなど、観光が重要な産業のひとつである。これらの観光地では、文化財の防災対策はもとより、風水害等による観光施設での孤立や交通機関の不通等による帰宅困難観光客の発生も想定される。そのため、観光都市として、観光客の防災対策の充実を図る。

【主な対策】

- 観光施設の避難対応、情報連絡等の災害対応能力の向上
- 帰宅困難観光客への支援

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

長野市地域防災計画にかかわる防災関係機関その他の実施責任は、次のとおりである。

長野市	長野市は、基礎的な地方公共団体として、長野市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
長野県	市町村を包括する広域的な地方公共団体として、長野市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、長野市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。
指定地方行政機関	長野市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、長野市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。
指定公共機関及び指定地方公共機関	その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、長野市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を講じる。
住民・事業者	自らの生命・財産は、自ら守ることを基本に、防災活動等に努める。

第2 業務大綱

1 長野市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野市	(1) 長野市防災会議、長野市災害対策本部及び警戒本部に関すること (2) 防災施設の新設、点検、改良等整備に関すること (3) 防災のための調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること (4) 災害に関する予警報等の伝達に関すること (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (6) 避難指示等に関すること (7) 要配慮者の安全確保及び避難行動要支援者の安全な避難に関すること (8) 指定避難所の開設に関すること (9) 消防、水防その他応急措置に関すること (10) 被災者の救助及び救護措置に関すること (11) 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること (12) 災害時における文教及び交通対策に関すること (13) 救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関すること (14) 資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関すること (15) 通信施設の確保及び整備に関すること (16) 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること (17) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (18) 公共的団体の指導、自主防災組織等の育成指導に関すること (19) 防災に関する組織の整備に関すること (20) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止及び災害復旧のための措置に関すること

《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること (4) 水防その他の応急措置に関すること (5) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (7) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (8) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (9) 防災に関する調査研究、訓練の実施、境域及び広報に関すること (10) 長野市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整に関すること (11) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること (12) その他防災に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局 (長野県情報通信部)	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管区内各県警察の相互応援要請に係る連絡の調整に関すること
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の要請に関すること
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局 (長野県拠点)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出し及び動員に関すること (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
中部森林管理局 (北信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること

《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象・地象及び水象の予報及び警報・注意報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災気象知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること
信越総合通信局	(1) 電気通信の監理に関すること (2) 災害時における非常通信の確保に関すること (3) 災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること
関東地方整備局 (長野国道事務所) (長野管轄事務所) 北陸地方整備局 (千曲川河川事務所)	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ 路上障害物の除去等による緊急活動用道路の確保 エ 所管施設の緊急点検の実施 オ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的な応急対策の実施 (3) 警戒宣言時 ア 警戒宣言、予知情報等の迅速な伝達 イ 災害警戒体制の整備 ウ 人員・資機材等の配備・手配 エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 オ 道路利用者に対する情報の提供

4 長野県警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野中央警察署 長野南警察署	(1) 災害に関する情報の収集、情報共有に関すること (2) 災害時における避難誘導、救出、救助活動に関すること (3) 災害時における緊急活動用道路の確保、交通規制に関すること (4) 災害時における避難区域、避難所等の安全の確保と秩序維持に関すること

5 陸上自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること

《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	(1) 鉄道施設の防災に関すること (2) 災害時における避難者の輸送に関すること
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること
東日本電信電話(株)(長野支店) NTTドコモ(長野支店) K D D I(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
日本銀行(松本支店)	(1) 金融機関の支払に対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること
日本赤十字社 長野県支部	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること
国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること
日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関すること
日本通運(株)(長野支店)	災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
中部電力(株) (長野営業所) (篠ノ井営業所) 東京電力ホールディング(株) リニューアブルパワー・カンパニー (松本事業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること
東日本高速道路(株) (関東支社)	長野自動車道、上信越自動車道の防災に関すること

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区 長野県土地改良事業団体連合会	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること
帝石パイプライン(株) (長野支所) 長野都市ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関すること (2) ガスの供給に関すること
長野電鉄(株) しなの鉄道(株)	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
アルピコ交通(株) 長電バス(株) (公社)長野県バス協会	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株) 長野エフエム放送(株) (株)イフォーション・ネットワーク・コミュニティ	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること

《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)長野県医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
(一社)長野県歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事
(一社)長野県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事
(公社)長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
長野県石油商業組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する事
(一社)長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関する事
(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野市有線放送電話共同施設協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(株)ながのコミュニティ放送	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
(一社)長野市医師会 (一社)更級医師会 (一社)上水内医師会 (一社)須高医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
(公社)長野市歯科医師会 更級歯科医師会 上水内郡歯科医師会 埴科歯科医師会	災害時における歯科医療救護活動の実施に関する事
(一社)長野市薬剤師会 (一社)更埴薬剤師会	災害時における医療救護活動の実施に関する事
長野市商工業災害対策 連絡協議会	(1) 災害時における必要物資の供給並びに各種応援・協力に関する事 (2) 災害時における生活必需物資等の販売協力に関する事
(一社)長野市建設業協会 長野市電設業協会 長野市空衛設備協会 長野市水道工事協同組合 (一社)長野市開発公社 長野市生活環境協同組合 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 サントリービバレッジサービス株式会社 長野市委託清掃事業協同組合 (公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部長野県部会 (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部 (一社)中部電気保安協会 長野県石油商業組合北信支部 長野県レッカー協会 (一社)長野県建築士会長野支部 ・同更級支部 (一社)長野県警備業協会 長野LPG協会长野支部 北信測量設計事業共同組合 シーデューシー情報システム株 株式会社ゼンリン (一社)長野県タクシー協会	災害時における応急対策業務の協力に関する事
ながの農業協同組合 グリーン長野農業協同組合 共和園芸農業協同組合	(1) 県、長野市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 (5) 農産物の需給調整に関する事

《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野森林組合	(1) 県、長野市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事
漁業協同組合 (裾花川水系、千曲川水系、犀川殖産)	(1) 県、長野市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事
長野商工会議所 長野市商工会	(1) 県、長野市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関する事 (3) 災害時における物価安定の協力に関する事 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
社会福祉施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における教育対策に関する事 (3) 被災施設の災害復旧に関する事
危険物施設及び高圧ガス施設の 管理者	(1) 安全管理の徹底に関する事 (2) 防護施設の整備に関する事
青年会議所、女性団体等	(1) 長野市が行う災害応急対策の協力に関する事 (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事
(社福) 長野市社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れに関する事 (2) 避難行動要支援者への支援及び生活支援活動の協力に関する事 (3) 生活福祉資金貸付けの申込み受付に関する事
自主防災組織 住民自治協議会	(1) 出火防止及び初期消火に関する事 (2) 地区住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関する事 (3) 避難行動要支援者の避難支援、避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事 (4) 避難所の運営、炊き出し、救援物資の配布等の協力に関する事 (5) 被害状況調査、広報活動等、災害応急対策全般の協力に関する事

第3 住民・事業者等

名称	努める内容
住民	(1) 災害に強いまちづくりのため、地域において相互に協力する。 (2) 平常時から食品、飲料水、生活必需品（最低でも3日分程度、可能な限り1週間程度）の備蓄を行う。 (3) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。
事業者	(1) 事業活動にあたって、企業市民としての責任を自覚し、「災害に強いまちづくり」のために最大の努力を払う。 (2) 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力する。 (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、災害時においての一定の事業活動が継続的に実施できる体制づくりを推進する。 (4) 市、その他防災関係機関等が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策に協力する。
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。

第4節 長野市の概況

第1 自然条件

1 位置・面積等

本市は、本州の中央部長野県の北部に位置し、東は須坂市・小布施町・中野市、北は信濃町・飯綱町、西は小谷村・白馬村・小川村・大町市、南は生坂村・筑北村・麻績村・千曲市・上田市に接している。本市の面積等は、次のとおりである。

〈長野市の面積等〉	
面積	: 834.81 km ²
広ぼう	: 東西 36.5 km 南北 41.7 km
標高	: 最高 2,353m (高妻山頂上) 最低 327.4m (豊野町浅野地区)

2 地勢

本市は、長野県の北部千曲川と犀川の合流点を中心にして開けた長野盆地の中央部に位置し、上信越高原国立公園の飯綱山、戸隠山、黒姫山等の北信五岳を背景に、市の中央には、一級河川である千曲川(信濃川)、犀川の二大河川が流れている。

平野部は、犀川や裾花川などの急流河川のつくる扇状地と、扇状地に押されるように東端に細長く分布する千曲川の氾濫平野からなっている。

山間部は、標高2,353mの高妻山やその南に広がる標高500～1,000mのなだらかな西部山地、南の標高1,529.1mの保基谷岳などからなる急峻な河東山地で形成されている。

3 地質

本市には新生代の第三紀後半から第四紀にかけて堆積した地層が広く分布している。西部山地と河東山地には、主に、第三紀中新世から第四紀更新世にかけて堆積した固結～半固結の堆積物が分布している。長野盆地には、第四紀完新世の未固結堆積物が広く分布している。

4 地盤

本市の平野部の地盤は、犀川や裾花川などによって形成された扇状地を構成する砂礫層・礫層と、千曲川や犀川によって形成されてきた自然堤防などを構成する砂層と、氾濫平野や後背低地などの低地に分布する粘性土層などで構成されている。

5 気候

本市は海岸から遠く隔たり、四方を山に囲まれているため、内陸的な気候を示し、寒暖の差が大きい。年間の総降水量はほぼ1,000mm以下で、多雨多湿を特徴とする我が国の中では極めて少ない方である。

また、冬期は季節風の影響を受け、雪の降る日が多い。風は全般に弱く、台風や発達した低気圧が通過した場合でも海沿いの地方に比べると弱まる傾向がある。

第2 社会条件

1 人口

本市の世帯数は159,503世帯、人口は382,331人(平成28年11月1日現在、住民基本台帳の登録人口)で、近年はほぼ横這いである。

また、人口密度は458.0人/km²、1世帯あたり人口は、2.40人である。

年齢別人口(構成比)を見ると、14歳以下の年少人口が49,866人(13.0%)、15～64歳の生産年齢人

《第1章 総則》4 長野市の概況

口が224,520人（58.7%）、65歳以上の高齢者人口が107,945人（28.2%）となっており、少子高齢化が進んでいる。

2 建物

本市の建物棟数は、木造と非木造を合わせ全体で216,010棟、木造が164,211棟、非木造が51,799棟である。木造建物のうち、昭和35年以前建築のものが42,691棟、非木造建物のうち、昭和45年以前建築のものが7,819棟ある。（平成27年度防災アセスメントより）

木造建物、非木造建物とも善光寺平を中心とした平坦部に集中して分布している。建物が集中している地域では、新しい建物の建築が進み、昭和35年以前の木造建物の割合は少ない。一方、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条など市西部の中山間地域では、古い建物の割合が高くなっている。

3 道路

本市の道路は、幹線道路として南北に国道18号、東西には国道19号が通っている。長野市街地から戸隠・鬼無里方面には国道406号、小布施から松代には国道403号が通っている。このほか、市内には千曲川、犀川や多くの中小河川があるため、数多くの橋により結ばれている。

また、上信越自動車道及び長野自動車道が新潟、松本、関東方面とを結んでいる。

4 交通機関

市域には、東日本旅客鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社の各線が運行されている。その他、路線バスが運行されている。

第3 災害履歴

1 地震災害

本市に大きな被害をもたらした地震は、主に次のとおりである。

(1) 直下型の地震 ----- 1847年善光寺地震、1941年長沼地震、2014年長野県神城断層地震など

(2) 海洋性の地震 ----- 1854年安政東海地震など

(3) 群発地震 ----- 1965年～松代群発地震など

このうち、最も被害が大きかったのが善光寺地震で、直下型地震の恐ろしさを示している。

安政東海地震は、遠方より伝播したにもかかわらず、マグニチュード（地震の規模）が大きく、住家被害が人的被害に比して大きいことが特徴である。一方、松代群発地震は長期間に頻発した地震であり、個々の地震での被害は少なかったが、振動の反復と累積により被害の増大が目立った。

長野県神城断層地震は、長周期地震動が観測された地震であり、関東地方から中部地方の広い範囲で観測された。被害については、震源に近い鬼無里地区だけでなく、市の中心部にも被害が多く、広範囲に一部損壊などの小さな被害が数多く出たことが特徴である。

本市で最も懸念される地震は、善光寺地震タイプの直下型地震で、市内の人口、施設等の集中している地域の直下で地震が発生すれば、極めて大きな影響をもたらすことが予想される。

2 水害

本市における近年の主要な水害事例としては、次のものがあげられる。

(1) 昭和20年豪雨災害（台風19号、20号の影響による）

(2) 昭和24年9月豪雨災害（前線豪雨）

(3) 昭和56年8月台風15号災害

(4) 昭和57年9月台風18号災害

(5) 昭和58年9月台風10号災害

- (6) 昭和60年6～7月の長雨による災害（梅雨前線）
- (7) 平成7年7月豪雨災害（梅雨前線）
- (8) 平成16年10月台風22号・23号
- (9) 平成18年7月豪雨災害
- (10) 平成21年8月豪雨災害
- (11) 平成22年7月豪雨災害
- (12) 平成24年7月豪雨災害（気圧の谷）
- (13) 平成25年9月台風18号
- (14) 平成27年9月台風18号
- (15) 平成28年9月台風16号

これらの市内で広範囲に浸水が発生した水害の事例を分析すると、昭和20・30年代のものと昭和50年代以降のものでは、その発生状況が異なっている。昭和20年代の水害では、犀川の本川の堤防が決壊して浸水被害が発生していた（外水氾濫）が、昭和50年代の水害では本川の水位が上昇したため、支川が溢水し、浸水被害が発生している（内水氾濫）。

また、昭和50年代以降で、市内で広範囲に浸水被害が発生した水害（昭和56年～58年、60年）では、①連続日降水量が100mmを超える、②日降水量が50mmを超える、③千曲川上流の杭瀬下（千曲市）、生田（上田市）における流量が平均1,000mm³/秒を超えるという3つの条件が重なっている点が注目される。また、最近では、1時間に50mm以上という極めて短い時間の局所的な大雨の発生頻度が増加傾向にある。

3 土砂災害

本市は、西部山地と河東山地をひかえているため、過去にもしばしば土砂災害が発生している。土砂災害の発生は、水害と同様に台風などによる豪雨時に集中している。

本市における近年の主要な土砂災害事例としては、次のものがあげられる。

- (1) 昭和58年9月台風10号崖崩れ
- (2) 昭和60年6～7月の長雨による地すべり
- (3) 平成16年10月長雨台風22号による地すべり
- (4) 平成18年3月長雨融雪による地すべり
- (5) 平成19年10月長雨台風20号による地すべり
- (6) 平成22年7月豪雨による崖崩れと土石流
- (7) 平成27年9月豪雨による崖崩れ

(1) 地すべり

本市における地すべりは、西部山地に密に分布しており、倉並地すべり、茶臼山地すべり、地附山地すべり、萩之峰地すべり等の大規模地すべりも発生している。大規模地すべりには、急激な滑動形態をもつ地附山地すべりと長期間にわたって緩慢に滑動を続ける倉並・茶臼山地すべりの2つのタイプが認められる。

地すべり分布は、特定の地質地帯に密に発生している傾向が認められ、泥岩～砂質泥岩及びその互層や緑色凝灰岩地域で地すべりの分布が多い。

(2) 崖崩れ

本市における崖崩れの多発地帯は、西部山地、河東山地の蛭川上流部や保科川上流部、天神川上流などであるが、このような山地では崩壊が発生しても、直接的な被害を及ぼさない場合が多い。しかし、山岳道路沿いで発生すると、道路通行に影響を及ぼすことがある。

また、山麓部の宅地化により、潜在的な崩壊危険度は高まっている。

(3) 土石流

土石流は、山腹が崩壊して生じた土石等や溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象であるが、本市で発生した大規模な土石流災害には、善光寺裏の湯福川災害がある。この災害は、明治44年8月4日と昭和12年7月23～24日の2回発生している。

《第1章 総則》4 長野市の概況

このほか、昭和56年及び57年に河東山地の保科川、赤野田川、蛭川の流域で、平成21年には戸隠で、また平成22年に篠ノ井、信更地区で発生している。

4 その他の災害

(1) 市街地火災

江戸時代には、たびたび大火があり、焼失家屋数はかなり多かった。明治以降では、明治24年（1907年）松代町の大火、大正5年（1916年）保科町の大火がある。

近年は建物の防火、耐火や消防力の整備が進んで、市街地火災は発生していないが、一方で石油類や可燃性物質の増加によって火災の危険が高まっているのも事実である。

(2) 雪害

本市は、山地部を除けば積雪は少ないが、近年では、昭和55年、平成18年及び平成26年に大雪があり、全市的に家屋の損壊、交通機関の混乱が生じた。

(3) ため池の決壊による災害

本市の飯綱山腹にはため池が多くあり、昭和11年には一の倉ため池が、昭和14年には論電ヶ池がそれぞれ決壊し、下流の地区が氾濫し、家屋の流失、死者等の災害をもたらした。

(4) 事故災害

本市では、昭和60年の国道19号線大安寺橋からのスキーバス転落水没により25人死亡、重軽傷8人の事故があった。

また、平成8年更埴市（現千曲市）生萱で林野火災取材中のヘリコプター2機が空中接触し、本市篠ノ井横田地籍へ墜落大破炎上により6人が死亡した航空機事故があった。

(5) 林野火災

本市では、たき火の放置により、昭和62年に北郷ブランド薬師公園山林内で山林7haが、平成13年に安茂里小市で山林28haが、また平成14年に若穂川田で山林18haが焼失した。

第5節 被害想定

第1 地震の被害想定

1847年の善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯に加え、糸魚川―静岡構造線断層帯の発生を想定し、各地の震度・液状化危険性のほか、人的・物的な被害を予測した。想定断層の諸元は次のとおりである。

〈想定した地震断層の諸元〉

想定地震	マグニチュード	長さ	傾斜	位置
長野盆地西縁断層帯の地震 (善光寺地震を引き起こした活断層)	7.8	58km	45°	長野盆地西縁
糸魚川―静岡構造線の地震 (全体)	8.5	150km	30°	小谷村～早川町 小谷村～塩尻市
〃 (北側)	8.0	84km		

1 地震動・液状化

長野盆地西縁断層帯の地震では、断層に近い市の中央で震度6強から震度7が、市域の大部分で震度6強以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いと予測された。

糸魚川―静岡構造線断層帯の地震では、断層に近い市西部の広い範囲で震度7が、市域の西側半分以上で震度6弱以上が予測された。液状化危険度は、千曲川・犀川が運んだ土砂が堆積した低地で高いが、想定断層から離れた東部では、長野盆地西縁断層帯の地震に比べ、危険度は低いと予測された。

2 被害

それぞれの地震による被害量は、次のとおりである。

〈地震による被害量（冬の18時発生の場合）〉

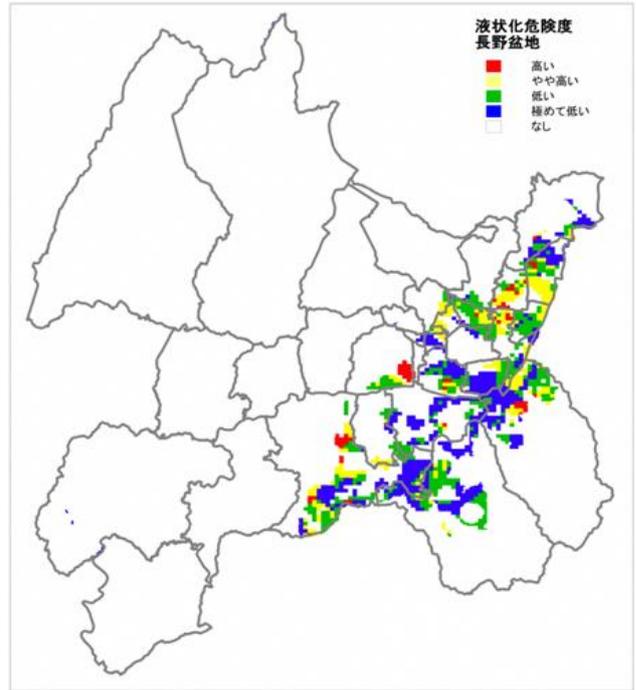
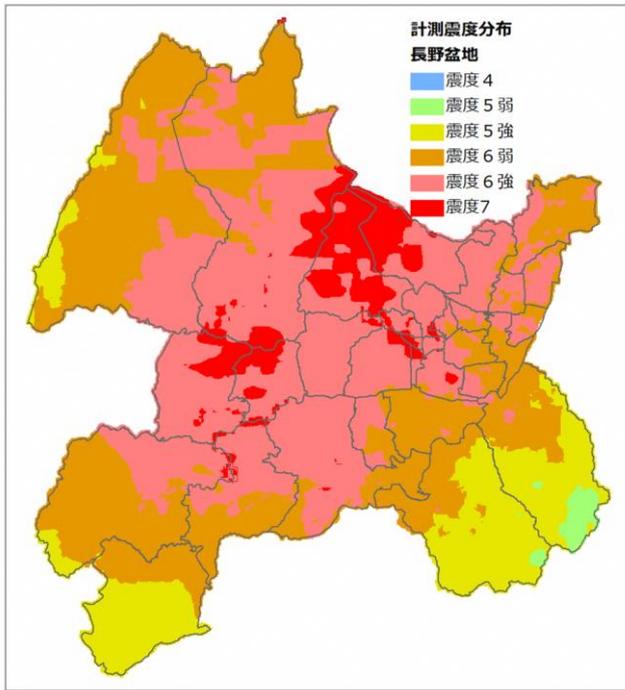
想定項目		長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川-静岡構造線断層帯の地震		
		被害数	被害率	被害数	被害率	
人的被害	死者	1,910人	0.5%	770人	0.2%	
	負傷者	10,850人	2.8%	4,240人	1.1%	
	重傷者	5,710人	1.5%	2,250人	0.6%	
	自力脱出困難者	6,300人	1.6%	1,000人	0.3%	
生活支障等	避難者	1日後	71,800人	18.7%	31,140人	8.1%
		2日後	134,410人	35.0%	62,400人	16.3%
		1週間後	116,660人	30.4%	48,970人	12.8%
		1ヶ月後	111,310人	29.0%	41,630人	10.9%
	災害廃棄物	3,319,820t	—	1,411,480t	—	
	孤立集落	258集落	—	249集落	—	
建物被害	全壊棟数	29,240棟	13.9%	13,200棟	6.3%	
	半壊棟数	32,730棟	15.6%	14,810棟	7.0%	
	焼失棟数	6,050棟	2.9%	2,030棟	1.0%	
ライフライン・交通施設被害	上水道	断水人口	369,290人	98%	305,980人	81%
	下水道	機能支障人口	347,140人	97%	289,580人	81%
	都市ガス	被災直後供給停止戸数	30,230戸	63%	0戸	0%
	電力	被災直後供給停止軒数	179,270軒	93%	138,980軒	72%
	固定電話	被災直後不通回線数 (停電の影響100%)	86,710回線	93%	67,220回線	72%
	緊急輸送路	被災箇所数	31箇所	—	32箇所	—
	鉄道施設	被災箇所数	129箇所	—	85箇所	—

※1 建物被害数には、火災による焼失被害と重複する棟数も含む。

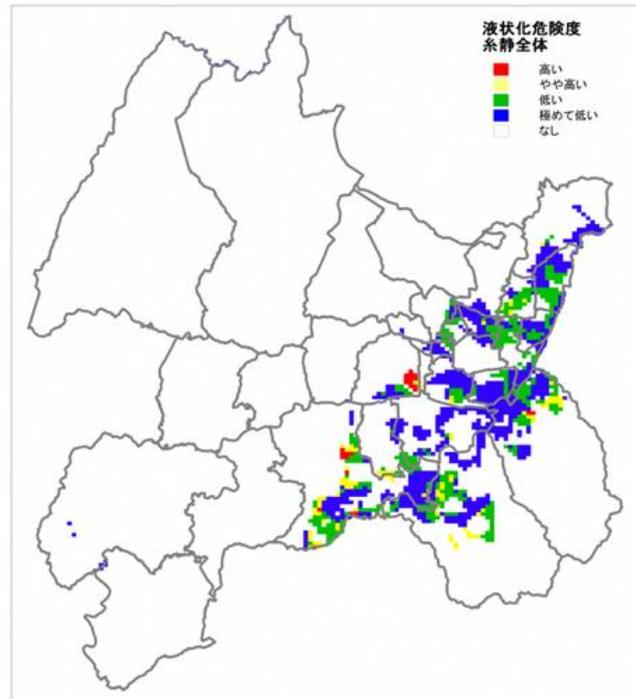
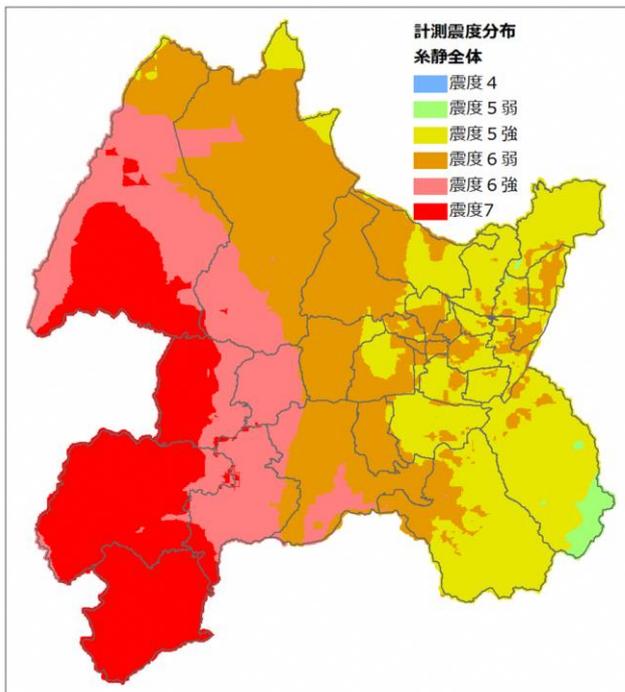
※2 被害数は、四捨五入をしているため、合計値があわない場合がある。

※3 重傷者は、負傷者の内数である。なお、重傷者とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者である。

※4 地震の発生時期は夏の12時、冬の18時、冬の深夜の3ケースを想定しており、建物被害が最大となるのが冬の18時である。人的被害が最大となるケースは長野盆地西縁断層帯の地震が冬の深夜に発生した場合で、死者数は1,980人となる。



〈長野盆地西縁断層帯の地震〉



〈糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震〉

第6節 財政

第1 長野市財政調整基金

災害対策基本法第101条の規定に基づき、災害により生じた経費の財源に充てる財政調整基金の積立てに配慮する。

第2 財政措置

本市は、基礎的地方公共団体として、市域内の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関と協力して地域防災計画を作成し、実施を推進する責務を有する。このため地域防災計画に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施を推進するため、有効適切な財政措置を実施するよう努める。財政措置としては、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 災害による被害の軽減を図るため、公共施設等の補修又は改良については、公共施設マネジメント指針との調整を図りながら、必要な財政措置に努める。
- (2) 災害に備える資材及び器材の備蓄に関して、必要な財政措置に努める。
- (3) 防災訓練及び防災知識等に要する経費について、必要な財政措置に努める。
- (4) 災害に備える情報・通信施設及び機器の整備等について、一層の整備を図るための財政措置に努める。
- (5) 災害に強いまちづくりを図るために、都市防災総合推進事業、市街地再開発事業、建築物の耐震改修事業等関連事業等との調整を図り、必要な財政措置に努める。

2 災害の応急対策

災害が発生し、応急対策に要する経費の支出が生じたときは、速やかに必要な財政措置を行う。

3 災害復旧

被災に伴う公共施設の復旧等に係る財政措置は、次により行う。

- (1) 公共施設の被害状況及び重要度等を考慮し、災害復旧計画を策定し、その実施方法を決定する。
- (2) 国庫補助、県費補助、起債の対象事業については、速やかに申請手続きを行う。
- (3) 国及び県の補助金など、特定財源を伴う施設の復旧に当たっては、交付決定等の収入の見通しがついてから執行する。ただし、緊急性を要するものについては、関係機関と調整し財源の確保に努める。
- (4) 災害復旧に要する経費は、必要により補正等の予算措置を行う。

第2章 災害予防計画

- 第1節 地震に強いまちづくり
- 第2節 災害情報の収集・連絡体制計画
- 第3節 活動体制計画
- 第4節 広域相互応援計画
- 第5節 救助・救急・医療計画
- 第6節 消防・水防活動計画
- 第7節 要配慮者支援計画
- 第8節 緊急輸送計画
- 第9節 障害物処理計画
- 第10節 避難の受入活動計画
- 第11節 孤立防止対策
- 第12節 食料品等の備蓄調達計画
- 第13節 給水計画
- 第14節 生活必需品の備蓄調達計画
- 第15節 危険物施設等災害予防計画
- 第16節 電気施設災害予防計画
- 第17節 都市ガス施設災害予防計画
- 第18節 上水道施設災害予防計画
- 第19節 下水道施設等災害予防計画
- 第20節 通信・放送施設災害予防計画
- 第21節 鉄道施設災害予防計画
- 第22節 災害広報計画
- 第23節 土砂災害等の災害予防計画
- 第24節 防災都市計画
- 第25節 建築物災害予防計画
- 第26節 道路及び橋りょう災害予防計画
- 第27節 河川施設等災害予防計画
- 第28節 ため池災害予防計画
- 第29節 農林水産物災害予防計画
- 第30節 積雪期の地震災害予防計画
- 第31節 二次災害の予防計画
- 第32節 防災知識普及計画
- 第33節 防災訓練計画
- 第34節 災害復旧・復興への備え
- 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画
- 第36節 企業防災に関する計画
- 第37節 ボランティア活動の環境整備
- 第38節 保健衛生等計画
- 第39節 災害対策に関する調査研究及び観測
- 第40節 観光地の災害予防計画
- 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

本章では、災害予防計画として、「災害に強いまちづくり、仕組みづくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防対策を定めた。なお、すべての計画には、①実施する主体、②市の主たる担当部課を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように示した。

なお、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 地震に強いまちづくり

市内における構造物・施設等については、防災基本計画や防災関係法令等を踏まえて耐震性を確保するとともに、地震に強い市づくりを図る。

地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震を想定した効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせる効果的に対策を推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
地震に強いまちづくりの推進 [市、交通・通信施設管理機関]	<p>地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して地震に強いまちづくりを総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。 ○地震被害想定を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を明確にし、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局

第2節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要であることから、市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、及びその情報を伝達する通信手段の整備並びに情報伝達手段の多ルート化等を進める。

第1 災害情報の収集・連絡体制の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害情報の収集・伝達体制の強化 [市]	異常現象等の通報や、雨量・水位等の観測情報について、迅速に収集・伝達する体制を充実するとともに、これらの情報に基づく注意、警戒の基準、体制を検討する。 ○異常現象等の通報・様式等の検討 ○注意雨量値及び警戒雨量値の避難指示等への活用の検討 ○長野市ホームページに公開している雨量情報の利用についての周知促進 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）やLアラート（災害情報共有システム）と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達の強化	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課
観測体制の高度化 [市]	洪水、土砂災害の警戒・予測体制の高度化を図る。	総務部危機管理防災課
長野市総合防災情報システムの維持管理 [市]	地象、雨量、水位、水防警報等、防災情報や災害情報を的確かつリアルタイムに収集・分析し、状況に応じた災害応急対策の迅速な意思決定を支援するため、システムの定期的な点検・保守を実施し、機器等の状態を維持管理する。	総務部危機管理防災課
訓練の実施 [市、防災関係機関]	円滑な情報収集機能の確保を図るため、訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 各部課

第2 情報の分析整理

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害調査実施体制の強化 [市、防災関係機関]	災害調査の実施体制を具体化し、迅速かつ効率的に災害状況を調査、把握できる体制を整える。 ○調査票、資機材等の備蓄促進 ○国・県への協力要請、連絡、活動等の実施方法の具体化 ○調査結果の整理、集約方法の検討 ○総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築	総務部庶務課 総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課

第3 通信手段の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災無線の強化 [市]	災害時の情報収集、伝達体制を強化するため、全市域に対応できる無線システムを整備する。 ○防災行政無線のデジタル化の推進と双方向無線通信の可能性の調査研究及び推進 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○既存システムの保守・点検の徹底 ○老朽化した既存システムの更新 ○通信回線の増強、デジタル化に伴う双方向通信設備の整備、防災拠点予定施設への受信機・MCA移動無線・衛星携帯電話の配備 ○非常用電源設備の整備及び無線設備や非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置	総務部危機管理防災課 消防局通信指令課
災害時優先電話指定の拡充 [市、NTT東日本・携帯電話各社]	災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、災害時における電話網の強化を図る。 ○市各部、防災拠点予定施設あるいは指定避難所等 ○市契約の携帯電話（災害現場－本部間連絡用）	総務部危機管理防災課 総務部庶務課
災害用電源装置の整備 [市]	通信の支障をきたさないよう、通信設備への災害用発電装置の整備を検討する。 ○無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電装置等の整備検討	各施設所管課
無線通信に関する関係者との連携強化 [市]	無線を取り扱う事業所、民間団体、信越地方非常通信協議会等と連携し、情報収集拠点及び通信網の多ルート化を図る。 ○市職員のアマチュア無線資格保有者、アマチュア無線愛好家団体との連携体制構築 ○災害時相互協力協定の検討 ○技術研修の実施	総務部危機管理防災課
訓練の実施 [市]	実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。	総務部危機管理防災課 各部課

第3節 活動体制計画

迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要であることから、職員の非常参集体制、組織及び防災拠点について整備を図る。

第1 職員の参集・活動体制

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
職員動員配備 [市]	職員による非常参集及び組織体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。また、大規模災害時の職員参集体制について、職員の被災や、交通、通信手段の障害発生等を想定し対応する。 ○職員動員配備表及び連絡網の作成・更新 ○指定場所に参集できない場合の参集方法、応急的組織、事後対応の検討	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課
個別応急対策活動マニュアルの作成 [市、防災関係機関]	地域防災計画に基づき、災害時に各部が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。	各部課
情報連絡窓口の明確化 [市、防災関係機関]	防災関係機関の情報連絡窓口、責任者を明確にし、関係者がリアルタイムに情報共有する体制を確立する。 ○連絡窓口、責任者一覧表の作成・更新	総務部庶務課 総務部危機管理防災課
総合防災情報システムの活用 [市]	総合防災情報システムを活用して迅速な職員招集体制を整備する。	総務部危機管理防災課
支所への災害対応支援職員配備 [市]	災害発生の初動時において効率的に情報収集及び指定避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として任命する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課

第2 組織の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
長野市防災会議の設置 [市]	災害対策基本法第16条に基づき、長野市防災会議を設置し、市域の災害特性及び地域特性に対応した長野市地域防災計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。	総務部危機管理防災課

第3 防災中枢機能等の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災活動拠点施設の機能強化 [市]	災害対策本部（消防局庁舎含む）、指定緊急避難場所及び指定避難所、救護所あるいは物資輸送拠点等、災害応急対策活動の拠点となる予定施設について、拠点としての機能を果たすための点検、整備を行う。 ○耐震点検調査、耐震補強の検討 ○代替施設の確保 ○貯水槽、非常用電源（太陽光、風力、水力などの自然エネルギーや蓄電池の活用）、配管設備類の固定強化、排水施設・擁壁等の整備、予備燃料の確保、バリアフリー化等の検討 ○救助用具・食料品等の備蓄倉庫整備	各施設所管課 総務部危機管理防災課
公園の防災機能確保 [市]	都市公園において災害の緩衝機能及び避難・救護活動の場を確保できる機能を考慮して整備するよう推進する。	都市整備部公園緑地課

第4 複合災害への備え

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害対応要員及び資機材等の確保 [市]	後発災害に不足が生じないように、要員・資機材の投入判断に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課

第5 業務継続性の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
業務継続計画の運用、見直し [市]	実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。	総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 各部課

第4節 広域相互応援計画

災害規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

第1 防災関係機関相互の連携体制整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
応援要請及び受入れ体制等の整備 [市]	応援要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法等を取り決めておく。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。	総務部危機管理防災課

第2 県内全市町村間の相互応援協定

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく相互応援体制の確立 [市、県、他市町村]	応援内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めておく。 また、備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施する。 なお、本市は代表市であるため、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議への出席あるいはブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。 ○県市長会及び県町村会等との連携	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課

第3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
「長野県消防相互応援協定」に基づく相互応援体制の確立 [市、県、他消防本部]	協定に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 ○実践的な合同訓練等の定期的実施	消防局総務課 消防局警防課
緊急消防援助隊の訓練の実施 [市、県]	県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等を実施する。	消防局総務課 消防局警防課

第4 他市等との相互応援協定

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害時相互応援協定の運用体制の確立 [市、他市町村]	応援協定の運用を強化するため、他市等との連携体制を確立する。 ○災害時相互応援協定（町田市、富山市、上越市、静岡市、甲府市） ○中核市災害相互応援協定	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課

第5 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」における連携強化 [市、県、他市町村]	応援内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めておく。 また、共同で訓練等を実施する。	総務部危機管理防災課

第6 広域防災拠点の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災拠点の確保及び情報の共有 [市、県、関係機関]	被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施された際、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、市及び県が選定した防災拠点の諸元（面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等）を把握し、部隊の展開・宿営、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課 会計局会計課 会計局検査課 消防局警防課

第7 受援体制の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
受援体制の整備 [市、県、関係機関]	内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、大規模災害を想定した、次のような内容を含む受援計画を策定し、訓練による検証や見直しを推進する。 ○応援業務のリスト化、受入環境の整備 ○災害救助法の適用が可能な救援物資等のリスト化、協定団体との情報共有 ○物流事業者の輸送拠点の把握、耐震性や非常電源等の整備促進並びに災害協力協定の締結 ○受援困難な地区における長期保存可能な食糧等の備蓄促進 ○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備	総務部危機管理防災課 企画政策部企画課

第5節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。また、医療支援体制の整備を図るとともに、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第1 救助・救急用資機材の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
救助・救急用資機材の整備 [市]	災害時に地域が分断された場合を想定し、各地で消火、救助、救急活動を行うための資機材を整備し、広域避難場所や消防署等に備蓄資機材を整備する。 また、事業者等からの救助資機材の調達に関する協定締結を推進する。 ○初期消火用具等の整備 ○救助・救急用資機材の整備	消防局警防課 総務部危機管理防災課
建設事業者等との応援体制の強化 [市]	建設業協会等と協力し、災害時の生業者等の救出活動について協力体制を強化する。 ○応援協定に基づく活動の実施体制の具体化 ○重機・資機材・作業員の派遣協力体制の具体化	総務部危機管理防災課 建設部監理課
救急・救助隊員の養成 [市]	消防局において、救急・救助隊員を養成し、職員の災害対応能力の充実を図る。 ○救急資格者、救急救命士の養成 ○救急隊員の教育研修の推進 ○救助隊員の救助技術の向上 ○高度な技術・資機材を有する救助隊の整備	消防局総務課 消防局警防課

第2 医療用資機材等の備蓄

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達における協力体制の確立 [市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	医師会、歯科医師会、薬剤師会、長野市商工業災害対策連絡協議会、県健康福祉部、日本赤十字社長野県支部、災害拠点病院（長野赤十字病院）等と協力し、医療用資機材、医薬品等の確保体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、医療用資機材、医薬品等調達方法等の実施体制の具体化検討	保健所総務課 保健所健康課
トリアージタグの備蓄整備 [市]	統一規格に従ったトリアージタグ（識別票）、トリアージシートの備蓄整備を行う。 ○多数傷病者事故対応訓練の実施	消防局警防課 保健所総務課 保健所健康課
医薬品等の備蓄整備 [市、地方独立行政法人長野市民病院]	地方独立行政法人長野市民病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図る。	保健福祉部医療連携推進課

第3 災害医療支援体制の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
救護所の整備 [市]	救護所の設置予定施設に、医療救護活動のために必要な整備を図る。 ○救護所設置予定施設の点検、救護設備・資器材等の整備 ○医師会及び関係団体との協議による、救護所設置に係る要員の編成及び備品等整備の計画検討 ○応急救護用医療用資器材・医薬品の配備検討	保健所総務課 保健所健康課
医師会等との連携強化 [県、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	県保健福祉事務所・医師会等と連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の充実を図る。 ○協定に基づく、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の編成方法、連絡方法、活動方法、医療資器材、医薬品等の調達方法等についてのマニュアル検討、訓練の検討 ○医師会、歯科医師会、薬剤師会との協定の見直し等 ○トリアージ技術等の研修実施 ○保健師、カウンセラーの確保 ○災害時のメンタルヘルスケアの検討	保健所総務課 保健所健康課

第4 消防、医療及びその他の関係機関相互の連絡体制の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ヘリコプターによる搬送体制の強化 [市]	防災関係機関と協力し、重症患者（座滅症候群）等の搬送体制を強化する。 ○県消防防災ヘリコプター、広域航空消防応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、ドクターヘリコプター等の調整 ○市内病院、高度医療機関へのヘリポートの整備推進	総務部危機管理防災課 消防局警防課 保健所総務課
警察、自衛隊、緊急消防援助隊等との連携強化 [県、市、警察署、自衛隊]	警察、自衛隊、緊急消防援助隊、長野県消防相互応援隊、その他機関の救助隊と協力し、災害時の救助活動体制を強化する。 ○災害時の要請、連絡、活動方法、連携方法の検討	総務部危機管理防災課 消防局警防課
医療情報システムの保守・拡充 [国、県]及び活用 [市]	災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用する。 ○操作等の研修・訓練の実施	保健所総務課

第6節 消防・水防活動計画

大規模災害等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の強化及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第1 消防計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
常備消防力の強化 [市]	「消防力の整備指針」に適合するように、消防力の強化を図る。また、都市構造の高層化、深層化、大規模事故等の困難な救助事象にも対処できる消防力の整備・増強を図る。 ○消防車両・資機材の軽量及び高性能化 ○震災時に有効な特殊車両・資機材・装備の充実	消防局警防課 消防局総務課
消防団の活性化 [市]	消防団機能の充実を図るため、消防団の活性化を図る。また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○活動拠点施設の整備促進 ○消防器具置場の整備 ○消防用資機材の計画的導入・配備 ○装備・設備の小型化・軽量化 ○防火衣・防火帽等安全装備の充実 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備 ○事業所勤務者団員（機能別団員）の活用	消防局警防課 総務部危機管理防災課
消防水利の多様化及び適正化 [市]	「消防水利の基準」に適合するように、消火栓、防火水槽及びその他多様な消防水利について整備を図る。 ○老朽防火水槽の更新及び設備の耐震化 ○市街地及び密集地に、50,000㎡あたり40㎡以上の防火水槽を1つ以上整備 ○自然水利、プール等指定消防水利の活用促進 ○公園、道路、公共施設敷地内への設置 ○避難場所への飲料水兼用防火水槽の整備	消防局総務課
自主防災組織等との連携強化 [市]	資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課
消防・水防活動の担い手確保 [市]	NPO、民間事業者等を消防協力団体として指定し、育成強化を図る。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 消防局予防課
火災予防 [市]	○防火思想、知識の普及 ○防火管理者制度の効果的な運用 ○危険物保有施設への指導	消防局予防課

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
初期消火資器材等の普及 [市]	各家庭や事業所等において、初期消火資器材等や知識の普及を推進する。 ○カーテン、じゅうたん等防災製品、消火器、対震自動消火装置付火気器具の普及啓発 ○住宅用火災警報器等の設置促進 ○灯油等危険物の安全管理促進 ○異常乾燥及び強風時における防火管理の徹底 ○取扱方法の習得	消防局予防課
消防無線の強化 [市]	大規模災害時の、広域消防応援のための相互通信体制及び災害現場の情報を迅速かつ的確に収集する体制を強化する。 ○消防・救急デジタル無線の充実 ○不感地帯・通信の輻輳解消の促進	消防局通信指令課
災害対応困難箇所の把握 [市、県公安委員会]	災害対応活動が困難になると想定される箇所を調査、把握する。 ○線形不良箇所、細街路の角切、拡幅整備、電柱・電信柱の埋設化、駐車車両の排除等の促進	建設部監理課 都市整備部都市政策課
応援協力体制の確立 [市]	自らの消防力のみでは対応できない、又は対応できないことが予測される場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他市等に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。	消防局総務課 消防局警防課 総務部危機管理防災課

第2 水防計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
水防体制の整備 [市、消防団]	<p>実践的な水防活動を行えるよう、水防体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連絡、巡視、点検及び安全域への避難等の実施方法の具体化 ○出水期前の水防訓練の実施（毎年6月第1土曜日） ○各重要水防箇所の水防工法の検討 ○洪水ハザードマップを活用した体制の強化 ○NPO、民間事業者、自主防災組織等多様な主体を水防協力団体として指定し、育成強化を図る。 	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 建設部河川課</p>
水防資器材の整備 [市]	<p>水防倉庫等の水防資器材の管理について万全を期する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資器材の備蓄、更新、補充及び拡充推進 	消防局警防課
浸水想定区域の防災対策 [市、関係施設]	<p>ハザードマップを作成するとともに、ガイドライン等に基づき浸水区域内の防災対策を行う。</p> <p>《対象河川》 国管理河川…千曲川・犀川（両郡橋下流）（2河川） 長野県管理河川…犀川（両郡橋上流）・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川（13河川）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域ごとの洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 ○区域内にある地下施設、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の名称・所在地を公表 ○区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称・所在地を公表 ○これら施設管理者による「避難確保・浸水防止計画」の作成及び自衛水防組織の設置、訓練の実施並びに市長への報告及び計画の公表を指導 	総務部危機管理防災課

第7節 要配慮者支援計画

市・県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者（特に避難行動要支援者）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる。

第1 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
「長野市避難行動要支援者避難支援プラン」の運用 [市]	<p>地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理して作成した全体計画を運用する。</p> <p>《プランの内容》</p> <p>○避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>＜避難行動要支援者の把握＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部局が所管する避難行動要支援者に関する情報を集約・把握し、避難行動要支援者台帳（兼調査票）を作成 ・調査票を避難行動要支援者に配付し、必要事項の記載が済み提出された調査票により台帳を編綴し、その台帳から避難行動要支援者名簿を作成 <p>＜範囲＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から生活の状況等を見守ることが必要な75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 ・介護保険における要介護3、4又は5の状態に該当すると認定された者 ・身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚障害及び聴覚障害以外の障害にあっては、障害等級1級又は2級に該当する者に限る。） ・療育手帳の交付を受けた者のうち判定の区分が重度である者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級1級に該当する者 ・特定疾患医療受給者証所持者のうち重症と認定された者、筋萎縮性側索硬化症患者、スモン患者及びプリオン病患者 ・遷延性意識障害医療受給者証の所持者 ・長野市小児慢性特定疾患医療受診券所持者のうち重症患者認定者 ・その他市長が認める者 <p>＜更新時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の全員を対象に、内容の再調査をおおむね3年ごとに行うほか、毎年度当初、名簿への新規登録を行うための調査を実施 	<p>総務部危機管理防災課</p> <p>総務部情報政策課</p> <p>地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</p> <p>保健福祉部福祉政策課</p> <p>保健福祉部高齢者福祉課</p> <p>保健福祉部介護保険課</p> <p>保健福祉部障害福祉課</p> <p>保健所健康課</p> <p>消防局予防課</p> <p>消防局警防課</p>

《第2章 災害予防》7 要配慮者支援計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
	<p><記載事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、生年月日及び性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由 <p>○避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に同意を得た者の情報を、避難支援等関係者に事前に提供 <p><避難支援等関係者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市消防局及び長野市消防団 ・長野県警察（長野中央警察署及び長野南警察署） ・民生委員 ・長野市社会福祉協議会 ・住民自治協議会及び自主防災組織（行政連絡区） <p>○発災時等における避難行動要支援者の避難支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段の活用による情報伝達 ・役割分担の明確化 ・避難支援等関係者の安全確保 ・守秘義務 ・未同意者に対する支援体制 ・安否確認の実施 <p>○避難支援計画（「わたしの避難計画」）の作成</p> <p>○避難行動支援に係る互助・共助力の向上</p> <p>○長野市避難行動要支援者名簿等の整備等に関する要綱</p> <p>○避難行動要支援者の避難支援の手引き等</p>	
<p>避難行動要支援者の移送計画の作成 [市]</p>	<p>安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>総務部危機管理防災課 保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 教育委員会総務課</p>
<p>要配慮者支援計画の作成 [市]</p>	<p>地域における災害特性等を踏まえ、各地区の住民自治協議会・自主防災組織を中心とした避難支援等関係者による個別計画（「わたしの避難計画」）の作成を進めていくとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成を検討する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 企画政策部秘書課国際室 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 地域・市民生活部人権・男女共同参画課 保健福祉部 保健所健康課 消防局予防課</p>

第2 在宅者対策

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
指定避難所の整備 [市]	安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄を行う。	各施設所管課 総務部危機管理防災課
福祉避難所運営計画の整備 [市]	県策定の「要配慮者防災・避難マニュアル策定指針」等に基づいて、「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」等の整備を行う。	保健福祉部福祉政策課
避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 [市]	在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。	保健福祉部福祉政策課 保健福祉部高齢者福祉課 保健福祉部介護保険課 保健福祉部障害福祉課 保健所健康課 総務部危機管理防災課
要配慮者優先ルールの周知 [市]	災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルールについて、住民への周知徹底を図る。	保健福祉部 消防局予防課
地域ぐるみの支援体制づくり [市、社会福祉協議会]	住民や民生委員、児童委員、ボランティア組織等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 ○近隣住民とのコミュニケーションづくりの推進（災害時住民支え合いマップ等の活用推進） ○自主防災組織による要配慮者の安全確保の確立 ○訪問体制の推進	保健福祉部 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課
要配慮者支援協力体制の整備 [市、社会福祉協議会]	県、他市町村、福祉関係機関と協力し、要配慮者の支援・受入れ等の体制を検討する。	保健福祉部 保健所健康課
バリアフリー化の促進 [市]	道路、公園、公共施設等でのバリアフリー化を促進し、要配慮者が避難しやすい環境整備を推進する。 ○段差の解消、点字ブロック、スロープの設置等 ○市有施設のユニバーサルデザインへの対応促進	保健福祉部 都市整備部 建設部道路課 建設部建築課 各施設所管課

第3 要配慮者利用施設対策

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
社会福祉施設における支援体制整備 [市、県]	<p>市内の社会福祉施設における、要配慮者支援体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災設備等の整備 ○自衛消防組織の設置 ○職員、施設利用者への防災教育・訓練の実施 ○飲料水・食料品、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、福祉用具等の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分） ○消防・警察・地域組織等との緊急連絡体制整備 ○地域応援協定締結の促進 ○自主防災組織・住民自治協議会、ボランティア、近隣施設等との避難協力体制の構築 ○医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアル作成を指導 ○関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導 	<p>保健福祉部 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 地域・市民生活部人権・男女共同参画課</p>

第4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
外国籍住民、外国人旅行者等、観光客の安全確保 [市、防災関係機関]	<p>観光やイベント等による市外からの来訪者や外国人等に、災害危険箇所や指定緊急避難場所等の情報を提供し、防災意識を喚起するとともに、避難誘導体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備 ○被災者への情報提供体制の整備 ○指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 ○旅館・ホテル・観光地・駅・ガソリンスタンド等での防災マップ等の掲示及び「災害時における対応（心得）」の作成 ○指定緊急避難場所誘導標識の増設と英文併記の推進 ○地区の自主防災組織・住民自治協議会、事業所（自衛消防隊）、商工会等との連携による避難誘導体制の検討 ○帰宅困難者、滞留旅客対策の検討 	<p>総務部危機管理防災課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</p>

第5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
要配慮者利用施設等の安全対策 [市、県]	<p>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設について、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練の実施 	<p>保健福祉部</p>

第8節 緊急輸送計画

大規模災害発生時には、消火活動、救急・救助活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第1 緊急交通路確保計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
緊急活動用道路予定路線の周知 [市]	大規模災害時の緊急輸送活動等を迅速に行うため、国・県及び警察と連携して、防災拠点や指定緊急避難場所等を連携する路線を「緊急活動用道路」として指定し、住民等に周知する。	建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課
緊急活動用道路予定路線の点検・整備 [道路管理者]	緊急活動用道路予定路線について、定期的な巡回点検を行うとともに、未改良区間の整備を進め、災害に強い道路網を確保する。 また、通行規制に伴う標識等の資機材の確保を図る。	建設部道路課 建設部維持課
道路管理者、警察の連携強化 [道路管理者、警察署]	国・県等の各道路管理者及び警察と連携して、災害時の緊急交通路確保のための交通規制や実施体制について、事前調整を行う。	建設部道路課 建設部維持課
道路利用者への啓発 [道路管理者、警察署]	災害発生時における、ドライバー等の適切な判断と行動を促すため、災害時のドライバーの措置について、知識普及を促進する。	地域・市民生活部地域活動支援課
道路状況に関する情報収集協力体制の強化 [市]	郵便局、タクシー会社等と協力し、災害発生直後における道路の被害状況や渋滞状況に関する情報収集・提供について協力体制を確立する。	都市整備部交通政策課
長野市耐震改修促進計画[市]	緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた指導・支援	建設部建築指導課

第2 拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
拠点臨時ヘリポートの指定・整備 [市]	防災活動の拠点施設又は周辺地において、災害時の拠点臨時ヘリポートの確保を推進する。 ○広域航空消防応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター等の受入れ予定場所の検討	総務部危機管理防災課 消防局警防課

第3 輸送体制の整備計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の運用体制の点検 [市]	「拠点臨時ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」について、それらの輸送拠点と道路ネットワークや運送手段との連携に問題がないか施設管理者等関係者と定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。	消防局警防課 総務部危機管理防災課 建設部道路課 建設部維持課 都市整備部都市政策課 財政部管財課 商工観光部観光振興課(施設所管課) 文化スポーツ部スポーツ課(施設所管課) 都市整備部公園緑地課(施設所管課) 教育委員会総務課(施設所管課)
運送事業者等との応援協力体制の強化 [市]	トラック協会及び長野県タクシー協会等と協力し、災害時の人員、応急資機材、救援物資等の輸送を行う体制を具体化する。 ○運送業者団体・レンタカー協会等との協定等の検討 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化	財政部管財課
燃料の供給体制の整備 [市]	燃料について、石油取扱事業者等と供給体制について具体化する。 ○要請方法、連絡先等の実施体制の具体化	財政部管財課

第4 緊急通行車両等の事前届出の確認

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
緊急通行車両等の事前届出 [市]	市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察本部(交通規制課)への事前届出を行う。 ○緊急通行車両等の事前把握 ○確認事務の省力化、効率化推進	財政部管財課

第9節 障害物の処理計画

災害発生直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、放置車両や立ち往生車両等の障害物、河川の決壊、流倒木などにより、通行が不能あるいは困難な状態となることが予想される。そのため、応急対策について関係事業者と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
建設事業者等との応援協力体制の強化 [市]	建設業協会、長野県レッカー協会等と協力し、緊急時の道路啓開、道路の応急復旧作業について、応援協定に基づく活動の実施体制を具体化する。 ○要請方法、連絡、活動方法等の実施体制の具体化 ○区間担当事業者、資機材等の調達体制の検討	建設部維持課
森林組合等林業関係団体との応援協力体制の強化 [市]	森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	農林部森林整備課

第10節 避難の受入活動計画

災害時の迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者や帰宅困難者、帰宅困難観光客（以下「帰宅困難者等」という。）にも配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第1 避難計画の策定等

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
避難計画の作成[市]	<p>県策定の「避難所マニュアル策定指針」等に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成する。</p> <p>また、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法 ○高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ○指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 ○指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 ○指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 ○指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・給食措置 ・給水措置 ・毛布、寝具等の支給 ・衣料、日用品の支給 ・負傷者に対する救急救護 ○指定避難所の管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の受入れ中の秩序保持 ・避難住民に対する災害情報の伝達 ・避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ・避難住民に対する各種相談業務 ○避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <平常時における広報> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ・住民に対する巡回指導 ・防災訓練等 <災害時における広報> <ul style="list-style-type: none"> ・広報車による周知 ・避難誘導員による現地広報 ・住民組織を通じた広報 	<p>総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部文化芸術課 文化スポーツ振興部スポーツ課 教育委員会総務課 教育委員会家庭・地域学びの課 教育委員会文化財課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課</p>
帰宅困難者等対策[市]	<p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>企画政策部秘書課国際室 都市整備部交通政策課 商工観光部観光振興課</p>

第2 指定緊急避難場所の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
指定緊急避難場所の指定 [市]	都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等を「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」によりあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。	総務部危機管理防災課 施設所管課
広域避難場所の見直し・整備 [市]	延焼火災からの安全を確保する広域避難場所について、点検や安全対策を行うとともに、新規候補地の調査を行う。 ○施設及び周辺状況の安全点検 ○避難場所内、周囲の危険要因、障害要因の解消促進 ○情報伝達設備等の整備促進	総務部危機管理防災課 文化スポーツ振興部スポーツ課 都市整備部公園緑地課 教育委員会総務課
民間施設等の緊急避難場所提供・協力体制の確保 [市]	指定緊急避難場所のほかに、住民等が身の安全を確保するためにまず駆け込む施設等について、住民自治協議会等と民間施設との協定により確保するための支援を行う。	総務部危機管理防災課

第3 指定避難所の確保

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
指定避難所の指定 [市]	被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により指定する。 ○換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備 ○備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備 ○食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄 ○段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設の整備 ○「避難所運営マニュアル」の整備	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課
福祉避難所の指定 [市]	一般の避難所では生活が困難な障害者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する。	保健福祉部
避難者の受入体制等の確保 [市]	その他避難者を円滑に受け入れるため、次の事項を検討する。 ○医療機関、社会福祉施設等への避難行動要支援者の緊急受入れ体制 ○緊急避難場所から避難所への避難行動要支援者を移送体制（運送事業者等の協力等） ○他の市町村の被災者の指定避難所への受入れ	総務部危機管理防災課 教育委員会総務課 施設所管課 保健福祉部

第4 住宅の確保体制の整備

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
住宅の応急修理、障害物除去、応急仮設住宅建設実施体制の具体化 [市]	長野市建設業協会、長野市電設業協会、長野市空衛設備協会等と協力し、大量の住宅被害が発生した場合の、住宅の応急修理、障害物除去、応急仮設住宅の建設を迅速に実施する体制を整備する。 ○要請、連絡、配備、活動等の実施計画の策定検討 ○配備体制、資機材等の調達体制の検討 ○応急仮設住宅建設候補地の検討（学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する）	建設部建築指導課 建設部住宅課 建設部建築課
公営住宅・民間住宅の供給体制整備[県、市]	住宅被災者のために、利用可能な公営住宅等の把握、賃貸住宅等の借り上げ等を行い、被災者に住宅を供給する体制を整備する。	建設部住宅課

第5 学校等における避難計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
学校・保育所等の安全対策実施体制の強化 [市]	小・中学校、保育所等において、災害時における児童・生徒、乳児・幼児等の安全確保実施体制を整備するほか、各学校の防災計画作成を促進する。 ○教職員、保護者への情報伝達体制 ○保護者への引渡し要領 など	教育委員会学校教育課 こども未来部こども政策課・マリッジサポート課・保育・幼稚園課

第11節 孤立防止対策

中山間地域には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋りょうと隧道とによってつながっている。こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、その対策を推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
通信手段の確保 [市]	孤立地域における、災害時の通信手段の確保を図る。 ○防災行政無線のデジタル化と双方向無線通信の推進 ○消防団携帯型消防デジタル無線との連携 ○災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保 ○アマチュア無線愛好家との連携 ○その他、あらゆる通信手段の活用について調査研究	総務部危機管理防災課 消防局通信指令課
災害に強い道路網の整備 [県、市]	代替路、迂回道路などとなる市道、農道、林道等の整備を推進する。	建設部道路課 農林部農業土木課 農林部森林整備課
孤立集落への対策 [市]	孤立集落への支援体制を検討する。 ○孤立可能性地域の人口、要配慮者、観光客数などの実態把握 ○自主防災組織の育成 ○指定避難所の確保 ○住民の備蓄の促進、行政備蓄の分散配置	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 商工観光部観光振興課 消防局警防課 消防局通信指令課

第12節 食料品等の備蓄調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料品や生活必需品の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定 71,800 人）の2食分の食料備蓄を、防災備蓄倉庫と併せて整備する。併せて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課

第13節 給水計画

被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
応急給水源の確保・整備 [県、市]	災害発生直後に必要な量の消火用水や飲料水を供給できるよう、水源を確保し必要な整備を行う。 ○他市町村との広域的な連携強化 ○配水池等の緊急遮断弁等の設置、応急給水方法の検討	上下水道局
県・周辺市町村水道事業体等との相互応援協力体制の確立 [市]	応急給水や水道施設の迅速な復旧を図るために、県、他市町村水道事業体、日本水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立する。 ○応援、受入れの具体的手順の検討	上下水道局
災害時協力体制の整備 [市]	応援協定等に基づき、応急給水、応急復旧活動を円滑に行う体制を強化する。 ○日本水道協会中部地方支部、長野県水道協議会、長野市水道工事協同組合等との協定に基づく要請、連絡、給水活動等の実施体制の具体化	上下水道局

第14節 生活必需品の備蓄調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料品や生活必需品の備蓄・供給は重要である。住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間（可能な限り1週間）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。市はこの間、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。更には防災備蓄倉庫の整備を計画的に進める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
食料品・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 [市]	地震発生1日後に想定する避難者数（長野盆地西縁断層帯の地震想定 71,800 人）の2食分の食料を備蓄する。加えて、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。また、災害備蓄品目の検討、孤立可能性地域の支所等への分散備蓄などを含めた災害備蓄年次計画を策定し充実を図る。	総務部危機管理防災課
食料品・生活必需品等の供給計画 [市]	長野市商工業災害対策連絡協議会等と連携し、災害時の食料品、生活物資等の円滑な調達、安定した供給体制を強化する。 ○応援協定に基づく、要請、連絡、調達等の実施方法の具体化検討 ○輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整	財政部契約課 地域・市民生活部市民窓口課 総務部職員課

第15節 危険物施設等災害予防計画

大規模災害により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。また、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防火対象物等の行政指導 [市]	<p>管理権原者及び防火管理者等に対し防火・防災管理体制を確立するよう立入検査等を通じて行政指導を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備の安全確保 ○危険物の安全取扱いと適正管理 ○消火・警報・避難設備等の適正管理及び設備増強 ○防火管理者・防災管理者の育成・指導 ○従業員等への防火、防災教育 ○消防用設備等の点検整備 ○訓練方法等の助言 	消防局予防課
危険物等の災害の防止 [県、市]	<p>石油類、火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等による災害を防止するため、査察、立入検査等を行い指導を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理・取扱状況の把握 ○施設の耐震化、不燃化等の指導 ○施設管理者への保安教育、講習会等の実施 ○従業員の教育、自衛消防隊の育成、訓練実施の指導 ○毒劇物等の実態調査、保管の適正化指導 	消防局予防課
放射性物質使用施設災害予防 [市]	<p>放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化や、放射線測定器、放射線防護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。</p>	消防局

第16節 電気施設災害予防計画

電気施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
電力施設の耐震強化 [各電力会社]	変電設備、送配電設備等の電力施設の耐震整備を進める。	総務部危機管理防災課

第17節 都市ガス施設災害予防計画

ガス施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
都市ガス施設の耐震強化 [各都市ガス会社]	地震に対するガス施設の防災性能の向上策を推進する。	総務部危機管理防災課

第18節 上水道施設災害予防計画

水道施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
水道施設の整備・強化 [市、県企業局]	地震時に備え、災害に強い水道施設・設備の整備を促進する。 ○配水区域のブロック化の促進 ○送・配水基幹路線の耐震化の促進、非常用発電設備の設置 ○老朽配水管の布設替え整備 ○復旧資材の備蓄	上下水道局
上水道の緊急時体制の強化 [市、県企業局]	大地震発生時の大量の施設被害に備え、応急復旧・給水体制の実施体制を確立する。 ○長野市水道工事協同組合との協定に基づく、実施体制 ○日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱に基づく、応援要請、受入れ実施体制	上下水道局

第19節 下水道施設等災害予防計画

下水道施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
下水道施設の整備・強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	「長野市下水道総合地震対策計画」に基づき、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持できるよう、耐震性強化を図る。 ○耐震診断、耐震補強工事の実施 ○マンホールの浮き上がり防止対策の実施 ○管路埋め戻し部液状化対策の実施 ○必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保 ○浸水対策の検討、下水道の雨水区域としての位置付け及び雨水渠の整備	上下水道局 建設部河川課
下水道の緊急時体制の強化 [市、千曲川流域下水道事務所]	下水道施設の迅速な復旧を図るために、県、他市町村下水道事業体、日本下水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立する。 ○長野県下水道事業における災害時支援に関するルール（「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」）に基づく、応援要請、受入れ実施体制	上下水道局

第20節 通信・放送施設災害予防計画

通信・放送施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
電気通信施設の整備・強化 [各電気通信事業者]	地震に対する電話施設の防災性能の向上策を推進する。 ○通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震化 ○予備電源設備の強化 ○ネットワークシステムの監視機能等の強化	総務部危機管理防災課

第21節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、住民生活確保のために必要不可欠なライフラインであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においてもライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりのための整備を推進する。

また、ライフラインの途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各事業者との連携を強化する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ライフラインの連絡体制強化 [国、県、市、警察署、各ライフライン機関]	水道、下水道、電気、ガス、通信・放送、鉄道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者、及び道路管理者等を交えた連絡体制を整備する。 ○地震発生時の連携協力方法の検討	総務部危機管理防災課 上下水道局
鉄道施設の耐震強化 [各鉄道会社]	施設の耐震性等の防災強度を把握し、整備を推進する。	総務部危機管理防災課
鉄道施設の風水害対策 [各鉄道会社]	風害、水害等に対する災害予防策、警戒時の状況把握・対応策に必要な整備を促進する。	総務部危機管理防災課

第22節 災害広報計画

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのため、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行う。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
多様な広報手段の導入検討 [市]	市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討、整備する。 ○FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による緊急広報の検討 ○Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、長野市ホームページ・SNS等での災害情報の周知 ○放送要請の実施要領の検討 ○県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会との体制の整備・確認 ○住民への安否確認情報の手段の周知 ○日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の、住民への周知	企画政策部広報広聴課 総務部情報政策課
災害時広報体制の確保 [市、社会福祉協議会、防災関係機関]	災害時を想定した広報活動実施体制を強化する。 ○放送要請の方法について確認 ○広報ながの「被災者支援情報」の発行体制の検討 ○広報活動用車両及び資機材の整備検討 ○各地区自主防災組織・住民自治協議会、自治会、商工会等の連携による高齢者・障害者・外国人・観光客等への広報体制の検討	総務部庶務課 総務部危機管理防災課 総務部情報政策課 企画政策部秘書課国際室 企画政策部広報広聴課 保健福祉部 商工観光部 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局総務課 財務部管財課
広報文案等の準備 [市]	広報手段の特性を考慮して、あらかじめわかりやすい広報文を準備する。 ○緊急放送の文案作成 ○広報ながの「被災者支援情報」のフォーマット作成	企画政策部広報広聴課 各部課
災害相談実施体制の整備 [市、防災関係機関]	災害相談窓口の運営体制を確立するため、開設、対応方法を具体化する。 ○相談事項の想定、想定問答集の作成検討	各部課

第23節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、土石流、崖崩れ、地すべりによる被災が懸念される。これら土砂災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づくソフト対策を推進する。また、土砂災害を防止するため、国、県、市等防災関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
土砂災害から住民の生命を守る対策 [市]	土砂災害防止法による警戒区域等については、防災行政無線の設置など情報伝達体制の整備を進めるとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、情報伝達の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項などについて住民に十分周知する。	総務部危機管理防災課 建設部河川課
災害危険箇所の指定 [国、県]	「土砂災害防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「宅地造成等規制法」、「建築基準法（第39条）」に基づき、区域指定等の実施に協力する。 ○土砂災害防止法に基づく地すべり区域の基礎調査・指定を平成25年度以降県にて実施	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課 建設部建築指導課 総務部危機管理防災課
土砂災害警戒区域の対策 [市]	住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○建築基準法に基づく建築物の構造規制 ○勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費の一部補助などの支援及び相談窓口の確保 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ○土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。 ・土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ・土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ・要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ・救助に関する事項 ・その他警戒避難に関する事項 ○土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。 ○やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課

《第2章 災害予防》23 土砂災害等の災害予防計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
	施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。	
土砂災害の警戒・避難体制の確立 [県、市]	<p>「土砂災害防止法」等に基づき、危険性のある斜面や土石流危険渓流に対する警戒・避難体制を確立する。</p> <p>○梅雨、台風期、融雪期、地震発生後のパトロール強化及び注意呼びかけ</p> <p>○避難指示等の具体的な基準、伝達方法等を明確にした避難計画の策定</p>	総務部危機管理防災課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 建設部河川課 消防局警防課
宅地災害防止に関する指導・監督 [市]	<p>都市計画法、建築基準法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。</p> <p>○宅地造成等による開発許可・建築確認の審査及び施工に対する指導・監督</p>	建設部建築指導課
地すべり防止 [市]	地すべりが発生しやすい降雨期や融雪期等を重点とし、住民との協力による防災パトロール等を行い、災害を未然に防ぐよう体制を整備する。	建設部河川課 農林部農業土木課 農林部森林整備課
治山対策 [国、県、市]	<p>山地の森林保水機能を高め、下流域の水害防止、山地土砂の流出、溪床堆積物の移動、河岸の浸食を防止する。</p> <p>○保安林の指定</p>	農林部森林整備課

第24節 防災都市計画

災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
都市の不燃化促進 [市]	木造密集市街地の狭隘道路、行き止まり道路、公園等の不足を解消するため、街路事業、土地区画整理事業等を促進し、市街地の不燃化を図る。 ○市街地の土地区画整理事業・再開発事業・住環境整備事業の促進 ○建築物の不燃化の促進 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全 ○防火地域・準防火地域の指定 ○建築基準法第22条区域の指定	都市整備部 建設部建築指導課 都市整備部市街地整備局
延焼遮断帯等の確保・整備 [市]	市街地の木造密集地を中心に、延焼遮断帯としての役割を担う幹線道路や、公園等の計画的な整備を促進する。 ○中心市街地の街路整備の促進 ○市街化区域内農地・緑地等の保全	都市整備部都市政策課 都市整備部公園緑地課 建設部道路課 都市整備部市街地整備局
土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進 [市]	狭隘道路、屈折路、オープンスペースの不足を解消するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業を促進し、市街地の不燃化を図る。	都市整備部市街地整備局
都市防災構造化対策 [市]	密集市街地内等で発生するおそれがある延焼火災と市街地周囲で発生のおそれがある水害、土砂災害を防止するため、国・県の防災関連事業を導入して密集住宅市街地の解消や防災緑地帯の整備を検討する。 ○密集住宅市街地の整備	都市整備部 都市整備部市街地整備局

第25節 建築物災害予防計画

地震、強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

なお、建築物の所有者等及び住民は、必要に応じて耐震診断・耐震改修を実施するとともに、屋根材・看板等の落下・飛散防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

また、水害に備えて、土地の状況等に応じて盛り土等を行う。

第1 公共建築物

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
老朽化した市営住宅等の建て替え促進 [市]	老朽化が進み機能の低下している市営住宅等（公営・特定公共賃貸・若者向け・厚生住宅）は、居住水準の向上を目指すとともに、耐火性能を有する住宅への建て替えを促進する。	建設部住宅課
公共建築物の耐震化 [市]	災害対策活動の拠点施設となる重要な公共建築物について、数値目標を設定するなど計画的かつ効果的に耐震診断並びに、改修を推進する。 また、庁舎・市有施設等の耐震性の確保に努める。	各施設所管課
公共施設等の対策 [市]	小・中学校、保育園等の公共施設における、窓ガラスや本棚、屋根材、看板、外壁等について、転倒・落下危険の防止に努める。また、天井材、看板等の落下防止の点検を実施し、必要に応じて改修を行う。 ○飛散防止用フィルムの装着、安全ガラス化の検討	各施設所管課

第2 一般建築物

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
建物の耐震化の促進 [市]	「長野市耐震改修促進計画」に基づき、建物所有者等へ耐震化についての周知・啓発を行い、耐震診断や耐震改修工事を実施することによって耐震性の向上を図る。 ○住宅の耐震診断・耐震改修の推進 ○耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ○地震防災マップや広報等による耐震化に向けた周知・啓発活動の推進	建設部建築指導課
家庭における倒壊・落下防止対策 [市]	各家庭における家具類、大型家電製品による転倒防止措置の実施を促進する。 ○広報ながの・市広報番組でのPR	総務部危機管理防災課
安全な土地利用の推進 [市]	国、県管理河川の浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所等、災害の危険がある箇所を住民等に周知して、危険性を踏まえた安全な土地利用を推進する。 ○防災マップ、洪水ハザードマップのホームページ等での周知 ○崖地近接等危険住宅移転事業計画の検討 ○建築基準法による災害危険区域の指定検討	総務部危機管理防災課 建設部建築指導課

	<ul style="list-style-type: none"> ○液状化危険度マップにより、地震時に起こる液状化の危険性を周知 ○土砂災害特別警戒区域での建築物の構造確認 	
--	--	--

第3 落下物・ブロック塀等

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
中・高層建築物の落下防止等 [市]	<p>長野市建築物防災指導要綱により、市街化区域内の道路に接する中高層建築物について、落下防止対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について普及・啓発を図る。 	建設部建築指導課
不適格ブロック塀等の改善指導 [市]	<p>指定緊急避難場所周辺の道路を中心に、建築基準法に適合しないブロック塀等を把握し、所有者、管理者への改善指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の実態調査の促進 ○(一社)長野県建築士会、施工関係業界団体等との連携協議による指導 	建設部建築指導課
公共施設の生け垣化等推進 [市]	<p>小・中学校、保育園、公民館等の公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生け垣化、ネットフェンスへの転換促進 	各施設所管課

第4 文化財

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
建造物の保護対策 [市]	<p>各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者又は管理者に対する、文化財の管理保護についての指導と助言 ○防災施設の設置促進とそれに対する助成 ○防災管理体制及び防災施設の整備並びに自衛消防隊の確立 	教育委員会文化財課 消防局予防課

第26節 道路及び橋りょう災害予防計画

災害時に生じる道路及び橋りょうの機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、災害に強い道路及び橋りょうづくりを行う。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
道路及び橋りょうの点検・整備 [道路管理者]	<p>震災時等に生じる道路及び橋りょうの機能障害を最小限に止めるため、耐震性に配慮し計画的に点検・整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路防災点検により確認された落石・崩壊等の危険箇所における、防災カルテの作成及び定期的な点検 ○対策が必要な箇所について、順次防災工事の実施 ○既設橋りょうの安全点検調査の計画的な実施 ○震災時に落橋等による通行不能を回避するため、必要に応じて補修・補強 ○関係機関との協力体制の整備 	建設部道路課 建設部維持課

第27節 河川施設等災害予防計画

河川施設等は、地震、増水により破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
河川・排水路の整備促進 [国、県、市]	環境・治水・安全面などを考慮した、河川・排水路の整備を促進する。	建設部河川課
総合治水対策の推進 [国、県、市、土地改良区]	千曲川本川の水位が極めて高い場合の中小河川の排水困難による内水氾濫を想定し、流域の総合的な治水対策を検討、推進する。 ≪浸水想定区域公表対象河川≫ 国管理河川…千曲川・犀川(両郡橋下流)(2河川) 長野県管理河川…犀川(両郡橋上流)・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川(13河川) ○排水機場、水門、樋門及び雨水調整池の整備促進 ○河川、ため池等の防災調査、整備促進 ○河川管理施設の耐震性の向上 ○ため池ハザードマップの作成検討	建設部河川課 農林部農業土木課
流域治水対策の推進 [市]	都市河川流域では、雨水渠計画による排水路整備を推進するとともに、雨水の一時貯留により流域の保水・遊水機能を高め、河川への急激な雨水の流出を抑制することにより、河川の氾濫を防止する。 ○雨水貯留施設等の設置推進 ○宅地開発等での雨水調整池等設置の指導	建設部河川課
河川・水路等の補修維持 [市]	毎出水期前に出水対策の計画を立て、次の事業を実施する。 ○河川・水路の浚渫 ○水抜・暗渠等の呑口のさらい ○石積みの抜け石補修 ○洗堀防止	建設部維持課 農林部農業土木課
浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立 [市、施設管理者]	浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法(FAX、メール、電話等)を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 また、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 消防局予防課

第28節 ため池災害予防計画

ため池は、地震、増水により破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ため池への措置 [市、ため池管理者]	ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。 また、必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。	農林部農業土木課
浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立 [市、施設管理者]	浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 また、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。	総務部危機管理防災課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課

第29節 農林水産物災害予防計画

農林水産関係の被害を軽減するため、施設の安全性の確保、予防技術対策の充実と普及、森林の整備等を推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
警戒体制の整備 [市]	出水時及び異常時に適切な応急措置を講じる。 ○気象予警報、異常現象等の早期情報収集体制の 確立	農林部農業土木課 農林部農業政策課
用排水施設の点検・整備 [市、土地改良区]	被害の未然防止と早期救済のため、用排水施設の 計画的な整備を推進する。	農林部農業土木課
予防技術対策の周知 [県、市]	災害による農作物被害の軽減を図るため、農業改 良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業 者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。	農林部農業政策課
林産物の災害予防 [市]	森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進 する。 また、県と連携をとって林産物生産、流通、加工 現場において安全パトロールを実施する。	農林部森林整備課

第30節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、積雪期の地震被害の軽減を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
道路交通の確保 [市]	除雪計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。 また、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。	建設部維持課
ヘリポートの確保 [市]	孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離着陸場を含む）の除・圧雪体制を整備する。	総務部危機管理防災課 消防局消防署班 建設部維持課
雪害予防 [市]	雪崩危険箇所を把握し、住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。	総務部危機管理防災課 建設部河川課 建設部維持課
スキー客等に対する対策 [市、観光施設事業者]	スキー場利用客等の避難・救助・孤立などの対策について計画を定めるよう努める。	商工観光部観光振興課 総務部危機管理防災課

第31節 二次災害の予防計画

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。そのための予防対策をあらかじめ講じておく。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
火災予防 [市]	木造建物が密集し、消防水利の不足している地域では、火災予防体制を確立し、これに基づき自衛消防隊・自主防災訓練並びに予防査察を実施して防火に努める。	消防局
二次災害防止 [市]	大規模地震発生後は、余震、豪雨による土砂災害に備えるため、災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくとともに山腹及び斜面の点検実施できる体制を整備する。 ○情報収集体制及び警戒避難体制の整備	農林部農業土木課 農林部森林整備課 建設部 消防局警防課
危険物施設等の二次災害防止 [市]	災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する	消防局予防課
応急危険度判定実施体制の具体化 [県、市]	大規模地震発生時の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の応援体制、判定活動を迅速に実施する体制を整備する。 ○（一社）長野県建築士会長野支部及び更級支部への応急危険度判定士の要請、受入れ、活動本部の運営等の具体化検討 ○判定機材等の備蓄推進	建設部建築指導課

第32節 防災知識普及計画

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及・徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災広報 [市]	<p>広報ながの、長野市ホームページ、市政出前講座等を通じて最新の防災情報を広報し、防災知識の向上、防災意識の啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長野市の災害環境、防災対策のあらまし紹介 ○長野市防災マップの活用方法紹介 ○防災相談、ホームページ掲示板等の開設検討 ○市民防火の日・火災予防運動における、自主防災組織・住民自治協議会、自衛消防隊、同報系防災行政無線、FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民放4社等による防災の呼びかけ ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域のハザードマップの作成・配布、長野市ホームページへの掲載 	<p>総務部危機管理防災課 企画政策部広報広聴課 消防局予防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</p>
家庭での防災備蓄 [市、住民]	<p>住民は、最低3日分（可能な限り1週間分）の水、食料及び防災用品を備えるよう努める。市は防災広報により備蓄の呼びかけを行う。</p>	総務部危機管理防災課
防災イベントの開催 [市]	<p>防災関係機関と連携し、市民防火の日（毎月7日）、防災週間、防災ボランティア週間等を利用して、住民への防災意識を高めるため、普及行事を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設見学会（消防署）、講演会（災害のしくみ、防災情報の解説等）等の開催 ○講習会（消火、救命等）の参加促進 ○防災ビデオ上映会、展示会等の開催 ○防災相談の実施 	<p>総務部危機管理防災課 消防局予防課</p>
防災教育 [市]	<p>学校教育、生涯学習等において防災教育を実施し、園児、児童・生徒、その他住民の防災知識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長野市防災マップの解説 ○家庭での防災の備え、ボランティア精神の普及啓発等 ○防災ビデオの貸出し、掲示物等による防災情報の紹介 ○地震体験車等による移動教室の開催 ○消防クラブ研修会の開催 	<p>総務部危機管理防災課 消防局予防課 教育委員会学校教育課 教育委員会家庭・地域学 びの課 こども未来部保育・幼稚園課 消防局警防課</p>
職員に対する防災教育 [市]	<p>各職場において、防災知識の向上、意識の啓発を目的とした教育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急対策マニュアルについての役割分担検討 ○防災講演会、講習会等への職員の参加促進 	各部課

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防火知識、防火意識の向上 [県、市]	<p>各家庭、事業所における出火防止措置の周知徹底、防火教育を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用防災機器の設置の推進 ○火災予防運動（3月1日～7日、11月9日～15日）、緑を火災から守る運動（4月中旬～5月中旬）、夏の防火運動（7月下旬～8月中旬）、高齢者を火災から守る運動（9月中旬）、市民防火の日（毎月7日）における広報 ○毎日夜9時の「火の元点検の時間」の普及 ○消防クラブの育成、指導 	消防局予防課
土砂災害防止のための啓発活動 [県、市]	<p>土砂災害に関する住民の理解と関心を高めるとともに、防災知識の普及のための活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止月間（6月1日～30日）、崖崩れ防災週間（6月1日～7日）に広報ながの・市広報番組を利用して普及活動を進める。 	総務部危機管理防災課
災害時の電話利用ルールの周知 [市・各電話会社]	<p>住民に対し、災害発生直後の電話輻輳防止のためのPRを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通報、緊急通話以外の利用控え ○災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等の周知 	総務部危機管理防災課
大規模災害の教訓や災害文化の伝承 [県、市]	<p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	総務部危機管理防災課

第33節 防災訓練計画

災害発生時における行動の確認、防災関係機関、住民及び企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した（地震の場合は規模を含む。）防災訓練を実施する。

また、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災対策要員の訓練 [市]	防災対策の基幹を担う職員について、災害対策の全般を円滑に実施するための訓練及び研修を年1回以上実施する。 ○無線通信訓練 ○図上訓練・実地訓練	総務部危機管理防災課 各部課
公共施設等の消防訓練 [市]	小・中学校、その他公共施設等において、年2回以上の消防訓練を実施する。 ○避難訓練、初期消火訓練等	各施設所管課
総合防災訓練等の実施 [市、県、各防災関係機関、住民]	市、県、指定地方行政機関、警察、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び重要な施設の管理者、住民並びに事業所等が広く参加する「長野市総合防災訓練」を定期的の実施し、実践的な訓練を行う。 ○発災対応型訓練の実施 ○訓練成果の検証、地域防災計画、応急対策マニュアルへの反映検討 ○その他、土砂災害対応訓練、水防訓練等の実施	総務部危機管理防災課 消防局警防課
非常招集訓練 [市]	職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を年1回以上実施する。	総務部危機管理防災課 総務部職員課 各部課

第34節 災害復旧・復興への備え

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。
また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害廃棄物の発生への対応 [市]	大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ○災害廃棄物処理計画の整備・点検	環境部
データの保存及びバックアップ [市]	あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、保管している公図等の写しについて被災の回避のための手段を講じる。	各部課
罹災証明書の発行体制の整備 [市]	災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	総務部危機管理防災課 財政部市民税課 財政部資産税課 財政部収納課

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時に、被害の防止又は軽減のためには、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織・住民自治協議会の活性化を促進し、住民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の一層の活性化を図るため、連絡協議会の結成促進 ○住民自治協議会との連携 ○地域住民に対する出前講座等の実施 ○青年層、女性など多様な主体の組織への参加促進 ○地域住民への自主的な防災活動の普及拡大 ○県が開催する研修等への参加促進、自主防災組織等の育成強化を図る体制づくり ○地域の自主防災組織の活動実態や地域の課題の把握、防災活動の活性化、発災時に機能する組織づくりの促進 	<p>消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 総務部危機管理防災課</p>
一時集合場所の確保の推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>大地震の発生直後に近隣住民の安否を確認し、指定緊急避難場所へ避難するために、あらかじめ自主防災組織・住民自治協議会は「一時集合場所」として大規模小売店舗の駐車場の空地等を利用するよう努める。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</p>
自主防災活動用冊子の見直し、配布 [市]	<p>必要に応じて「自主防災活動の手引き」を見直し、自主防災組織の長を中心としたコミュニティ内の防災強化策を検討し、活動用冊子を作成して自主防災組織の長等に配布する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課</p>
地区内の相互協力体制の強化 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>各地区内の地域組織間の交流を活性化し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、商工会、民生・児童委員、交番・駐在所等による組織間の相互連携を促して、高齢者、外国人、観光客、要配慮者利用施設入所者等の避難支援を図る。</p>	<p>消防局予防課 消防局警防課 総務部危機管理防災課 企画政策部秘書課国際室 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 保健福祉部 保健所健康課 商工観光部観光振興課</p>

《第2章 災害予防》35 自主防災組織等の育成に関する計画

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
地区防災訓練の実施 [市、自主防災組織・住民自治協議会]	<p>自主防災組織主催により、地区内の消火・救出活動、風水害・土砂災害時の警戒・避難活動について定期的に訓練を行う。</p> <p>○防災マップ、防災カルテ、各種ハザードマップの活用</p> <p>○消防署、消防団による防災訓練を企画・運営支援し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所（自衛消防隊）、要配慮者利用施設、民生・児童委員等の参加による防災訓練の実施に努める。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所 消防局予防課</p>
防災指導員の育成 [市]	<p>平常時における地区内の防災対策を検討し、また災害発生時にはリーダー的役割を果たす「防災指導員」を育成する。</p>	<p>消防局警防課 総務部危機管理防災課</p>

第36節 企業防災に関する計画

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災計画の見直し [市、事業者]	市は事業者に、防災計画に地震対策、水害・土砂災害の警戒避難対策を含めて策定するよう指導する。 また、市は多数の人が出入り又は勤務する事業所での消防計画の作成を指導する。その他の事業所においてもそれに準じる措置の指導及び消防署への消防計画書の届出を促す。 ○事業所向け防災パンフレット等の配布	総務部危機管理防災課 消防局予防課 各施設所管課
自衛消防隊の設置推進 [市、事業者]	市は消防法等の規定に基づき、各事業所の自衛消防隊設置を推進する。また、市は危険物等を保有する施設や多数の人が出入り又は勤務する事業所について、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊の設置を指導する。 ○隊員の講習、訓練等の指導	消防局予防課 各施設所管課
事業所の防災力の向上 [市、事業者]	市は災害時に企業が果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう周知する。	商工観光部 消防局予防課
要配慮者利用施設の警戒避難計画策定 [市、要配慮者利用施設の所有者・管理者]	要配慮者利用施設の所有者・管理者は、地震時の避難、洪水・土砂災害に対する警戒避難についての避難確保計画の策定に努め、要配慮者への安全確保に十分備える。 ○警戒避難行動マニュアルの策定、訓練 ○入所者、通所者への避難行動の周知、訓練 ○要配慮者搬送のための応援協定の締結	保健福祉部 各施設所管課
防災訓練等への参加促進 [市]	企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。	商工観光部 総務部危機管理防災課 消防局

第37節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。 ○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練	保健福祉部福祉政策課
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	ボランティアの育成を行う。 ○ボランティアの指導及び財政援助 ○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成	保健福祉部福祉政策課

第38節 保健衛生等計画

上下水道、廃棄物処理機能が大規模に機能停止した場合にも、応援協力により、応急的な処理体制を確保し対応する。

また、関係者の協力により遺体の処置・埋火葬を迅速に行うために、次の計画を実施する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
災害時のし尿処理体制の整備 [市]	上下水道の供給・処理が大規模に機能停止した際の、し尿等の収集運搬・処理体制を確保する。 ○公衆トイレの維持管理・災害状況の把握 ○仮設トイレの調達体制 ○広域市町村応援体制によるし尿等収集運搬・処理応援体制の検討	環境部生活環境課 環境部衛生センター
廃棄物処理施設の災害対策 [市]	廃棄物処理施設について、次の点に留意した災害に強い施設の整備を促進する。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による廃棄物収集・処理体制の検討	環境部廃棄物対策課 環境部生活環境課 環境部清掃センター 環境部衛生センター
防疫(感染症)対策 [市]	防疫(感染症)について、次の点に留意し、実施を図る。(感染症が発生した時点の対応) ○被害情報の収集、被災者の看護 ○指定避難所、救護所の健康調査、情報の収集の検討 ○感染症患者の移送、入院について、関連機関の協力体制の検討	保健所健康課
検視・検案等実施体制の強化 [市、警察署]	警察、医師会、葬祭事業者等と協力し、大量の死者が発生した場合に、迅速に検視、検案等を実施する体制を整える。 ○要請、連絡、活動方法の具体化検討 ○遺体安置所の設置、運営方法の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課
埋火葬処理体制の強化 [市]	大量の死者が発生した場合に、迅速に埋火葬を実施する体制を整える。 ○各設備の定期的な保守点検、破損箇所の補修 ○メーカー等への緊急連絡体制、応急復旧体制の整備 ○応急復旧資機材等の整備検討 ○広域市町村応援体制による埋火葬体制の検討	保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部市民窓口課

第39節 災害対策に関する調査研究及び観測

災害要因が一層多様化しているため、防災関係機関との情報交換や科学的な調査研究等を参考に、総合的な災害対策の実施を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
防災計画に関する情報収集、交換 [市、防災関係機関]	防災関係機関と防災計画の情報交換を行い、防災対策の有効事例を把握し、本市の防災対策への活用を検討する。	総務部危機管理防災課
防災上の課題の専門的調査・研究 [市]	過去の教訓や防災調査等から把握されている本市の防災上の課題について、地域の変貌や調査技術の進展に合わせて、総合的に調査、研究を行い、防災対策への活用を検討する。	総務部危機管理防災課
防災関係機関への協力 [市]	国、県が行う、各種調査研究、観測施設の設置等に協力し、市内のデータの累積に努める	総務部危機管理防災課各部課

第40節 観光地の災害予防計画

観光地では、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、観光事業者、地域住民等による応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
連絡体制の整備 [市、防災関係機関、観光事業者]	観光地での災害発生時に備え、発災時の避難情報の連絡や被害情報等の連絡体制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課
観光施設の避難体制・設備整備の促進 [市、観光事業者]	観光施設において自主防災組織を結成し、地域と連携した避難誘導體制、連絡体制等の整備、防災訓練の実施、防災設備や通信施設の整備を行うよう働きかける。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課
外国人旅行者の安全確保策 [市]	災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。 また、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制を整備する。	総務部危機管理防災課 企画政策部秘書課国際室 商工観光部観光振興課
観光案内所の機能強化 [市]	観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備する。	総務部危機管理防災課 商工観光部観光振興課

※参考 平成27年度の観光地別利用者実績数（上段：年間総数、下段：1日あたり平均）

区分	観光客数	県内・県外別		日帰り・宿泊別	
		県内	県外	日帰り客	延宿舍客
善光寺	12,288,800	5,629,800	6,659,000	9,686,400	2,602,400
	33,668	15,424	18,244	26,538	7,130
飯綱高原	1,200,200	876,700	323,500	944,000	256,200
	3,288	2,402	886	2,586	702
松代	776,000	191,200	584,800	639,400	136,600
	2,126	524	1,602	1,752	374
川中島	320,300	84,400	235,900	320,300	0
	878	231	646	878	0
篠ノ井	359,900	287,800	72,100	359,900	0
	986	788	198	986	0
戸隠高原	1,613,000	851,900	761,100	1,285,600	327,400
	4,419	2,334	2,085	3,522	897
鬼無里	99,800	14,000	85,800	92,000	7,800
	273	38	235	252	21
聖山高原	39,600	23,700	15,900	28,800	10,800
	108	65	44	79	30
豊野	102,400	92,200	10,200	102,400	0
	281	253	28	281	0
信州新町	157,900	110,700	47,200	149,100	8,800
	433	303	129	408	24
中条	50,500	35,300	15,200	42,500	8,000
	138	97	42	116	22
合計	17,008,400	8,197,700	8,810,700	13,650,400	3,358,000
	46,598	22,459	24,139	37,398	9,200

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
地区防災計画の作成推進 [市、自主防災組織・住民自治協議会、事業者]	<p>市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>○地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p> <p>○内閣府の「地区防災計画作成ガイドライン」や長沼地区防災計画などを自主防災組織等に紹介し、地区防災計画の作成を促進する。</p>	<p>総務部危機管理防災課 消防局警防課 地域・市民生活部地域活動支援課・各支所</p>

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害情報の収集・連絡活動
- 第2節 非常参集職員の活動
- 第3節 広域相互応援活動
- 第4節 ヘリコプターの運用計画
- 第5節 自衛隊の災害派遣
- 第6節 救助・救急・医療活動
- 第7節 消防・水防活動
- 第8節 要配慮者に対する応急活動
- 第9節 緊急輸送活動
- 第10節 障害物の処理活動
- 第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動
- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体対策等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設等応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動
- 第28節 土砂災害等応急活動
- 第29節 建築物災害応急活動
- 第30節 道路及び橋りょう応急活動
- 第31節 河川施設等応急活動
- 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第33節 ため池災害応急活動
- 第34節 農林水産物災害応急活動
- 第35節 文教・保育活動
- 第36節 飼養動物の保護対策
- 第37節 ボランティアの受入れ体制
- 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第39節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成
- 第40節 観光地の災害応急対策
- 第41節 災害救助法の適用
- 第42節 応急公用負担等の実施

本章は、震災時に市、防災関係機関等が実施する災害の防ぎょ活動、被災者の救助・救援活動、及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定め、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 災害情報の収集・連絡活動

項目	担当
第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・情報政策班、消防部予防班
第2 概況調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、都市整備部交通政策班
第3 被害調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班
第4 災害報告	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第5 通信体制の確保	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班

第1 地震、気象、異常現象に関する情報の収集

1 地震情報

地震が発生した場合、総務部本部班及び防災関係機関は、直ちに市内の震度、地震の震源等に関する情報を総合防災情報システム等から収集し、市内全域の被害程度を推定する。

また、震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは発生したと推定される場合は、防災情報ポータルサイト、防災メール、Jアラートと連携した防災行政無線等により、職員、住民へ周知する。

なお、気象庁及び長野地方気象台からは、次の地震情報が発表される。

〈気象庁及び長野地方気象台の発表する地震情報〉

種 類	内 容
緊急地震速報（警報・予報）	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報。 ○緊急地震速報（警報）：最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。（※地震に関する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される「緊急地震速報」を特別警報に位置づける。） ○緊急地震速報（予報）：最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。
震度速報	震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する（長野市は長野県北部に該当する）。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。
地震情報（震源に関する情報）	震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）、震央地名とともに「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。 ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

《第3章 災害応急》 1 災害情報の収集・連絡活動

種 類	内 容
地震情報（震源・震度に関する情報）	震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。 また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。
地震情報（その他の情報）	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。
地震情報（各地の震度に関する情報）	震度1以上を観測した場合に発表する情報。 地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。 また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。
地震情報（推計震度分布図）	震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
地震情報（遠地震に関する情報）	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上、都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に発表する情報。 地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

2 東海地震に関連する情報

総務部本部班は、東海地震に関連する情報が発表された場合は、市長への報告、各部班への伝達等を行い、住民等への広報や問合せに対応する。

なお、東海地震への対応は、第10章を参照する。

3 異常現象の通報

地震災害に関係する現象を覚知した者は、直ちに市職員、警察官等にその状況を通報する。通報を受理した市職員、警察官等は、直ちに、气象台、その事象に関係のある機関に通報し、その現象を確認する。

〈異常現象の例〉

- | | |
|------------------------|---------------|
| ○数時間以上にわたり、頻繁に感じるような地震 | ○火災の発生 |
| ○地割れ、亀裂、落石等 | ○地面の沈下・隆起、変動等 |
| ○異常な水位の上昇・低下、湧水等 | |

4 気象情報

(1) 気象情報、水防情報、河川情報、ダム情報

総務部本部班は、気象警報、水防警報が発表された場合、雨量・水位が注意・警戒基準を超えた場合、市内の水位、雨量、積雪等の状況及び今後の予測等の状況について、総合防災情報システム等でモニタリングする。

また、ダムの管理者は、洪水調節等のため放流を行う場合、事前に関係機関へ、ダム放流通知を通報する。

(2) 火災気象通報

市長は、県知事から火災気象通報を受け、火災予防上の危険があると認める場合、直ちに火災警報を発令し、火の使用を制限する。

なお、乾燥注意報及び強風注意報又は暴風警報が発表されたときは、これらの注意報等の発表をもって火災気象通報が行われたものとみなす。

火災警報を発令した場合、消防部予防班は、県に報告するとともに、各防災関係機関への連絡、広報を行う。

〈火災気象通報〉

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）

〈火災警報〉

区分	発表基準
火災警報	火災気象通報の発表基準に準ずる。

第2 概況調査

1 情報の収集

地震発生直後から、総務部庶務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、住民や防災関係機関からの通報、参集職員等の見聞情報を直ちに収集する。

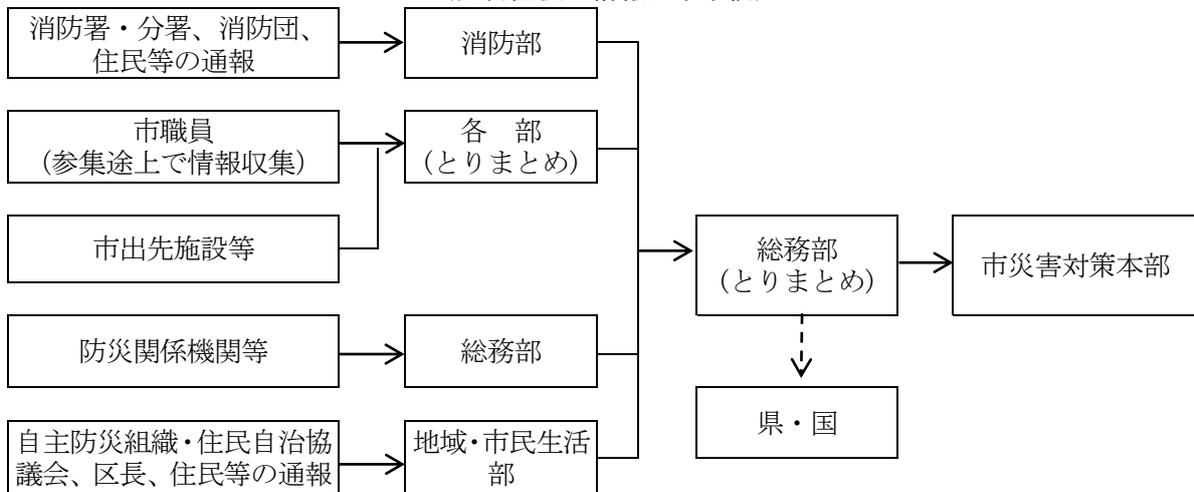
都市整備部交通政策班は、必要に応じて市内における道路交通に関する情報を、交通管制センター、道路管理者、運送事業者等から収集し、通行可能な道路等について総務部庶務班へ報告する。

なお、道路施設の被災等により情報収集が困難な地区が発生した場合は、総務部本部班は、ヘリコプター等による調査を国、県に要請する。

〈情報収集の手段〉

情報の種類	情報収集手段	情報取扱い上の留意点
被害状況、応急措置状況	電話通報、職員の参集途上の見聞、高所監視カメラの映像、その他可能な手段を用いて得た情報等	被害の種別、地区、情報源、確認・未確認の有無を明確にする。
被災地上空からの目視、カメラ撮影	県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、関東地方整備局又は北陸地方整備局ヘリコプター、他県等の応援ヘリコプター等からの目視、撮影	

〈災害直後の情報収集系統〉



《第3章 災害応急》1 災害情報の収集・連絡活動

総務部庶務班は、総務部本部班と相互に連携を取り、各部及び関係機関等からの災害の状況、応急対策活動の実施状況を収集し、効果的な応急対策活動実施のための情報の総合化を図る。

〈情報の収集・整理〉

- 関係班長からの定時報告のほか、災害応急活動の状況により、適時報告を求める。
- ライフラインに係る機関からの情報を必要に応じて収集する。
- 警察からの情報の収集、整理をする。
- 報道機関からの情報の収集、整理をする。
- 関係機関からの地震に関する情報の伝達及び掲示を行う。
- 災害及び応急対策活動実施の状況報告書の作成を行う。
- 災害及び応急対策活動実施の状況の伝達及び掲示を行う。

2 情報のとりまとめ・分析

市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、災害発生直後は1時間おきに、その後は毎日定時に総務部庶務班へ報告する。

また、総務部庶務班は市各部、関係機関に情報提供を求めるとともに、市全体のとりまとめを行い、本部長へ所定の様式により報告する。

なお、情報の空白、混乱がある地区は、地震被害予測図等を参考に、被害規模を推定する。

〈とりまとめる情報の内容〉

- 災害の進行状況
- 市全体の被害状況
(地図上にとりまとめ、確認・未確認の有無、被害甚大地区、情報の空白地帯を整理する。)
- 応急対策の実施状況・実施予定
- 被害箇所の復旧状況・復旧見込み

第3 被害調査

被害が軽微な場合の被害調査は、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班が地区の被害調査を実施する。しかし、被害が大きく対応が困難な場合は、各部班、公共・公益施設の管理者が、次の分担により市内の個別の被害状況を調査する。調査体制が不足する場合は、県地域振興局等に調査の協力を依頼する。

被害の判定基準は、被害種別認定基準による。

なお、被害が甚大で広域にわたる場合は、必要に応じて総務部庶務班が航空写真（又は航空写真等を判読した被害状況図）を入手し、市各部班、公共・公益施設の管理者等に配布し、調査計画を検討する。

〈被害調査の分担と県への報告先〉

調査事項	調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先
概況速報	総務部本部班	県関係現地機関	県地域振興局（総務管理課）
人的及び住家の被害	総務部本部班、総務部庶務班、財政部市民税班・資産税班・収納班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）
避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告	総務部本部班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局	県地域振興局（総務管理課）
社会福祉施設被害 職業訓練施設被害（就労施設、授産施設等）	各施設管理者 (⇒保健福祉部、こども未来部各班⇒総務部庶務班)	県保健福祉事務所	県保健福祉事務所（福祉課）
農・畜・養蚕・水産業被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局、県農業改良普及センター、県食肉衛生検査所、県家畜保健衛生所、農業協同組合	県地域振興局（農政課）

《第3章 災害応急》 1 災害情報の収集・連絡活動

調査事項		調査担当者(市への報告先)	調査協力機関	県への報告先
農地・農業用施設被害	農林部農業政策班・農業土木班・森林整備班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局、土地改良区	県地域振興局(農地整備課)	
林業関係被害			県地域振興局(林務課)	
公共土木施設被害	建設部、都市整備部、上下水道部各班 (⇒総務部庶務班)	—	県建設事務所 *県河川課	
土砂災害等による被害			県建設事務所、県砂防事務所	
都市施設被害			県建設事務所	県建設事務所、千曲川流域下水道事務所
水道施設被害	上下水道部各班 (⇒上下水道部総務班⇒総務部庶務班)	県地域振興局 県企業局	県地域振興局(環境課)、県水大気環境課	
廃棄物処理施設被害	環境部各班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局	県廃棄物対策課	
感染症関係被害	保健所部健康班 (⇒総務部庶務班)	県保健福祉事務所	県保健・疾病対策課	
医療施設関係被害	各施設管理者(⇒保健福祉部医療連携推進班、保健所部総務班⇒総務部庶務班)		県医療推進課	
商工関係被害	商工観光部各班 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局、商工会議所、商工会	県地域振興局(商工観光課) *県産業政策課	
観光施設被害		県地域振興局	県地域振興局(商工観光課)	
教育関係被害	市施設	県教育事務所	県教育事務所 *県教育委員会関係課	
	私立施設		県地域振興局(総務管理課) *県情報公開・私学課	
市有財産被害	各施設所管班 (⇒総務部庶務班)	—	県地域振興局(総務管理課)	
公益事業関係被害	各ライフライン機関、各公共交通機関 (⇒総務部庶務班)	県地域振興局	県危機管理防災課	
火災速報	消防部予防班 (⇒総務部庶務班)	—	県地域振興局(総務管理課) 県危機管理防災課	
危険物等の事故による被害	消防部予防班 (⇒総務部庶務班)	—		

*緊急の場合の報告先

災害対策本部、災害警戒本部が設置されていない場合は本部班へ報告する。また、最終報告も本部班へ連絡する。なお、報告にあつては、原則として主管課を通じて行うものとするが、緊急を要する場合は直接報告先に報告し、後ほど速やかに主管課に報告する。

第4 災害報告

総務部本部班は、火災・災害等即報要領に基づいて県への報告を行う。

なお、即報は、県に報告ができない場合は一時的に国（消防庁）へ、消防機関への通報が殺到した場合は県と国へ、直接即報基準（地震の場合、震度5強以上）に該当する災害等を覚知した場合は30分以内に県と国へ、それぞれ報告することに留意する。

また、概況調査、被害調査の県への報告は、次の基準で行う。

〈県への報告〉

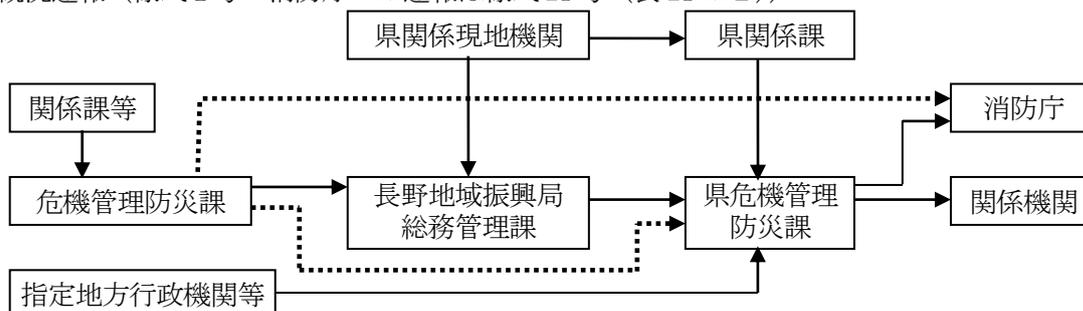
概況即報	災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときに、直ちにその概況を報告する。
被害中間報告	被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合は、その都度変更の報告をする。
被害確定報告	同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

〈災害情報収集連絡系統図〉

（正規の連絡ルート：——▶）

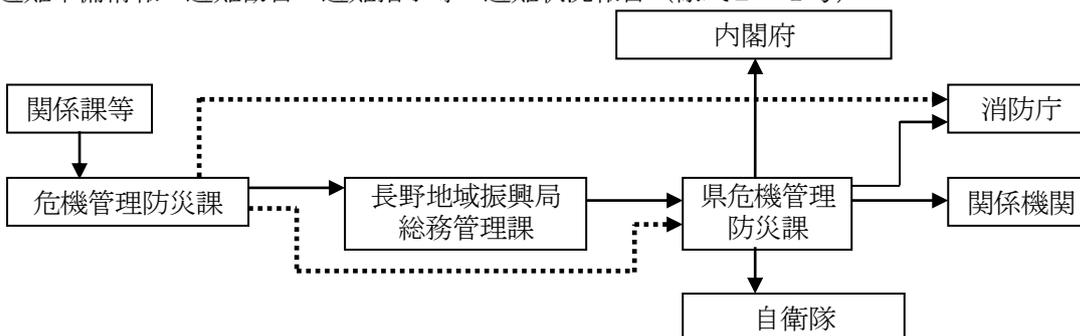
（補助的な連絡ルート：……▶）

(1) 概況速報（様式1号 消防庁への速報は様式21号（表21の2））



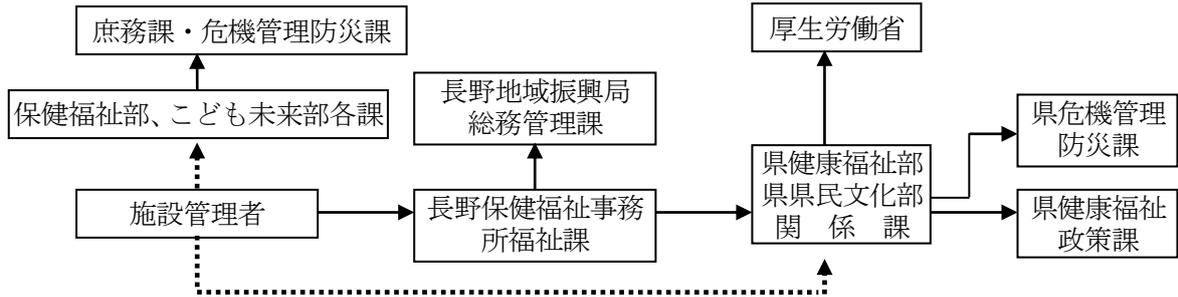
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式2号）

避難準備情報・避難勧告・避難指示等 避難状況報告（様式2-1号）



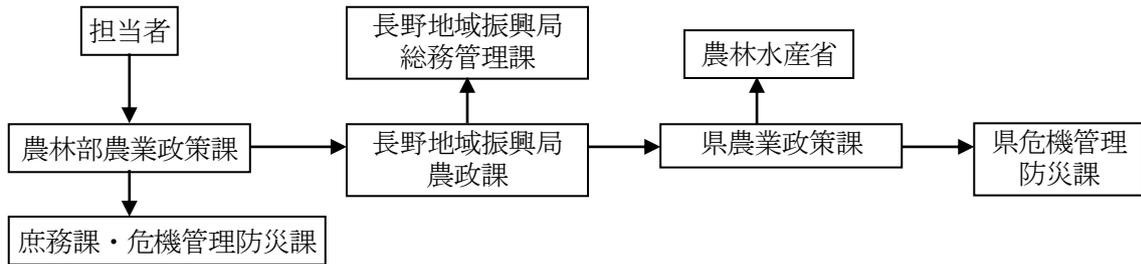
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設（職業訓練施設）被害状況報告（様式3号）

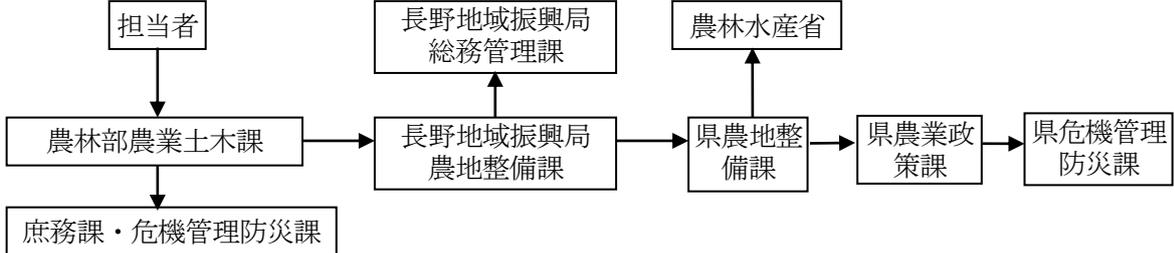


(4) 農業関係被害状況報告（様式5号）

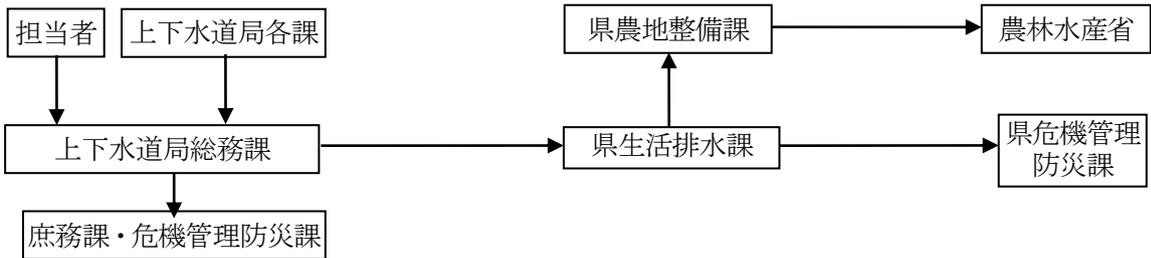
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



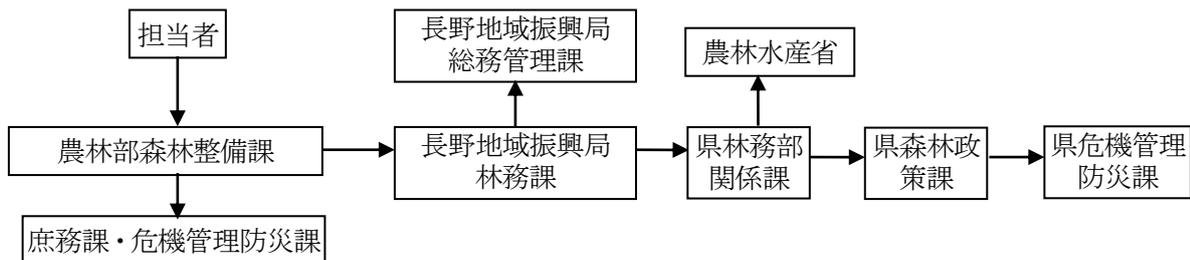
イ 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）



ウ 農業集落排水施設被害状況報告



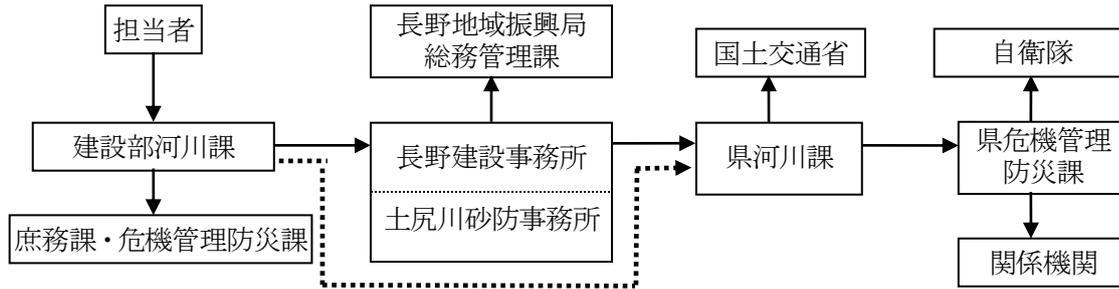
(5) 林業関係被害状況報告（様式6号）



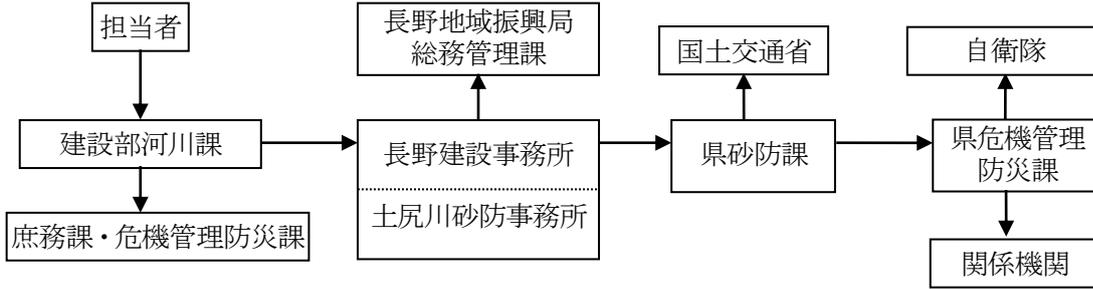
《第3章 災害応急》1 災害情報の収集・連絡活動

(6) 土木関係被害状況報告（様式7号）

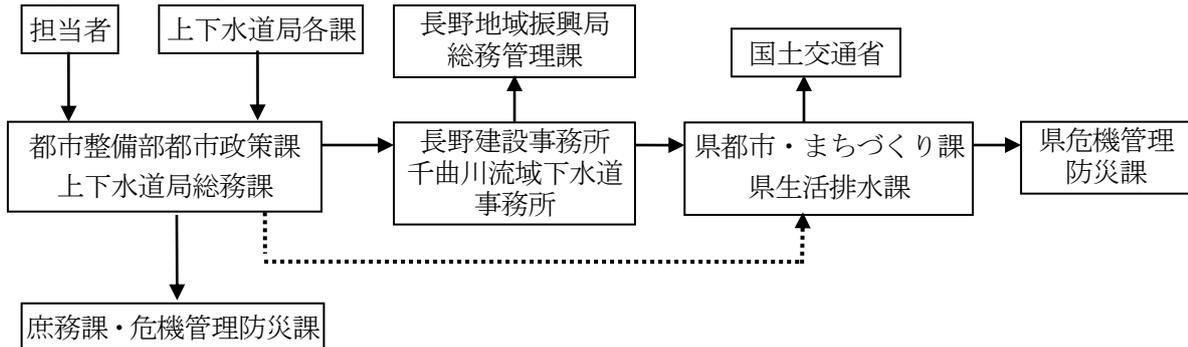
ア 公共土木施設被害状況報告等



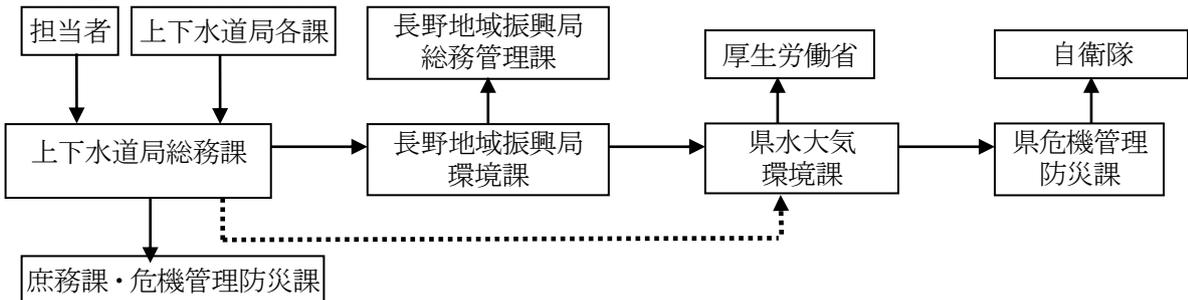
イ 土砂災害等による被害報告



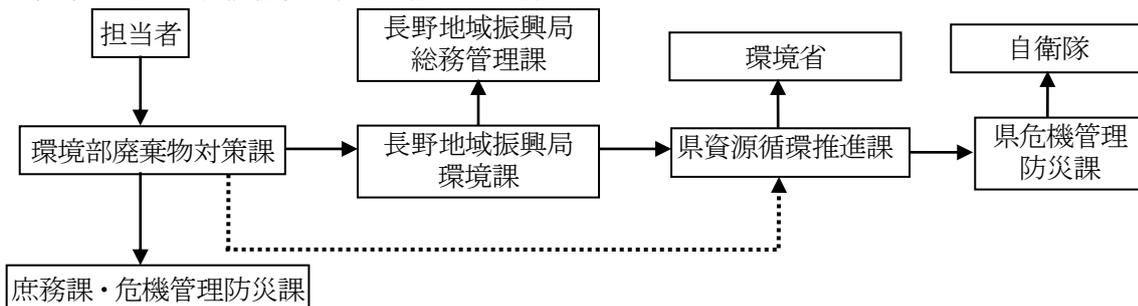
(7) 都市施設被害状況報告（様式8号）



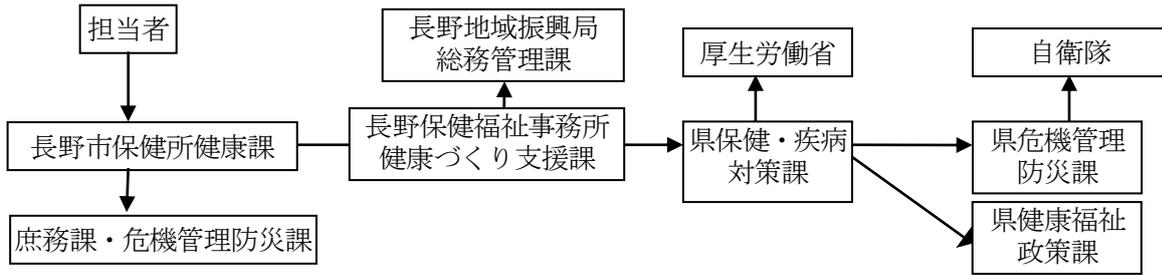
(8) 水道施設被害状況報告（様式9号）



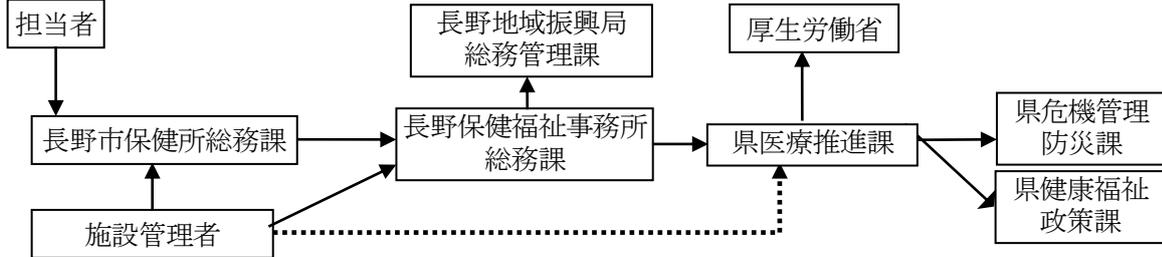
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号）



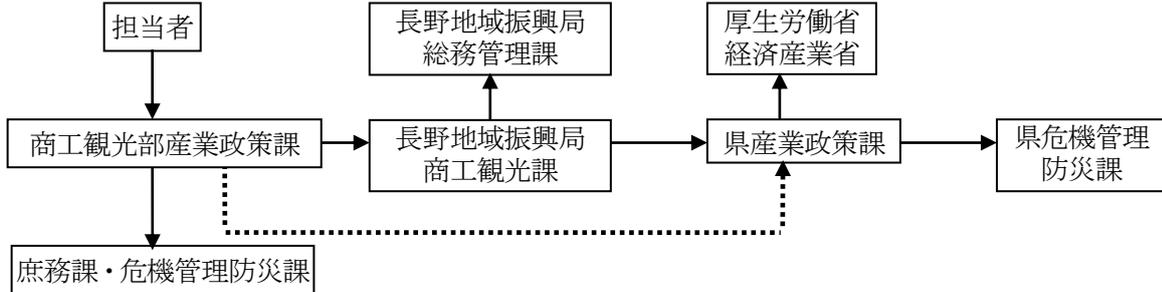
(10) 感染症関係報告 (様式 11 号)



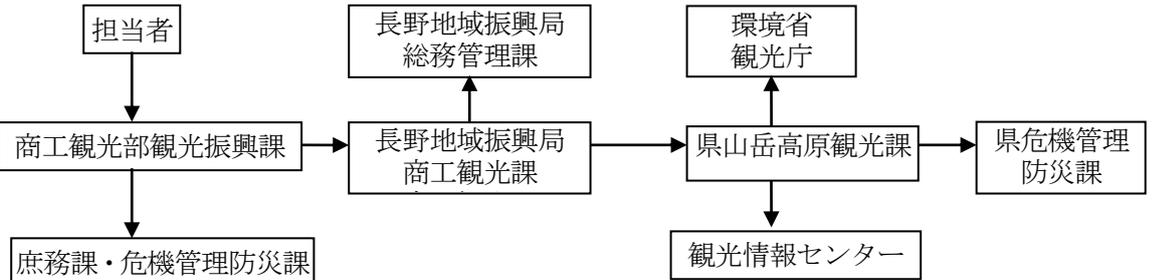
(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式 12 号)



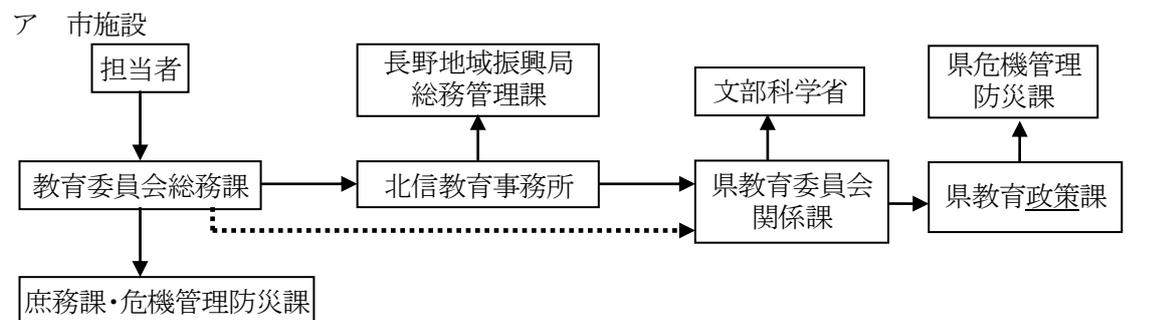
(12) 商工関係被害状況報告 (様式 13 号)



(13) 観光施設被害状況報告 (様式 14 号)

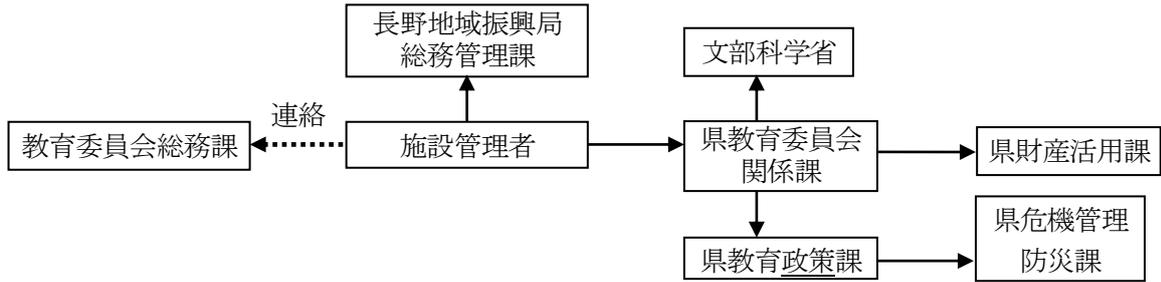


(14) 教育関係被害状況報告 (様式 15 号)

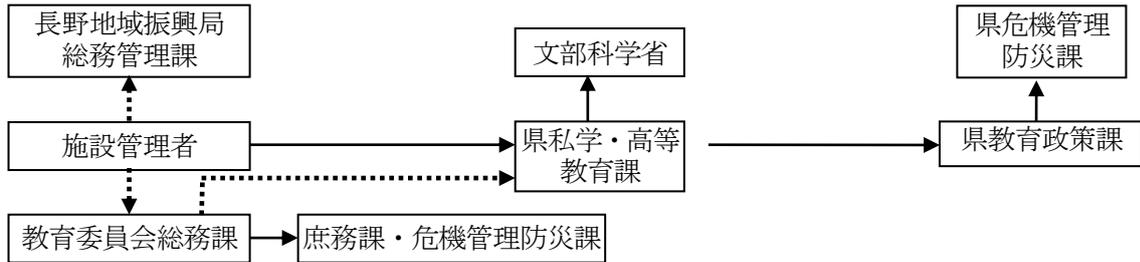


《第3章 災害応急》 1 災害情報の収集・連絡活動

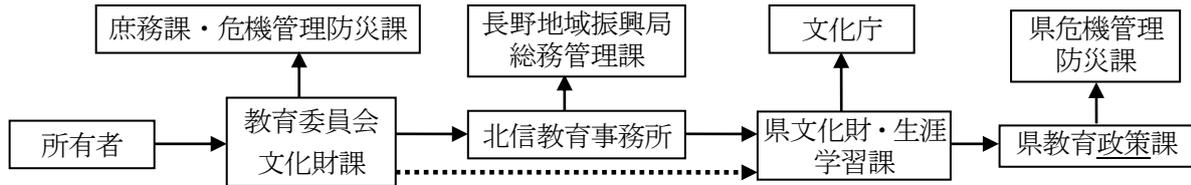
イ 県施設



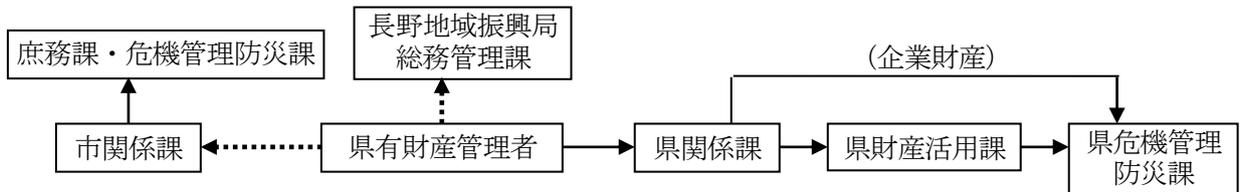
ウ 私立施設



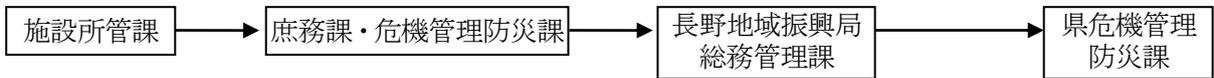
エ 文化財



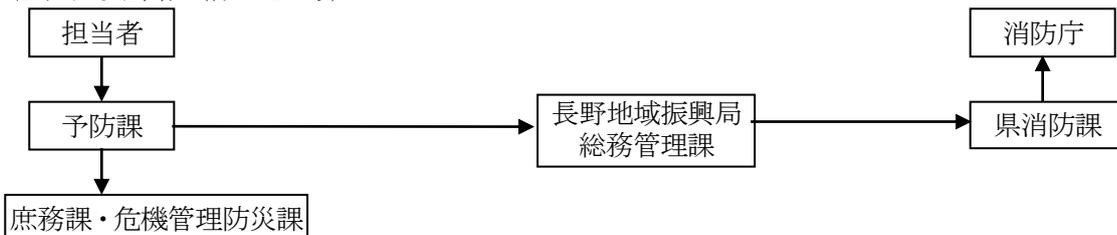
(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告（様式16号）



(16) 市有財産の被害状況報告（他の報告系統に含まれない施設の被害）（様式17号）



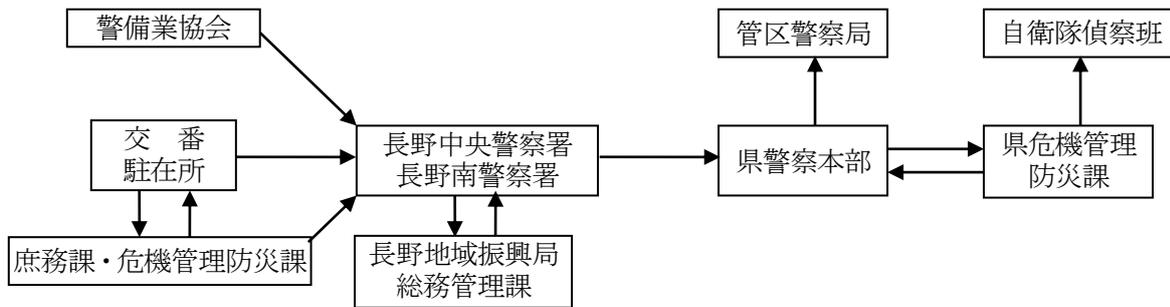
(17) 火災即報（様式19号）



(18) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式19号の2）



(19) 警察調査被害状況報告（様式20号）



第5 通信体制の確保

1 通信機器の確保

指令の伝達及び報告は、原則としてFAX文書で行うこととし、電話機（無線機）ごとに担当者を指名して窓口の統一を図る。

停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

また、無線機の貸出し等の管理を行う。

なお、必要に応じて信越総合通信局を經由して総務省重要無線室又は電気通信技術システム課あてに、MCA無線、簡易無線、衛星携帯電話、災害対策用移動電源車の貸出について地方公共団体向け災害対策用移動通信機器貸出手順書等により依頼し、借り受ける。

〈使用可能な通信施設〉

主な災害時通信手段		備考
有線	災害時優先電話（NTT）	一般回線が利用できない場合の連絡
	非常通話・緊急通話（NTT）	
無線	衛星通信システム、県防災行政無線	国、県、他市町村、防災関係機関間の連絡
	市防災行政無線、MCA無線、携帯電話、応急復旧用無線電話（NTT）	市内の災害対策活動拠点、防災関係機関、現場との連絡
	消防無線	消防の拠点施設、現場との連絡
	水道MCA無線	水道の拠点施設、現場との連絡
	孤立対策用無線（該当地区）	支所と孤立集落との連絡（簡易無線）
	信越地方非常通信協議会構成員の保有する無線	他の通信手段が利用できないときの連絡
口頭	伝令	

2 通信の運用

(1) 防災行政無線・MCA無線の運用の原則

防災行政無線・MCA無線の運用は、総務部本部班が実施する。

(2) 消防無線の運用の原則

消防部通信指令班は、消火、救助・救出活動のための通信連絡を目的として、消防無線を運用し、

《第3章 災害応急》1 災害情報の収集・連絡活動

総務部本部班と連携を図り、積極的に情報の収集・伝達に努める。

(3) 水道MC A無線の運用の原則

上下水道部総務班は、給水活動又は上・下水道施設の応急復旧活動のための通信連絡を目的として、水道MC A無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、給水活動に係る情報の収集・伝達に努める。

(4) 孤立対策用無線の運用の原則

孤立対策用無線が設置された支所は、有線系通信が遮断し、集落が孤立した場合の通信連絡を目的として、集落との間で孤立対策用無線を運用し、総務部本部班と連携を図り、安否確認、応急復旧活動に係る情報の収集・伝達に努める。

(5) 衛星通信の運用における原則

衛星通信により、情報の収集・伝達を行う。

〈情報収集・伝達項目〉

- | | | |
|---|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 火災及び消火活動の状況 | <input type="checkbox"/> 救助救出活動の状況 | <input type="checkbox"/> 建築物等の破損の状況 |
| <input type="checkbox"/> 避難の必要の有無及び避難状況 | <input type="checkbox"/> 交通機関の被害状況 | <input type="checkbox"/> 土砂災害の発生状況 |
| <input type="checkbox"/> 主要道路・橋りょうの被害状況 | <input type="checkbox"/> その他必要な情報 | |

(6) データ通信の利用

インターネットやメール等の通信網を利用し、文字や画像情報の収集・伝達に活用する。

迅速な注意体制が取れるように、警戒準備配備にあたる職員へ、メールにより地震情報、風水害が発生するおそれがある場合に発表される気象情報、土砂災害警戒情報を送信する。

第2節 非常参集職員の活動

項目	担当
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班
第3 災害対策本部の運営	総務部本部班・情報政策班
第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報政策班
第5 災害対策の適用範囲	
第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第7 災害警戒本部の運営	総務部本部班・情報政策班
第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報政策班

第1 職員の動員配備

1 初動体制

地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

〈配備基準（震災）〉

態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	警戒準備	1 気象台が長野市内で震度4の地震を観測し発表したとき【自動発令】 (市内震度計設置場所：箱清水、鶴賀緑町、松代、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条)	被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路・河川・市有施設等の被害状況確認に必要な職員
警戒	第1配備	1 気象台の発表にかかわらず、市域で地震による局地的な災害が発生したとき 2 災害が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき	災害警戒本部を設置する体制、又は被害情報の収集及び災害応急対策活動を遂行できる体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など）
非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発表したとき	災害対策本部を設置する体制、又は災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制 配備範囲 ●本部員 ●初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上
非常	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	災害対策本部を設置する体制 配備範囲 ●全職員

※自動発令とは、対象となる情報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。

長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする震災警防本部を設置し、警防活動を指揮統括する。

長野市上下水道局震災対策計画に基づき、上下水道局内に上下水道事業管理者を本部長とする上下水道局災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。

大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。

長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。

2 初動体制配備の決定

(1) 自動発令

配備は原則として地震情報に基づく自動発令とし、対象となる情報を知ったときは、配備命令の伝達を待たずに配備に付くものとする。

(2) 自動発令以外

危機管理防災監は、関係部長と協議の上、配備を決定し、指示する。配備を決定したときは、市長、副市長に報告する。

3 職員の動員

各部長は、危機管理防災監から配備の指示があった場合は、あらかじめ定めた職員動員配備計画に基づき、動員を指示する。

動員の指示を受けた職員は、速やかに所属先に登庁する。

ただし、交通の途絶等で所属先に登庁が困難な職員は、本庁又は直近の支所に登庁し、所属先へ連絡する。

4 参集の報告

各部は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を総務部職員班に報告する。

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

〈災害対策本部の設置基準〉	
○市域に震度5弱以上の地震が発生したとき	
○市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想される時	
○市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想される時	
○その他市長が必要と認めるとき	

なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

〈市長の代行順位〉	
第1順位 危機管理防災監	第2順位 副市長

2 設置場所

災害対策本部は市役所に置く。

3 設置の通知

災害対策本部を設置した場合、危機管理防災監は、早急に、職員、住民、県（危機管理部危機管理防災課）、防災関係機関等にその旨を周知する。

第3 災害対策本部の運営

1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、「長野市災害対策本部組織図」に示すとおり構成とし、その役割は次のとおりとする。

〈災害対策本部の構成と役割〉

本部長	市長	災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	危機管理防災監、副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長、上下水道事業管理者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。
本部員	各部長、長野市保健所長、会計局長、教育次長（2）、議会事務局長、上下水道局長、消防局長	
本部連絡員	本部長が指名する者	部の所管する情報を本部長に報告する。また、本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

2 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に基づき、災害に関する情報の分析、災害応急対策の基本方針及びその他災害に関する重要事項を協議するため、災害対策本部に長野市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

必要に応じ本部長は本部会議へ、国、県、自衛隊、警察、消防団及びライフライン関係機関等の職員並びに学識経験者等に出席を依頼することができる。

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

災害初動期において緊急を有する場合は本部長、副本部長の協議、又は本部長、副本部長ほか参集している構成員による会議により本部会議の決定事項とすることができる。

災害状況により本部長、副本部長及び関係本部員による構成で十分と本部長が認めるときは、一部の構成員により本部会議を開催することができる。

〈本部会議の概要〉

本部会議の開催	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部長付 ○本部員 ○本部長が指名する者
事務局	○総務部本部班
報告事項	○被害状況に関する事 ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項
協議事項	○応急対策に関する事 ○災害対策本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事 ○現地災害対策本部の設置に関する事 ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関する事 ○他市町村への応援協力に関する事 ○避難の指示等、警戒区域の指定に関する事 ○災害救助法の適用に関する事 ○激甚災害指定に関する事 ○住民向け緊急声明の発表に関する事 ○応急対策に要する予算及び資金に関する事 ○国、県等への要望に関する事 ○その他災害対策の重要事項に関する事

3 業務分掌

各部の所掌業務は、「長野市災害対策本部業務分掌表」に示すとおりである。

ただし、被害状況に応じて臨機応変に応急対策を実施するため、本部長又は本部員の指示により、業務分掌は変更される場合がある。

4 防災関係機関との情報連絡

総務部庶務班は、県、防災関係機関との連絡窓口、責任者を相互に定め、各機関が把握している被害状況、応急対策の実施状況等を相互に連絡し、情報を共有する。

また、市と防災関係機関との連携を強化するため、必要と認める場合、災害対策本部の近くに防災関係機関連絡室を設置し、防災関係機関に連絡員の派遣を求める。

なお、国土交通省とは連絡員派遣の協定を締結している。

5 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地において総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、支所又は災害現場周辺の公共施設等に現地災害対策本部を設置し、副本部長若しくは本部長付又は本部員の中から現地災害対策本部長を指名する。

現地災害対策本部の設置に至らない場合、又は本部からの要員の到着前においては、支所長は災害対策本部と密に連携し、管内の応急対策を指揮するとともに、本部長に対し、避難指示等の意見具申を行う。

6 国・県との連携

企画政策部秘書班は、災害対策に関する国、関係機関等の情報を収集する。

国や県の現地災害対策本部が市内若しくは近隣に設置された場合、又は県の災害対策本部地方部が設置された場合は、それらと連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

7 活動拠点の配置

本部長は、大規模災害時の応急対策の拠点としての施設の利用に関して、各部及び関係機関と連絡・調整を行う。

8 緊急時の支所長の権限

支所長は、災害対策上緊急を要する次の事項を行う。

〈支所長の権限〉	
○支所災害対応支援職員への参集指示	○職員の支援要請
○応急対策の指揮	○災害対策本部・各部との連絡調整
○自主避難を促す	○高齢者等避難の発表
○避難指示等の意見具申	○関係機関との連絡調整
○災害対応物資（土のう、ブルーシート等）の配布・補給の要請	

第4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、災害対策本部を廃止する。総務部本部班は、職員、住民、県（危機管理部危機管理防災課）、防災関係機関等にその旨を周知する。

第5 災害対策の適用範囲

災害応急対策は、災害救助法が適用された場合は、その規定に基づいて行う。

災害救助法が適用されない場合は、本部長（市長）の責任により災害対策を実施するが、その内容の基準は災害救助法の規定を目安とする。

なお、災害救助法の適用については、第39節を参照する。

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動



1 基本的事項

各部及び各班は、ここに定めるもののほか、災害の発生状況などにより本部長が命じる災害応急対策業務を行う。(部を超えて他の班の業務を支援する場合を含む。)

本部員は、部内において必要に応じて、各班に対し他の班の業務への支援を命じることができる。

2 各部及び各班業務分掌表

部	班	業務分掌
各部 (共通)	全班	A:職員安否、参集、被災状況の把握に関する事
	所管施設を有する班☆	B:施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関する事 C:施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関する事 D:施設の災害応急対策と災害復旧に関する事
	主管課○	E:部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 F:部の庶務に関する事 G:部内各班との連絡調整に関する事 H:部の職員安否、参集、被災状況の報告に関する事
総務部	本部班 (危機管理防災課)	本部の設置及び廃止に関する事 本部の庶務に関する事 災害に関する警報、予報等の伝達に関する事 指令その他本部命令に関する事 避難指示及び緊急安全確保に関する事 無線通信の総括に関する事 自衛隊の派遣に関する事 県及び他市町村に対する応援要請に関する事 県への連絡及び被害状況報告に関する事 災害情報の収集に関する事 本部会議に関する事
	庶務班○	主管課業務 (E, F, G, H) 各部からの災害情報のとりまとめ、報告に関する事 人的及び住家の被害状況調査、とりまとめ、報告に関する事 ライフラインの被害状況の収集と伝達に関する事 住民等の安否情報に関する事 各部との連絡調整に関する事
	職員班	職員の動員に関する事 職員の活動用装備、食料の確保と供給に関する事 職員の安否確認に関する事
	情報政策班	システム及びネットワークに関する事 本部班の所管業務の支援に関する事
	職員研修所班	庶務班の所管業務の支援に関する事
	行政管理班	庶務班の所管業務の支援に関する事
	公共施設マネジメント推進班	管財班の所管業務の支援に関する事
	管財班	庁舎及びその付属施設の災害応急対策に関する事 緊急輸送通行証及び配車に関する事 輸送車両、燃料、運行従事者の確保に関する事
	選挙管理委員会事務局班	庶務班の所管業務の支援に関する事
	監査委員事務局班	庶務班の所管業務の支援に関する事 本部班の会計処理に関する事

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

部	班	業務分掌
企画政策部	秘書班	見舞い者及び災害視察者の応接に関する事 本部長及び副本部長の秘書に関する事 他市町村、他機関からの援助申出に関する事 国、関係機関の情報収集に関する事
	企画班○	主管課業務（E, F, G, H） 応急公用負担に関する事 応援要請に伴う県及び他市町村等の職員の受入れに関する事
	人口増推進班	企画班の所管業務の支援に関する事
	広報広聴班	災害情報の広報に関する事 写真、ビデオ等による災害の記録に関する事 報道機関との連絡調整に関する事
財政部	財政班○	主管課業務（E, F, G, H） 災害応急対策と災害復旧における財政措置に関する事
	契約班	救援物資及び災害用資機(器)材の調達に関する事
	市民税班	資産税班、収納班の所管業務の支援に関する事 避難所開設・運営に関する事（教育部の所管業務の支援）
	資産税班	家屋の被災調査、台帳作成及び罹災証明発行に関する事 収納班の所管業務の支援に関する事 避難所開設・運営に関する事（教育部の所管業務の支援）
	収納班	資産税班の所管業務の支援に関する事 被災証明の発行に関する事 避難所開設・運営に関する事（教育部の所管業務の支援）
地域・市民生活部	地域活動支援班○	主管課業務（E, F, G, H） 部内人員の調整及び応援依頼に関する事 本部班の所管業務の支援に関する事 第1地区から第5地区の災害情報の収集及び伝達に関する事 第1地区から第5地区の被害状況の調査及び報告に関する事 第1地区から第5地区の関係機関等との連絡調整に関する事 第1地区から第5地区の災害応急対策と災害復旧に関する事 第1地区から第5地区の災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事
	支所班	災害情報の収集及び伝達に関する事 被害状況の調査及び報告に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 災害応急対策と災害復旧に関する事 災害相談窓口に関する事 避難行動要支援者の安否確認に関する事
	市民窓口班	食料の確保及び供給に関する事 遺体の搬送及び埋火葬に関する事 被災者の避難先の把握に関する事
	人権・男女共同参画班	遺体の収容、検案、安置及び引渡しに関する事 福祉避難所の運営に関する事
保健福祉部	福祉政策班○	主管課業務（E, F, G, H） 被災者生活再建支援金の申請、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事 社会福祉団体との連絡調整に関する事 ボランティアに関する社協、団体等との調整に関する事 避難行動要支援者の支援及び災害情報のとりまとめと報告に関する事 福祉避難所の設置、運営に関する事
	生活支援班	被服、寝具等生活必需品の確保と供給に関する事 福祉政策班の所管業務の支援に関する事

部	班	業務分掌
	高齢者活躍支援班	高齢者福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 福祉政策班の所管業務の支援に関すること
	地域包括ケア推進班	避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 福祉政策班の所管業務の支援に関すること
	介護保険班	義援物資の受領及び保管に関すること 災害義援金の受領及び配分に関すること 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 福祉政策班の所管業務の支援に関すること
	障害福祉班	障害者福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 福祉政策班の所管業務の支援に関すること
	医療連携推進班	被災者の看護及び応急救護に関する連絡調整に関すること
	国民健康保険班	遺体の搬送、収容、検案、安置、引渡し及び埋火葬の総括に関すること
長野市保健所部	総務班○	主管課業務（E, F, G, H） 医療の確保に関すること 救急医療品及び衛生材料の確保に関すること 医療救護本部の設置、運営に関すること
	健康班	救護所の開設及び管理運営の総括に関すること 避難所における医療救護、健康管理に関すること 避難行動要支援者の安否確認及び支援に関すること 被災者のこころのケア、感染症等の予防に関すること 助産に関すること
	食品生活衛生班	食品衛生に関すること 毒物及び劇物に関すること 死亡獣畜に関すること 飼養動物に関すること 健康班の所管業務の支援に関すること
	環境衛生試験所班	毒物及び劇物に関すること 防疫に関すること 健康班の所管業務の支援に関すること
こども未来部	こども政策班○	主管課業務（E, F, G, H） 要配慮者（妊産婦及び乳幼児）の支援に関すること
	子育て支援班	母子・児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること 福祉避難所の運営に関すること こども政策班の所管業務の支援に関すること
	保育・幼稚園班	児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること 園児の避難、保護及び安否確認に関すること 応急保育に関すること 福祉避難所の運営に関すること こども政策班の所管業務の支援に関すること
環境部	環境保全温暖化対策班○	主管課業務（E, F, G, H） 環境監視、保全に関すること 浄化槽の被害状況調査及び報告に関すること
	廃棄物対策班	廃棄物処理施設の被害状況調査及び報告に関すること 災害時の産業廃棄物に関すること 仮置場の設置・運営に関すること

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

部	班	業務分掌
	生活環境班	仮設トイレの設置・管理に関する事 災害時のし尿及び生活雑排水（以下「し尿等」という。）の収集運搬・処理に関する事 災害時のごみの収集運搬・処理に関する事 災害廃棄物等処理実施計画の策定に関する事 建物解体後の処理に関する事
商工観光部	商工労働班○	主管課業務（E, F, G, H） 労働者雇用、あっせん等の連絡調整に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 商工業関係の被害状況調査及び報告に関する事 被災商工業者に対する融資に関する事
	観光振興班 （産業振興事務所含む）	観光客の安全確保及び帰宅支援に関する事 外国人に対する支援に関する事
振興部	文化芸術班○	主管課業務（E, F, G, H） 避難所の開設、運営に関する事 所管施設の災害時の使用に関する事
	スポーツ班	体育施設の災害時の使用に関する事 避難所の開設、運営に関する事
農林部	農業政策班○	主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 被災農林業者に対する融資に関する事 農畜産物の被害状況調査及び報告に関する事 農畜産物の災害応急対策に関する事 家畜伝染病の防疫に関する事
	森林農地整備班	林地、治山施設及び林業施設の被害状況調査及び報告に関する事 林地、治山施設及び林業施設の災害応急対策に関する事 農地及び農業用施設の被害状況調査及び報告に関する事 農地及び農業用施設の災害応急対策に関する事 冠水対策に関する事
	いのしか対策班	森林農地整備班の所管業務の支援に関する事
	農業委員会事務局班	森林農地整備班の所管業務の支援に関する事
建設部	監理班○	主管課業務（E, F, G, H） 関係機関等との連絡調整に関する事 交通制限に関する事
	道路班	道路及び橋りょうの安全確保に関する事 道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策に関する事
	河川班	河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 河川及び水路の災害応急対策に関する事 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策の総括に関する事 水防対策に関する事
	維持班 （土木事務所含む）	道路及び橋りょうの被害状況調査及び報告に関する事 道路及び橋りょうの災害応急対策の総括に関する事 河川及び水路の被害状況調査及び報告に関する事 河川及び水路の災害応急対策の総括に関する事 地すべり、崖崩れ等の災害応急対策に関する事 交通制限に関する事
	住宅班	応急仮設住宅の建設及び入居者の受入れに関する事 公営住宅のあっせん及び民間住宅の情報収集に関する事

部	班	業務分掌
	建築班	市有施設の応急対策に関する事
	建築指導班	被災住宅等の災害応急対策に関する事 災害復興住宅資金等の融資に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事 被災宅地の危険度判定に関する事
都市整備部	都市政策班○	主管課業務 (E, F, G, H) 建設部の所管業務の支援に関する事
	交通政策班	交通災害応急対策に関する事 交通情報の収集及び伝達に関する事
	公園緑地班	公園施設の災害時の使用に関する事
	市街地整備班	都市政策班の所管事務の支援に関する事 建設部の所管事務の支援に関する事
	駅周辺整備班	都市政策班の所管事務の支援に関する事 建設部の所管業務の支援に関する事
会計部	会計班○	主管課業務 (E, F, G, H) 派遣自衛隊との連絡調整に関する事 ヘリポート及び車両置場等の確保に関する事 自衛隊員の受入れ、駐屯地場所及び宿泊施設の確保に関する事 自衛隊が使用する災害応急対策用資機(器)に関する事 即時支払に必要な現金の受渡しに関する事
	検査班	会計班の所管業務の支援に関する事
議会部	総務議事調査班○	主管課業務 (E, F, G, H) 市議会議員への災害情報伝達に関する事 議員の視察に関する事 臨時議会の開催に関する事
教育部	総務班○	主管課業務 (E, F, G, H) 教育部及び学校教育部に係る災害情報のとりまとめ、報告に関する事 避難所の開設及び管理運営の総括に関する事
	家庭・地域学びの班	避難所の開設、運営に関する事 所管施設の災害時の使用に関する事
	文化財班	文化財の被害状況調査及び報告に関する事 文化財の災害応急対策に関する事 避難所の開設、運営に関する事
学校教育部	学校教育班○	主管課業務 (E, F, G, H) 児童及び生徒の避難並びに安否確認に関する事 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事 応急の教育に関する事 学用品の給与に関する事 教職員の動員に関する事
	保健給食班	学校給食に関する事 給食施設の災害時の使用に関する事
上下水道部	総務班○	主管課業務 (E, F, G, H) 関係機関等との連絡調整及び協力要請に関する事 部に係る災害応急資機(器)材の確保に関する事 給水活動に関する事
	営業班	部に係る広報活動に関する事 給水活動に関する事

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

部	班	業務分掌
	水道整備班	給水活動に関すること 配水調整に関すること 水道施設の災害復旧の総括に関すること
	水道維持班	給水活動の総括に関すること 給水活動用車両、タンク等の確保に関すること 配水調整に関すること
	浄水班	送配水調整に関すること 水質保全に関すること 給水活動に関すること
	下水道整備班	部に係る災害応急資機（器）材の確保に関すること 下水道施設復旧の総括に関すること 給水活動に関すること
	下水道施設班	汚水処理施設の復旧に関すること 給水活動に関すること
消防部	総務班○	主管課業務（E, F, G, H）
	予防班	災害の予防に関すること 危険物の安全確保に関すること 広報及び巡回等に関すること 災害状況及び消防活動の調査記録、写真撮影に関すること
	警防班	災害の警戒及び防ぎよに関すること 消防団による避難誘導に関すること 行方不明者の捜索に関すること 消防吏員及び消防団員の動員に関すること 消防団との連絡調整に関すること 消防関係車両及び機械器具の整備並びに点検に関すること 消防用資機材の確保に関すること 水防用資機材の確保に関すること 緊急消防援助隊、長野県消防相互応援隊等の応援要請に係る連絡調整に関すること
	通信指令班	災害情報の受付、収集及び伝達に関すること 通信機器等の点検及び整備に関すること
	消防署班	消防活動及び水防活動に関すること 救急救助活動に関すること その他災害活動に関すること

第6 災害警戒本部の設置

1 設置基準

気象警報・予報の発表や地震等により災害が発生又は発生するおそれがある場合において、情報の収集・伝達・指示等の災害初期の応急活動を迅速かつ円滑に行うため、危機管理防災監は必要に応じ次の場合に、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部の指揮をとる。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- 市域に震度4の地震が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき
- 市内に局地的な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想される時
- その他危機管理防災監が必要と認めるとき

なお、危機管理防災監が置かれない場合にあつては、長野市総務部長をもって充てる。
また、危機管理防災監の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

〈危機管理防災監の代行順位〉

第1順位 総務部長 第2順位 建設部長 第3順位 消防局長

2 設置場所

災害警戒本部は市役所に置く。

3 設置の通知

災害警戒本部を設置した場合、総務部本部班は早急に参集範囲の職員にその旨を通知する。

第7 災害警戒本部の運営

1 災害警戒本部の組織

災害警戒本部（以下この項において「警戒本部」という。）は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員（必要に応じ本部員のうちから警戒本部長が招集）、本部連絡員、班長、班員により「長野市災害警戒本部組織図」のとおり組織し、その役割は次のとおりとする。

ただし、警戒本部長の判断により必要な職員により組織することができる。

〈警戒本部の構成と役割〉

警戒本部長	危機管理防災監	警戒本部の業務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
警戒副本部長	総務部長、建設部長、消防局長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	災害対策本部の本部員のうち警戒本部長が必要とする本部員	警戒本部長の命を受け、災害警戒本部の事務に従事し、部の事務を掌理する。なお、事前に代行者を定めておく。
本部連絡員	災害対策本部の本部連絡員と同じ	部の所管する情報を警戒本部長に報告する。また、警戒本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	警戒本部長又は警戒本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。

《第3章 災害応急》2 非常参集職員の活動

2 警戒本部会議

警戒本部長は、警戒本部を設置したときは、必要に応じ長野市災害警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を置く。

〈警戒本部会議の概要〉

警戒本部会議の開催時期	○必要に応じて
警戒本部会議の構成員	○警戒本部長 ○警戒副本部長 ○警戒本部員（警戒本部長が必要とする本部員） ○警戒本部長が指名する職員
事務局	○総務部本部班
報告事項	○被害状況に関すること ○各部の配備態勢 ○緊急措置事項
協議事項	○応急対応に関すること ○配備態勢の切替え及び警戒本部の廃止に関すること ○その他災害対策事項に関すること

3 業務分掌

- (1) 被害の発生状況及び市内の気象等に関する状況の把握に関すること
- (2) 気象予報情報並びに河川の水位情報の収集及び関係各課への伝達に関すること
- (3) 応急措置の実施に関すること。なお所掌業務は、「長野市災害対策本部業務分掌表」のとおり
- (4) その他必要な事項

第8 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部長は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害対策本部に移行したときは、災害警戒本部を廃止する。総務部本部班は職員にその旨を通知する。



第3節 広域相互応援活動

項目	担当
第1 消防に関する要請	消防部警防班
第2 県等に対する応援要請	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班
第3 受援の調整等	総務部本部班・情報政策班、企画政策部企画班・秘書班、財政部管財班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班

第1 消防に関する要請

1 県内市等に対する応援要請

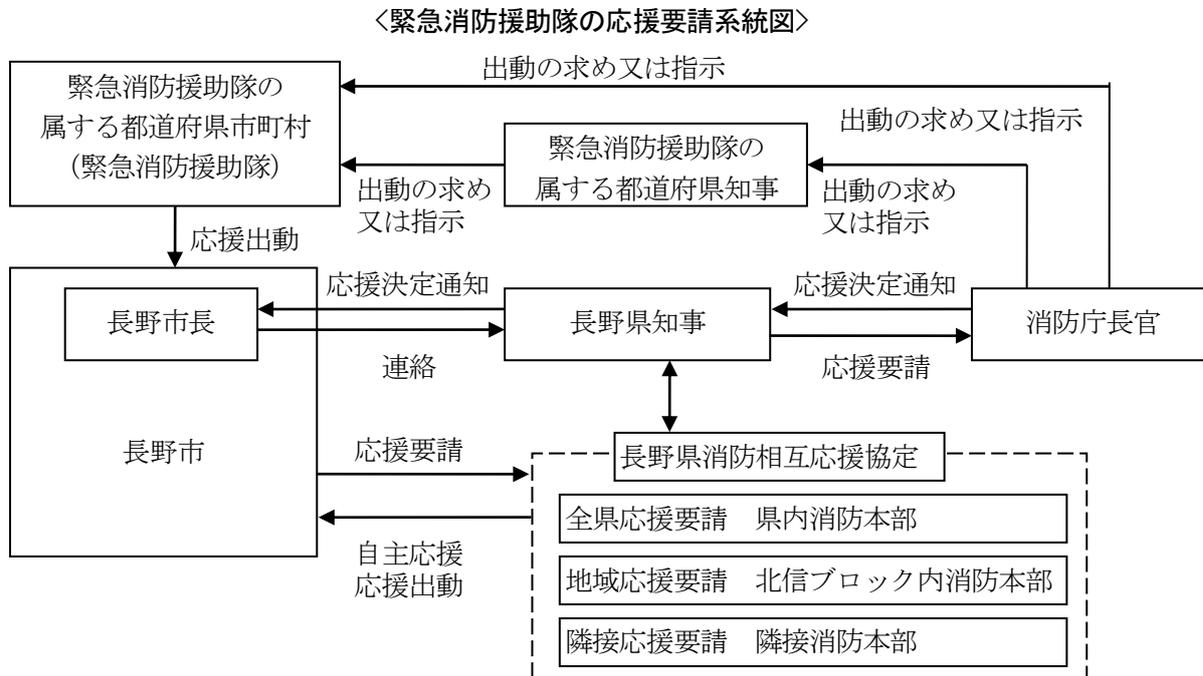
本部長は、災害の状況を的確に判断し、必要に応じて「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに締結市等の長に対し応援を要請する。

2 他都道府県への応援要請

本部長は、県内の他市等からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に連絡する。

- ① 緊急消防援助隊
- ② 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- ③ その他、他都道府県からの消防隊

また、長野県災害対策本部に消防応援活動調整本部が設置された場合、職員を派遣する。



3 受援計画に基づく支援

消防部警防班は、応援要請又は消防庁長官により出動の求め又は指示を受けた緊急消防援助隊について、「長野市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、また、災害対策本部と調整を図りながら、円滑な消防活動ができるよう支援を行う。

また、広域航空消防応援については、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき支援を行う。

〈緊急消防援助隊の受入れ方法〉

連絡窓口	消防局調整本部を設置し、災害対策本部と連携を図りながら調整を行う。
作業体制	応援を求める活動について、災害対策本部と調整を図りながら速やかに活動計画を立てる。
進出拠点	長野市緊急消防援助隊受援計画に基づき、原則として、道の駅ふるさと天望館（信濃町）、黒姫野尻湖PA上り、小布施PA上り、長野IC、県立歴史館（千曲市）、松代PA下り、安庭チェーン着脱所情報ST、道の駅中条を進出拠点とする。

第2 県等に対する応援要請

1 県に対する応援要請

総務部本部班は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

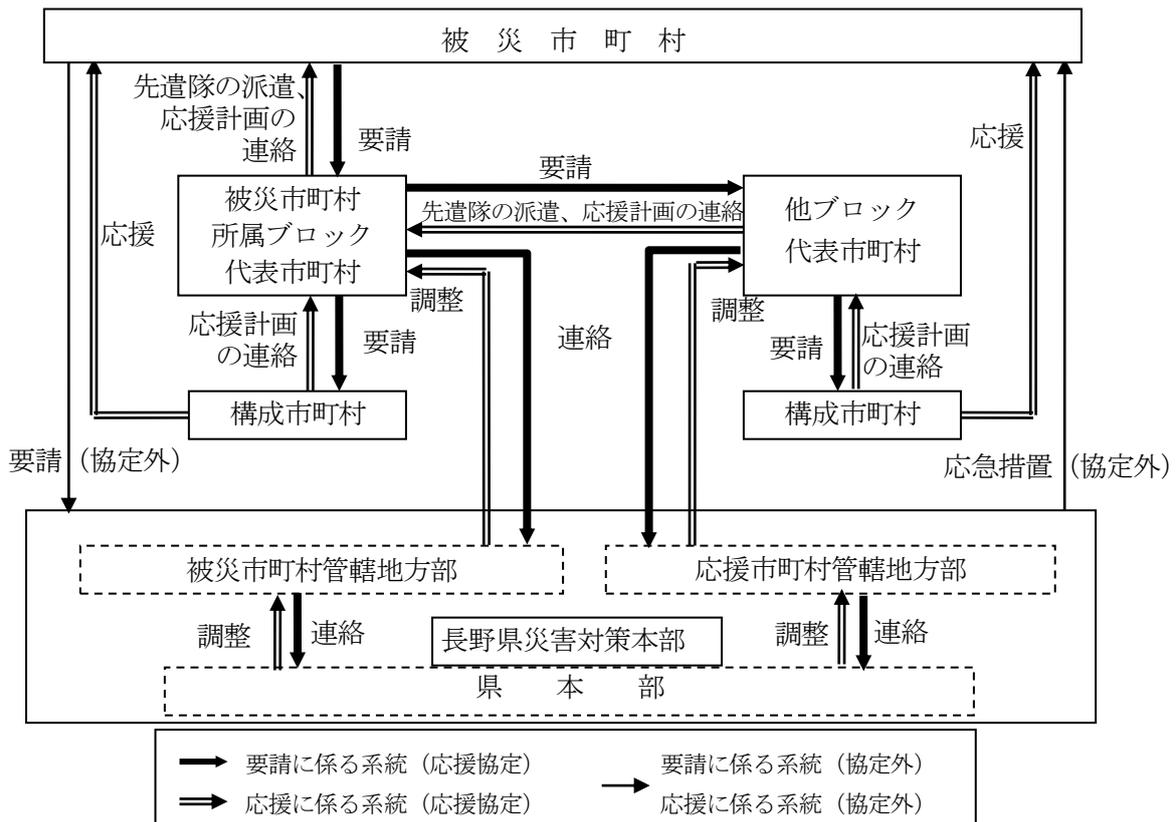
〈県への要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

2 県内他市町村に対する応援要請

総務部本部班は、災害の規模及び被害状況等から、市の有する人員、物資、資機材等のみで対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村長に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、構成市町村で定めた市町村に対して応援の要請をする（長野ブロック代表市の当市が被災しているため）。ただし、長野ブロックを構成する市町村の大半が被災した場合は、松本ブロックに対して応援を要請する。また、震度6強以上の場合は、「緊急時における自主的活動」として、松本ブロック構成市町村から先遣隊が派遣されるので、受入れを行う。また、速やかにその旨を知事に連絡する。

要請事項は、県に対する応援要請と同様である。なお、要請は口頭（電話、無線）又は文書（ファックス）で連絡し、口頭で行った場合は後に文書を送付する。



〈長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統図〉

【長野ブロック構成市町村】

長野市（代表市）、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村

【松本ブロック構成市町村】

松本市（代表市）、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

3 県外他市等に対する応援要請

総務部本部班は、災害の規模及び被害状況等から、県外他市町村長へ応援を要請する必要があると認められる場合は、「災害時相互応援協定（町田市、富山市、上越市、静岡市、甲府市）」、「中核市災害相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

4 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

総務部本部班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣の要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

〈要請事項〉	
<ul style="list-style-type: none"> ○派遣を要請する理由 ○派遣を必要とする期間 ○職員の派遣について必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○派遣を要請する職員の職種別人員 ○派遣される職員の給与その他の勤務条件

5 その他関係機関への応援要請

各部は、関係機関との応援協定等に基づき、災害応急対策活動の協力を要請する。

〈市関係の応援協定一覧〉

協定名（協定先）	主な応援内容	主務課
災害時の医療救護活動に関する協定（一般社団法人長野市医師会、一般社団法人更級医師会、一般社団法人上水内医師会、一般社団法人須高医師会）	・医療救護協力	保健所総務課
災害時の歯科医療救護活動に関する協定（公益社団法人長野市歯科医師会、一般更級歯科医師会、一般上水内歯科医師会、一般埴科歯科医師会）	・歯科医療救護協力	保健所総務課
災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人長野市薬剤師会、一般更埴薬剤師会）	・医療救護協力	保健所総務課
災害時における必要物資供給等の協力に関する協定（長野市商工業災害対策連絡協議会）	・物資（食料、生活必需品、光熱材料、医薬品等）の調達、配布等の応援協力	契約課
災害時における協力に関する協定書（公益社団法人長野青年会議所）		危機管理防災課
災害時における食糧の安定供給に関する協定（一般社団法人長野市開発公社）	・食料の安定配給協力	市民窓口課
災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸ココ・コーラボトリング(株)・サントリービバレッジサービス(株)）	・飲料水供給協力	危機管理防災課
災害時における地下水の供給に関する協定（独立行政法人国立病院機構東長野病院・長野県厚生農業協同組合連合会篠ノ井総合病院）	・飲料水供給協力	危機管理防災課
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合、同北信支部）	・石油類燃料の優先供給協力	危機管理防災課
災害時におけるL Pガスの供給等に関する協定（一般社団法人長野県L Pガス協会、長野L P協会長野支部）	・L Pガスの優先供給協力	危機管理防災課
災害時における資機材リースの協力に関する協定（日本建設機械レンタル協会長野支部）	・資機材（仮設トイレ、発電機、ストーブなど）の優先リース協力	危機管理防災課
災害時における復旧協力に関する協定（一般社団法人長野市建設業協会）	・復旧協力	監理課
災害等緊急時における出動協力に関する協定（長野市電設業協会）	・出動協力	建築課
災害等緊急時における出動協力に関する協定（長野市空衛設備協会）		建築課
災害等緊急時における出動協力に関する協定（長野市水道工事協同組合）		上下水道局総務課
災害時における電気の保安に関する協定（一般財団法人中部電気保安協会長野支店）		危機管理防災課
災害時における障害物除去等の協力に関する協定（長野県レッカー協会）		危機管理防災課
災害時の廃棄物収集運搬業務に関する協定書（長野市委託清掃事業協同組合）		・廃棄物の収集運搬協力
災害時のし尿収集に関する協定（長野市生活環境協同組合）	・し尿収集協力	生活環境課
災害時緊急応援に関する協定（シーデーシー情報システム(株)長野営業所）	・水道業務応援協力	上下水道局総務課
災害時における復旧支援協力に関する協定（公益法人日本下水道管路管理業協会中部支部長野県部会）	・下水道管路施設復旧支援協力	下水道整備課
災害時等における水質検査業務等に関する協定（社団法人長野市薬剤師会）	・水質検査業務協力	上下水道局総務課 危機管理防災課
災害時における被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書（社団法人長野県建築士会長野支部・更級支部）	・応急危険度判定協力	建築指導課
災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定（一般社団法人長野県警備業協会）	・避難所、重要施設等の警備、交通誘導、パトロール等協力	危機管理防災課

《第3章 災害応急》3 広域相互応援活動

協定名（協定先）	主な応援内容	主務課
災害時における相互協力に関する協定（市内郵政関係機関）	・情報の提供協力	危機管理防災課
長野市内の災害発生時における緊急的な調査等に関する協定（北信測量設計事業共同組合）	・緊急調査の協力	危機管理防災課
災害時における畳の提供に関する協定（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）	・避難所等への畳の提供	危機管理防災課
福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定（社会福祉法人長野市社会事業協会）	・福祉避難所の設置、運営の協力	福祉政策課
災害時の支援等に関する協定（財務省関東財務局及び財務省関東財務局長野財務事務所）	・人的応援（支援物資の受付など）、未利用国有地の提供の協力	危機管理防災課
災害時における地図製品等の供給に関する協定（㈱ゼンリン新潟・長野統括部長野営業所）	・住宅地図などの提供協力	危機管理防災課
災害時における緊急輸送等に関する協定（一般社団法人長野県タクシー協会）	・緊急輸送の協力	危機管理防災課

6 応援の申出の受付

企画政策部企画班は、全国自治体等から援助等の申出を受け付け、関係する部班等に諮り、受入れ等の連絡調整を行う。

7 情報連絡員（リエゾン）等の応援要請

(1) 県への依頼

市の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、地域振興局長に応援を求める。

(2) 国土交通省への依頼

「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、関東地方整備局長及び北陸地方整備局長に、情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、震度6弱以上の地震、大規模な浸水被害、広範囲の道路に重大な被害が発生又は発生しそうな風水害、大規模な土砂災害、火山災害の場合とする。また、地方整備局長の判断で派遣される場合もある。

8 応援隊の受入れ

企画政策部企画班は、県や他市町村等からの職員の派遣が決定した場合、次に示す受入れ体制を整え、応援隊の活動状況を把握する。

なお、他市町村等から専門職員の派遣協力の申出があった場合には、企画政策部で受け付けた後に各部へあつせんする。各部で派遣職員の受入れを行う場合には、同様の受入れ体制を整えるとともに、協力活動の状況を把握して企画政策部に随時報告する。

〈応援隊受入れ方法〉

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ○連絡窓口・担当者の指定 | ○作業計画の策定 |
| ○必要な資機材の確保 | ○受入れ拠点の確保（市内の公的建物から選定する） |
| ○費用の負担範囲 | |

9 経費の負担

(1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

第3 受援の調整等

市は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣など多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れる場合、効率的に応援活動が展開されるように次の措置を講じる。

1 情報共有

総務部本部班は、応援団体や先遣隊に次の情報を提供し、効果的な受援を促進する。また、国、県などから情報共有システムが提供された場合は、使用する職員等に対してシステムの操作研修等を速やかに行う。

- (1) 市内の食料、物資の確保状況、不足状況
- (2) 市内への通行可能ルート、手段
- (3) 応援受入拠点、救援物資輸送拠点の稼動状況
- (4) 市内のライフライン、交通、物流等の回復状況

2 調整会議の開催

複数の応援団体が同一の応急対策活動を実施する場合、企画政策部企画班は、当該対策の担当班及び応援団体の責任者等が参加する調整会議等を企画し、各団体の活動範囲の調整、連携方法の協議等を実施する。なお、調整に当たっては、活動の難易度、活動現場の危険性、各団体が保有するノウハウ、資機材等を考慮して効果的な連携体制を確保する。

また、災害対策本部会議での協議が必要な場合は、応援団体の責任者に災害対策本部会議への出席を要請する。

3 受入拠点の確保

企画政策部企画班、保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班、会計班は、応援隊の受入拠点及び物資の輸送拠点の開設に当たり、緊急輸送道路の確保状況等を考慮しつつ、大型ヘリコプターの離発着が可能な施設を優先して選定する。

また、総務部本部班は、受入拠点や輸送拠点を市内に確保できない場合、県又は近隣の市町村に対して受入拠点となる施設の提供及び受け入れ活動の協力を要請する。

4 その他

財政部管財班は、応援隊や協力団体の車両が通行規制の除外となるように警察及び道路管理者等に要請するとともに、優先給油が受けられる措置する。

第4節 ヘリコプターの運用計画

項目	担当
第1 ヘリコプターの要請	総務部本部班・情報政策班、消防部警防班
第2 臨時ヘリポートの開設	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、地域・市民生活部支所班

第1 ヘリコプターの要請

災害の状況により被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の空輸を必要とするときは、総務部本部班・情報政策班又は消防部警防班は、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、広域航空消防応援ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター及びドクターヘリによる輸送を県へ要請する。

なお、要請に際しては、内容をできる限り詳細に連絡する。

1 ヘリコプターの要請担当

県、県警、広域航空消防応援ヘリ、自衛隊、ドクターヘリ	総務部本部班又は消防部警防班
----------------------------	----------------

2 要請の実施事項

(1) 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。)

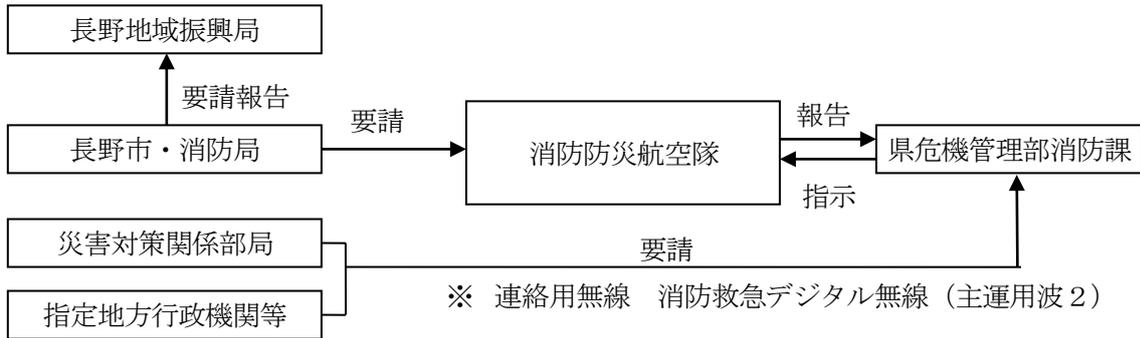
〈ヘリコプター要請の実施事項〉	
○災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等）	
○活動に必要な資機材等	○ヘリポート及び給油体制
○要請者、現場責任者及び連絡方法	○資機材等の準備状況
○気象状況	○ヘリコプターの誘導方法
○他のヘリコプターの活動状況	○その他必要な事項

- (2) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。
- (3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- (5) 自衛隊の派遣要請手続については第5節「自衛隊の災害派遣」による。

3 ヘリコプター要請手続

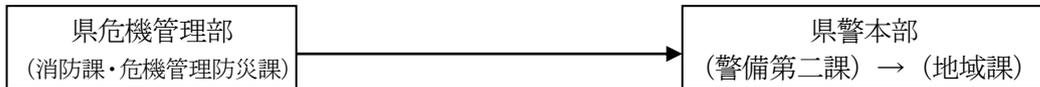
(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

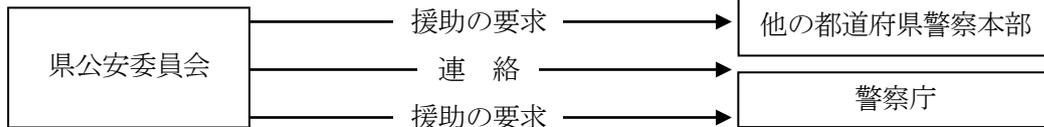


(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

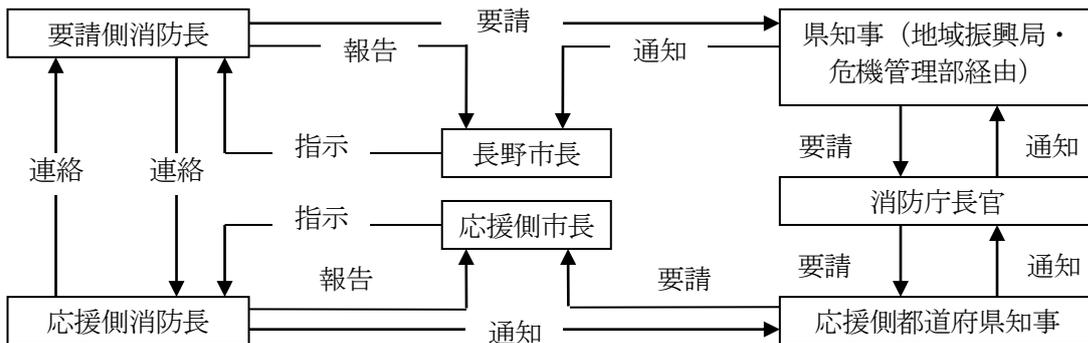


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



(3) 広域航空消防応援ヘリコプター

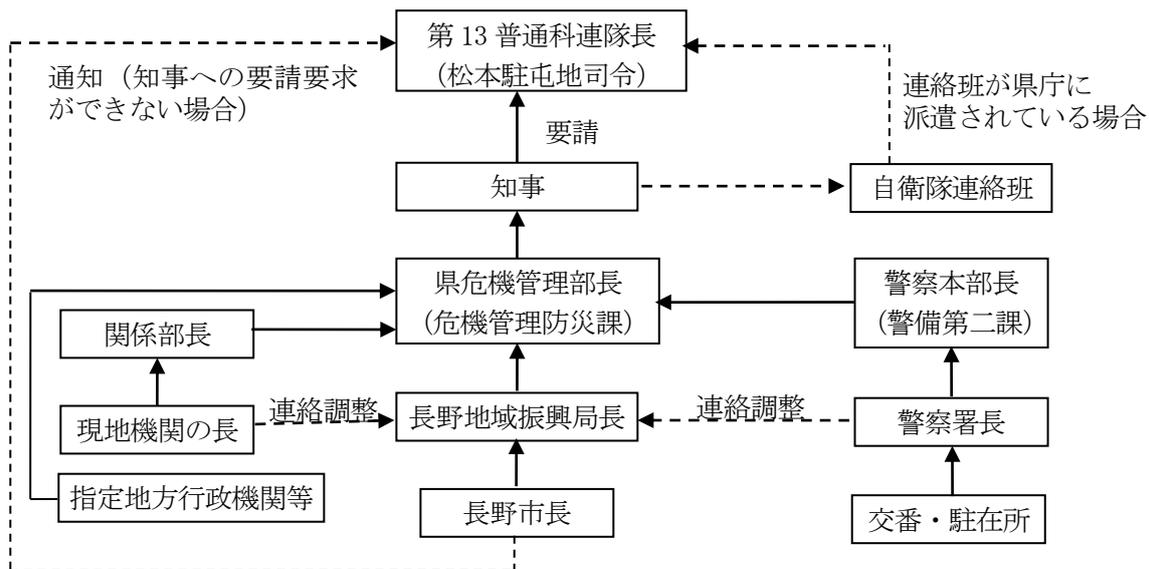
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



- 第1次的に応援出動する航空小隊（第一次航空小隊）：群馬県、東京消防庁、新潟県、山梨県、岐阜県、埼玉県、富山県、静岡市、浜松市、名古屋市
- 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊（出動準備航空小隊）：栃木県、茨城県、京都府、千葉市、横浜市、川崎市、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪市

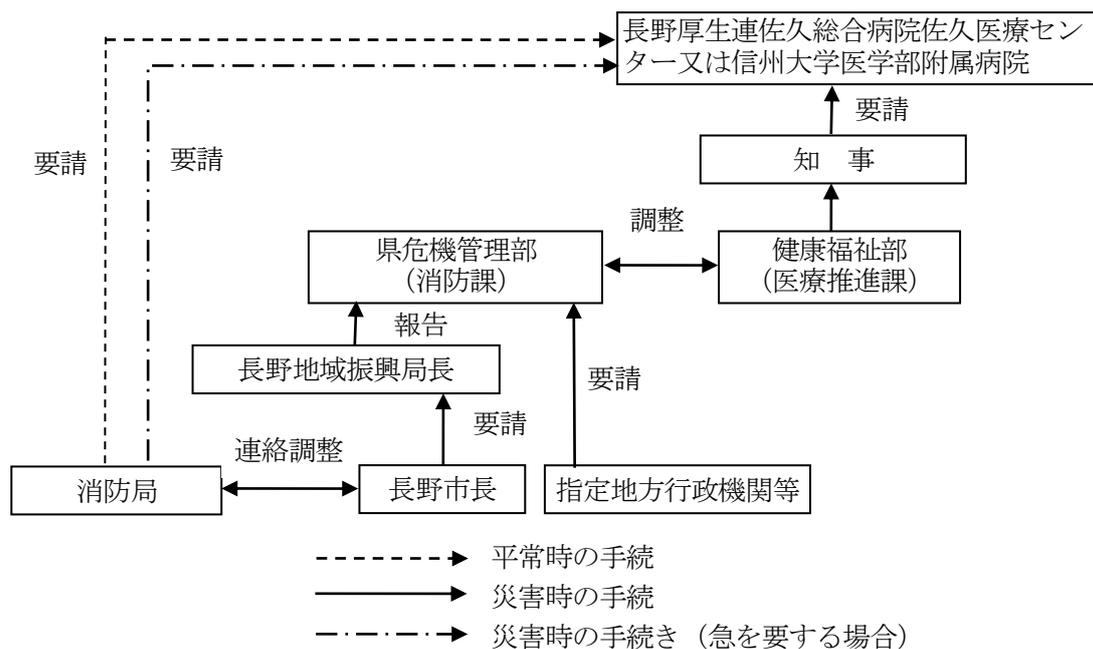
《第3章 災害応急》4 ヘリコプターの運用計画

(4) 自衛隊ヘリコプター



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第2 臨時ヘリポートの開設

会計部会計班・検査班及び消防部消防署班は、あらかじめ指定された飛行場外離着陸場、緊急離着陸場から、臨時ヘリポートを確保し、開設する。

また、孤立地区等が発生した場合、地域・市民生活部支所班は、ヘリポートとして利用可能な場所を速やかに確保する。

第5節 自衛隊の災害派遣

項目	担当
第1 派遣の要請	総務部本部班・情報政策班、会計部会計班・検査班
第2 自衛隊の自主派遣	
第3 自衛隊の活動	会計部会計班・検査班
第4 撤収要請	総務部本部班・情報政策班
第5 経費の負担	総務部本部班・監査委員事務局班

第1 派遣の要請

1 要請の要件

本部長は、次の場合に自衛隊の派遣要請を検討する。

〈自衛隊災害派遣要請の要件〉

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

2 要請系統

本部長は、要件の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

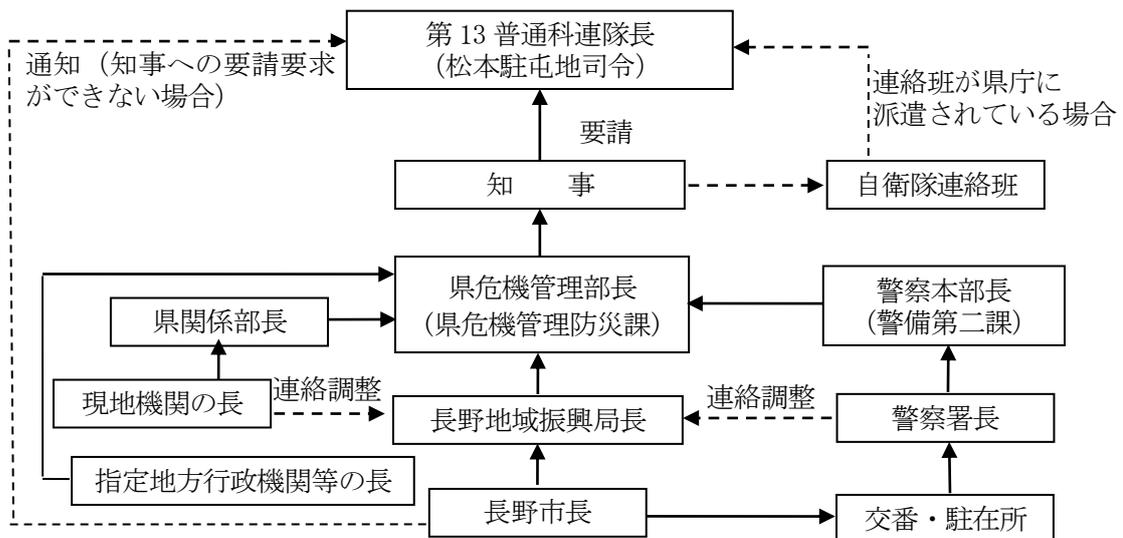
ア 本部長は、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。

イ 本部長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。

ウ 本部長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

〈自衛隊応援派遣要請手続系統図〉



〈自衛隊派遣要請の方法〉

要請依頼先	地域振興局長又は警察署長
通知先	○陸上自衛隊第13普通科連隊長 松本市高宮西1-1 ○連絡先 勤務時間中：第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線230・235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線81-535-76 勤務時間外：松本駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線81-535-76
伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線等、口頭で行い、事後文書送付）
記載内容	○災害の情况及び派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項 ○ヘリコプターの要請を必要とする場合に当たっては、ヘリコプターの発着可能な場所

第2 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

第3 自衛隊の活動

1 自衛隊の受入れ

会計部会計班・検査班は、自衛隊の派遣が確定した場合、次のとおり派遣部隊の受入れ体制を準備する。

〈自衛隊の受入れ方法〉

連絡窓口	○連絡担当者を定め、部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は県の現地連絡調整者（長野地域振興局長等）を通じて行い、連絡窓口を一本化する。
作業体制	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○必要な資料や資機材等を確保する。 ○作業に関係のある管理者の了解をとる。
自衛隊集結地	長野運動公園、南長野運動公園、真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）
受入れ拠点	○部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。 ○ヘリポートを設置し、確保する。 ○宿舎、屋内施設を確保する。 ○資材置場、炊事ができる広場を確保する。 ○事務のできる部屋、駐車場を確保する。 ○派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

2 自衛隊の救援活動

自衛隊による救援活動は、次に示す項目である。

〈自衛隊の救援活動〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 撤収要請

本部長は、部隊の活動の必要がなくなると認めるときは、現地連絡調整者に報告する。

第5 経費の負担

派遣部隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担する。

なお、経費の内容はおおむね次のとおりであるが、下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と県が調整して決定する。

〈市の経費負担〉

- 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

第6節 救助・救急・医療活動

項目	担当
第1 救助・救急活動	消防部各班、消防団
第2 医療活動	保健所部総務班・健康班
第3 後方医療	保健所部総務班、消防部消防署班
第4 被災者への医療活動	保健所部総務班・健康班、保健福祉部医療連携推進班

第1 救助・救急活動

1 基本対応

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、より多くの人命を守ることを最重要とし、次の事項を基本に対応する。

〈救助・救急の基本対応〉

- 救命処置を必要とする者を優先する。
- 負傷者多数の場合の救急活動は、要配慮者又は重傷（症）者を優先して行う。
- 負傷者多数の救助事象がある場合は、延焼火災現場の近くを優先する。
- 軽傷者は、付近住民及び自主防災組織・住民自治協議会等の協力により救出・救護する。

2 活動体制

消防部消防署班は、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

また、消防団、住民及び自主防災組織・住民自治協議会は、これに協力して救出・救護活動を行う。

救出・救護活動に重機等を要する場合は、総務部本部班を通じて、応援協定に基づき建設業協会等に活動及び資機材等の調達協力を要請する。

なお、対応が困難な場合は、総務部本部班を通じて県への自衛隊等の派遣要請を依頼する。

〈救助・救急活動における各機関の対応〉

機関等	措置の概要
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害による救助要請の通報を受けたときは、市本部、県警本部に連絡する。 ○救出班を現場に派遣し、組織的な人命救助を行う。消防団、付近住民等に協力を求める。 ○必要に応じ緊急措置として最寄りの医療機関に出動の協力を要請し、市本部に報告する。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○消防部消防署班、住民、自主防災組織・住民自治協議会と連携した救出・救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所や救護所等への搬送に協力する。
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○災害による救助要請の通報を受けたときは、市本部、県警本部に連絡する。 ○必要に応じ、緊急措置として、最寄りの医療機関に出動の協力を要請し、市長に報告する。また、県警本部に応援を要請する。 ○警備班を編成し、傷病者の救出、現場及び付近の警戒・警備、交通規制等を行う。 ○市長からの要請に応じて、救出現場と市本部との通信確保、傷病者搬送用の車両提供・確保に協力する。
住民 自主防災組織・ 住民自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者や生き埋め者等を発見した場合、市本部、警察署等の防災機関に通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努める。 ○救助・救急隊員に協力要請された場合は、救出・救護活動への協力を努める。

第2 医療活動

1 医療救護体制の確立

保健所長は、大規模災害時における医療救護計画に基づき、災害対策本部長の指示により、長野市保健所に保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、医療救護活動全般を指揮統括する。

保健所部総務班は、消防部警防班からの救出（現場）状況、医師会、歯科医師会からの医療機関の稼働状況を把握し、医療救護活動全般の連絡、指揮にあたる。

また、県、その他関係機関と相互に医療情報を連絡し、情報を共有する。

2 救護所・助産所の設置

(1) 救護所

保健所部健康班は、地域の被災者の医療救護活動拠点として、学校等に「応急救護所」を設置し、医師会、歯科医師会並びに薬剤師会と協力して環境を整える。

また、集団救出現場等で傷病者が多数発生した場合、現場近くに「現場救護所」を設置する。

(2) 助産所

保健所部健康班は、災害救助法が適用された場合に県知事が委託した日本赤十字社長野支部が設置する救護所や、助産施設のある医療施設に助産所を設け、災害のため助産の途を失った者に対する介助等、必要な支援を行う。

3 医療救護班・医薬品等の確保

(1) 医療救護班の確保

保健所部総務班は、医師会等に、医療救護班を編成して救護所に派遣するよう要請する。

なお、対応が困難な場合は、県、日本赤十字社長野県支部等に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(2) 医薬品、医療用資機材の確保

保健所部総務班は、医療救護班の医薬品・医療用資機材等が不足する場合、医療関係事業者・団体又は県（健康福祉部）に要請して調達する。

また、飲料水、洗浄等のための給水は上下水道部へ、電気・電話等通信手段は、総務部本部班を通じて、各関係機関に要請する。

4 応急救護所での活動

応急救護所では、次の活動を行う。

〈応急救護所での活動〉

- | | |
|-------------------------|----------|
| ○負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ） | ○死亡の確認 |
| ○後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 | ○遺体の仮安置 |
| ○負傷者の応急処置 | ○救急活動の記録 |
| ○遺体の検案 | |

※トリアージ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモを装着すること。一見して重傷にみえない挫滅症候群への注意が必要。

第3 後方医療

1 受入れ医療機関の選定

保健所部総務班は、消防部警防班、救護所等からの報告に基づいて、重傷者受入れ医療機関を医師会長等と協議して確保する。災害拠点病院、救命救急センター又は市外の医療機関への搬送が必要な場合は、県（保健所）に対し、受入れ・搬送を要請する。

また、人工透析等の慢性疾患患者の収容について、県を通じて医療機関への受入れを要請する。

《第3章 災害応急》6 救助・救急・医療活動

2 搬送

重傷者の搬送は、消防署の救急車、医療機関の緊急自動車を確保して行う。また、警察署は市長からの要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供・確保に協力する。

搬送用車両が不足する場合は、協定締結先である長野県タクシー協会等の協力を要請する。

また、警察署は市長からの要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供・確保に協力する。

なお、陸上交通の支障や孤立地区の発生等により陸上での搬送が困難な場合は、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、ドクターヘリ、他県等の応援ヘリコプターによる航空搬送について、総務部本部班を通じて県に要請する。

第4 被災者への医療活動

1 避難所での医療活動

保健所部総務班・健康班は、避難所生活が長期化するときは、避難所内に医療救護所を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動、服薬指導を行う。

2 診療所での医療活動

保健福祉部医療連携推進班は、中山間地域の国民健康保険各診療所について、医療継続のための支援を行う。

3 医療情報等の提供

保健所部健康班は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

また、エコノミークラス症候群等の避難生活等に起因する疾病に関する知識や予防措置を広報し、その発症を未然に防止する。

第7節 消防・水防活動

項目	担当
第1 消防活動	消防部各班、消防団
第2 水防活動	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部農業土木班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防団

第1 消防活動

1 消防活動体制

消防局長は、長野市消防局警防活動組織規程に基づき、被害が著しく拡大すると予想されるとき及び長野市災害対策本部が設置されたときは、消防局長を本部長とする震災警防本部を設置し、消防部が行う活動全般を指揮統括する。また、本部長の指示により方面隊本部を設置する。

消防署長は、警防本部長の指示により署隊本部を設置し、署長を署隊長とし消防団方面本部と連絡を密にして、管轄区域内の消防活動を指揮統括し、署、団の一本化を図る。

震災警防本部は、特別の事情がない限り災害対策本部の廃止と同時に廃止する。

また、署隊本部は震災警防本部の廃止と同時に廃止する。

2 消防活動

消防部は、消防団と連携して、効果的な消火活動を効果的に行う。

3 応援要請等

本部長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、第3節、第4節、第5節に基づき、他の消防機関・自衛隊・ヘリコプターの応援要請を行う。

4 住民・事業者・自主防災組織等の活動

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(2) 救助・救急活動

住民等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

第2 水防活動

1 水防活動の実施

大規模地震発生時に、河川及び用水路等において施設が被害を受け、かつ大雨等により浸水発生のおそれがある場合、災害の未然防止のため、水防計画に準じて水防活動を行う。

建設部河川班・維持班、農林部農業土木班、消防部各班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所

《第3章 災害応急》7 消防・水防活動

班は、消防団、河川管理者、農業協同組合、土地改良区等と協力し、水防計画に準じた水防活動（監視警戒活動、通報・連絡含む。）を行うとともに、災害の拡大防止・現状復旧を図るため、総合的な応急対策活動（応援要請、ヘリコプターの支援要請等を含む。）を実施する。

2 ダム・水門等の管理者が実施する対策

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報するものとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動

項目	担当
第1 避難受入れ活動	総務部本部班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、教育部、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班・人権・男女共同参画班、こども未来部子育て支援班、保育・幼稚園班、消防部消防署班、企画政策部秘書班
第2 避難所での生活環境整備	
第3 在宅者対策	
第4 福祉避難所の確保	
第5 福祉仮設住宅による支援	
第6 その他のサービスでの配慮	
第7 広域相互応援体制等の確立	

第1 避難受入れ活動

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知

本部長は、要配慮者の態様に応じ、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめとして、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグ放送含む）・ラジオ、有線放送、電子メール（緊急速報メール含む。）等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害時の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

本部長は、避難支援等関係者と連携し、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載されている避難行動要支援者の避難支援を行う。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者への避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

第2 避難所での生活環境整備

1 要配慮者の状況の把握

保健福祉部高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、教育部総務班と協力し、各避難所での要配慮者について、次の内容の台帳を作成する。その際、プライバシーに十分配慮する。

〈要配慮状況の把握項目〉

- 氏名、住所、年齢、性別等
- 必要な支援の種別・規模
- 車いす・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否

2 支援の実施

保健福祉部高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、上記台帳の内容をもとに、避難所での応急的な要配慮者支援を行う。

なお、施設に関する応急措置については、教育部総務班に要請する。

〈避難所での支援〉

- 設備の整備
 - ・段差解消
 - ・スロープの設置
 - ・身体障害者用トイレの設置等
 - ・専用スペースの割り当て
- 物資の確保及び提供
 - 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。
- 相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
 - 保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。
- 情報提供体制の確立
 - 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

第3 在宅者対策

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織・住民自治協議会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

1 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的に訪問する体制を確立する。

〈巡回ケアの内容〉

- 医師会（救護班を中心として）等との連携・協力による健康チェック
- 介護職員、ボランティアの派遣による生活介助
- 保健師、ケースワーカー等の派遣による生活相談業務

2 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

3 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

4 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を、要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

第4 福祉避難所の確保

1 福祉避難所の確保

保健福祉部福祉政策班は、教育部総務班からの要配慮者支援要請に対して、必要と認める場合、要配慮者専用の福祉避難所を社会福祉施設等から確保する。

保健福祉部福祉政策班の職員は、福祉避難所の確保に当たり、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。

必要に応じて、県、日赤、医師会等へ、市外の高齢者福祉施設や障害者福祉施設等への特別受入れを

要請する。

また、ホテル等の宿泊施設の借り上げを検討する。

〈福祉避難所〉		
○障害者福祉施設	○特別支援学校	○児童福祉施設
○母子寡婦福祉施設	○高齢者福祉施設	○保健センター
○その他		

2 福祉避難所への移送

保健福祉部福祉政策班は、福祉避難所が確保され次第、財政部管財班、医師会、福祉関係団体、ボランティア、長野県タクシー協会等の協力により、要配慮者を受入先へ搬送する。

3 福祉避難所の運営

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、こども未来部子育て支援班・保育・幼稚園班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。

第5 福祉仮設住宅による支援

福祉仮設住宅とは、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」において、「老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設」とされ、グループホーム型仮設住宅をいう。

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者の福祉仮設住宅への入居希望を把握するとともに、応急仮設住宅の計画にあたっては、次の点を考慮する。

〈福祉仮設住宅の留意点〉
○要配慮者のニーズに応じた住宅仕様
○巡回ケアサービスに配慮した、要配慮者の優先的入居

また、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所部健康班は、関係各部長及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅において必要なケアを、おおむね次の点を基本として行う。

〈福祉仮設住宅でのケア〉
○福祉仮設住宅地内への介助スタッフの派遣（集会施設等へのスタッフ詰所の設置による）
○福祉仮設住宅地内の住環境向上
○医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケアの実施
○保健師、ケースワーカー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、介護職員の派遣、その他要介助者向けサービスの相談受付

第6 その他のサービスでの配慮

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て、次の点に留意した支援を行う。

〈その他の福祉サービス〉

- 広報、相談においては、音声情報に偏らないよう、聴覚障害者向け伝達手段を併用するとともに、日本語を解さない外国籍住民等に配慮するよう、企画政策部秘書班は「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき支援する。
- 年金・各種手当等受給に必要な書類を紛失した場合においては、再発行手続を簡略化するとともに関係機関に要請する。
- その他要配慮者向けサービスが有効に実施されるよう、周囲の住民への理解を求める。

第7 広域相互応援体制等の確立

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいて、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、総務部本部班を通じて県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

第9節 緊急輸送活動

項目	担当
第1 緊急交通路の確保	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班、長野中央警察署、長野南警察署
第2 拠点ヘリポート及び救援物資輸送拠点の確保	会計部会計班・検査班、消防部消防署班、保健福祉部介護保険班・生活支援班、地域・市民生活部市民窓口班
第3 緊急輸送	財政部管財班

第1 緊急交通路の確保

1 道路・交通情報の共有

建設部監理班は、公安委員会、警察署、道路管理者と協力し、道路の被害・使用可否の状況、啓開状況、応急復旧状況、交通規制状況、交通・渋滞状況、緊急活動用道路の指定状況等の情報を相互に連絡し、共有する。

また、建設部監理班は、それらの情報を輸送活動等を行う各部に提供するとともに、放送機関の協力を得て広報する。

2 緊急活動用道路の確保

建設部監理班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、次の要領で緊急活動用道路を確保する。

〈緊急活動用道路の確保の要領〉

- 県が事前に予定している緊急交通路・震災対策緊急輸送路線を、緊急活動用道路として指定するよう要請する。
- 上記の緊急活動用道路と、市内の指定避難所、救護所、医療機関、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等の拠点を結ぶ道路を、順次、緊急活動用道路として指定、確保する。
- 予定した緊急活動用道路が使用不可能な場合、代替可能な迂回路を確保する。
- 公安委員会、警察署、各道路管理者は協力し、指定した緊急活動用道路について、交通規制、道路啓開、応急復旧を実施する。

なお、警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官及び消防吏員が実施することができる。

3 交通規制

各防災関係機関は、指定された緊急活動用道路の確保又は道路の安全確保のため、十分な協議を行い、状況に応じて必要な交通規制を次の基準により行う。

〈交通規制の方法〉

「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言が発令された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○一般車両の走行の抑制並びに発災時の注意事項の広報を、企画政策部広報広聴班長の協力を得て実施する。 ○緊急幹線道路については、地震発生後の緊急通行車両の通行確保のために、一般車両の通行禁止又は制限を検討する。
地震による災害発生の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。 ○緊急幹線道路については、緊急通行帯を確保するため、走行中車両を道路左端に寄せて停車するよう管轄警察署に臨時の交通規制を要請する。 ○緊急幹線道路の一般車両の通行は、原則として禁止する。 ○企画政策部広報広聴班長の協力を得て、住民その他一般車両の運転者に対し、区間又は区域の交通規制の措置、道路中央、橋りょう、踏切付近での車両放置禁止等について広報する。

《第3章 災害応急》9 緊急輸送活動

なお、公安委員会、警察署、各道路管理者等が行う交通規制は、次の法令に基づいて行う。

〈交通規制の実施者と内容〉

実施機関	交通規制等の実施の基準・概要	根拠法令
公安委員会	県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限できる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合、歩行者や車両等の通行禁止、その他の交通規制ができる。	道路交通法第4条
警察署長	上記の職務について、適用期間の短いものを公安委員会から委任された場合に執行できる。	道路交通法第5条
警察官	道路の損壊、火災の発生等により、交通の危険が生ずるおそれがある場合、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限できる。	道路交通法第6条
	通行禁止区域等において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる時、当該車両等の移動等、緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、上記の職務（自衛官は自衛隊用緊急通行車両について、消防吏員は消防用緊急通行車両について、それぞれの通行確保のための必要な措置）を執行することができる。	
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限することができる。	道路法第46条

第2 拠点ヘリポート及び救援物資輸送拠点の確保

拠点ヘリポート及び救援物資輸送拠点の確保要領は、本項に定めるほか「災害対策（緊急）用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画」（平成24年11月）により実施する。

1 拠点ヘリポート

会計部会計班・検査班は、消防部消防署班と協力して、救援物資を集積・分類して避難所等に輸送するための拠点ヘリポートを開設する。

〈拠点ヘリポート候補地〉

名称	所在地
犀川第2緑地	川合新田字京法道地先
千曲川リバーフロントスポーツガーデン	屋島 3572 地先
長野臨時ヘリポート	若穂牛島 1298-1
豊野中学校校庭	豊野町豊野 814
戸隠運動場	戸隠豊岡 248
鬼無里運動場	鬼無里 150
大岡運動場	大岡乙 298-1
聖山パノラマホテル駐車場	大岡丙 5402-2
信州新町運動場	信州新町新町 1000-1
中条中学校校庭	中条 2328

2 救援物資輸送拠点

保健福祉部介護保険班・生活支援班及び地域・市民生活部市民窓口班は、物資等の搬入、配送について、幹線道路を考慮して輸送拠点を開設し、市外からの救援物資の受入れ・保管・仕分け等、また、指定避難所等への物資の配送拠点としての機能を確保する。

また、地区内配送のための拠点として物資配送サブセンターを設ける。

〈救援物資輸送拠点候補地〉

名 称		所在地
物資配送センター	若里多目的スポーツアリーナ（ビッグハット） 一帯	若里三丁目 22-2
	オリンピック記念アリーナ（エムウェーブ）	大字北長池 195
	真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）	真島町真島 2268-1
物資配送サブセンター	豊野体育館	豊野町豊野 624
	戸隠屋内運動場	戸隠豊岡 248
	鬼無里屋内運動場	鬼無里 147-8
	大岡体育館	大岡乙 298-1
	旧スキーハウス・聖ヶ岡食堂	大岡丙 5402-1
	信州新町体育館地階駐車場	信州新町新町 1000-1
	中条体育館	中条 2328-2

第3 緊急輸送

1 緊急通行車両等の届出

財政部管財班は、使用する緊急通行車両等について、知事又は公安委員会に対し確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、事前に届出済証の交付を受けた車両については、災害による交通規制下において、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受け車両を使用することができる。

2 輸送の範囲

輸送の範囲は、次のとおりとする。

〈輸送の範囲〉	
○被災者を避難させるための輸送	○医療及び助産のための輸送
○被災者救出のための輸送	○飲料水供給のための輸送
○救済用物資の輸送	○遺体の捜索のための輸送
○遺体の処置（埋火葬を除く）のための輸送	○その他応急対策活動を実施するための輸送

3 車両、燃料の確保

財政部管財班は、緊急輸送車両が不足する場合、次の事項を明らかにして、県、防災関係機関、トラック協会、長野県バス協会、協定締結先である長野県タクシー協会等に、輸送を要請する。

なお、緊急輸送車両の燃料の供給については、協定締結先である長野県石油商業組合北信支部に対し、優先給油を要請する。

〈輸送車両の要請方法〉	
○輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）	
○車両等の種類、台数	○輸送を必要とする区間、借上期間
○集結場所、日時	○その他必要事項

《第3章 災害応急》9 緊急輸送活動

4 配車

各部班は、災害時における避難者、応急対策要員及び応急対策用資機材・救済用物資等の輸送で車両を必要とするときは財政部管財班に要請し、財政部管財班は、市で所有する車両及び調達した車両を調整して配分する。

5 鉄道輸送

財政部管財班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は鉄道による輸送が適当であると認める場合、鉄道管理者に鉄道輸送による応援協力を要請する。

鉄道輸送が可能な場合は、物資の積替拠点及び積替方法等について鉄道管理者及び輸送関係団体等と協議し、輸送体制を確保する。

第10節 障害物の処理活動

項目	担当
第1 道路の障害物除去処理	建設部監理班・道路班・維持班、都市整備部各班
第2 住宅関係の障害物除去処理	建設部建築指導班・道路班・維持班、都市整備部各班

第1 道路の障害物除去処理

建設部道路班・維持班は、緊急活動用道路の車両走行帯の2車線確保、孤立の解消のための道路啓開等について、警察署、各道路管理者、協定締結先である長野県レッカー協会等と協力し、障害物の権利関係に留意しつつ、次の要領を目安に通行確保の緊急性の高い道路を優先して車両走行帯を確保するよう努める。

なお、啓開作業により発生したがれきの撤去は、第19節の第3「建物解体後の処理」を準用して実施する。

〈道路啓開の方法〉

- 道路の被災状況、沿道の倒壊・崩壊等の発生及び危険度を把握し、道路の使用可否を速やかに把握する。
- 道路施設の落橋、崩壊、沿道からの倒壊物、崩壊等の危険がある箇所は、交通規制の表示等、必要な安全措置をとる。
- 放置車両等の移動が必要な場合は、災害対策基本法に基づいて道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。運転者等が不在の場合等には、同法に基づいて道路管理者自ら車両等の移動を行うことができる。
- 倒壊物、落下物、路上駐車等については、道路端へ移動する。
- 路面の陥没・亀裂の段差等、応急工事により安全な車両走行が可能な場合は、速やかに応急復旧する。

第2 住宅関係の障害物除去処理

建設部建築指導班・道路班・維持班は、災害救助法施行令第8条第2号に定める住居又はその周辺に運ばれた土砂や材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物の除去を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第12条に基づき行う。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者
(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等)
- 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合
- 当面の日常生活が営めない状態にある場合(別宅等で営める場合は対象外)
- 半壊又は床上浸水したもの(全壊、流出、床下浸水は対象外)

また、除去作業は、建設事業者等に協力を要請して行い、土石・竹木等を仮置場へ撤去する。
なお、障害物の搬出・仮置場の運用等にあたっては、第19節「廃棄物の処理活動」と整合させる。

第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動

項目	担当
第1 避難指示、緊急安全確保	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班
第2 警戒区域の設定	
第3 避難誘導活動	
第4 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班
第5 避難所の運営	
第6 被災者等の把握と的確な情報伝達	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班
第7 帰宅困難者への措置	都市整備部交通政策班・秘書班、商工観光部観光振興班
第8 避難所の統合・廃止	教育部総務班
第9 広域一時滞在	総務部本部班
第10 公営住宅等の確保	建設部住宅班、都市整備部各班
第11 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班
第12 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班

第1 避難指示、緊急安全確保

1 避難指示、緊急安全確保の発令、報告及び通知等

本部長ほか次の者は、地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示、緊急安全確保を行う。

避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、関係機関へ報告又は通知する。

〈避難指示、緊急安全確保等の発令者〉

発令者	指示・安全確保等を行う要件	根拠法令	報告等の義務
本部長 (市長)	災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条	地域振興局長経由で 県知事へ報告 防災関係機関等へ通知
水防管理者	洪水又は地すべり等により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条	警察署長へ通知
県知事又はその命を受けた職員		地すべり等防止法 第25条	
警察官	市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条	市長へ報告（その後地域振興局長経由で 県知事へ報告）
	人の生命若しくは身体に危険を又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条	公安委員会へ報告
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、警察官がその場にいらない場合で危険な事態が生じたとき	自衛隊法 第94条	防衛大臣の指定する者へ報告 市長へ通知（その後地域振興局長経由で 県知事へ報告）

※「緊急安全確保」とは、避難のための立ち退きを行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときに、状況が切迫して

いることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置をいう。

なお、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、県知事が市長に代わって行う。

2 避難指示、緊急安全確保発令の時期

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に発令を行う。

- (1) 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (2) 延焼拡大地域の風下の隣接地域
- (3) 避難路の断たれる危険のある地域
- (4) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (5) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

なお、避難指示、緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

また、災害の危険性が高まり、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

3 避難指示の内容

本部長は、避難指示を発令するにあたり、次の事項を明確にする。

〈避難指示の内容〉		
○発令者、発令日時	○避難情報の種類	○対象地域及び対象者
○指定緊急避難場所	○避難の時期・時間	○避難すべき理由
○住民のとるべき行動や注意事項	○避難の経路又は通行できない経路	
○危険の度合い		

4 住民への周知

- (1) 本部長は、避難指示、緊急安全確保の内容を速やかに防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (2) 本部長以外の指示者は、本部長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (3) 本部長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるために定めた周知方法を、あらかじめ周知しておく。
- (4) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、本部長は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (5) 本部長は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (6) 避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

5 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

第2 警戒区域の設定

1 実施者

本部長ほか次の者は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入りを制限若しくは禁止する。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
	○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させ

る権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、県が市に代わって行う。

2 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (1) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
 - (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
 - (3) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。
- なお、警戒区域の設定を行った者は、避難の指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

第3 避難誘導活動

1 避難誘導

地域・市民生活部支所班、消防部消防署班など担当各班、警察署、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等は、各機関で協力し、誘導経路により住民等を指定緊急避難場所等の安全な場所へ速やかに誘導する。

また、学校、保育園、その他多数の者が集まる施設の管理者は、施設の入所者等の避難誘導を行う。

〈避難誘導時の留意事項〉

(ア) 誘導の優先順位

- 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(イ) 誘導の方法

- 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
- 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ウ) 避難時の携帯品

- 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たつての携帯品を必要に応じ、最小限（現金、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

2 避難行動

避難者は、近隣の住民と助け合い、安全かつ速やかな避難行動を行う。

〈避難行動の留意事項〉

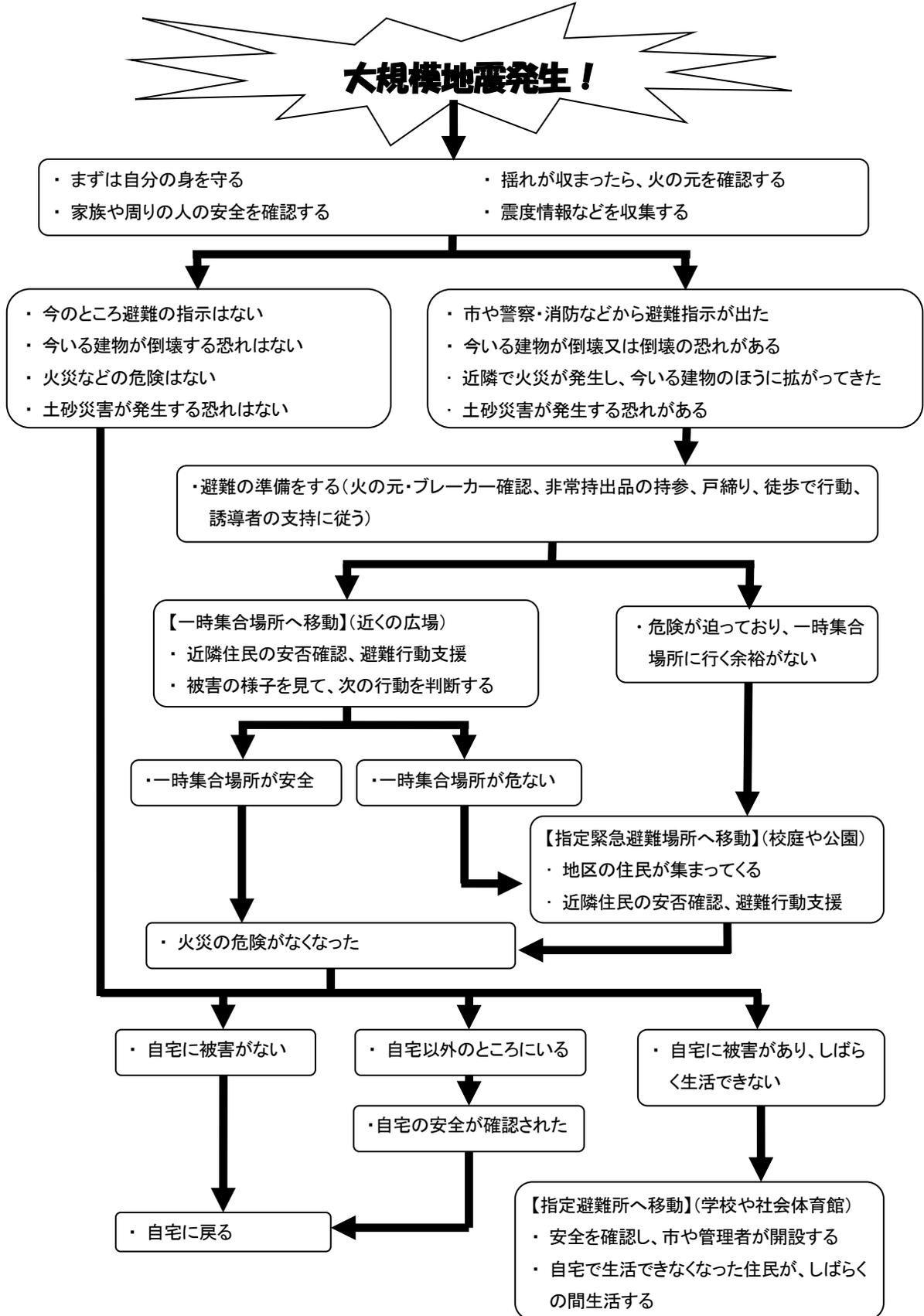
- 自治会単位等で、近所の空地に一時集合場所に集合し、近隣の安否確認に努め、集団で指定緊急避難場所へ避難する。
このとき、自宅の電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとる。
なお、この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。
- 近隣の要配慮者の安全や、傷病者がいないか確認し、避難の支援に努める。
- 携行品は、避難行動に支障のない程度のものとする。
- 動物を引き連れて入園することを禁止している公園でも、災害時は入園することができる。

3 避難行動要支援者の把握

保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難支援関係者と連携し、避難地域における在宅の避難行動要支援者の被災状況や避難の状況を確認する。

また、必要に応じて避難のための車両を派遣するなど支援を行う。

〈地震時の避難方法〉



第4 避難所の開設・受入れ

1 避難所の選定

避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

2 避難指示等発令前の避難所受入れ

地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、避難指示等の発令前に、指定避難所等に避難してきた住民等の受入れを行い、避難状況を本部に連絡する。

3 避難所の開設

本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、教育部は避難所を開設する。

教育部総務班は、教育部の職員を避難所に派遣し、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。

応急危険度判定は、協定締結先である（一社）長野県建築士会長野支部・更級支部（以下、「建築士会」という。）の協力を得て、避難所の応急危険度判定を行う。

判定の結果、使用可能と判定されたのち、教育部の職員は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。

ただし、緊急の場合は施設管理者が行い、施設に勤務する職員は派遣職員及び施設管理者に協力する。

なお、建築士会は、長野市内で震度5強以上が観測された場合は、長野市からの要請を待つことなく、避難所の応急危険度判定を実施する。

なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。

また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。

4 避難所開設の報告・伝達

避難所を開設した職員は、教育部総務班へ次の事項を報告する。

また、教育部総務班は、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。

〈避難所開設の報告事項〉

○開設日時・場所 ○受入れ人員 ○その他必要事項

5 避難所内事務所の開設

避難所を開設した職員は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。

6 避難者の受入れ

教育部の派遣職員は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、次のように居住区域を割り振る。

〈避難者受入れの手順〉

- 既に避難者があるときは、広いスペースに誘導する。
- 避難者受入れスペース、要配慮者専用スペースを決定し、受入れスペースを確保する。
- 居住区域の割り振りは、できるだけ自治会等の単位ごとに設定する。
- 各居住区域は30人程度で班編成し、各班から班長を選定する。

7 避難所の不足時の対応

応急危険度判定の結果、使用可能な避難所が不足する場合は、総務部本部班の指示により、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。

〈避難所確保の方法〉

- 指定避難所以外の受入れ
指定避難所が使用できない場合は、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、施設管理者の同意を得る。
- 宿泊施設へ移動
災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 市外への移送
本部長は、市内の避難者受入れが不足する場合は、市外（近隣の非被災地区若しくは小被災地）での避難者の受入れを県知事に要請する。また、長野県バス協会、長野県タクシー協会等に、輸送を要請する。

第5 避難所の運営

1 避難所運営事務

教育部の派遣職員は避難所責任者となって、「避難所開設・運営マニュアル」により避難所を運営する。また、施設に勤務する職員は、避難所責任者に協力して事務を分担して遂行するとともに、教育部総務班は、自治会、ボランティア等へ避難所運営の協力を要請する。なお、主な避難所運営の事務は次のとおり行う。

〈避難所運営の事務〉

受入れ者等の把握	避難者を受け入れた際に「避難者名簿」を配り、世帯単位で氏名・住所等を記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理し、状況を把握する。また、自宅にて生活ができるが、ライフラインの停止等により炊事等ができずに食料の供給を受ける者についても把握する。
水、食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の派遣職員が数をまとめて本部に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。
運営の記録・報告	避難所の運営状況を、「避難所状況報告書」に毎日記録するとともに、教育部総務班へ毎日報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情があるときは必要に応じて報告する。
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。

2 避難所の開設及び管理運営に係わる応援体制

教育部総務班長は、避難者受入れの状況により避難所の開設及び管理運営に支障が生ずると判断される場合は、本部長の指示に基づき、教育機関、他の部及び県職員から応援を求める。

3 自主運営の促進

避難所責任者は、各居住区域の班長を通じて、避難者等による避難所の自主運営について協力を求める。

〈避難者による自主運営〉

- 公的機関・避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫・衛生活動等への協力
- 施設の保全管理

4 要配慮者への支援

教育部長は避難所責任者を通じて、避難所生活における要配慮者の要望を把握し、これらの者への情報提供、介助支援に配慮するとともに、必要に応じて保健福祉部各班、保健所部健康班に対して支援を要請する。

保健福祉部福祉政策班は、必要に応じて福祉避難所を開設し、要配慮者専用の福祉避難所への移送に関して調整を行う。

また、必要に応じてホテル等宿泊施設の借り上げなどを検討し、市内の宿泊施設の管理者・所有者に、一時的な受入れの協力を要請する。

5 飼養動物への対応

飼養動物（以下「ペット動物」という。）を連れての避難の場合、避難所責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。

なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。

また、住民は平常時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。

6 長期化対策

教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

〈避難長期化対策〉

- プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置
 - ・間仕切り
 - ・男女別トイレ
 - ・更衣室
 - ・授乳室
 - ・入浴施設
 - ・女性専用の物干し場
 - ・女性用品の女性による配布
- 報道機関等の取材、機器材持込み、立入りの制限措置
- 防犯対策
 - ・夜間の防犯
 - ・関係者以外の立入り制限
 - ・巡回警備
 - ・防犯ブザーの配布
- 健康・衛生管理
 - ・救護所の設置
 - ・医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回
 - ・旅行者血栓症（エコノミークラス症候群）予防
 - ・暑さ・寒さ対策
 - ・アルコール依存症、メンタルヘルス等対策
 - ・インフルエンザ等感染症予防
 - ・清掃
 - ・し尿及びごみの適正処理

また、やむを得ず避難所に滞在することができない車中泊などの被災者に対しても、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第6 被災者等の把握と的確な情報伝達

1 避難所以外の避難者の把握

地域・市民生活部市民窓口班は、市からの様々な手続の案内等を配送するため、企画政策部広報広聴班を通じて、市のホームページ、テレビ、ラジオ、他の自治体等を通じて市への届出を呼びかけ、避難所以外に避難した住民の所在を把握する。

2 被災者等への的確な情報提供

企画政策部広報広聴班は、被災者に対し被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

さらに、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、情報提供の方法は第27節のとおりとする。

3 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第7 帰宅困難者への措置

都市整備部交通政策班は、交通機関の運行状況等の交通情報を収集する。

企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班は、帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等について、観光協会、観光組合等の団体、交通機関と連携して、被害状況、帰宅情報の周知及び県との協定に基づきスーパーマーケット等において支援を受けられる旨の周知を行う。

また、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に受入れについて協力を要請する。

第8 避難所の統合・廃止

教育部長は、受入れ者の減少状況、住宅支援対策の進行状況及び関係部との調整をもとに、本部長と協議し、避難所の統合又は廃止を行う。

また、統合・廃止を行った場合は、総務部本部班を通じて県への報告、その他関係機関への連絡、広報を行う。

第9 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

総務部本部班は、県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

第10 公営住宅等の確保

1 公営住宅

建設部住宅班は、公営住宅の空き家について、主に単身向け・多人数向け被災世帯の仮入居用（目的外使用）として確保されるよう、県に要請する。

また、利用可能な公営住宅等の情報を把握し、被災者に提供する。

なお、公営住宅への入居者の募集・選定方法は、「応急仮設住宅等への入居募集・選定」に準じて行う。

2 民間住宅の情報収集

建設部住宅班は、住宅関係団体・事業者に要請し、市内の民間賃貸住宅等の情報を収集し、被災者に提供する。

なお、県（建設部）でも賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報や、（一社）長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報について提供を受けるので、長野市及び周辺市町村の空き家、空き部屋についての情報を収集する。

第11 応急仮設住宅

1 用地の確保

建設部住宅班は、応急仮設住宅の建設用地を次の条件を考慮して選定し、施設管理者と調整して確保する。

〈用地選定の条件〉

用地選定の条件	○浸水、崖崩れ等の危険がないこと ○飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと ○児童・生徒の通学やその他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること ○交通の便がよいこと ○敷地が広大であること
---------	--

2 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう住宅の提供を行う。

(1) 建設戸数

全壊、全焼及び流出世帯を対象として、賃貸住宅等の借り上げ入居希望世帯等を除き、戸数を決定する。

(2) 住宅の仕様

仮設住宅の仕様は、次の点を考慮して決定する。

〈仮設住宅の仕様等〉

- 入居希望世帯の構成、要配慮者等の状況に応じ、いくつかのタイプを設ける。
- 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、居住者の集会等に利用するための施設を設ける。
- 要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

3 入居者の募集

建設部住宅班は、市民相談窓口を通じて入居資格、仮設住宅又は借り上げ賃貸住宅等の概要等を広報するとともに、避難所等で入居希望者を受け付ける。

なお、広報、受付の際は、要配慮者に配慮して行う。

また、調査結果は県へ報告する。

入居資格は、次に挙げる項目すべてに該当する世帯とする。

〈仮設住宅の対象者〉

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※住民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい

4 入居順位の選定

入居順位の選定は次の要領で行う。

〈入居順位の選定方法〉

- 選定にあたっては、罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査等を参考にして、本部会議において選定する。
- 要配慮者へは、相応の仮設住宅に入居できるよう配慮する。

5 住宅の管理

仮設住宅の管理は、建設部住宅班が行う。

なお、供与期間は2年以内を限度とするが、状況に応じて特例措置として設置年限の延長を行う。

第12 住宅の応急修理

建設部建築指導班は、災害救助法第23条第1項第6号に定める住居の応急修理を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第7条に基づき行う。

1 対象者の選定

(1) 基準

応急修理の対象者は、次のすべての基準に該当する住民とする。

〈応急修理の対象者〉

- 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者
- 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者

(2) 募集

応急修理の対象者は、市民相談窓口を通じて希望者を募集、広報する。

《第3章 災害応急》11 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動

(3) 選定

罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査等により選定する。

2 応急修理の方法

(1) 応急修理の手順

近隣の建設事業者等に修理を依頼するなど、現物支給により実施する。

(2) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において実施する。

第12節 孤立地域対策活動

項目	担当
第1 孤立実態の把握対策	総務部庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班・地域・市民生活部地域活動支援班・支所班
第2 救助・救出対策	総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班、保健福祉部保健所部総務班・健康班、消防部警防班・消防署班
第3 通信の確保	総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班
第4 食料品等の生活必需品の搬送	地域・市民生活部市民窓口班
第5 道路の応急復旧活動	建設部道路班・維持班、都市整備部各班

第1 孤立実態の把握対策

孤立の実態を把握するため、地域・市民生活部支所班は、道路の被害情報等から孤立が予想される地域の区長等に対し、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、電話等により孤立状況と被害の概況を確認し、孤立者名簿を作成するとともに、市地域・市民生活部地域活動支援班を通じて総務部庶務班に連絡する。

収集した孤立地域に関する情報は、県に対して直ちに速報する。

第2 救助・救出対策

1 ヘリコプターの要請

孤立地域への支援のため、県を通じて県消防防災ヘリコプターや自衛隊等の出動を要請する。

また、臨時ヘリポートを開設するとともに、孤立地域のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県や自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。

2 情報の収集

孤立地域内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要救助者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

3 傷病者の救出

傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポートから医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、医療救護班を現地に派遣し対応するような措置をとる。

4 住民・観光客の救出

孤立地域内での生活が困難な場合、あるいは土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難・救出活動を行う。

5 救助活動

倒壊家屋や崩壊土砂による要救出者がいる場合は、救出要員や資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

第3 通信の確保

防災行政無線、MCA無線、消防・救急デジタル無線、消防団携帯型消防デジタル無線、職員の派遣など、あらゆる手段を使って、情報伝達・通信の確保に努める。

第4 食料品等の生活必需品の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

なお、災害発生当初は、地域内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

第5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通じている道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第13節 食料品等の調達供給活動

項目	担当
第1 初動期の対応	地域・市民生活部市民窓口班
第2 応急期の対応	地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部介護保険班、保健所健康班

第1 初動期の対応

災害発生から3日間は、住民の非常持ち出し食料、市の備蓄食料、災害時食料供給協定事業者等からの食料で必要な食料を賄うこととする。

また、地域・市民生活部市民窓口班は、食料不足も想定し、必要量を教育部総務班、総務部職員班の協力により把握した上で、食料を確保し、必要な場合は、供給を行う。災害時食料供給協定事業者等に食料供給を要請する場合は、食料の輸送も併せて要請する。必要に応じて、財政部管財班に食料の輸送を要請する。

多数の避難者が生じ、市だけでは食料供給が困難な場合は、必要に応じて県に要請する（県では、通常想定できる規模を超える災害に備え食料等を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄（以下「流通備蓄」という。）を確保している）。

総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。

なお、避難所受入れ者等への食料の配布は、各避難所責任者に委任する。

第2 応急期の対応

地域・市民生活部市民窓口班は、食料の必要量を、教育部総務班、自主防災組織・住民自治協議会等、総務部職員班、総務部本部班の協力により把握するとともに、食料確保供給計画を策定し、食料の確保及び供給を行う。

総務部職員班は、災害応急対策活動従事者への食料の確保及び供給を行う。

1 食料供給対象者

食料供給対象者は、次のとおりとする。

食料供給対象者		食料必要量把握担当
被災者	避難所に受入れられた者	教育部総務班
	住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者	教育部総務班 自主防災組織・住民自治協議会等
災害応急対策活動従事者		総務部職員班
その他本部長が必要と認めた者		総務部本部班

2 食料の確保・輸送

地域・市民生活部市民窓口班は、災害時食料供給協定事業者等に主食（にぎり飯、弁当、パン等）、副食品、粉ミルク（必要に応じて哺乳ビン等も）等の供給や自衛隊の炊き出しを要請する。

食料が不足する場合や災害救助法が適用された場合は、県知事に対し備蓄食料や、流通備蓄のうち必要な食料の供給及び輸送を要請する。県との連絡が付かない場合は、農林水産省（総合食料局）に対して政府所有米穀の供給を要請することができる。

また、保健福祉部介護保険班は、全国の自治体、企業、団体等から寄せられる救援物資を受入れ、その活用を図る。

供給先への食料の輸送は、災害時食料供給協定事業者等に要請する。ただし、必要に応じて財政部管

《第3章 災害応急》13 食料品等の調達供給活動

財班に輸送用車両の配車を要請する。

3 食料の供給

食料の供給先は、被災者向けは避難所、災害応急対策活動従事者向けは災害対策本部等災害活動拠点とする。

4 食料の配布

被災者への食料の配布については、各避難所責任者に委任する。各避難所責任者は、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て配布する。

特に、要配慮者については、優先的に行うなど十分配慮する。

5 炊き出し

各避難所の意向により炊き出しを行う場合は、市は可能な限り支援する。炊き出しは、避難所の調理室等で実施する。炊き出し作業は、自主防災組織・住民自治協議会、日本赤十字社長野市地区奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

炊き出しに必要な材料、燃料等で不足するものは、地域・市民生活部市民窓口班が供給する。

6 住民への周知

地域・市民生活部市民窓口班は、食料供給に関し、供給日時、供給場所、供給方法等を住民へ周知する場合は、その広報を企画政策部広報広聴班に要請する。

第14節 飲料水の調達供給活動

項目	担当
第1 水源の確保	上下水道部水道維持班・浄水班
第2 初動期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、地域・市民生活部市民窓口班、財政部管財班
第3 応急期の給水	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、保健福祉部福祉政策班、企画政策部広報広聴班

第1 水源の確保

上下水道部水道維持班・浄水班は、災害発生後、速やかに被害状況、断水地区の状況等を把握し、給水のための水源を、おおむね次の措置により確保する。

〈水源の確保〉

- 水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を点検する。
- 緊急遮断弁等により、配水池等の貯留水を確保する。
- 給水源の確保が困難な場合は、応援協定による給水を要請する。
- 水質管理を徹底し、飲料水としての使用可否を調査する（飲料水として不適切な場合は、生活用水としての利用を検討する）。

第2 初動期の給水

1 上下水道局災害対策本部の設置

長野市上下水道局震災対策計画に基づき、上下水道局内に上下水道事業管理者を本部長とする上下水道局災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。

2 給水方法

上下水道部各班は、所有する車両及び資機材を用いて、災害発生直後の給水活動を実施する。車両、資機材等が不足する場合は、財政部管財班、関係事業者に要請して確保する。

また、市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定等による応援を要請する。

3 給水先

災害発生直後は、救助・救急、医療救護活動等に関わる医療機関、救護所、避難所への給水を優先する。

4 救援物資の確保

車両及び資機材を用いての給水が困難な場合は、地域・市民生活部市民窓口班にペットボトル等の飲料水の確保を依頼する。

地域・市民生活部市民窓口班は、市の備蓄飲料水、及び協定により供給される飲料水でも確保が困難な場合は、長野地域振興局長に要請する。

第3 応急期の給水

1 給水区域・需要の把握

上下水道部は、上下水道、ライフライン施設、建物等の被害状況、応急復旧状況・計画、及び避難者の受入れ状況等を関係各部、関係機関から把握し、給水の必要な地区と需要（人口）を把握する。

2 給水量の設定

災害の発生初期は飲料水を、それ以後は飲料水と生活用水を段階的に給水する。

なお、需要人口の1人あたりの目標給水量は次の基準を目安とし、上下水道の復旧状況等を考慮して設定する。

〈目標給水量の基準〉

時 期	給 水 量
発災～2、3日	1人1日あたり 3リットル（飲料水）
発災2、3日～1週間	1人1日あたり 20リットル（飲料水＋生活用水）
1週間後～復旧まで	1人1日あたり 100リットル（飲料水＋生活用水＋洗濯・入浴用水）

3 給水方法

原則として、避難所、断水地区の公共的施設等に給水所を設置し、拠点給水方式で行う。

ただし、水道の復旧に長時間を要する場合等は、状況に応じて仮配水管や貯水槽の設置を検討する。

4 給水体制

上下水道部各班は、市所有の車両及び資機材を用いて、上下水道部水道維持班の指揮により給水作業を実施する。給水所では、自主防災組織・住民自治協議会、ボランティア等に作業の協力を求めるとともに、住民自ら容器等を持参するよう求める。

また、作業要員が不足する場合は保健福祉部福祉政策班を通じてボランティアセンター等に、また車両等が不足する場合は財政部管財班、応援協定団体等に要請し、確保する。

市単独での飲料水の確保、給水活動が困難な場合は、応援協定団体や県に応援を要請する。

5 住民等への周知

上下水道部営業班は、企画政策部広報広聴班と協力して、給水に関する次の事項を広報する。

また、給水所には、看板等を設置する。

〈給水の広報事項〉

- | | |
|----------------------|-------|
| ○給水所の箇所 | ○給水日時 |
| ○給水方法（容器の持参等の必要も併せて） | ○給水量 |

第15節 生活必需品の調達供給活動

項目	担当
生活必需品の調達供給活動	保健福祉部介護保険班・生活支援班

保健福祉部生活支援班は、生活必需品の必要量を把握し、調達・輸送・配布に至るまでの配給計画を策定し、配給を行う。

また、保健福祉部介護保険班は、救援物資の受領及び保管を行う。

1 配給対象者

生活必需品の供給対象は、避難者及び被災により日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 需要の把握

生活必需品の需要の把握は、第13節に準じて行う。

3 配給品目

配給品目は、次の品目を目安とし、状況に応じて決定する。

〈生活必需品の配給品目例〉	
○寝具	……タオルケット、毛布、布団等
○外衣	……普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
○肌着	……シャツ、パンツ等
○身回り品	……タオル、手拭い、運動靴、傘等
○炊事用具	……鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ等
○食器	……茶碗、汁碗、皿、はし、スプーン等
○日用品	……石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き等
○光熱材料	……ライター、携帯型ライト、灯油等

4 供給先

第13節に準じて行う。

5 生活必需品の調達

第13節に準じて、県及び協定事業者等から確保を行う。

6 生活必需品の配布

第13節に準じて行う。

7 周知・広報

第13節に準じて行う。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

項目	担当
第1 保健衛生活動	保健所部各班
第2 感染症予防対策	

大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。

第1 保健衛生活動

保健所部各班は、県と協力し、被災地区、避難所等において、主に次の内容の保健衛生活動を実施する。

〈保健衛生活動〉	
○保健師の派遣による健康相談、保健衛生指導	○精神科医師の派遣によるこころのケア
○栄養管理等の指導、食品衛生指導	

第2 感染症予防対策

1 防疫活動

保健所部各班は、県、関係各班、医師会等と協力し、防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の災害防疫活動を実施する。

〈防疫活動〉	
○予防教育及び広報活動の強化	○消毒方法の施行
○ねずみ族、昆虫等の駆除	○生活用水の使用制限及び供給等
○避難所の衛生管理及び防疫指導	○臨時予防接種の実施

2 避難所の衛生管理活動

保健所部各班は教育部総務班と協力し、各避難所の避難者責任者に対し、避難所の良好な生活環境を維持するための衛生管理指導を行う。

〈避難所の衛生管理指導〉	
○避難所の過密状況の把握	
○土足禁止区域及び下足場の設定	
○適正なごみの排出・保管、清掃等のルールの設定	
○シャワー施設、トイレの衛生管理	
○洗濯場、物干場の設置及び布団乾燥（車等の手配）	

3 感染症発生時の措置

保健所部健康班・環境衛生試験所班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法に基づく必要な措置を行う。

〈感染症予防措置〉		
○発生状況、動向及び原因の調査	○健康診断	○就業制限
○感染症指定医療機関への入院勧告	○消毒等	

4 食品衛生対策

保健所部食品生活衛生班・環境衛生試験所班は、県と協力し、必要に応じて被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、消毒の必要がある場合は供給者へ消毒の実施を指示する。

また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は、検査を行い原因を調査し被害の拡大を防止する。

第17節 遺体対策等の活動

項目	担当
第1 行方不明者の把握・搜索	総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部警防班・消防署班
第2 遺体の安置及び対応	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班、財政部管財班
第3 遺体の埋火葬	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班

第1 行方不明者の把握・搜索

1 行方不明者の把握

総務部庶務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、警察と協力し、所在の確認できない住民に関する問合せや、行方不明者の搜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行い、次の要領で行方不明者を把握する。

〈行方不明者の把握方法〉

- 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- 「届出」のリストを総務部庶務班に1部送付する。
- 総務部庶務班は、「届出」リストを、「人的被害調査」、「避難者名簿」、「病院診療所医療実施状況」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者を確認する。また、その結果を警察署長へ連絡する。

2 行方不明者の搜索

総務部本部班・庶務班は、警察、消防部警防班・消防署班、消防団等と協力し、要搜索者名簿に基づく行方不明者搜索の機を失せず、人員及び機械器具を確保して行う。

また、必要に応じて自衛隊、ボランティア、自主防災組織・住民自治協議会等に協力を要請する。

〈搜索方法〉

- 搜索活動中行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡する。警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に搬送する。
- 外国籍住民の遺体を発見した場合は、速やかに領事機関に連絡する。

第2 遺体の安置及び対応

1 遺体安置所の選定

災害により多数の遺体が生じた場合、保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、警察署長と協議し、被害状況を考慮し、公共施設等で遺体の安置に適切な場所を選定する。

2 遺体安置所の設置

保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、遺体安置所を設置する。遺体安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の葬祭用品や納棺作業員の確保については、葬祭事業者等に協力を要請する。

なお、適切な遺体安置所を確保できない場合等については、総務部本部班と調整し、一時的に遺体を受け入れる野外施設（テント、広場等）を設置する。

3 遺体の対応

発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則）の規定による検視又は検案を行う。遺体の対応は、警察署と連携をとり、必要に応じて葬祭事業者に委託し、地元の住民の協力を得て行う。保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、遺体の収容、検案、安置及び引渡しを行う。地域・市民生活部市民窓口班は、必要に応じて遺体安置所から斎場まで遺体の搬送を行う。

身元引受人が見つからない遺体については、警察署、自主防災組織・住民自治協議会、ボランティア等の協力を得て、身元引受人の発見に努める。

遺体の対応については、次の手順を基本とする。

〈遺体の対応の手順〉

- 遺体の搬送については、遺族が行うことを原則とする。搬送が困難な場合は、保健福祉部国民健康保険班は財政部管財班に車両の配車を要請して搬送する。なお、必要に応じて警察署、財政部管財班、県等に協力を要請するほか葬祭事業者に委託し、遺体安置所に搬送する。
- 遺体の受付、発見状況の聴取、遺体処置台帳の作成、検視カード・検視一覧表の作成、一連番号の付与を警察署長と協力して行う。
- 警察署長に検視官、検案医の派遣を要請する。また、保健所部総務班に医療救護班の派遣を要請する。
- 警察署の検視を受けた遺体については、遺体安置所に運搬し、医療救護班は遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行い、必要に応じて検案を行う。
- 対応の済んだ遺体については、遺体安置所内に安置する。
- 遺留品がある場合は、整理の上、遺留品台帳に遺留品・発見日時・発見場所・発見状況・性別・推定年齢等を記録し、遺体安置所内に掲示する。
- 遺体引渡し窓口を遺体安置所内に設置し、遺族等が判明した場合は、遺族等に検案書を交付し遺留品等とともに遺体を引き渡す。

第3 遺体の埋火葬

1 埋火葬の相談

地域・市民生活部市民窓口班は、遺体安置所内に埋火葬相談窓口を設置し、遺体の引渡しを受けた遺族等から埋火葬許可証の交付及び埋火葬等に関する相談に応ずる。

2 埋火葬の実施

地域・市民生活部長の命令により地域・市民生活部市民窓口班が、次の手順により遺体の埋火葬を行う。

〈埋火葬の手順〉

- 遺体の身元引受人が見つからない場合及び遺体の引渡しを受けた遺族が埋火葬を行うことが困難な場合は、市長が埋火葬を執行する。
- 災害により多数の遺体が生じたため、又はその他やむを得ない事情のため、市営斎場で火葬できない場合は、県に広域応援協力を要請する。
- 遺骨遺留品等保管所を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品等を一時保管する。
- 身元不明の遺骨については、1年以内に引取人が判明しない場合、市が身元不明者取扱いとして善光寺に納骨する。

第18節 廃棄物の処理活動

項目	担当
第1 し尿の収集運搬・処理	環境部環境政策班・生活環境班・衛生センター班、企画政策部広報広聴班
第2 ごみの収集運搬・処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班、企画政策部広報広聴班
第3 建物解体後の処理	環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班、建設部建築指導班

長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。

第1 し尿の収集運搬・処理

1 収集運搬・処理計画

環境部生活環境班・衛生センター班は、被害状況に応じたし尿収集運搬・処理体制を早期に確立するため、下水道処理施設、収集事業者等の被害状況及び、当面の収集運搬・処理能力を把握する。

地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。

2 仮設トイレ配置

環境部生活環境班・衛生センター班は、災害により下水道機能が停止し、仮設トイレを必要とする場合、早急に配置計画を立てて仮設トイレの設置を行う。

(1) 需要の把握

上下水道、ライフライン施設、建物等の被害状況、応急復旧状況・計画、及び避難者の受入れ状況等を関係各部、関係機関からとりまとめ、し尿収集の必要な地区と需要（人口）を把握する。

また、排出量及び仮設トイレの容量は、次の基準を目安として検討する。

〈仮設トイレ数算定の基準〉

排出し尿量	1人1日あたり1.4リットル
仮設トイレ容量	1基あたり500リットル
仮設トイレ配置基準	対象人口60人に1基

(2) 配置先の検討

仮設トイレの設置箇所は、次の箇所を目安に選定する。

〈仮設トイレ設置場所〉		
○避難所	○断水地区の公的施設	○災害応急対策活動拠点

(3) 調達・設置

環境部生活環境班・衛生センター班は、協定締結先である日本建設機械レンタル協会等に仮設トイレの供給、搬送、設置を要請する。また、設置にあたっては原則として男女別とし、それぞれ離れた場所となるよう配慮する。

なお、仮設トイレが設置されるまで、組立式簡易トイレ等をボランティアや避難者、自主防災組織・住民自治協議会等の協力を得て設置する。

(4) 維持管理

環境部生活環境班・衛生センター班は、収集をし尿収集事業者に要請する。また、トイレトーパー、清掃器具等を確保し、清掃・補充等の作業を避難者や自主防災組織・住民自治協議会等に要請

する。

3 広報・相談

環境部環境政策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集日時、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等を住民等へ周知する。また、市民からの問合せ等について対応する。

4 収集運搬・処理

環境部生活環境班・衛生センター班は、し尿収集車輛及び作業員を確保する。

なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市生活環境協同組合への協力要請、県への広域応援処理体制の応援要請を行う。次の点に留意して適切に収集運搬・処理する。

〈し尿収集運搬・処理の留意点〉

- 医療機関、避難所等を優先する。
- なるべく多くの世帯が使用可能となるよう、個々のくみ取り量は、状況に応じて貯留量の一部とする。
- 処理施設での能力が不足する場合は、広域市町村へ処理を要請する。

第2 ごみの収集運搬・処理

1 収集運搬・処理計画

環境部廃棄物対策班・生活環境班・清掃センター班は、被害状況に応じた生活ごみの収集運搬・処理体制を早期に確立するため、処理施設、資機材等の被害状況、及び当面の収集運搬・処理能力を把握する。

地区別の被害状況、避難所等の設置状況に応じて、避難所受入れ者、住宅残留者等の排出量等を想定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。計画上次の点に留意する。

〈災害廃棄物処理実施計画の留意点〉

- 災害に伴って発生した廃棄物の種別ごとに計画し、最新の情報を基に随時見直しをする。
- 直接回収、集積所（臨時含む）・仮置場の配置や収集運搬ルート等について計画する。
- ※仮置場の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。

2 臨時集積所・仮置場の設置

環境部生活環境班は、被災時に既存の集積所が使用できない場合、地域と協議する中で、空き地や公園などを被災地内の臨時集積所として位置づける。また、環境部廃棄物対策班は、臨時集積所の排出量等の状況に応じて、仮置場を設置する。

なお、臨時集積所への排出は、災害廃棄物処理実施計画で定める分別基準による。

3 広報・相談

環境部環境政策班・生活環境班は、企画政策部広報広聴班を通じて、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自主防災組織単位のごみの集積を住民・事業所等へ呼びかける。

また、住民からの問合せ等について対応する。

4 収集運搬・処理

環境部生活環境班・清掃センター班は、ごみ収集車及び収集作業員を確保する。なお、処理能力・収集体制が不足する場合は、協定締結先である長野市委託清掃事業協同組合への協力要請、又は県を通じて広域応援処理体制の要請を行う。

また、環境部廃棄物対策班は、事業者の産業廃棄物等の処理事業者あっせん、作業の指導等を行う。

次の点に留意して、適切に収集運搬・処理する。

〈ごみ収集運搬・処理の留意点〉

- 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、優先的に収集運搬・処理する。
- 仮置場については、資源の分別・リサイクルに努めるとともに、定期的に消毒等を実施する。
- 道路等に排出・放置されたごみは、関係各部及び応援団体等の協力により、仮置場へ搬送する。
- 有害な廃棄物、産業廃棄物等の処理が困難な廃棄物については、県と協議し専門処理事業者や排出事業者等に協力を要請する。

第3 建物の解体後の処理

環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班は建設部建築指導班と連携して、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する木くず、コンクリートがらなど（以下「がれき」という。）を適正に処理する。

1 建築物の解体・撤去の方針

建物の解体・撤去は、所有者が自ら行うことを原則とし、災害の規模等の状況により、市が収集運搬・処理を行う。

また、被害が甚大であり、国による災害廃棄物処理事業の特例措置が講じられたときは、所有者からの申請を環境部生活環境班が受け付け、事業者等に作業を委託する。建設部建築指導班は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、届出等の指導を行う。

〈災害廃棄物の処理の基本方針〉

- 衛生的な処理
防疫の観点から、生活衛生の確保に関する重要事項として対応する。
- 迅速な対応処理
避難所分布、被災状況、処理施設の能力を的確に把握し、短期的・集中的に多量に発生する災害廃棄物の処理を行う。市による処理が困難な場合は、県を通じて支援を要請する。
- 環境に配慮した処理
災害時の混乱の中でも、アスベスト飛散防止、野焼き禁止や建設リサイクル法による分別を行い、環境に配慮した処理を行う。
- リサイクル優先型
極力資源化することで、処理、埋立て処分量の削減を図る。

2 実施計画の策定

環境部生活環境班は、建物の被害量からがれきの発生量を推定し、災害廃棄物処理実施計画を策定する。

3 がれき仮置場の設置

環境部廃棄物対策班は、施設管理者等と調整して、市内の次の候補地からがれき仮置場を設置する。

なお、周囲の環境対策、火災防止に十分配慮する。また、防疫対策等については、保健所部健康班に要請する。

〈がれき仮置場の候補地〉

- 公共用地・未利用地、遊休地
- グラウンドなどのスポーツ施設やその駐車場、公園、民有地
- その他

4 分別・減量化・再利用等

環境部廃棄物対策班は、仮置場の運営にあたり、実施計画で定める分別基準に従い、可能な限り現場で分別し、減量化・再利用を徹底する。

また、廃棄物処理に係る関係法令等に従い、排出者に適正処理を指導する。

〈主な分別の目安〉

分 別	減 量 化	再生利用
木くず	焼却・破砕	熱交換、チップ化
金属くず	破砕・選別	製鉄材料等
コンクリートがら	破砕	路盤材、埋立て材
アスベスト等有害物質	所定の指針に基づく適正処理を徹底する	

5 応援協力

環境部環境政策班・廃棄物対策班・生活環境班は、市による処理が困難な場合は、県を通じて広域的な応援体制の要請を行う。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

項目	担当
第1 社会秩序の維持	長野中央警察署、長野南警察署、建設部道路班・維持班・監理班、都市整備部各班、教育部総務班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班
第2 物価の安定、物資の安定供給	商工観光部商工労働班

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想される。社会秩序を維持するためには、関係機関の適切な措置により、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等の事犯を未然に防止するとともに、悪質な事業者を検挙する必要がある。

また、災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

第1 社会秩序の維持

1 警備・防犯

警察署は、大規模災害の発生後に予想される社会的混乱に対し、警備本部を設置して警備体制を確立するとともに、犯罪予防及び取締り活動を行い、市内の安全と治安維持の確保に努める。

また、住民自治協議会等は、ボランティアの協力を得て、市内での放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

市各部は、協定締結先である（一社）長野県警備業協会に協力を要請するなどし、所管する施設について必要な警備・防犯活動を行う。

2 街路灯・防犯灯の応急措置

建設部道路班・維持班・監理班は、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、自治会、自主防災組織・住民自治協議会と協力し、地震等により破損した街路灯・防犯灯の調査を行うとともに、道路管理者・関係機関等と連携・協力して必要な応急措置を講じる。

3 避難所の警備

避難所における盗難等を防止するため、外来者の受付記録をとるなど防犯に注意する。

また、必要に応じて警察官の派遣や協定締結先である（一社）長野県警備業協会に警備員の派遣を要請する。

第2 物価の安定、物資の安定供給

商工観光部商工労働班は、物価の安定、物資の安定供給に関して、次の対策を行う。

- (1) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通事業者との連携を図る。

第20節 危険物施設等応急活動

項目	担当
第1 共通の安全措置	総務部本部班、消防部予防班・消防署班、環境部環境政策班、保健所部環境衛生試験所班
第2 危険物施設の安全措置	消防部予防班・消防署班
第3 火薬類の安全措置	
第4 高圧ガスの安全措置	
第5 液化石油ガスの安全措置	
第6 毒物・劇物等の安全措置	
第7 放射性物質使用施設の安全措置	

消防部予防班は、県、警察署等と協力し、次の安全措置をとるよう危険物施設等の管理者等を指導する。

なお、危険物等の応急対策の詳細は、第6章第4節「危険物等事故災害対策」に準じて行うが、地震発生時には、次の点に留意した安全措置を地震発生直後から速やかに実施する。

第1 共通の安全措置

災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保するため次の対策を行う。

- (1) 危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。
- (2) 漏えい量等の把握のため関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
- (3) 危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- (4) 周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。
- (5) 警察署と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
- (6) 必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
- (7) 必要に応じて、県、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

第2 危険物施設の安全措置

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者は、危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止、制限、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等の措置をとる。

また、危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとる。さらに、必要に応じて、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

この他、第6章 第4節 第6「災害の警戒・防ぎよ活動」に準ずる。

第3 火薬類の安全措置

火薬類取扱施設の管理者は、地震火災による火薬類の誘爆の防止措置をとり、火薬類の安全な場所への移動、管理措置をとる。

第4 高圧ガスの安全措置

高圧ガス施設の保安責任者は、高圧ガスの漏えい、爆発等のおそれがある施設の緊急停止、点検、出火防止措置をとる。

高圧ガス運送者は、状況に応じて火気の安全を確認し、車両を安全な場所に移動させる。

第5 液化石油ガスの安全措置

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス設備の点検、消費先の緊急点検活動を行う。

第6 毒物・劇物等の安全措置

毒物・劇物等の保管取扱者は、速やかに貯蔵施設等の点検、及び必要な災害防止措置をとる。

第7 放射性物質使用施設の安全措置

放射性同位元素使用者等は、速やかに放射性物質の点検、及び必要な災害防止措置をとる。

第21節 電気施設応急活動

項目	担当
電力施設応急活動	東京電力ホールディング株式会社リニューアブルパワー・カンパニー、中部電力株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報政策班

各電力会社は、電気の供給が停止したり、又は停止するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、電力施設の応急対策活動にあたる。公共施設その他重要施設に対しては、優先的に送電するよう努める。

住民に対しては、電線等による感電防止、漏電等による出火防止策、被害状況、復旧の見通しを広報する。

建設部監理班・維持班・道路班は、市道の被害状況の把握、掘削工事を伴う場合に他の占用物件の情報提供、応急工事の調整及び交通制限に関し、住民への広報活動を行う。

総務部本部班は、電力会社からの要請に基づき、防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。

第22節 都市ガス施設応急活動

項目	担当
都市ガス施設応急活動	帝石パイプライン株式会社、長野都市ガス株式会社、建設部監理班・維持班・道路班、総務部本部班・情報政策班

各都市ガス会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、ガス施設の応急復旧対策を講じる。なお、災害発生直後には応急措置を講じるとともに、応急措置が有効に機能するよう防災関係機関に連絡し、広報により住民に周知する。

建設部監理班・維持班・道路班は、市道の被害状況の把握とともに、掘削工事を伴う場合に他の占用物件の情報提供や応急工事の調整を行うほか、交通制限に関し住民への広報活動を行う。

総務部本部班は、ガス会社からの要請に基づき、防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。

第23節 上水道施設応急活動

項目	担当
上水道施設応急活動	上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、長野県企業局川中島水道管理事務所、建設部監理班・維持班・道路班

上下水道部水道整備班・浄水班・総務班・営業班・水道維持班は、上水道の被害状況の早期把握、適切な二次災害防止措置、及び施設の迅速かつ効果的な応急復旧を図る。また、簡易水道施設について被害状況の把握及び応急復旧等を行う。なお、対応が困難な場合は、協定締結先である長野市水道工事協同組合等に応援を要請する。

建設部監理班・維持班・道路班は、市道の被害状況の把握とともに、掘削工事を伴う場合に他の占用物件の情報提供や応急工事の調整を行うほか、交通制限に関し住民への広報活動を行う。

長野県企業局は、県の上水道供給区域において長野県地域防災計画に定める応急対策を行う。

1 応急措置

応急給水及び二次災害防止のため、次の点に留意して応急措置をとる。

〈上水道施設の応急措置〉

- 漏水を確認したときは、バルブ操作を行うなどし、飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- 配水管等の被害のない地区でも、給水を必要最小限に制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 応急復旧

各施設の応急復旧は、水道施設応急復旧計画に基づき迅速に行う。応急復旧資機材が不足する場合は、必要に応じて協定締結先である長野市水道工事協同組合へ、組合での対応が困難な場合は応援協定団体等へ応援を要請する。

また、上下水道部営業班は、企画政策部広報広聴班と協力し、被害状況、注意事項、復旧見通し等の広報を行い、住民への周知を図る。

第24節 下水道施設等応急活動

項目	担当
下水道施設等応急活動	上下水道部下水道整備班・下水道施設班・総務班・営業班、千曲川流域下水道事務所、建設部監理班・維持班・道路班、企画政策部広報広聴班

上下水道部下水道整備班・下水道施設班・総務班・営業班は、下水道及び農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽の被害状況の早期把握、適切な二次災害防止、及び施設の迅速かつ効果的な応急復旧を図る。

なお、対応が困難な場合は県等に応援を要請する。

また、千曲川流域下水道事務所は、担当処理区域において長野県地域防災計画に定める応急対策を行う。

建設部監理班・維持班・道路班は、市道の被害状況の把握とともに、掘削工事を伴う場合に他の占用物件の情報提供や応急工事の調整を行うほか、交通制限に関し住民への広報活動を行う。

1 応急措置

応急措置は、次の点に留意して行う。

〈下水道施設の応急措置〉

- 下水道管路に機能障害が生じた場合は、汚水の流量に適した汚水ポンプを配備し、正常な管路まで圧送する。
- 終末処理場に重大な機能障害が生じた場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置をとる。
- 汚水ポンプ場に重大な機能障害が生じた場合は、仮設ポンプを設置し近くの吐出マンホールまで仮設排水管で送水する。
- 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 応急復旧

各施設の応急復旧は、汚水終末処理場及びポンプ場応急復旧計画に基づき、迅速に行う。

工事施工中の箇所は、工事請負人に被害を最小にとどめるよう、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。応急復旧資機材等は、基本的に市所有のものを使用するが、必要に応じて協力団体、民間指定工事事業者、他市町村の下水道事業者の協力を得る。

また、上下水道部営業班は、企画政策部広報広聴班と協力し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置についての広報を行い、住民への周知を図る。

第25節 通信・放送施設応急活動

項目	担当
第1 市の通信手段の確保	総務部本部班・情報政策班、地域・市民政策部支所班、財務部管財班、消防部通信指令班
第2 電気通信施設の応急活動	東日本電信電話株式会社、携帯電話各社、建設部監理班・維持班・道路班
第3 放送施設の応急活動	放送事業者

第1 市の通信手段の確保

総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部支所班、財務部管財班及び消防部通信指令班は、通信手段の確保に関して次の対策を実施する。

- (1) 事業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、市町村職員と事業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

第2 電気通信施設の応急活動

各電話会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置して電気通信施設の応急復旧対策を講じる。

災害発生直後には、応急措置をとるとともに、応急措置が有効に機能するよう防災関係機関に連絡し、広報により住民に周知する。

特設公衆電話、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置等、避難所等における通信確保に努める。

建設部監理班・維持班・道路班は、市道の被害状況の把握とともに、掘削工事を伴う場合に他の占有物件の情報提供や応急工事の調整を行うほか、住民への広報活動を行う。

第3 放送施設の応急活動

各放送事業者は、地震災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

第26節 鉄道施設応急活動

項目	担当
鉄道施設応急活動	東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、長野電鉄株式会社、しなの鉄道株式会社、都市整備部交通政策班

各鉄道会社は、災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合には、災害対策本部を設置して応急措置をとる。

また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡するとともに、広報により住民や利用者に周知する。応急措置は次の点に留意して行う。

〈鉄道の応急措置〉

- 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確かな避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市本部（総務部庶務班）に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を行う。
- 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

都市整備部交通政策班は、鉄道会社からの要請に基づき、公共交通機関の復旧・運行状況、代替輸送状況等について、住民に対する広報活動を行う。

第27節 災害広報活動

項目	担当
第1 災害広報	総務部本部班・情報政策班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、企画政策部広報広聴班、上下水道部営業班、消防部予防班
第2 報道対応	企画政策部広報広聴班
第3 災害相談	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班

第1 災害広報

1 役割分担

市、県及び防災関係機関は、次の役割分担を基本に、相互に協力して迅速かつ的確に災害広報を行う。市各部、各防災関係機関は、長野市に係る広報状況を企画政策部広報広聴班に随時連絡し、相互に情報を共有する。

〈広報実施機関と内容〉

機 関	役割分担
市	○地震予知情報の広報 ○災害の警戒、避難に関する情報 ○災害の発生状況、二次災害の防止に関する情報 ○被害状況、被災者への災害救助に関する情報 ○災害応急対策の活動状況 ○被災者への生活再建支援に関する情報 ○災害の復旧状況、見込みに関する情報 ○その他災害に関する情報
県	○市町村、防災関係機関から収集した被害状況 ○国、市町村、防災関係機関の災害応急対策の活動状況
警察署	○死者、行方不明者に関する情報 ○交通情報
公共・公益施設の管理者	○被害状況（使用不能状況） ○復旧状況・見込み ○二次災害に関する情報 ○二次災害防止、使用上の注意に関する情報
公共交通機関	○被害状況（不通状況） ○運行状況（運休、臨時ダイヤ等） ○復旧状況・見込み
放送事業者、長野県大規模災害ラジオ放送協議会	市、県、防災関係機関からの依頼に応じて、必要な放送を行う。また、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を行う。
報道機関	市、県、防災関係機関からの依頼に応じて、必要な報道を行う。なお、災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍市民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

2 市が実施する広報の実施体制

企画政策部広報広聴班は、必要な情報を収集するとともに、広報活動用の資機材、車両及び要員を確保し、迅速に広報活動を実施する。

また、関係部局と連携し、要配慮者に配慮した広報手段を用いるように努める。

3 初動期の広報

災害発生前、発生時には次の情報を優先して迅速に広報し、住民等に周知する。

主な広報事項	主な伝達手段
(1) 災害発生前、発生時の初期広報 ○予想される災害の種類と場所の種別又は地域 ・土砂災害警戒情報 ・洪水予報等 ○事前避難の必要な地区、指定緊急避難場所、避難方向の指示 (2) 救助・救急活動への協力呼びかけ ○出火防止及び初期消火 ○要配慮者保護及び人命救助 ○緊急自動車通行確保のためのマイカー利用禁止 ○災害用伝言ダイヤルの利用 ○未確認情報による混乱防止 (3) (必要な区域若しくは施設に対する) 避難指示、緊急安全確保 (4) 市の応急活動体制及び応急対策実施に関する情報提供 ○防災拠点の設置状況（市本部、避難所、救護所、災害相談窓口等） ○救援対策・応急対策の活動状況と実施の目安 (5) 市内の被害状況 ○火災、道路被害、土砂災害、その他二次災害防止のために必要な範囲の被害概要 ○被害なしの状況（「被害なし」、「全員無事」の地区及び施設）	(1) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送 (2) 広報車による巡回放送 (3) テレビ、ラジオ局への放送依頼 (4) 消防部、消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ (5) 隣接市町村への広報依頼 (6) 区組織を通じ住民に伝達 (7) 市ホームページ（携帯サイト・SNS含む）への災害情報の掲示 (8) 緊急速報メール

4 応急期の広報

被害の状況が沈静化した段階においては、次の情報を優先して広報し、住民等に周知する。

主な広報事項	主な伝達手段
(1) 救援対策・応急対策の実施状況 ○災害相談 ○医療救護、保健、心のケア ○要配慮者支援 ○応急給水、応急給食 ○住宅支援 ○生活再建支援措置 ○避難者への広報 ○遺体安置所の開設 (2) 生活関連情報 ○ライフラインの復旧状況（見込み）、取扱い上の注意 ○食料、生活必需品等の供給状況 ○ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の協力要請 ○保健衛生上の注意 ○道路交通規制状況、復旧状況（見込み） ○公共交通機関の復旧・運行状況、代替輸送状況 ○医療機関の再開状況 ○消火活動の進捗状況 (3) 安心情報 ○「被害なし」、「被害軽微」及び「全員無事」の地区及び施設の状況 ○水害、土砂災害、雪崩、危険建物、危険物等災害、その他の人的危険回避のために必要な情報 ○余震に関する情報	(1) 広報ながの被災者支援情報の配布 (2) 災害相談窓口への掲示 (3) 報道機関への報道依頼 (4) 消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ (5) 同報系防災行政無線、長野市有線放送による緊急放送 (6) 広報車による放送 (7) 市ホームページ（携帯サイト・SNS含む）への災害情報の掲示

5 復旧期の広報

生活再建、復旧に向かう段階においては、次の情報を優先して広報し、住民等に周知する。

主な広報事項	主な伝達手段
(1) 生活再建支援サービスの実施計画 ○罹災証明等の発行 ○義援金の配分 ○災害応急資金融資等、生活再建促進措置 ○仮設住宅等、住宅関連サービス ○その他必要な生活再建支援サービス (2) 生活関連情報 ○ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の協力要請 ○保健衛生上の注意 ○道路交通規制状況、復旧状況（見込み） ○公共交通機関の復旧・運行状況、代替輸送状況 ○医療機関の再開状況 (3) 安心情報 ○「被害なし」、「被害軽微」及び「全員無事」の地区及び施設の状況 ○水害、土砂災害、雪崩、危険建物、危険物等災害、その他の人的危険回避のために必要な情報	(1) 「広報ながの」被災者支援情報の配布 (2) 災害相談窓口への掲示 (3) 報道機関への報道依頼 (4) 消防団、自主防災組織・住民自治協議会等による呼びかけ (5) 区組織による伝達 (6) 市ホームページ（携帯サイト・SNS含む）への災害情報の掲示

第2 報道対応

1 記者発表

企画政策部広報広聴班は、定時に記者会見を開いて必要な情報を報道機関へ随時発表する。なお、発表内容は、本部会議で決定する。

〈記者発表の方法〉

発表者	副本部長（副市長）
発表内容	○市内の被害状況 ○住民その他への要請事項 ○応急対策の状況、予定

2 取材活動の自粛

企画政策部広報広聴班は、報道機関に対し、災害の状況を十分考慮した上で、必要に応じて災害対策本部内、避難所内等での取材活動の自粛を要請する。ただし、要請にあたっては、報道・取材活動の自由との兼ね合いを十分検討した上で行う。

第3 災害相談

地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、大規模な災害が発生した場合、又は必要と認める場合には、直ちに被災者への災害相談窓口を開設して相談員を配置する。相談員には市各部の職員をあてることを原則とするが、不足する場合は、委託相談員の確保又は住民からの相談事項の書面受付（後日回答）により行う。

また、必要と認める場合は、相談員を巡回させて支所又は避難所において臨時相談を行う。さらに、国・県・その他防災関係機関に対して災害相談窓口の開設を要請するとともに、市の災害相談窓口と併設されるよう要請する。

なお、相談にあたっては、女性相談員の配置、妊産婦等への対応等、女性や子育てのニーズや、外国人への対応等に配慮した相談体制となるように配慮する。

〈災害相談窓口設置予定場所〉

設置場所	市役所（必要に応じて支所等にも設置）	
運 営	地域・市民生活部	
相談事項と 担 当	総 務 部	住民の安否に関する事
	企 画 政 策 部	交通、その他分掌の明らかでない事項
	財 政 部	罹災証明に関する事、税の減免に関する事
	地域・市民生活部	遺体の埋火葬に関する事
	保 健 福 祉 部	医療・福祉全般、義援金・救援物資、ボランティアに関する事
	保 健 所 部	防疫に関する事
	こども未来部	保育に関する事
	環 境 部	災害廃棄物、環境衛生に関する事
	商 工 観 光 部	商工業、観光に関する事
	文化スポーツ 振 興 部	文化、スポーツに関する事
	農 林 部	農業、林業に関する事
	建 設 部 都 市 整 備 部	土砂災害、住宅、道路、都市計画に関する事
	教 育 部 学 校 教 育 部	教育に関する事
	上 下 水 道 部	給水、水道、下水道に関する事
	消 防 部	火災に関する事

第28節 土砂災害等応急活動

項目	担当
第1 土砂災害等の警戒・応急措置	建設部河川班・道路班・維持班・建築指導班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、地域・市民生活部支所班、消防部消防署班、消防団
第2 雪崩の警戒・応急措置	建設部河川班・維持班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、消防部各班、地域・市民生活部支所班、消防団

第1 土砂災害等の警戒・応急措置

1 警戒・巡視

建設部河川班・維持班・建築指導班、農林部農業土木班・森林整備班、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県と協力して、崖崩れ、地すべり、土石流等の危険箇所及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について、警戒・巡視活動を行う。

また、気象情報、河川情報の収集・伝達は、総務部本部班と協力して行う。

2 安全措置

建設部河川班・維持班・建築指導班・農林部農業土木班・森林整備班は、崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害危険箇所、及び倒壊等の危険のある建物・ブロック塀等について調査し、状況に応じて必要な安全措置をとる。

(1) 点検調査

危険度の高い箇所から優先的に点検調査を実施する。点検調査への技術支援が必要と認められる場合、県若しくは国へ、専門家の派遣を要請する。点検調査の結果をもとに、関係機関等と協力して必要な安全措置をとる。

〈応急措置の方法〉

区分	措置の目安
土砂災害	○シート保護（※落石防止対策若しくは降雨対策として行う） ○崩壊面の補強 ○二次的災害の可能性のある崩壊土砂の除去 ○センサー類の設置
危険建物・ブロック塀等	○危険周知の標識設置 ○取壊し ○幹線道路沿道等、その必要があると認める場合の危険建物の取壊し、倒壊防止のための建物補強
共通	○定期パトロール ○住民等への土砂災害発生の可能性に関する広報及び注意喚起 ○避難指示、緊急安全確保 ○立入禁止区域の設定

(2) 土砂災害発生時の措置

建設部維持班・河川班・道路班は、巡視活動及び住民等からの通報により、土砂災害の発生を覚知した場合、直ちに被害の有無を確認し、県長野建設事務所長、土尻川砂防事務所長へ状況を報告する。

また、関係機関等に協力を要請し、早急に次の事項を目安とした応急措置をとる。

県は、地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。

国（地方整備局）は、河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を長野市長に通知する。

また、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

災害の危険性が高まり、避難指示、緊急安全確保の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

なお、情報収集で得た航空写真・画像等についてはライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者の要望に応じて、情報提供に努める。

〈土砂災害発生時の応急措置〉

- 斜面崩壊により発生した（二次的崩壊の原因となるおそれがある）土砂の除去
- 生理者等の救出要請
- 立入禁止区域の設定、周辺の道路・鉄道の運行及び通行禁止
- 崩壊物等が影響する河川、道路、鉄道等施設の管理者への通報、及び二次災害等被害の拡大防止措置
- 孤立地区に対する、ヘリコプターによる避難、医療救護、緊急物資輸送についての県への要請
- 住居の被災、列車・車両の立ち往生等により受入れが必要な場合の避難所の開設・運営

3 障害物の除去

建設部道路班・河川班・維持班は、道路及び公共土木施設等において倒壊や崩壊により早急に除去する必要がある障害物について、協定締結先である（一社）長野市建設業協会等に協力を要請し、除去作業を行う。除去する障害物は、公共用地内で応急対策活動上早急に除去が必要なものとする。

なお、市の有する除去能力を上回る場合は、建設事業者への応援要請、又は総務部本部班を通じて広域的応援体制の確立及び派遣を要請する。

第2 雪崩の警戒・応急措置

建設部河川班・維持班、農林部農業土木班・森林整備班、地域・市民生活部支所班は、消防部消防署班、消防団、県（建設事務所）、鉄道・道路管理者、警察署長等と協力して、雪崩危険箇所等の警戒・巡視活動を行う。

1 警戒

積雪量を観測し、警戒巡回（降雪時に随時巡視するとともに、定期的に巡視）又は固定警戒（危険状況により常時監視を行う）を行い、適切な警戒態勢をとる。

2 巡視

巡視員の配置、交替要員の確保、積雪量の収受等必要な連絡体制を確立して巡視活動を行う。

また、必要に応じて雪崩監視装置を設置し、雪崩発生の兆候及び雪崩の早期発見に努めるとともに、県に雪崩巡視に関する技術支援を要請する。

3 安全措置

建設部河川班・維持班、農林部農業土木班・森林整備班は、県と雪崩の危険に対して必要な安全措置を講じる。

なお、安全措置は第1の2「安全措置」に準じて行う。

第29節 建築物災害応急活動

項目	担当
第1 市有施設等の応急復旧	財政部管財班、建設部建築班、施設を所管する班
第2 被災建築物の応急危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班
第3 被災宅地の危険度判定	建設部建築指導班、都市整備部各班
第4 文化財の保護	教育部文化財班

第1 市有施設等の応急復旧

緊急地震速報を受信した場合、各施設管理者は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。また、災害が発生した場合、各施設管理者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、利用者の安全確保と二次災害の防止のための措置をとる。

1 施設の保全

各施設管理者は、所管施設の被害状況を速やかに把握し、次の内容を基本とする安全確保措置をとる。

〈安全確保措置〉
○危険箇所への立入禁止措置
○火気器具、電気、ガス設備、消火器等の点検
○電気の復旧による火災の防止、ガス漏れによる事故防止措置
○建設部建築班への応急危険度判定の要請

2 施設の機能確保

災害応急対策のための活動拠点として供用する場合は、次の応急措置をとる。

〈応急措置〉
○ガラス等の散乱物の除去、清掃
○ブルーシート、ダンボール、ベニヤ板等による応急修理
○ライフラインの確保

3 施設の補修・撤去

応急危険度判定や被災度区分判定結果から施設の補修、又は撤去が必要となる場合は、本部長に報告する。補修、撤去は本部長が決定し、必要性の高いものから順次実施する。

第2 被災建築物の応急危険度判定

1 実施本部の設置

災害対策本部長は、被害情報をもとに、所管課長の意見を聞き、判定実施の可否を判断する。

災害対策本部長等は、判定を要すると判断した時は、直ちに判定実施を宣言する。

災害対策本部長等は、判定を実施すると宣言した時は、直ちに、県知事並びに建築関係団体等に判定実施決定を連絡する。

2 判定員の確保

建設部建築指導班は、協定締結先である（一社）長野県建築士会長野支部・更級支部又は県に要請し、被災建築物応急危険度判定士を確保する。

3 作業体制の確立

建設部建築指導班は、次のとおり作業体制を確立する。

〈応急危険度判定の作業体制〉	
○判定実施区域、判定実施順位等の検討、決定	○判定実施計画の策定
○判定士等の参集及び受付、名簿作成	○判定資機材の準備及び輸送方法確保
○判定コーディネーターの配置	○判定実施状況等の広報

4 判定基準

建設部建築指導班は、被災建築物応急危険度判定士と協力し、災害発生後早急に作業を実施する。この際、罹災証明書の発行のための住宅の被害認定は別に行われることについて、併せて周知する。なお、判定により「危険」と判断された建物及び宅地については、二次災害が起これば、所有者に判定結果とその意味を十分周知する。

〈判定の方法〉
○判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル [(財) 日本建築防災協会]」に従い、目視にて行う。
○判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。

＜大地震の際に行われる3つの建物被害調査について＞

	応急危険度判定	住宅の被害認定	被災度区分判定
実施目的	余震等による二次災害の防止	住家に係る罹災証明書の発行	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村（都道府県・応急危険度判定協議会が支援）	市町村	建物所有者
判定調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	主に行政職員（罹災証明書の発行は行政職員のみ）	民間建築士等
判定内容	当面の使用の可否	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	継続使用のための復旧の要否
判定結果	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載	判定結果を依頼主に通知

（内閣府 防災情報のHPから）

5 判定後の措置

建設部建築指導班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建物及び宅地の所有者・管理者からの相談に優先して対応し、被災度区分判定・修理・復旧等を促進する。

第3 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地等の危険度判定を行う。

建設部建築指導班は、県等を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請し、実施本部を設置するなど、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに準じて実施する。判定結果は宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票（ステッカー等）を目立つ箇所に掲

示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

〈判定の方法〉

- 判定は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」等に従い実施する。
- 判定の結果は、「大被害」「中被害」「小被害」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険宅地」、黄「要注意宅地」、青「調査済宅地」）に対処方法を記載し、擁壁、のり面、電柱等目立つ場所に貼りつける。

第4 文化財の保護

1 災害発生時の措置

文化財の所有者・管理者等は、災害により文化財が被災した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況等を教育部文化財班に通報する。

また、教育部長は被害状況を県（教育委員会）に通報する。

2 文化財の復旧

文化財の所有者・管理者等は、文化財の被害状況を調査し、教育部文化財班に報告する。

また、国、県の文化財については、文化庁、県（教育委員会）の指導のもと、復旧措置をとる。

第30節 道路及び橋りょう応急活動

項目	担当
第1 被害状況の把握・応急措置	建設部道路班・維持班、都市整備部各班、農林部農業土木班、その他道路管理者
第2 応急復旧	

第1 被害状況の把握・応急措置

各道路管理者は、災害が発生した場合、道路パトロールにより道路施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その情報を相互に連絡し、共有する。

また、警察署等関係機関から道路に関する情報を収集する。

管理外の道路が、損壊等により通行に支障をきたす場合は、当該道路管理者に通報し、応急復旧を要請する。道路占用施設（上・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を確認した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

第2 応急復旧

各道路管理者は、被害を受けた道路施設について、（一社）長野市建設業協会に要請して応急復旧を行う。管理外の道路について事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を行う。

対応が困難な場合は、県、自衛隊への応援を要請する。

第3 1 節 河川施設等応急活動

項目	担当
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者
第2 応急復旧	
第3 土砂ダム対策	総務部本部班・情報政策班、建設部各班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、その他河川管理者

第1 応急措置

1 点検

各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。

(1) ダムの緊急点検

ダム管理者は、震度4以上をダムの近くの地震観測所で観測した場合、速やかに臨時点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。

(2) 河川、用排水施設等の緊急点検

河川施設管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、代替手段の確保や状況について広報を行う。

(3) 貯水池、配水池等の緊急点検

あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は応急措置を取り、必要に応じ避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。

2 応急措置

各施設管理者は、点検等の結果、異常又は被害の発生が認められる場合、市、及び県（地域振興局農地整備課、建設事務所）に報告し、氾濫等の防止、排水措置等を講じる。

また、必要に応じて移動排水ポンプの派遣や技術指導を国、県に要請する。

第2 応急復旧

各施設管理者は、施設の被害状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

第3 土砂ダム対策

斜面の崩壊により河道が閉塞された「土砂ダム」が発見された場合は、国、県と連携して、水位の上昇の観測、排水等の措置をとる。

また、土砂ダムが決壊するおそれのある場合は、下流の危険区域に対し、避難指示、緊急安全確保を発令し、住民を避難所に受け入れる。

なお、避難については第11節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。

第3 2 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

項目	担当
第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境政策班
第3 河川施設の二次災害防止対策	農林部農業土木班、建設部河川班、消防部警防班
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部農業土木班・森林整備班、建設部各班、消防部各班

第1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

1 建築物関係

- (1) 建設部建築指導班は、被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。
- ア 応急危険度判定士の派遣要請
 - イ 応急危険度判定を要する建築物や宅地の選定
 - ウ 判定実施区域、判定実施順位等の検討、決定
 - エ 市内の被災地域への派遣手段、宿泊所、食料の確保
 - オ 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- (2) 本部長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。

2 道路及び橋梁関係

建設部道路班・維持班は、市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

1 危険物関係

- (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
本部長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。
- (2) 災害発生時等における連絡
消防部予防班は、危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。
- (3) 危険物施設の管理者等に対する指導
消防部予防班は、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。
- ア 危険物施設の緊急時の使用停止等
 - イ 危険物施設の緊急点検
 - ウ 危険物施設における災害防止措置
 - エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - (ア) 応急措置
 - (イ) 関係機関への通報
 - オ 相互応援体制の整備
 - カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

2 毒物劇物関係

- (1) 消防部消防署班は、 周辺住民に対する避難誘導等の活動を行うものとする。
- (2) 環境政策班は、飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

第3 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 農林部農業土木班及び建設部河川班は、河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (2) 農林部農業土木班及び建設部河川班は、災害防止のため、応急工事を実施する。また、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
- (3) 本部長は、必要に応じて、水防活動を実施する。

第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第33節 ため池災害応急活動

項目	担当
第1 応急措置	建設部各班、都市整備部各班、農林部農業土木班・森林整備班、上下水道部総務班・営業班・水道整備班・水道維持班・浄水班、その他河川管理者
第2 応急復旧	

第1 応急措置

1 点検

各管理者は、特に工事中の箇所や、あらかじめ把握している危険箇所を重点的に点検し、その状況を市及び県に報告する。なお、県において「地震後の農業用ダム・ため池点検マニュアル 長野県農政部平成21年改訂版」が作成されている。

(1) ため池の緊急点検

ため池管理者は、あらかじめ定める震度を近くの地震観測所で観測した場合、緊急点検を行う。点検の結果、異常がある場合は市に報告する。市は必要に応じ、避難指示、緊急安全確保や状況について広報を行う。

2 応急措置

各施設管理者は、点検等の結果、異常又は被害の発生が認められる場合、市、及び県（地域振興局農地整備課、建設事務所）に報告し、氾濫等の防止、排水措置等を講じる。

また、必要に応じて移動排水ポンプの派遣や技術指導を国、県に要請する。

第2 応急復旧

各施設管理者は、施設の被害状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

第34節 農林水産物災害応急活動

項目	担当
第1 農業災害応急対策	農林部農業政策班・農業土木班
第2 林業災害応急対策	農林部森林整備班

第1 農業災害応急対策

1 農業用施設の応急措置

農林部農業土木班は、災害により農業用施設及び農地に被害を受けた場合、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体等の協力を得て、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を県（地域振興局）に報告し、速やかに応急復旧を行う。

2 農作物に対する応急措置

農林部農業政策班は、県（地域振興局、農業改良普及センター）、農業協同組合等と協力し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を県（地域振興局）に報告する。また、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

3 家畜等の防疫

(1) 感染症の予防

農林部農業政策班は、家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、県（地域振興局、家畜保健衛生所）と協力して、検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行うものとする。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、県と協力して処理にあたる。

死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、保健所の指導により、その場で他に影響を及ぼさないよう焼却又は埋却するものとする。

第2 林業災害応急対策

農林部森林整備班は、災害により山腹崩壊、林道の流出等の被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、県地域振興局（林務課）、北信森林管理署、森林組合等の関係機関にその旨を通知して、速やかに林業用施設の防護措置又は応急措置の実施を要請するとともに、それらの応急措置に協力する。

第35節 文教・保育活動

項目	担当
第1 児童・生徒等の安全確保	学校教育部学校教育班・保健給食班、教育部総務班・家庭・地域学びの班・文化財班
第2 応急教育計画	学校教育部学校教育班・保健給食班
第3 園児等の安全確保	学校教育部学校教育班、こども未来部保育・幼稚園班
第4 応急保育計画	こども未来部保育・幼稚園班、企画政策部広報広聴班

第1 児童・生徒等の安全確保

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、学校教育部学校教育班は校長・教職員等と連携し、次の応急措置をとる。

1 災害情報の収集・伝達

学校教育部及び学校長は、相互に連携して次の情報収集・伝達活動を行う。

〈学校関係における情報収集〉

- 学校教育部学校教育班は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 学校長は、市本部から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童・生徒等への情報伝達については、混乱を生じないように配慮する。
- 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合、直ちにその状況を把握し、学校教育部及び県（教育委員会）に報告する。
なお、勤務時間外に参集した場合は、教職員等の参集状況を把握し学校教育部学校教育班へ報告する。

2 児童・生徒等の安全確保

学校教育部学校教育班及び学校長等は、児童・生徒等の安全を確保するため、次の措置をとる。

(1) 避難の指示

学校長は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

(2) 避難誘導

学校長及び教職員は、避難を要すると判断したとき、児童・生徒等をけがのないよう安全な場所へ避難誘導する。避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、児童・生徒等を保護者に安全に引き渡す。校外への避難が必要な場合は、学校教育部や地域住民、PTA等関係機関の協力を得て行う。

(3) 救護

施設内における児童・生徒等の救護は、原則として養護教諭が行う。軽傷者に対しては応急措置を施した後、救護所等に搬送し対応する。重傷者については、救急車等を要請し、病院等に搬送する。

(4) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員及び協力団体による引率等の措置をとる。

(5) 校内保護と引渡し

学校長は、被害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認めた場合、速やかに保護者への連絡に努め、引渡し準備をする。引渡しの際には、各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。

なお、保護の状況を学校教育部に報告する。

(6) その他の措置

学校長は、災害の状況に応じて、学校教育部学校教育班と協議の上、臨時休業、早退、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止等適切な措置をとり、児童・生徒等の安全確保に努める。

3 児童・生徒・教職員の安否確認

学校教育部学校教育班は学校長と協力し、被災した児童・生徒・教職員の安否（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を確認する。

また、避難した児童・生徒等の連絡先についても調査する。

なお、学校長は、調査結果をもとに連絡先リスト（名前、所在、連絡先）を作成し、児童・生徒等への連絡体制を確立する。

〈安否確認の方法〉

- 学校教職員による調査
- 保護者からの連絡
- PTA、自主防災組織・住民自治協議会その他防災関係機関の調査

4 施設の安全確保

教職員は、地震その他の災害による学校施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、安全点検を実施し、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置をとる。

なお、学校長は教育部総務班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

教育部各班は、所管する教育施設の被害状況を調査し、必要な応急措置をとる。

5 避難所の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、次の措置をとる。

〈避難所の開設協力〉

- 教育部総務班に避難者の状況を報告する。
- 市職員が到着するまでの間、学校教職員の協力の下、避難所の開設・運営を行う。なお、教職員の協力については、災害発生後一週間を目途に、応急教育活動へ配置できるように配慮する。
- 開放スペースを指定し、避難者を速やかに受入れる態勢を整える。なお、受入れ準備には、自主防災組織・住民自治協議会やPTA役員等の協力を得て行う。

6 その他の留意事項

施設の安全と教育再開のため、次の措置をとる。

〈教育再開への措置〉

- 教育部総務班は、二次災害防止のため、建設部建築班の支援を受けて学校施設の応急危険度判定を実施する。
- 教育部総務班は、被災した学校の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 学校教育部学校教育班は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。

第2 応急教育計画

1 教室の確保

学校教育部学校教育班及び学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

〈応急教育の実施場所〉

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、近隣の学校校舎
特定の地域全体に相当大きな災害を受けた場合	住民の避難先の最寄りの学校、無被害の学校、公民館等の公共施設及び応急仮設校舎
市全域に相当大きな災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

2 教職員の確保

学校教育部学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、又は応急救職員の派遣について、県（教育委員会）に要請する。

3 応急教育の実施

学校教育部学校教育班及び学校長は、応急教育計画を立て臨時の学級編成を行う等し、受入れ可能な児童・生徒等を保護し、応急教育の実施に努め、速やかに児童・生徒等及び保護者に周知する。

なお、応急教育における指導・教育は、おおむね次の点を考慮して行う。

〈応急教育の留意点〉

- 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
- 健康、生活、安全に関係する科目・内容（保健体育、理科の衛生^{*}等）を主として指導する。
※飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生、衣類・寝具の衛生、住居・便所等の衛生、入浴等身体の衛生、心のケア等
- 児童・生徒等の相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活について積極的に指導する。
- 児童・生徒等のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲化を図り、具体的に取り組むことを指導する。

4 学用品の確保

(1) 被害調査

学校教育部学校教育班は、学校長等と協力し、次の学用品の支給対象となる被害の実状について調査し、県（教育委員会）に報告する。

〈学用品の支給対象〉

災害により住家に被害（全壊、焼失、半壊、半焼、床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）を受け、学用品（教科書、文房具、通学用品）を失い、又はき損し、就学上支障のある児童・生徒

(2) 調達・給与

学校教育部学校教育班は、災害救助法第4条第1項第8号に定める学用品の給与を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」第9条に基づき行う。調達は、原則として教科書、文房具、通学用品について行い、指定事業者に依頼する。

また、学用品の給与は、学校教育部長が学校長等と協力を得て、小・中・高校及び学年別に配分計画を作成し学用品の給与を実施する。

なお、高等学校生徒（市立高校を除く）に対する学用品の給与は、県と緊密な連携を図り、県の委任に基づき実施する。

5 その他の留意事項

(1) 給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。応急給食は、給食施設及び給食物資搬入事業者の被害状況を把握し、県教育委員会、保健所部と協議して実施する。

(2) 保護者等への連絡

学校再開時期が確定したときは、速やかに児童・生徒等及び保護者に連絡する。

(3) 就学援助

被災した児童・生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め実施する。

第3 園児等の安全確保

こども未来部保育・幼稚園班及び各園長は、園児等の安全確保措置を、第1の「児童・生徒等の安全確保」に準じて行う。

第4 応急保育計画

1 施設・職員等の確保

こども未来部保育・幼稚園班は、応急保育の実施場所と職員の確保について、第2の「1 教室の確保」及び「2 教職員の確保」に準じて行う。

2 応急保育の実施

こども未来部保育・幼稚園班は、各保育園の被害状況をまとめ、応急措置をとり、可能な限り応急保育の実施体制を整える。

また、応急保育体制が整いしだい企画政策部広報広聴班に広報を依頼し、応急保育の受付を行う。

3 その他

応急対策従事者等の園児について、緊急的に保育が必要となった場合は、保育措置の手続を省き、一時的な保育を実施する。

第36節 飼養動物の保護対策

項目	担当
第1 所有者不明の飼養動物への対応	保健所部食品生活衛生班
第2 飼養動物への対応	保健所部食品生活衛生班、教育部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班
第3 死亡獣畜への対応	保健所部食品生活衛生班
第4 動物園の特定動物への対応	(一社)長野市開発公社

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第1 所有者不明の飼養動物への対応

保健所部食品生活衛生班は、飼い主の被災により遺棄され又は逃げ出した飼養動物等を保護する。特定動物（ライオン・ゾウ等）が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置をとる。

第2 飼養動物への対応

避難時の飼養動物（以下「ペット動物」という。）の保護及び飼育は、原則として飼い主が行い、避難所では市としてペット動物の飼育は行わない。

避難所責任者は、「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、ペット動物の飼育スペースを確保し、被災者がペット動物を連れて避難してきた場合、被災者とペット動物を確認の上、飼育スペースへ誘導する。

飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、自己責任においてペット動物を管理することとし、また避難所に避難したペット動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット動物の問題が生じた場合は、保健所部食品生活衛生班は、長野市保健所に動物救護所を設置する。動物救護所の運営については、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。

第3 死亡獣畜への対応

保健所部食品生活衛生班は、死亡獣畜が周辺環境を汚染することなく適正に処理されるよう、措置をとる。

第4 動物園の特定動物への対応

長野市茶臼山動物園及び城山分園が被災し、特定動物が逃げ出した場合の対応は、「長野市茶臼山動物園非常事態の予防及び活動要綱」等によるものとする。

第37節 ボランティアの受入れ体制

項目	担当
第1 ボランティアニーズの把握と要請	長野市社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策班
第2 ボランティアの受入れ体制	

第1 ボランティアニーズの把握と要請

大規模な災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。

ボランティア団体による応援体制が必要なときは、保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティア団体にその要請をする。

第2 ボランティアの受入れ体制

1 災害ボランティアセンターの設置

市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等と協力して、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）を設置し、センター長を置く。

また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資機材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。

センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、関係機関との連絡調整などを行う。

2 ボランティア活動調整

保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センター長とボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。

また、医師、看護師、応急危険度判定士等の専門資格を有し、市が行う災害応急対策活動に従事可能なボランティアは、各部でボランティアの受入れ、活動のコーディネートを行う。

保健福祉部福祉政策班は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

項目	担当
第1 義援物資の受入れ・配分	保健福祉部介護保険班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班、保健福祉部生活支援班、上下水道部水道維持班、保健所総務班
第2 義援金の受入れ・配分	

第1 義援物資の受入れ・配分

1 受入れ

市は、受入れを希望する義援物資を把握し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。県及び関係機関が義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施するときは、効果的な配分を要請する。

受け入れ対象は企業等の大口のものとし、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。また、物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を周知する。

保健福祉部介護保険班は物資等の提供の応募を受け、必要な時期に必要な物資等を市へ供給するように応募者へ依頼する。また、物資輸送拠点を利用して義援物資の受入れを行う。

2 保管・仕分・輸送

保健福祉部介護保険班は、女性団体連絡会、ボランティア等の応援を得て、義援物資等の保管・仕分けを行う。県が義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を行う場合は、保管・仕分けについて支援を要請する。

なお、各班は、輸送用車両が必要な場合は財政部管財班に車両を要請して行う。

3 配分・配布

市は協議の上配分を決定し、食料品（地域・市民生活部市民窓口班）、日用品（保健福祉部生活支援班）、給水（上下水道部水道維持班）、医薬品（保健所総務班）を被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

第2 義援金の受入れ・配分

義援金の受入れ・配分は、市が配分計画を立てて行う。

ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県等が災害義援金配分委員会を設置し、災害義援金の受入れ、配分を行う。

1 長野市災害義援金配分委員会の設置

本部長は、次の機関を目安に構成する長野市災害義援金配分委員会（以下この項において「委員会」という。）を設立し、委員会で協議の上配分を決定する。

なお、県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、市は委員会の構成機関として県災害義援金配分委員会に事務を引き継ぐ。

〈委員会の構成機関〉			
<input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 市議会	<input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会	<input type="checkbox"/> 報道機関
<input type="checkbox"/> 日本赤十字社長野県支部		<input type="checkbox"/> その他	

《第3章 災害応急》38 義援物資及び義援金の受入れ体制

2 受入れ・保管

保健福祉部介護保険班は、義援金の受付・保管等の手続を行うとともに、寄託者に領収書を発行する。

3 配布

保健福祉部介護保険班は、義援金の配分が決定した後、被災者に対し迅速かつ適正に義援金を配布する。

第39節 災害救助法の適用

項目	担当
災害救助法の適用	総務部本部班・情報政策班・庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、 財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、 保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所部総務班・健康班、 商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、 都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、 消防部警防班・消防署班

1 災害救助法の適用基準

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

災害救助法の適用は、本市の場合次のいずれか1つに該当する場合に適用となる（災害救助法施行令第1条第1項）。

〈災害救助法の適用〉

指標となる被害状況	備考
(1) 市内の住家が150世帯以上滅失したとき	長野市住民登録人口・世帯数 (平成28年11月1日現在) 人口 ……………382,331人 世帯数 ……………159,503世帯
(2) 県内の住家が2,000世帯以上滅失し、そのうち市内の住家が75世帯以上滅失したとき	
(3) 県内の住家が9,000世帯以上滅失し、市の被害状況が特に援助を要する状態にあるとき	滅失世帯が(1)又は(2)に達しないが、広範囲にわたり、その滅失世帯の合計が9,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状況にあると知事が認めたとき
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にあった者の救援を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき	市の住家被害は(1)～(3)の基準に達しないが、知事が特に救助を実施する必要があると認めたとき ※特別な事情の例示 ○被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給に特殊な方法を必要とする場合 ○有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助に特殊の技術を必要とする場合
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	※例示 ○船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合 ○交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合 ○火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合 ○群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合 ○豪雪により多数の者が危険状態となる場合 ○山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多

	数の者が死傷した場合 ○原子力発電所等の放射線物質の放出等により多数の者が危険にさらされている場合
--	--

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定は、住家被害調査により行う。

なお、住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とし、半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により、みなし換算を行う。

〈滅失世帯数の換算方法〉

住家の被害程度	滅失世帯の換算数
住家の全壊・全焼・流失	1世帯
住家の半壊・半焼等	1/2世帯
住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった住家	1/3世帯

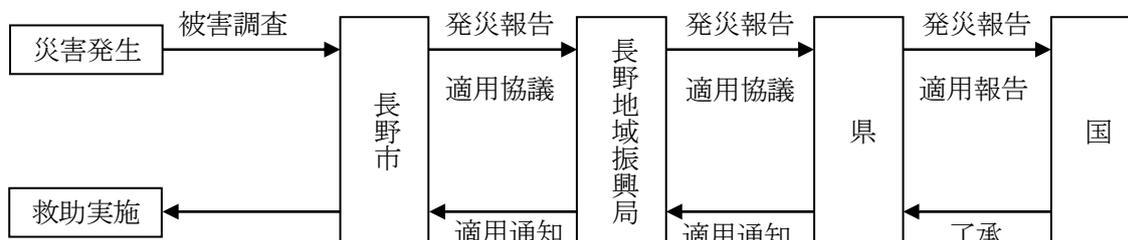
3 災害救助法適用の申請・報告

災害の状況が次の基準に該当する場合、把握している被害状況を速やかに県（地域振興局長）に報告し、併せて災害救助法の適用を要請する。

〈災害救助法の適用基準に該当する災害〉

- 災害救助法による救助が必要と考えられる災害
- 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
- 上記以外の災害で、緊急の救助を要すると考えられる被害が発生した災害

【法の適用事務】



4 救助事務の実施者

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、知事から委任された救助事務については、本部長（市長）が実施する。

また、災害の事態が急迫し、県による救助の実施を待ついとまがない場合、本部長（市長）は災害救助法の適用を想定した救助を実施するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

〈災害救助の実施概要〉

救助の種類	実施期間 (災害発生日から)	担当
被害状況の報告・要請	毎日	総務部本部班
それぞれの救助の種類を担当する各部課から帳簿をとりまとめる	毎日	総務部庶務班
被災者の救出	3日以内	消防部消防署班（警察・自衛隊）
医療	14日以内	保健所部総務班
助産	分娩日から7日以内	保健所部健康班
避難所の設置	7日以内	教育部総務班
飲料水の供給		上下水道部水道維持班
炊き出しその他による食品の給与		地域・市民生活部市民窓口班
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	保健福祉部生活支援班
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内	建設部建築班・都市整備部各班
障害物の除去	10日以内	建設部道路班・河川班・維持班
応急仮設住宅の給与	20日以内に着工	建設部住宅班
埋葬（火葬）	10日以内	保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部市民窓口班
死体の搜索		総務部本部班（警察・自衛隊）
死体の処理		保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	学校教育部学校教育班
救助のための輸送費	救助の実施が	財政部管財班
救助のための賃金職員等雇上費	認められる期間以内	商工観光部商工労働班

5 災害救助基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間、費用等の一覧は、資料編を参照

6 救助実施の記録・報告

総務部庶務班は、救助の実施にあたって、それぞれの救助を担当する各部課に係る帳簿の作成を要請するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務部本部班を通じて県に報告する。

また、各部は災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

第40節 観光地の災害応急対策

項目	担当
第1 観光地での観光客の安全確保	消防部、商工観光部観光振興班
第2 外国人旅行者の安全確保	企画政策部秘書班、商工観光部観光振興班

第1 観光地での観光客の安全確保

1 観光客の救助活動

消防部は、観光地で災害が発生した場合は、市の消防計画における救助・救急・医療計画に基づき、警察、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

また、消防部は、観光客の救助活動にあたり、警察、遭難防止対策協議会等の関係機関と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

住民、自主防災組織及び観光事業者は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、中山間地での道路交通網の寸断が予想されるため、消防隊の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

第2 外国人旅行者の安全確保

1 外国人への情報提供

企画政策部秘書班は、「災害時外国人支援マニュアル」及び「外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドライン」に基づき、通訳ボランティアを避難所等へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

2 避難誘導

商工観光部観光振興班、観光事業者、鉄道事業者及び観光案内所等は、外国人旅行者を含めた観光客の避難誘導を行う。

なお、帰宅困難となった場合の措置は、第11節による。

第4 1 節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成

項目	担当
第1 住家の被害調査	財政部市民税班・資産税班・収納班
第2 罹災証明書の交付	財政部市民税班・資産税班・収納班、消防部消防署班
第3 火災による罹災証明書の交付	消防部消防署班
第4 被災者台帳の作成	総務部庶務班・財政部収納班

第1 住家の被害調査

財政部市民税班・資産税班・収納班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するため、被災住家を対象に被害調査を行う。被害調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。

〈住家の被災調査の概要〉

一次調査	外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。
二次調査	外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水を調査する。
三次調査	二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入りによる再調査を行う。

財政部市民税班・資産税班・収納班は、被害調査の結果から「罹災台帳」を作成する。

第2 罹災証明書の交付

1 対象

本部長（市長）は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく、被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。

なお、災害対策本部が設置されないときの証明書の交付については、市長が別に定めるものとする。

2 証明書の交付

財政部市民税班・資産税班・収納班は、被災者の「罹災証明願書」による交付申請に対し、罹災台帳により確認の上交付する。

証明手数料は徴収しない。

3 判定結果に関する相談・再調査の受付

財政部市民税班・資産税班・収納班は、罹災証明書の申請窓口と、再調査等の相談窓口を設置して、被災者に対応する。

第3 火災による罹災証明書の交付

消防部消防署班は、「罹災証明書事務取扱要領」に基づき、火災による罹災証明書を発行する。

第4 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

総務部庶務班は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成する。

2 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する下記事項を記載し、又は記録する。

〈被災者台帳の記載事項〉			
<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 住所又は居所
<input type="checkbox"/> 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況			<input type="checkbox"/> 援護の実施状況
<input type="checkbox"/> 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	<input type="checkbox"/> その他		

3 被災者台帳情報の利用及び提供

本部長（市長）は、下記条件に該当する場合、被災者に対する援護に必要な限度で、台帳情報を市内部で利用するとともに外部に提供する。

〈台帳情報の利用及び提供条件〉
<input type="checkbox"/> 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
<input type="checkbox"/> 被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
<input type="checkbox"/> 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

4 被災証明書の交付（災対法第90の4条第1項）

財政部収納班は、被災者から申請があったときは、被災者台帳により確認の上、被災者台帳情報を記載した被災証明書を交付する。

証明手数料は徴収しない。

第42節 応急公用負担等の実施

項目	担当
応急公用負担等の実施	総務部本部班、企画政策部企画班、消防部警防班・消防署班

第1 市長の権限

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災害対策基本法（以下「災対法」という。）第64条）

- 土地建物その他の工作物の一時使用
- 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。（災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条）

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償および損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

第2 警察官の権限

＜災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項＞

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき又はこれらの要求があったときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3 自衛官の権限

＜災対法、第64条第8項、第65条第3項、第63条第3項＞

市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4 消防吏員又は消防団員の権限

＜消防法第29条＞

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償および損害賠償

消防法第36条の3の規定による。

第5 消防長又は消防署長の権限

＜消防法第29条、第30条、第36条＞

(注) 火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(2) 消火、延焼の防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を利用し、又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償および損害賠償

消防法第29条第3項、第36条の3の規定による。

第6 水防管理者、消防団長（水防団長）、消防長の権限

＜水防法第24条、第28条、第45条＞

1 物的公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課すことができる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○必要な土地の一時使用○土石、竹木その他の資材の使用又は収用○車両、その他の運搬用機器使用○工作物、その他の障害物の処分 |
|---|

2 人的公用負担（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場に

ある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償および損害賠償

水防法第28条、第45条の規定による。

第7 他の法律に規定する公用負担（各関係機関）

1 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
土地収用法 第122条第1項	起業者（市長の許可）	非常災害に際し緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
第123条第1項	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし
災害救助法 第9条	県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
河川法 第22条第1項	河川管理者	洪水等の危険切迫するとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし
道路法 第68条第1項	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
土地改良法 第120条	国、県、市、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第32条第1項	県知事	感染症毒に汚染した建物で消毒方法の施行を不相当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法 第7条第1項	市長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼんだ者罰金
電気通信事業法 第133条第1項第2号	第1種電気通信事業者（県知事の許可を要する。ただし非常事態の場合例外）	非常事態が発生した場合その他やむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置	土地等	使用	損失補償	なし

2 人的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
災害救助法 第7条	県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給 (1, 2とも県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法 第7条	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法 第8条	県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法 第9条 (施設負担)	県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償 (一定額以上国庫)	懲役又は罰金
河川法 第22条第1項	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法 第68条第1項	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償 (道路管理者負担)	軽犯罪法
水道法(物品負担)	県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償 (都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法 第8条 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償 (国庫負担)	懲役又は罰金
電波法 第70条の7 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保、秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金

第4章 災害復旧計画

- 第1節 復旧・復興の基本方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的な復興
- 第4節 資金計画
- 第5節 被災者等の生活再建等の支援
- 第6節 被災中小企業等の復興

本章は、被災した住民、事業者、農林従事者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、住民の生活と産業を早期に安定させ、災害に強いまちに再生させる復興体制の基本的措置についても定めている。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定めており、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 復旧・復興の基本方針の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うことに留意する。

第2 災害復興本部の設置等

計画的復興を目指す場合、市長は、必要に応じて長野市災害復興本部を設置し、自ら災害復興本部長となり、まちの復興に取り組む基本的な体制を確立する。

災害復興本部においては、企画政策部長を長とする事務局を企画政策部内に設置する。

また、必要に応じて県等に対し、連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のための職員を派遣するよう要請する。

第3 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 被災施設の復旧等

住民生活の安定、地域経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、市は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるような体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (3) 地震、大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン関係、交通、輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、県に技術職員等の応援派遣等を要請する。
- (11) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 激甚災害の指定促進

災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

第3 災害廃棄物の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建するため、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

1 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り罹災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

- (1) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- (3) 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとる。

2 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

大規模災害により、本市及び近隣市町村では処理が困難と認められるときは、県等を通じて他の都県等に対して支援を要請する。

第4 職員派遣

災害復旧になお人員が必要な場合、県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

第3節 計画的な復興

第1 復興計画の作成

被災地の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

長野市災害復興本部が設置された場合、災害復興本部長は、関係機関との連携、県との調整及び住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に災害復興計画を策定する。なお、計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・高齢者・障害者等の参加促進に努める。

復興計画では、事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるとともに、総合計画や他の個別計画、及び関係機関の諸事業との整合を調整しつつ計画的に進めることに配慮する。

第2 防災まちづくり

被災地の再建にあたっては、必要に応じ、被害の再発防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのありべき姿を明確にして、住民の理解を得ながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(2) 防災まちづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

エ 耐震性貯水槽の設置等

(3) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災と快適環境（アメニティ）の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）及び災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を

活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 建築物等の解体による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第3 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要があるため、以下の事項に留意しながら、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

項目	担当
第1 市町村の資金計画	財務部財政班
第2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置	財務部財政班

第1 市町村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

1 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

2 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

3 一時借入金

災害応急融資

第2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

項目	担当
第1 住宅対策	建設部建築指導課・住宅課
第2 被災者生活再建支援法による復興	保健福祉部福祉政策課
第3 生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会、保健福祉部福祉政策課
第4 被災者の労働対策	商工観光部産業政策課、企画政策部広報広聴課
第5 生活保護	保健福祉部生活支援課
第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付	保健福祉部福祉政策課
第7 被災者に対する金融上の措置	企画政策部広報広聴課
第8 租税等の徴収猶予、及び減免	財政部市民税課・資産税課・収納課、保健福祉部介護保険課・国民健康保険課、
第9 罹災証明書の交付	財政部市民税課・資産税課・収納課
第10 被災者台帳の作成	総務部庶務課・財政部収納課
第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築	各部課
第12 公共料金等の特例措置	上下水道部営業課、環境部各班

第1 住宅対策

1 災害復興住宅建設等補助金

一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、県が利子相当額の一部を助成する。市は、被災者に対し説明会等により周知を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行等を行う。

2 罹災住宅改善事業補助金

建設部建築指導課は、長野市り災住宅改善事業補助金交付要綱に基づき、暴風による災害、豪雨又は洪水に伴う水害、その他市長が認める災害により被害を受けた住宅（り災住宅）の居住者又は所有者が行う住宅改善事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

3 災害公営住宅の建設等

県、市は、地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象により市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、又は、被災地全体で500戸以上（火災による滅失を除く）の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設する。

建設部住宅課は、自己の資力では住宅の再建が困難で、居住の安定を図ることが困難な者を調査し、災害公営住宅への入居希望、条件を把握し、県と調整しながら計画、整備を進める。

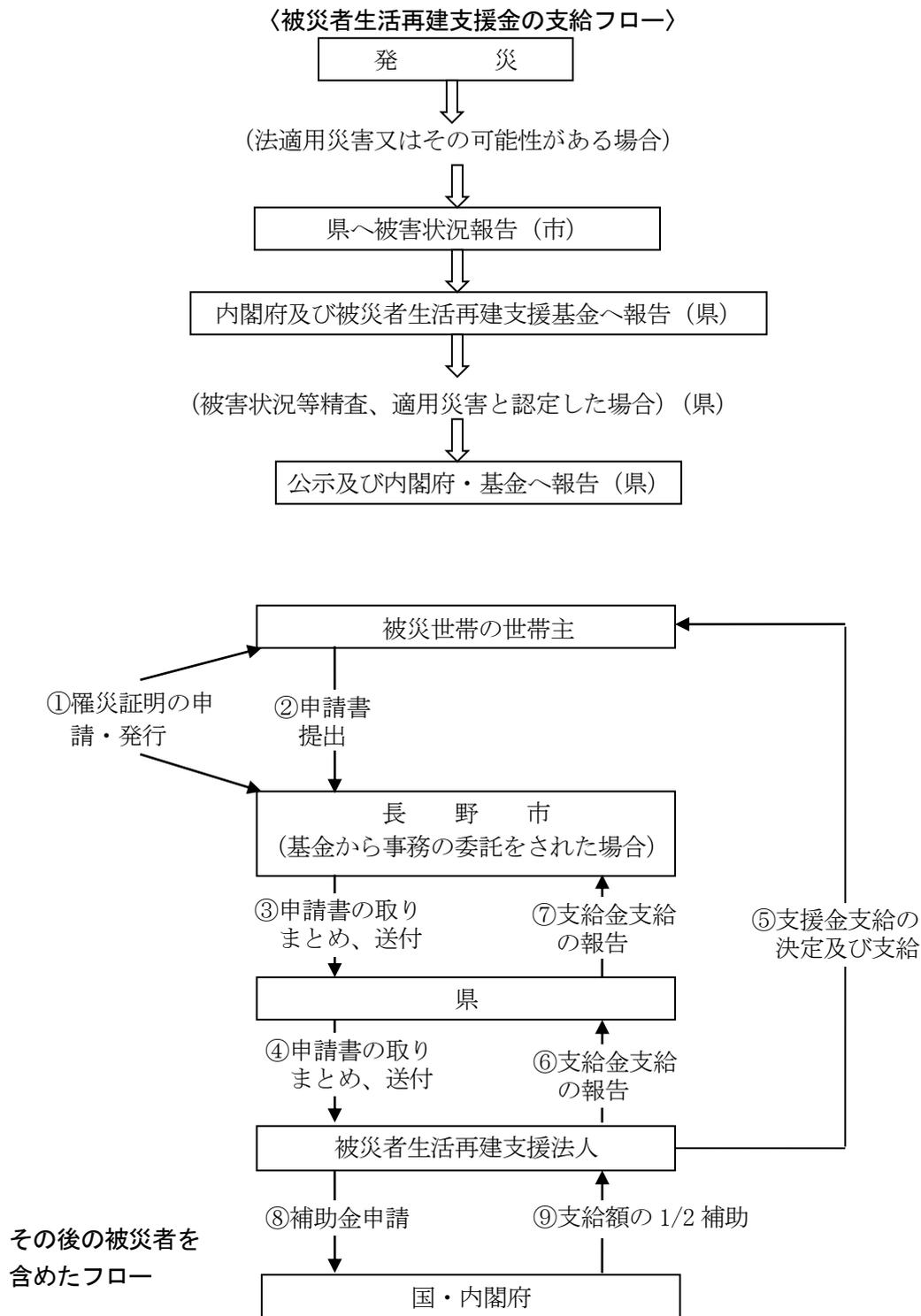
4 公営住宅への優先入居

市、県は、災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、公営住宅への優先入居の措置をとる。

第2 被災者生活再建支援法による復興

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

対象となる災害、支給対象者、支給対象経費、支給限度額等は、被災者生活再建支援法、同施行令等による。



第3 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金の貸付を行う。
市社会福祉協議会は、民生児童委員の協力を得て申し込みの受付等を行う。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとる。

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

第4 被災者の労働対策

市は、県及び長野労働局が被災者に対する支援について、相談窓口開設等の調整や広報活動を行う。

1 県が実施する対策

(1) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため、被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(2) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び市と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

2 長野労働局が実施する対策

(1) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

(2) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

(3) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

(4) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。

(5) 労災保険給付にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

第5 生活保護

生活保護法により、被災者の困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

第6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

「長野市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、障害を受けた者に災害障害見舞金の支給を行う。また、住居及び家財の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

2 災害見舞金の交付

県は、災害により住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して、見舞金を交付する。

第7 被災者に対する金融上の措置

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。市は、必要に応じて支援内容について広報を行う。

1 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付けにも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置をとること。
- (9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置をとること。
- (10) (1)～(9)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (11) 営業停止等の措置をとった営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2 証券会社等への要請

- (1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置をとること。
- (2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力をすること。
- (3) 被災者顧客から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置をとること。
- (4) 窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (5) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

3 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置をとること。
- (2) 生命保険金又は損害保険金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (4) 窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4 火災共済協同組合への要請

- (1) 共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置をとること。
- (2) 共済金の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 共済掛金の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。
- (4) 窓口営業停止等の措置をとった場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

第8 租税等の徴収猶予、及び減免

国、県、市は、災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、租税の納付等について次の特例措置をとる。

1 市税の特例

財政部市民税課・資産税課・収納課は、被災した納税者、特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び市税条例の規定に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等の措置等をとる。

〈市税の特例措置〉

措 置	内 容
申告・納付等の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、条例に基づき当該期限を延長する。
徴 収 猶 予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。
減 免	被災した納税義務者に対しては、該当する各税目等について次により減免する。 市民税（県民税を含む）： 納税義務者の被災状況及び所得に応じて軽減又は免除する。 軽自動車税：①に準じて軽減又は免除する。 固定資産税、都市計画税： 災害により著しく価格が減じた固定資産に対し、損害の割合（土地）・損害の程度（家屋、償却資産）に応じて減免する。

2 国税・県税の特例

国、県は、被災した納税義務者等に対し、法令及び県税条例の規定に基づき、国税及び県税の申告・申請・請求・その他書類の提出・納付納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置をとる。

《第4章 災害復旧》5 被災者等の生活再建等の支援

3 国民健康保険の特例

市は、被災した国民健康保険等の被保険者に対し、被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、国民健康保険法及び市条例の規定に基づき、保険料等の徴収猶予、納期限の延長、減免等の措置をとる。

4 介護保険の特例

災害により、定められた期間内に要介護認定又は要支援認定更新の申請をすることができなかった被保険者は、その理由の止んだ日から1月以内に限り、保健福祉部介護保険課に対し更新認定の申請をすることができる。

また、災害により資産に重大な損害を受け、又は世帯の収入が前年に比して著しく減少した場合は、介護給付を受ける場合の利用料の減免や、保険料の減免・徴収猶予の措置をとる。

5 その他の特例措置

市長は、災害の状況によりその必要があると認める場合、被災した住民に対して、所得証明、納税証明等の各種手数料・使用料を減免する。

第9 罹災証明書の交付

市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

第10 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

市は、被災者等の生活再建等を支援するための相談窓口を設置し、住民に対しホームページや広報紙を活用して広報するとともに、報道機関に対し発表を行う。

また、県及び関係機関の相談窓口と情報共有を行い、適切な窓口を案内できる体制を構築する。

第12 公共料金等の特例措置

災害により被害を受けた住民の生活を支援するため、各公共事業機関は公共料金の支払等について、次の特例措置をとる。

〈公共料金の特例措置〉

特例措置 [担当]	措置の概要
郵便料金、郵便振替料金の減免等 [日本郵便]	①被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ②被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の分配
受信料金の免除等 [NHK]	①被災者の受信料免除 ②状況に応じた、避難所への受信機貸与 ③NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等
電話料金、電話工事費の減免等 [NTT東日本]	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1ヵ月未満は日割り計算とする） ②被災者の電話移転工事費の減免（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）
電気料金、工事費負担金の免除等 [中部電力]	原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、経済産業大臣の認可を必要とする。 ①電気料金の早収期間及び支払期限の延伸 ②不使用月の基本料金の免除 ③建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） ④仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 ⑤被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 ⑥被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除 ⑦被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除
ガス料金の納付延期等 [長野都市ガス、帝国石油]	被害の状況により被災者に対して特例措置をとる。関東経済産業局の認可を必要とする。 ①被災者のガス料金の納期延伸 ②事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。
上下水道料金の減免等 [市(上下水道部)、県]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して次の特例措置をとる。 ①上下水道料金の減免 ○上下水道施設・設備が被災し、使用できなくなった期間の料金 ○家屋が被災し、仮設住宅、国・県・市・民間のアパート、親類・友人宅などに居住した期間の料金 ②被災家屋の新築・改築にともなう、給水装置工事の新設・変更工事各手数料等の減免 ③下水道受益者負担金の徴収猶予
一般廃棄物処理手数料の減免 [市(環境部)]	災害の状況により必要と認める場合は、被災者に対して、し尿処理手数料・ごみ処理手数料の減免を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

項目	担当
第1 被災農林事業者等に対する支援	農林部農業政策課・森林整備課、北信農業共済組合
第2 被災中小企業者に対する支援	商工観光部商工労働課

第1 被災農林事業者等に対する支援

県は、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

市は、県が実施する措置について、県の担当部局と調整のうえ、対象者に対する周知・あっせんを行う。

1 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被災農林漁業者等に対して金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

- (1) 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- (2) 被災農林業組合等の事業運営資金

2 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。

- (1) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- (2) 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- (3) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- (4) 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- (5) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

3 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

4 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

第2 被災中小企業者に対する支援

県は、被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確に以下の措置をとる。

また市は、県が実施する措置について、県の担当部局と調整のうえ、対象者に対する周知・あっせんを行う。

- (1) 中小企業融資制度資金（融資）の効果的な運用を図る。
- (2) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (3) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (4) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (5) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第5章 東海地震事前対策

- 第1節 総則
- 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制
- 第3節 情報収集・伝達計画
- 第4節 広報・広聴計画
- 第5節 避難活動等
- 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画
- 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画
- 第8節 児童生徒等の保護活動計画
- 第9節 消防・救急・救助等対策
- 第10節 警備対策
- 第11節 防災関係機関の講ずる措置
- 第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止
- 第13節 交通対策
- 第14節 緊急輸送
- 第15節 他機関に対する応援の要請
- 第16節 事業所等対策計画

本章は、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発令された場合にとるべき措置を定めたものである。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されてはいないが、警戒宣言が発令された場合、交通、経済など住民生活に影響するおそれがあるため、対応の基本事項を定めるものである。

第1節 総則

第1 計画の目的

東海地震は、大地震の切迫性が高く、予知の可能性のある唯一の地震として、大規模地震対策特別措置法に基づき、著しい災害が生じるおそれのある地域が地震防災対策強化地域として指定され、観測体制の強化や震災対策の充実が図られてきた。

本市においては、東海地震が発生した場合は、震度3～5弱程度と予想されており（長野県地震防災対策基礎調査）、地震防災強化地域には指定されていない。

しかし、警戒宣言が発せられた場合、住民生活に大きな影響が発生するおそれがあるため、市、関係機関、住民等のとるべき対策について定め、地震防災体制の推進を図ることを目的として本計画を策定するものである。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1章 第2節「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱」に準ずる。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 県の対峙

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

1 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」の発表基準と県の活動体制

〈東海地震に関連する情報〉と県の活動体制

情報の種別	発表基準	活動体制及び業務内容
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル・青)	定例 ○毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合	【なし】
	臨時 ○1カ所のひずみ計で有意な変化が観測された場合（臨時の「判定会」を開催） ○東海地域周辺でマグニチュード6以上（あるいは震度5弱以上）の地震を観測した場合（臨時の「判定会」を開催）	【東海地震観測体制】 ○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 (カラーレベル・黄)	下記の基準でかつ、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合 ○2カ所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合	【東海地震注意体制】 ○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
東海地震予知情報 (カラーレベル・赤)	下記の基準でかつ、「警戒宣言」が発せられた場合 (※「警戒宣言」は、内閣総理大臣が、気象庁長官から東海地震の発生のおそれについて報告を受け、閣議を経て発する。) ○3カ所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合	【東海地震警戒体制】 ○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進

2 県地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、県地震災害警戒本部を設置する。

(1) 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

(2) 本部の位置及び活動要領

ア 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

イ 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

3 活動体制の解除

東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 市の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する情報が発表された場合、次の基準による配備態勢をとり、災害応急活動を実施する体制を確立する。

なお、東海地震の発生により市域で被害が生じた場合は、第3章「災害応急対策計画」に基づき、必要な体制をとる。

〈配備基準〉

態勢	配備区分	発令基準（配備時期） （以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢（配備内容）
—	—	1 東海地震に関連する調査情報（定例）が発表されたとき	なし
注意	観測	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき（自動発令）	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達ができる体制 登庁範囲
	警戒準備	2 東海地震注意情報が発表されたとき（自動発令）	●危機管理防災課担当職員
警戒	第1配備	1 東海地震予知情報が発表されたとき（自動発令）	1 災害警戒本部設置（本部長：危機管理防災監） 2 被害情報の収集及び初期災害応急対策活動を遂行できる体制 3 市長が必要と認めた場合、災害対策本部に移行登庁範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員、各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●初期災害応急対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など）

《第5章 東海地震》2 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

態勢	配備区分	発令基準（配備時期） （以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢（配備内容）
非常	第2配備	1 気象台が長野市内で震度5弱の地震を観測し発表したとき（自動発令） 2 気象台の発表にかかわらず、市内各所で地震による重大な被害が発表したとき	1 災害対策本部を設置する体制 2 災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制（東海地震発生による市内への影響分析及び被災地からの応援要請への対応が可能な体制） 登庁範囲 ● 本部員 ● 初期災害応急対策活動を担当する班は全職員 ● その他の班も所属職員の5割以上
	第3配備	1 気象台が長野市内で震度5強以上の地震を観測し、発表したとき【自動発令】 2 気象台の発表にかかわらず、市内全域にわたり地震による重大な災害が発生したとき	1 災害対策本部を設置する体制 登庁範囲 ● 全職員

※自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。

また、情報の内容に応じて次の業務を行う。

〈市の行う業務〉
<p>【東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備、警戒宣言が発せられた際の対応等の確認、地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認、管理している施設の緊急点検及び公立学校の児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策 <p>【警戒宣言が発せられたとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達 ○自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告 ○地震防災応急対策の実施

2 職員の動員配備

第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。

3 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、第3章 第2節 第6「災害警戒本部の設置」に準ずる。

第3節 情報収集・伝達計画

災害情報の収集・連絡活動は、第3章 第1節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

第4節 災害広報・広聴計画

第1 災害広報

県、防災関係機関から得た東海地震関連情報や各機関の対応等の情報について、防災行政無線、広報車、自主防災組織等を活用して広報を行う。

詳細は、第3章 第28節 第1「災害広報」に準ずる。

第2 災害相談

住民から様々な問合せ、相談が寄せられることが予想される。そのため、災害相談窓口を設置して、電話や来訪による問合せ等に対応する。

詳細は、第3章 第28節 第3「災害相談」に準ずる。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震の本市への影響については、千曲川・犀川沿いの低地では震度5弱、その他の地域では震度4と推定されている。

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 避難活動

1 自主的避難の呼びかけ

(1) 避難の必要が予測される住民への情報の提供

崖崩れや雪崩の危険性の高い地域や古い建築物の居住者については、避難が必要となることが予測されるため、警戒宣言等の情報を提供し、自主的な避難を促す。

また、その他の地域等の住民に対しては「身の安全を第一」に適切な措置をとるよう呼びかける。

(2) 避難方法

避難方法は、原則として徒歩とする。

山間地等で指定緊急避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が困難な場所は、自動車によるものとする。また、徒歩での避難が困難な避難行動要支援者は、自動車による避難とする。その場合、緊急車両等の通行の支障とならない避難を心がける。

(3) 避難時の留意事項

避難者に対しては、防災用具、非常持ち出し品、食料等の携行を要請する。

2 避難所の開設・受入れ

(1) 避難所の開設

特に大きな揺れが予想される地域を中心に、自主避難者を受入れるため、必要に応じて避難所を開設する。避難所は、耐震性が確保された屋内とし、開設前に、必要に応じ、建設部建築指導班に応急危険度判定の実施を要請する。

開設した避難所には、必要に応じて、仮設トイレ、臨時ごみ集積所、毛布等の物品を準備する。

避難所の開設期間は、警戒宣言が発令されてから解除されるまでとする。

(2) 避難所の受入れ・運営

避難所への避難者の受入れ・運営のため、職員を配置するが、原則として自主防災組織の自主運営とする。

また、安全の確保と秩序維持のため、市街地の避難所等に警察官の配置を要請する。

(3) 帰宅困難者の受入れ

警戒宣言により交通が停止し、帰宅が困難となった帰宅困難者、滞留旅客を避難所に受入れる。

その他、第3章 第11節「避難受入れ及び情報提供活動」に準じて行う。

3 避難地区の警備

市は、協定締結先である（一社）長野県警備業協会に協力を要請するなどし、避難地区、避難所等の巡視を行い、犯罪・事故等の未然防止を図る。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保する。

市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置をとる。

第1 食料及び生活必需品の確保

市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。
- 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。
- 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。
また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。
- 物資拠点の開設準備を行う。

なお、住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努める。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

第2 飲料水の確保

市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- 応急復旧体制の準備を行う。
- 物資拠点の開設準備を行う。

なお、住民は、飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 医療救護体制の確立

市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 市医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入れ体制を整える。
- 傷病者の搬送準備をする。
- 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

第2 保健衛生体制の確立

市は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 学校における措置

1 公立学校における措置

公立学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。

また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発令された場合は、登校又は登園しないこととする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により、警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができる。

〈警戒宣言発令時の措置〉

- 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した指定緊急避難場所又は学校で保護する。
この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市災害警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ・ブロック塀、橋、崖下等の危険箇所から離れる。
 - ・学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ・交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 私立学校における措置

私立学校においても、おおむね公立学校と同様の措置をとるようにする。

第2 保育園における措置

保育園においても学校と同様の措置をとる。

ただし、保護者の引取りがあるまでは、保育園にて保護する。

第9節 消防・救助・救急等対策

警戒宣言が発せられた場合、市は、市地域防災計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救助・救急対策活動を実施する。

また、県及び市は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 火災発生防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。
- 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。
- 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- 資機材及び救急資機材を確保する。
- 迅速な救助・救急のための体制確保
- 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

第10節 警備対策

警察署は、次の警備対策を実施する。

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第1 ライフライン機関

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置するものとする。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認するものとする。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯するものとする。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行うものとする。

2 通信

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認するものとする。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置をとるものとする。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行うものとする。
- (4) 通信のそ通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行うものとする。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始するものとする。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確認するものとする。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置をとり直ちに中止するものとする。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保するものとする。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保するものとする。

第2 金融機関等

1 金融機関

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止するものとする。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置をとるものとする。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取り扱う機関をいう。

2 日本郵便(株)信越支社

(1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整えるものとする。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止するものとする。

(3) 日本郵便(株)信越支社は、警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行うものとする。

(4) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うものとする。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

なお、住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

第1 道路に関する事項

1 警察が実施する計画

- (1) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- (2) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。
- (3) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。

なお、本市は強化地域ではないが、強化地域に関しては上記のほか下記の措置がとられる。

- (4) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- (5) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (6) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

2 市が実施する計画

- (1) 市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (2) 市は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

3 東日本高速道路(株)が実施する計画

東日本高速道路(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

4 路線バス会社が実施する計画

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

第2 鉄道に関する事項

1 市が実施する計画

市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。

2 東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)が実施する計画

鉄道については、強化地域に関連して次の措置がとられる。これによって、市内における鉄道の運行等にも影響がでることが予測される。

(1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を勧めるものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

- イ 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行うものとする。
- (ア) 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続するものとする。
 - (イ) 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車（夜行寝台列車等）は、原則として強化地域内への入り込みを規制するものとする。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続するものとする。
 - (ウ) 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施するものとする。
- (2) 警戒宣言発令時の対応
- ア 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表するものとする。
 - イ 駅施設内及び駅に停車した列車内の旅客のために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難場所へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっ旋を行うものとする。
 - ウ 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行うものとする。
 - (ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
 - (イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させるものとする。
 - (ウ) 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行うものとする。

第14節 緊急輸送

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

市が実施する計画は次のとおり

〈市が実施する計画〉

- 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図る。
- 市は、必要に応じて、第3章 第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

また、各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

第15節 他機関に対する応援の要請

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市は県及び他市町村と連携して東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の準備を行う。

第16節 事業所等対策計画

強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置をとるものとする。

第1 事業所等が実施する計画

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立するものとする。
- (2) 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置をとるものとする。
- (3) あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

2 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。

- (1) 火気使用を自粛するものとする。
- (2) 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施するものとする。
- (3) 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

第2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置をとった後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

長野市地域防災計画

【風水害対策編】



平成 29 年 7 月改訂

(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨	■1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	■1
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	■1
第4節 長野市の概況	■1
第5節 被害想定	2
第6節 財政	■6

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	7
第2節 災害発生直前対策	8
第3節 情報の収集・連絡体制計画	■9
第4節 活動体制計画	■9
第5節 広域相互応援計画	■9
第6節 救助・救急・医療計画	■9
第7節 消防・水防活動計画	■9
第8節 要配慮者支援計画	■9
第9節 緊急輸送計画	■9
第10節 障害物の処理計画	■10
第11節 避難の受入活動計画	■10
第12節 孤立防止対策	■10
第13節 食料品等の備蓄調達計画	■10
第14節 給水計画	■10
第15節 生活必需品の備蓄調達計画	■10
第16節 危険物施設等災害予防計画	■10
第17節 電気施設災害予防計画	■11
第18節 都市ガス施設災害予防計画	■11
第19節 上水道施設災害予防計画	■11
第20節 下水道施設等災害予防計画	■11
第21節 通信・放送施設災害予防計画	■11
第22節 鉄道施設災害予防計画	■11
第23節 災害広報計画	■11
第24節 土砂災害等の災害予防計画	■12
第25節 防災都市計画	■12
第26節 建築物災害予防計画	■12
第27節 道路及び橋りょう災害予防計画	■12
第28節 河川施設等災害予防計画	■12
第29節 ため池災害予防計画	■12
第30節 農林水産物災害予防計画	■12
第31節 二次災害の予防計画	■13
第32節 防災知識普及計画	■13
第33節 防災訓練計画	■13
第34節 災害復旧・復興への備え	■13
第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	■13
第36節 企業防災に関する計画	■13

第37節	ボランティア活動の環境整備	13
第38節	保健衛生等計画	14
第39節	災害対策に関する調査研究及び観測	14
第40節	観光地の災害予防計画	14
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	14
第3章 災害応急対策計画		
第1節	災害直前活動	15
第2節	災害情報の収集・連絡活動	17
第3節	非常参集職員の活動	32
第4節	広域相互応援活動	36
第5節	ヘリコプターの運用計画	36
第6節	自衛隊の災害派遣	36
第7節	救助・救急・医療活動	36
第8節	消防・水防活動	37
第9節	要配慮者に対する応急活動	38
第10節	緊急輸送活動	38
第11節	障害物の処理活動	38
第12節	避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動	39
第13節	孤立地域対策活動	47
第14節	食料品等の調達供給活動	47
第15節	飲料水の調達供給活動	47
第16節	生活必需品の調達供給活動	47
第17節	保健衛生、感染症予防活動	47
第18節	遺体対策等の活動	47
第19節	廃棄物の処理活動	48
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	48
第21節	危険物施設等応急活動	48
第22節	電気施設応急活動	48
第23節	都市ガス施設応急活動	48
第24節	上水道施設応急活動	48
第25節	下水道施設等応急活動	49
第26節	通信・放送施設応急活動	49
第27節	鉄道施設応急活動	49
第28節	災害広報活動	49
第29節	土砂災害等応急活動	49
第30節	建築物災害応急活動	50
第31節	道路及び橋りょう応急活動	51
第32節	河川施設等応急活動	51
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	52
第34節	ため池災害応急活動	53
第35節	農林水産物災害応急活動	53
第36節	文教・保育活動	53
第37節	飼養動物の保護対策	53
第38節	ボランティアの受入れ体制	53
第39節	罹災証明書の交付・被災者台帳の作成	53
第40節	義援物資及び義援金の受入れ体制	53

第4 1 節	災害救助法の適用	■54
第4 2 節	観光地の災害応急対策	■54
第4 3 節	応急公用負担等の実施	■54
第4 章	災害復旧計画	
第1 節	復旧・復興の基本方針の決定	■55
第2 節	迅速な原状復旧の進め方	■55
第3 節	計画的な復興	■55
第4 節	資金計画	■55
第5 節	被災者等の生活再建等の支援	■55
第6 節	被災中小企業等の復興	■55

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照

第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画作成の趣旨
- 第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要
- 第 3 節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき
事務又は業務の大綱
- 第 4 節 長野市の概況
- 第 5 節 被害想定
- 第 6 節 財政

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災対策の方針（防災ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1節 計画作成の趣旨

震災対策編 第1章 第1節「計画作成の趣旨」に準ずる。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

震災対策編 第1章 第2節「防災の基本理念及び施策の概要」に準ずる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

震災対策編 第1章 第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4節 長野市の概況

震災対策編 第1章 第4節「長野市の概況」に準ずる。

第5節 被害想定

第1 風水害の想定

1 水害

千曲川・犀川・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川による洪水については、国及び県が実施した計画規模降雨による氾濫シミュレーションの結果を重ね合わせて作成した浸水想定区域により、地区ごとに浸水の可能性を評価した。

千曲川と犀川による洪水については、国が実施した想定し得る最大規模の降雨を前提とした氾濫シミュレーションによる浸水想定区域により、地区ごとの浸水の可能性を評価した。

計画規模降雨の浸水想定区域では、市内全域で約8万棟の建物が浸水範囲に分布するが、そのうちおよそ35%の約2万8千棟は50cm未満の範囲にある。また、1階が浸水する2.0m以上の範囲にも約2万6千棟の建物が分布する。

千曲川と犀川による最大規模降雨の浸水想定区域では、市内全域で約10万棟の建物が浸水範囲に分布し、そのうちおよそ60%の約5万8千棟は1階が完全に浸水する3.0m以上の範囲に分布する。

〈計画規模降雨の地区別浸水深別建物数〉

No.	地区名	浸水深別浸水建物棟数(棟)					合計
		～0.5m	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m～	
6	芹田	1,238	331	118			1,687
7	古牧	378	100	153	4		635
9	吉田	3,869	74	2			3,945
10	古里	1,885	818	418	884	5	4,010
11	柳原	21	96	1,245	1,925		3,287
12	浅川	88					88
13	大豆島	2,207	1,354	1,101	333		4,995
14	朝陽	2,342	567	618	1,531		5,058
15	若槻	1,456	135				1,591
16	長沼				2,101	480	2,581
17	安茂里	891	277	101	4		1,273
20	篠ノ井	2,107	2,165	4,366	6,864	87	15,589
21	松代	2,448	813	1,472	3,364	119	8,216
22	若穂	668	82	138	4,791	5	5,684
23	川中島	2,248	1,268	393			3,909
24	更北	5,581	3,478	4,084	1,472		14,615
25	七二会	1					1
26	信更	20		2			22
27	豊野	286	367	406	807	560	2,426
28	戸隠	1					1
29	鬼無里	3	1		5		9
30	大岡	8					8
31	信州新町	13	120	210	433		776
32	中条	11	24	7			42
	合計	27,770	12,070	14,834	24,518	1,256	80,448

※浸水深別建物棟数は、建物を集計したメッシュ別に浸水深を設定し、メッシュ内の建物を集計した。

〈計画規模降雨による氾濫シミュレーションの想定条件〉

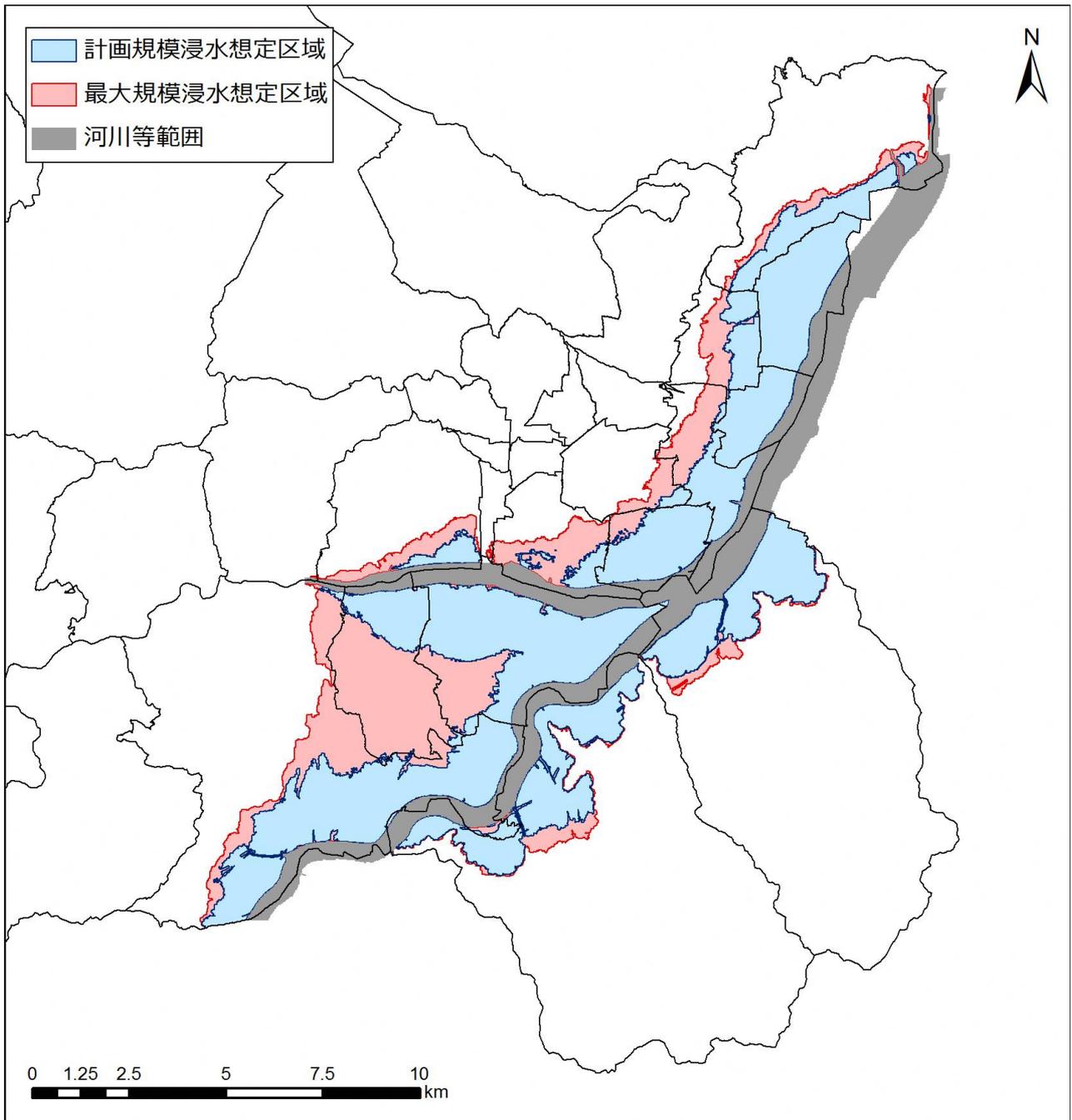
想定条件	計画規模の降雨（186mm/48時間・年超過確率1/100）
------	--------------------------------

〈千曲川・犀川の最大規模降雨の地区別浸水深別建物数〉

No.	地区名	建物棟数 (棟)	浸水深別浸水建物棟数(棟)					合計
			0.5m 未満	0.5～ 3.0m 未満	3.0～ 5.0m 未満	5.0～ 10.0m 未満	10.0～ 20.0m 未満	
1	第一	3,330	0	0	0	0	0	0
2	第二	6,338	0	0	0	0	0	0
3	第三	3,078	0	0	0	0	0	0
4	第四	1,564	0	0	0	0	0	0
5	第五	2,305	88	3	0	0	0	91
10	芹田	11,293	803	4,988	11	0	0	5,802
11	古牧	11,120	326	954	181	80	0	1,541
12	三輪	6,678	0	0	0	0	0	0
13	吉田	7,040	0	0	0	0	0	0
20	古里	6,343	153	670	637	2,295	136	3,891
21	柳原	3,358	0	0	11	3,347	0	3,358
22	浅川	4,249	0	0	0	0	0	0
23	大豆島	5,973	479	4,019	1,407	39	0	5,944
24	朝陽	7,724	294	1,518	1,858	1,963	0	5,633
25	若槻	9,504	0	0	0	0	0	0
26	長沼	2,637	0	0	0	369	2,268	2,637
27	安茂里	10,224	161	2,539	2,381	4	0	5,085
28	小田切	1,421	0	2	6	0	0	8
29	芋井	3,096	0	0	0	0	0	0
30	篠ノ井	24,760	411	1,732	3,437	13,872	0	19,452
31	松代	13,743	112	784	782	6,069	0	7,747
32	若穂	9,534	32	162	242	5,119	0	5,555
33	川中島	12,569	1,892	8,997	1,379	128	0	12,396
34	更北	16,881	658	9,346	4,116	2,751	0	16,871
35	七二会	2,341	0	0	0	0	0	0
36	信更	3,693	0	0	0	0	0	0
41	豊野	5,715	53	525	419	1,488	1,011	3,496
42	戸隠	5,648	0	0	0	0	0	0
43	鬼無里	1,959	0	0	0	0	0	0
44	大岡	2,166	0	0	0	0	0	0
45	信州新町	6,562	0	0	0	0	0	0
46	中条	3,164	0	0	0	0	0	0
	総計	216,010	5,462	36,239	16,867	37,524	3,415	99,507

〈千曲川・犀川の最大規模降雨の氾濫シミュレーションの想定条件〉

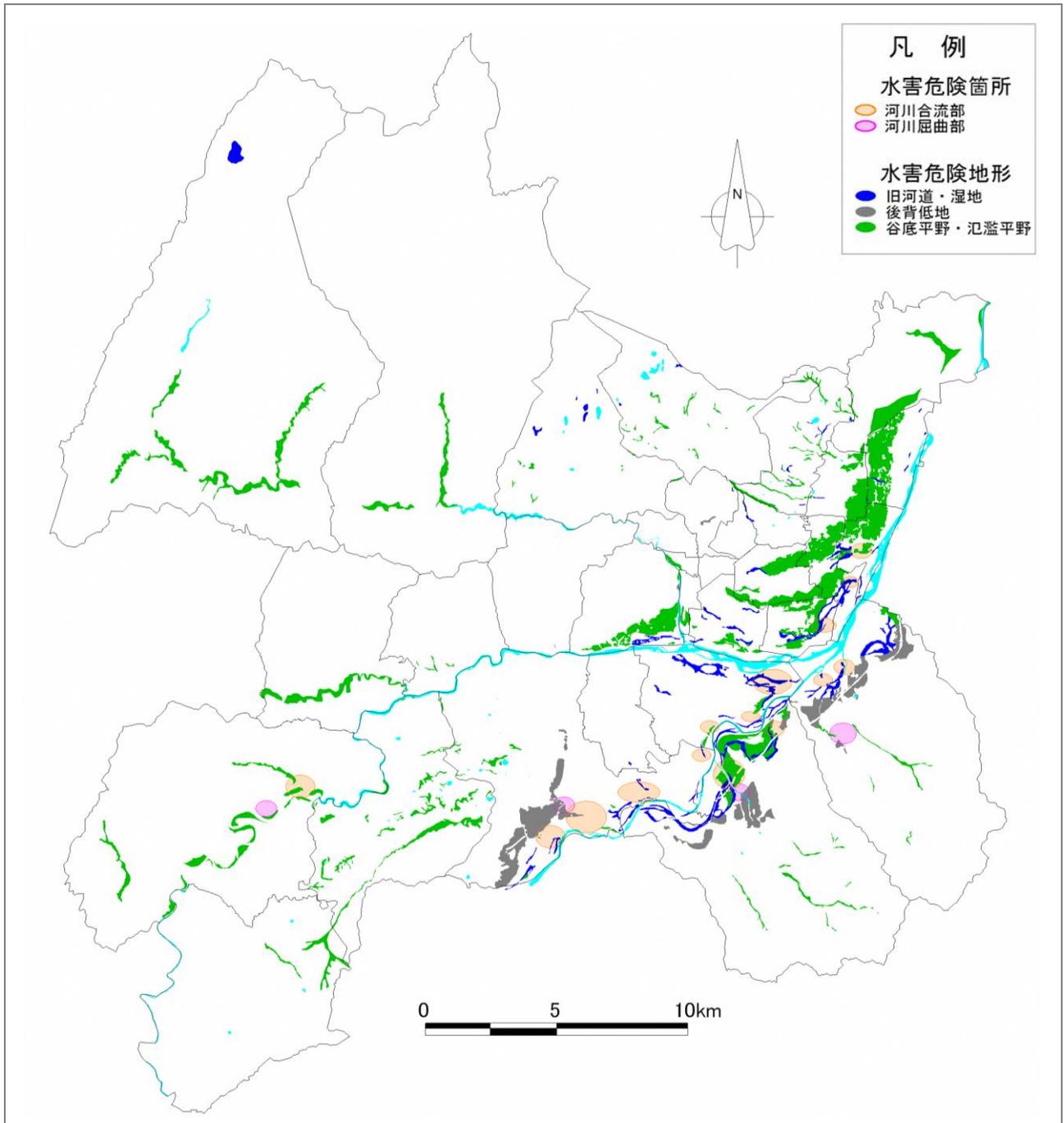
想定条件	想定し得る最大規模の降雨 (396mm/48時間・年超過確率 1/1000)
------	--



〈計画規模浸水想定区域図と想定最大規模浸水想定区域図の比較図〉

浸水域	面積(km ²)
最大規模浸水想定区域	92.0
計画規模浸水想定区域	62.8
増加面積	29.2

内水氾濫による洪水危険性については、地形条件や気象条件から危険地区を抽出した。これによると、旧河道や後背低地のような低湿な土地や谷底平野のような降水が集まりやすい土地、また、河川の形状としては、小河川の屈曲部、合流部で内水氾濫が発生する危険がある。



〈水害危険性評価図（内水氾濫）〉

2 土砂災害

降雨により、崖崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が発生しやすくなるが、市内には、土砂災害の危険な場所として次の箇所が把握されている。

また、災害を誘発する行為や特定の開発行為が規制される法指定地として、次の区域が指定されている。

〈土砂災害の危険箇所〉

種 類		所管	数	備考	
法指定区域	砂防指定地	県建設部	391		
	急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	78		
	地すべり防止区域			103	
			県農政部	39	
			県林務部	66	
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	県建設部	1,867	
		土石流		359	
		地すべり		339	
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	県建設部	1,412	
		土石流		259	
建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部	3			
危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	425		
	急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず	
	地すべり危険箇所			293	地すべり防止区域は含まず
			県農政部	57	
	崩壊土砂流出危険地区	県林務部	421	民有林のみ	
	山腹崩壊危険地区		264	民有林のみ	
	地すべり危険地区		154	民有林のみ	
	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ	
土砂崩壊危険箇所	県農政部	64			

第6節 財政

震災対策編 第1章 第6節「財政」に準ずる。

第2章 災害予防計画

- 第1節 風水害に強いまちづくり
- 第2節 災害発生直前対策
- 第3節 情報の収集・連絡体制計画
- 第4節 活動体制計画
- 第5節 広域相互応援計画
- 第6節 救助・救急・医療計画
- 第7節 消防・水防活動計画
- 第8節 要配慮者支援計画
- 第9節 緊急輸送計画
- 第10節 障害物処理計画
- 第11節 避難の受入活動計画
- 第12節 孤立防止対策
- 第13節 食料品等の備蓄調達計画
- 第14節 給水計画
- 第15節 生活必需品の備蓄調達計画
- 第16節 危険物施設等災害予防計画
- 第17節 電気施設災害予防計画
- 第18節 都市ガス施設災害予防計画
- 第19節 上水道施設災害予防計画
- 第20節 下水道施設等災害予防計画
- 第21節 通信・放送施設災害予防計画
- 第22節 鉄道施設災害予防計画
- 第23節 災害広報計画
- 第24節 土砂災害等の災害予防計画
- 第25節 防災都市計画
- 第26節 建築物災害予防計画
- 第27節 道路及び橋りょう災害予防計画
- 第28節 河川施設等災害予防計画
- 第29節 ため池災害予防計画
- 第30節 農林水産物災害予防計画
- 第31節 二次災害の予防計画
- 第32節 防災知識普及計画
- 第33節 防災訓練計画
- 第34節 災害復旧・復興への備え
- 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画
- 第36節 企業防災に関する計画
- 第37節 ボランティア活動の環境整備
- 第38節 保健衛生等計画
- 第39節 災害対策に関する調査研究及び観測
- 第40節 観光地の災害予防計画
- 第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

本章では、災害予防計画として、「災害に強いまちづくり、仕組みづくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防対策を定めた。なお、すべての計画には、①実施する主体、②市の主たる担当部課を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように示した。

なお、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 風水害に強いまちづくり

交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い市土を形成する。

総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
風水害に強いまちづくりの推進 [市、各電気通信事業者]	<p>地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 市街地整備局 農林部 上下水道局
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	<p>想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ（避難計画）、各種マニュアル等を検討、作成する。</p> <p>また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップや長野市洪水タイムラインに基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「長野市洪水タイムライン」の普及 ○「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成 ○洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し 	総務部危機管理防災課

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動等を点検する。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員 ○災害情報の連絡体制	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局

第3節 情報の収集・連絡体制計画

震災対策編 第2章 第2節「情報の収集・連絡体制計画」に準ずる。

第4節 活動体制計画

震災対策編 第2章 第3節「活動体制計画」に準ずる。

第5節 広域相互応援計画

震災対策編 第2章 第4節「広域相互応援計画」に準ずる。

第6節 救助・救急・医療計画

震災対策編 第2章 第5節「救助・救急・医療計画」に準ずる。

第7節 消防・水防活動計画

震災対策編 第2章 第6節「消防・水防活動計画」に準ずる。

第8節 要配慮者支援計画

震災対策編 第2章 第7節「要配慮者支援計画」に準ずる。

第9節 緊急輸送計画

震災対策編 第2章 第8節「緊急輸送計画」に準ずる。

《第2章 災害予防》10 障害物の処理計画 11 避難の受入活動計画 12 孤立防止対策
13 食料品等の備蓄調達計画 14 給水計画 15 生活必需品の備蓄調達計画
16 危険物施設等災害予防計画

第10節 障害物の処理計画

震災対策編 第2章 第9節「障害物の処理計画」に準ずる。

第11節 避難の受入活動計画

震災対策編 第2章 第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。

第12節 孤立防止対策

震災対策編 第2章 第11節「孤立防止対策」に準ずる。

第13節 食料品等の備蓄調達計画

震災対策編 第2章 第12節「食料品等の備蓄調達計画」に準ずる。

第14節 給水計画

震災対策編 第2章 第13節「給水計画」に準ずる。

第15節 生活必需品の備蓄調達計画

震災対策編 第2章 第14節「生活必需品の備蓄調達計画」に準ずる。

第16節 危険物施設等災害予防計画

震災対策編 第2章 第15節「危険物施設等災害予防計画」に準ずる。

第17節 電気施設災害予防計画

震災対策編 第2章 第16節「電気施設災害予防計画」に準ずる。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

震災対策編 第2章 第17節「都市ガス施設災害予防計画」に準ずる。

第19節 上水道施設災害予防計画

震災対策編 第2章 第18節「上水道施設災害予防計画」に準ずる。

第20節 下水道施設等災害予防計画

震災対策編 第2章 第19節「下水道施設等災害予防計画」に準ずる。

第21節 通信・放送施設災害予防計画

震災対策編 第2章 第20節「通信・放送施設災害予防計画」に準ずる。

第22節 鉄道施設災害予防計画

震災対策編 第2章 第21節「鉄道施設災害予防計画」に準ずる。

第23節 災害広報計画

震災対策編 第2章 第22節「災害広報計画」に準ずる。

《第2章 災害予防》24 土砂災害等の災害予防計画 25 防災都市計画 26 建築物災害予防計画
27 道路及び橋りょう災害予防計画 28 河川施設等災害予防計画 29 ため池災害予防計画
30 農林水産物災害予防計画

第24節 土砂災害等の災害予防計画

震災対策編 第2章 第23節「土砂災害等の災害予防計画」に準ずる。

第25節 防災都市計画

震災対策編 第2章 第24節「防災都市計画」に準ずる。

第26節 建築物災害予防計画

震災対策編 第2章 第25節「建築物災害予防計画」に準ずる。

第27節 道路及び橋りょう災害予防計画

震災対策編 第2章 第26節「道路及び橋りょう災害予防計画」に準ずる。

第28節 河川施設等災害予防計画

震災対策編 第2章 第27節「河川施設等災害予防計画」に準ずる。

第29節 ため池災害予防計画

震災対策編 第2章 第28節「ため池災害予防計画」に準ずる。

第30節 農林水産物災害予防計画

震災対策編 第2章 第29節「農林水産物災害予防計画」に準ずる。

第3 1 節 二次災害の予防計画

震災対策編 第2章 第31節「二次災害の予防計画」に準ずる。

第3 2 節 防災知識普及計画

震災対策編 第2章 第32節「防災知識普及計画」に準ずる。

第3 3 節 防災訓練計画

震災対策編 第2章 第33節「防災訓練計画」に準ずる。

第3 4 節 災害復旧・復興への備え

震災対策編 第2章 第34節「災害復旧・復興への備え」に準ずる。

第3 5 節 自主防災組織等の育成に関する計画

震災対策編 第2章 第35節「自主防災組織等の育成に関する計画」に準ずる。

第3 6 節 企業防災に関する計画

震災対策編 第2章 第36節「企業防災に関する計画」に準ずる。

第3 7 節 ボランティア活動の環境整備

震災対策編 第2章 第37節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

第38節 保健衛生等計画

震災対策編 第2章 第38節「保健衛生等計画」に準ずる。

第39節 災害対策に関する調査研究及び観測

震災対策編 第2章 第39節「災害対策に関する調査研究及び観測」に準ずる。

第40節 観光地の災害予防計画

震災対策編 第2章 第40節「観光地の災害予防計画」に準ずる。

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

震災対策編 第2章 第41節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害直前活動
- 第2節 災害情報の収集・連絡活動
- 第3節 非常参集職員の活動
- 第4節 広域相互応援活動
- 第5節 ヘリコプターの運用計画
- 第6節 自衛隊の災害派遣
- 第7節 救助・救急・医療活動
- 第8節 消防・水防活動
- 第9節 要配慮者に対する応急活動
- 第10節 緊急輸送活動
- 第11節 障害物の処理活動
- 第12節 避難受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動
- 第13節 孤立地域対策活動
- 第14節 食料品等の調達供給活動
- 第15節 飲料水の調達供給活動
- 第16節 生活必需品の調達供給活動
- 第17節 保健衛生、感染症予防活動
- 第18節 遺体対策等の活動
- 第19節 廃棄物の処理活動
- 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第21節 危険物施設等応急活動
- 第22節 電気施設応急活動
- 第23節 都市ガス施設応急活動
- 第24節 上水道施設応急活動
- 第25節 下水道施設等応急活動
- 第26節 通信・放送施設応急活動
- 第27節 鉄道施設応急活動
- 第28節 災害広報活動
- 第29節 土砂災害等応急活動
- 第30節 建築物災害応急活動
- 第31節 道路及び橋りょう応急活動
- 第32節 河川施設等応急活動
- 第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 第34節 ため池災害応急活動
- 第35節 農林水産物災害応急活動
- 第36節 文教・保育活動
- 第37節 飼養動物の保護対策
- 第38節 ボランティアの受入れ体制
- 第39節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成
- 第40節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第41節 災害救助法の適用
- 第42節 観光地の災害応急対策
- 第43節 応急公用負担等の実施

本章は、風水害時に市、防災関係機関等が実施する災害の防ぎよ活動、被災者の救助・救援活動、及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定め、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 災害直前活動

項目	担当
第1 災害直前活動	

第1 災害直前活動

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

市は、関係機関より収集した気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等を、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災メール、緊急速報メール、ホームページ（SNS等含む）、テレビ・ラジオ、市広報車、警察・消防車両及び地域内連絡網等を通じて、住民に対し伝達活動を行う。

また、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

〈異常現象の種類〉

気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 など	○強い降ひょう
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水	○洪水 など	
土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地表面の沈下・隆起	○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） など	

2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示の発令など適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 避難誘導活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行い、避難誘導活動を実施する。

特に、避難行動要支援者については高齢者等避難の発令を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(2) 緊急安全確保措置の指示

《第3章 災害応急》1 災害直前活動

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への立退き避難を原則とするものの、災害が発生またはまさに災害が発生しようとしている場合において立退き避難を行うことによりかえって住民の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

(3) 避難場所及び避難所の開設

市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所及び避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

(4) 迅速かつ的確な伝達

住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ホームページ（SNS等含む）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

(5) 避難行動要支援者への配慮

情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮する。

(6) 事前の周知

指定緊急避難場所、指定避難所の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

(7) 安全性の確認

避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(8) 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

(9) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

また、災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

次の各管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者（市長）

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を職員又は警察官に通報する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

項目	担当
第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第2 概況調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班
第3 被害調査	総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班
第4 災害報告	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第5 通信体制の確保	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班

第1 気象、異常現象に関する情報の収集

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。

また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

(特別警報・警報・注意報の種類)

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに

特別警報・警報・注意報の種類	概要
	発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起るおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起るおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(2) 全般気象情報・関東甲信地方気象情報・長野県気象情報

警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表する。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表している。

気象情報も、警報や注意報などと同じように関係行政機関、都道府県や市町村へ伝えられ、防災活動等に利用されるほか、報道機関などを通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象情報は、警報や注意報と一体のものとして発表し、内容を補完するなど、防災上重要な情報である。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地域の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。なお、長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として当該市町村名を明示して発表する。長野県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。

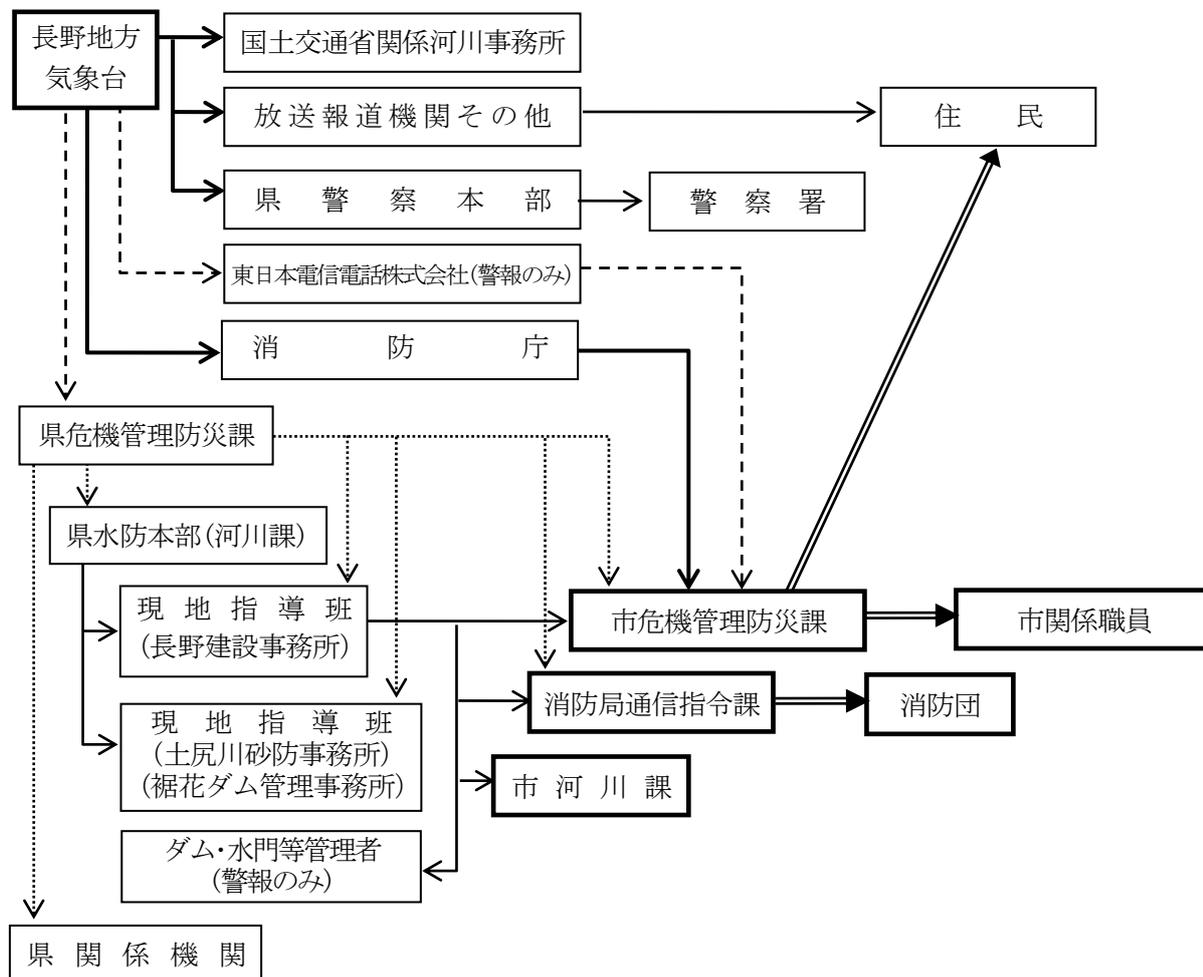
(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている時に、一次細分区域単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

気象警報等の伝達系統は次の図のとおりである。なお、災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は、長野地方気象台又は長野県危機管理防災課から市長に対して直接連絡する（ホットライン）場合がある。

〈気象警報等伝達系統図〉



- (注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - -は、オンラインによる伝達を示す。
 ==は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

2 水防法に基づくもの

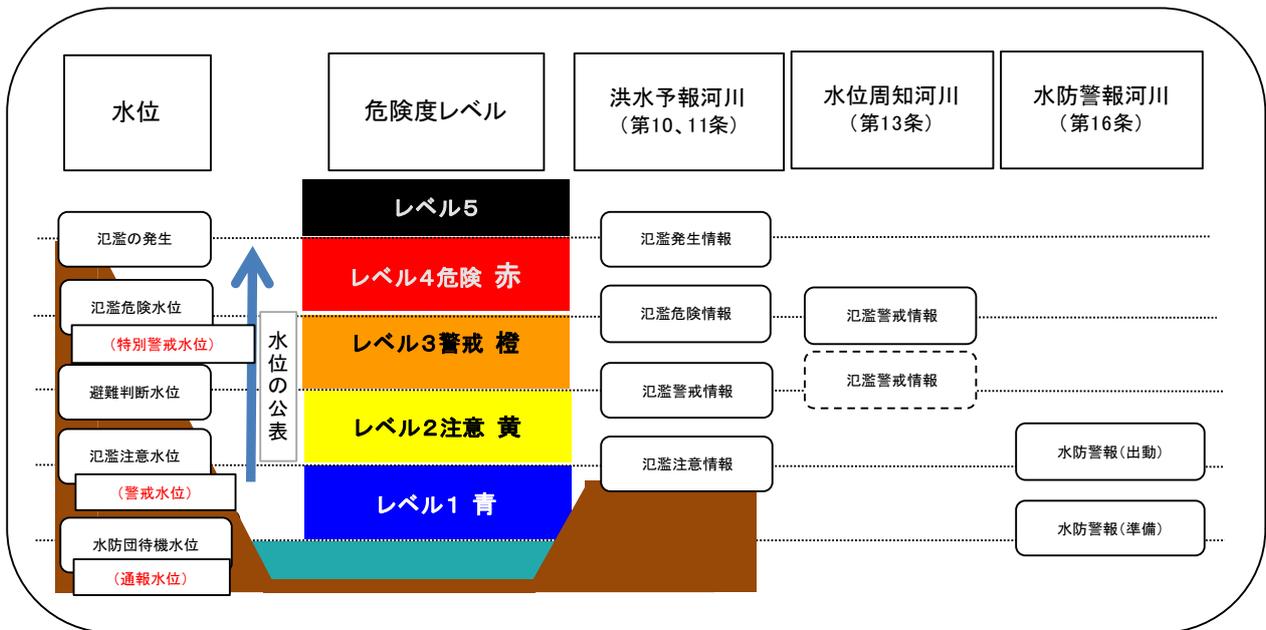
(1) 千曲川・犀川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。

〈指定河川洪水予報〉

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報 (レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

〈水位情報及び危険レベルのカラー表示〉



〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種 別	指定者	指定河川
洪水予報河川	(水防法第10条)	国土交通大臣
	(水防法第11条)	県知事
水位周知河川 (水防法第13条)	県知事	蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川
水防警報河川 (水防法第16条)	国土交通大臣	千曲川、犀川
	県知事	裾花川、蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川

〈洪水予報河川等の指定及び水位観測所〉

河川名	水位観測所名	水位観測所の場所	設置者	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追	千曲川河川事務所	○		○
	立ヶ花	中野市立ヶ花	千曲川河川事務所	○		○
犀川	小市	長野市川中島町四ツ屋	千曲川河川事務所	○		○
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	千曲川河川事務所		○	○
	弘崎	長野市信州新町	長野建設事務所		○	○
裾花川	岡田	長野市岡田	裾花ダム管理事務所	○		○
蛭川	豊栄	長野市松代町豊栄	長野建設事務所		○	○
浅川	富竹	長野市富竹	長野建設事務所		○	○
鳥居川	鳥居川	飯綱町三水倉井	長野建設事務所		○	○

ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

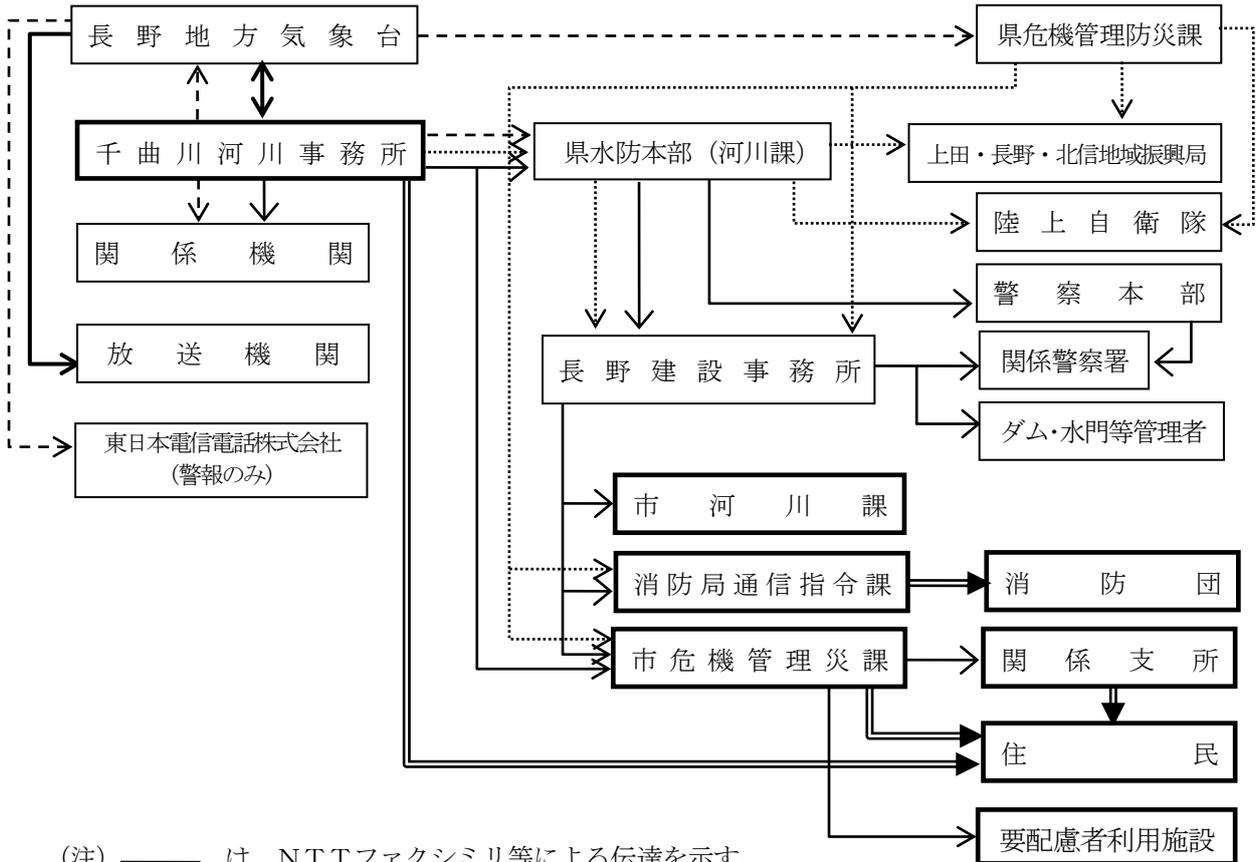
〈国土交通大臣が洪水予報を行う河川〉

水系名	河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生 田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所	
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原			から
		左岸 飯山市大字一山字十二平			まで
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	まで			
	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小 市		長野地方気象台
		右岸 長野市篠ノ井小松原字高松			
千曲川合流点		まで			

洪水予報の伝達系統は次の図のとおりである。なお、次の場合は、千曲川河川事務所長から市長に対して直接連絡する (ホットライン)。

- 避難判断水位到達の前 (避難判断水位を越える予測が出た時)
- 氾濫危険水位到達の前 (氾濫危険水位を越える予測が出た時)
- 堤防天端水位到達・越流の前 (堤防天端を越える予測が出た時)

〈洪水予報の伝達系統図〉

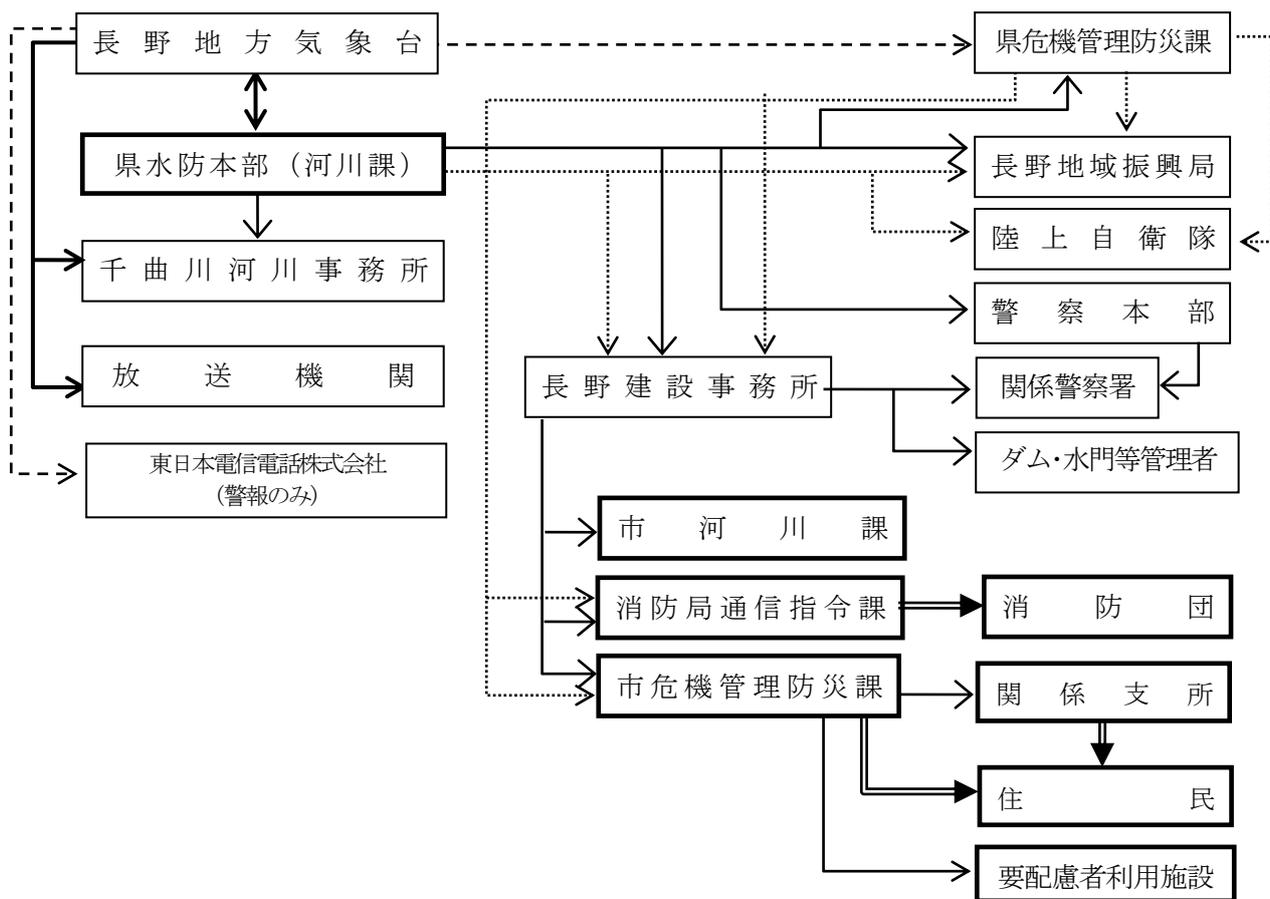


イ 県知事が洪水予報を行う河川
 県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

〈県知事が洪水予報を行う河川〉

水系名	河川名	区 域	水位又は流量 の予報に関する 基準点	担当官署名	
信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬	岡 田	長野県建設部 河川課	
		右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）			
		左岸 長野市青木島町青木島字狐島			
		右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）			
	位置	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
	長野市大字中御所岡田 105	0.50	1.10	2.00	2.60

〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

(2) 氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

〈氾濫危険水位到達情報〉

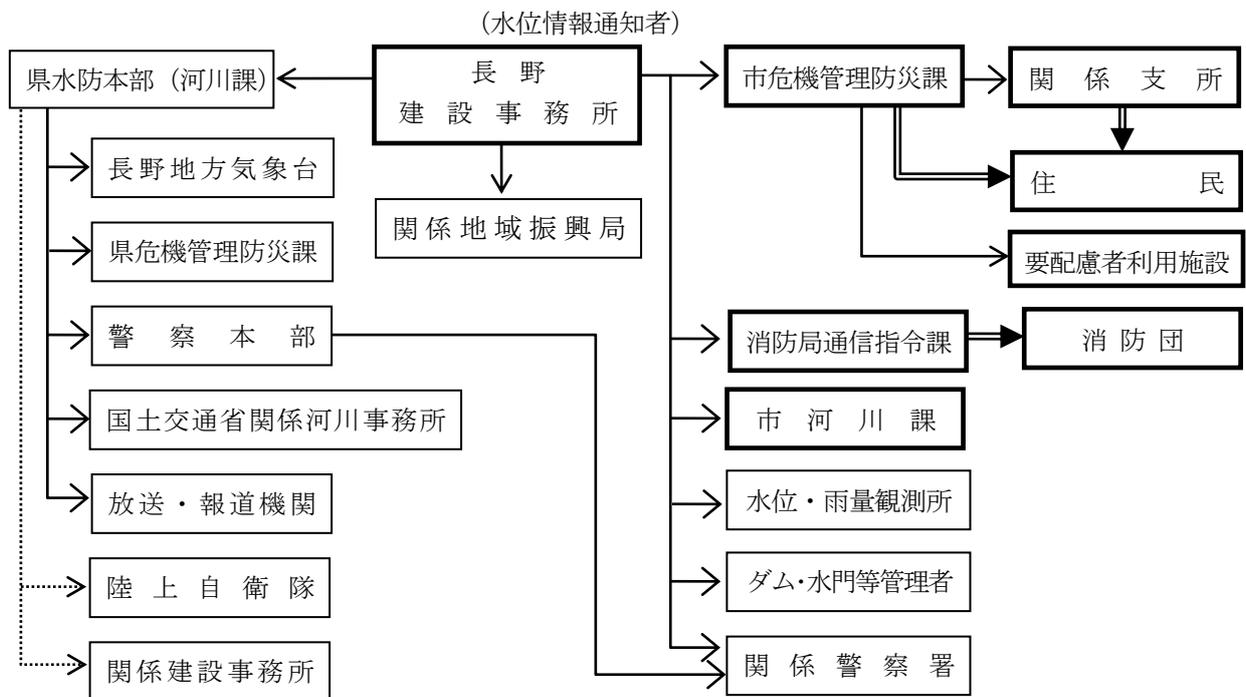
種類	発表基準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

〈氾濫水位到達情報を周知する河川〉

河川名	区 域		対象水位観測所				水防 情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	
蛭川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東 寺尾(千曲川合流 点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野建設 事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北 陸郷字沢口(日野 橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市 信州新 町	5.8	6.5	
	長野市信州新町(更 級橋)				長野市塩生甲(両 郡橋)	6.8	
浅川	長野市浅川東条(東 条橋)	上高井郡小布施 町吉島(千曲川合 流点)	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	
鳥居川	上水内郡信濃町柏 原(JR橋)	長野市豊野町浅 野(千曲川合流 点)	鳥居川	飯綱町 三水倉 井	2.5※	2.8※	

※鳥居川の各水位については、飯綱町を対象としているため、いずれも参考水位とする。

〈水位情報の伝達系統図〉



(注) は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ════ は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。

〈水防警報の種類〉

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川

国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉

河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から		
	左岸 飯山市大字一山字十二平		
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで		
犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6	
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から		
	幹川合流点 まで		

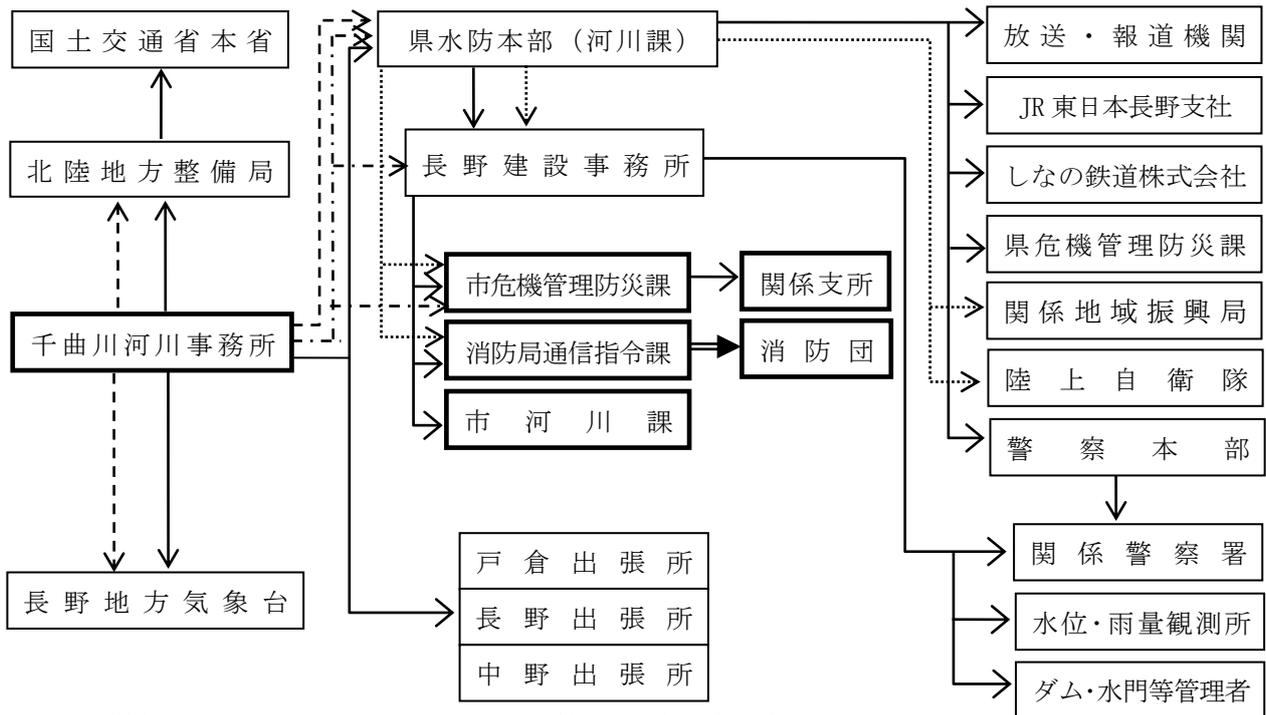
〈水防警報の対象となる水位観測所〉

河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47
	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03

〈水防警報の段階と範囲〉

段階	内 容	範 囲
準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき
出動	水防団員（消防団員）の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時
解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき
状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要なとき

〈水防警報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
 = = = = は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

《第3章 災害応急》2 災害情報の収集・連絡活動

イ 県知事が水防警報を行う河川

県知事が指定した水防警報を行う河川、水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

〈県知事が水防警報を行う河川〉

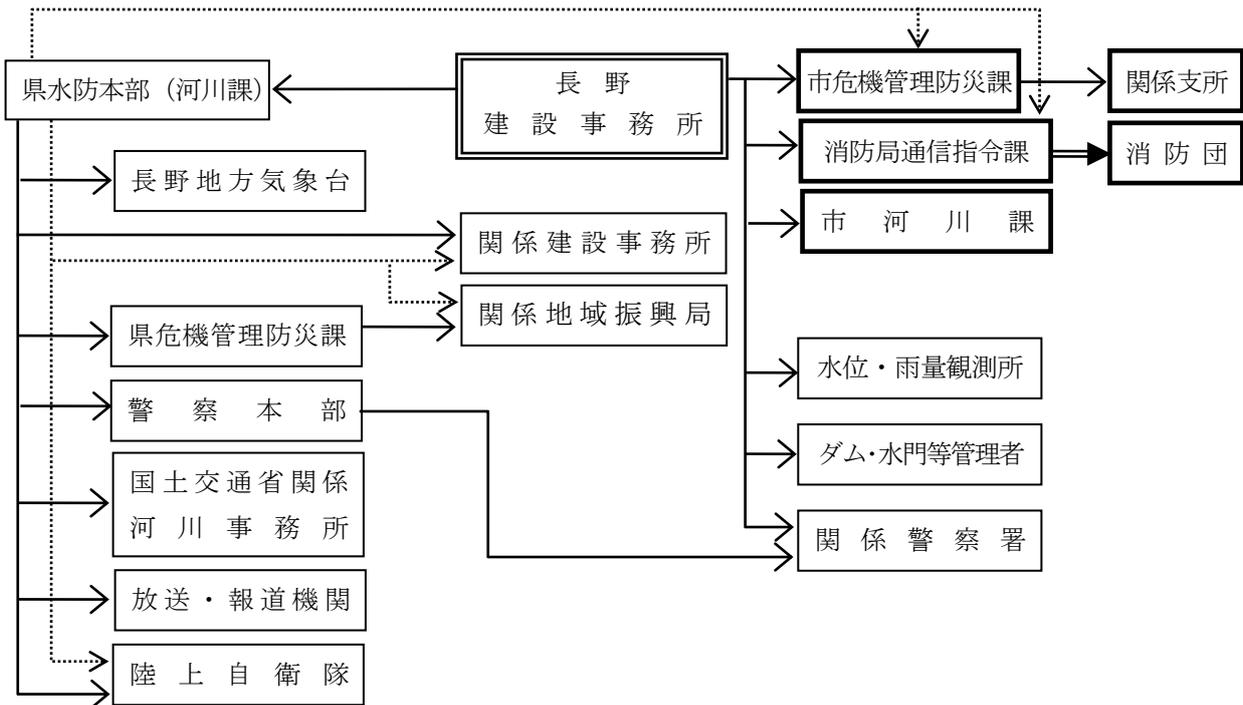
河川名	区 域		対象水位観測所				水防警報発表者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	
裾花川	長野市（善光寺用水裾花取水口）	長野市青木島町青木島甲（犀川合流点）	岡田	長野市岡田	0.5	1.1	長野建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄（鍋山川合流点）	長野市松代町東寺尾（千曲川合流点）	豊栄	長野市松代町豊栄	0.5	1.0	
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口（日野橋）	長野市塩生甲（両郡橋）	弘崎	長野市信州新町	3.6	5.2	
浅川	長野市浅川東条（東条橋）	上高井郡小布施町吉島（千曲川合流点）	富竹	長野市富竹	1.2	1.8	
鳥居川	上水内郡信濃町柏原（JR橋）	長野市豊野町浅野（千曲川合流点）	鳥居川	飯綱町三水倉井	1.5※	1.9※	

※鳥居川の各水位については、飯綱町を対象としているため、いずれも参考水位とする。

〈水防警報の段階と範囲〉

水防警報発令の基準	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。		
水防警報解除の基準	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。		
水防警報の発令段階	第1段階	準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動
	第2段階	出動	水防団員（消防団員）の出動
	第3段階	解除	水防活動の終了
	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況

〈水防警報の伝達系統図〉



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 === は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて長野市や長野消防本部に伝達される。

〈火災気象通報〉

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が 55%以下でかつ最小湿度が 20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）

(2) 火災警報

消防法に基づき、市長が一般に警戒を促すために発令する警報をいう。

〈火災警報〉

区分	発表基準
火災警報	火災気象通報の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) ダム放流時の対応

ア 裾花川系ダム

裾花川に設置されている3か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、各ダム管理事務所より通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

イ 犀川系ダム

犀川に設置されている5か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。

ウ 浅川ダム

浅川ダムでは、降雨時（降雨前）の洪水調整及び洪水に達しない流水の調整について、常用洪水吐きから自然放流となる。総務部危機管理防災課は、「浅川ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

5 気象情報等の収集活動

総務部本部班は、気象警報・予報、水防警報が発表された場合、雨量・水位が注意・警戒基準を超えた場合、市内の水位、雨量、積雪等の状況及び今後の予測等の状況について、総合防災情報システム等でモニタリングする。

(1) 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、観測所における雨量観測値をもとにあらかじめ設定してある Critical Line (CL) によって土砂災害発生の危険性を評価する。注意基準及び警戒基準を超えると、雨量観測情報に注意又は警戒表示をする。また、職員の動員配備の発令基準となる大雨警報等が発表された場合は、メール送信機能によって関係職員に通報される。

(2) 千曲川防災情報提供システム

千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示等の発令の判断資料とする。

〈降雨状況の把握手段〉

音声自動応答（雨量） (TEL 223-4003)	総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況を、合成音声により応答する。
音声自動応答（水位） (TEL 223-4002)	市内水路の水位状況を、合成音声により応答する。
長野市防災情報ポータル (http://nagano-bousai.jp/)	長野市防災ポータル上で、総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況等を公開している。
長野県河川砂防情報ステーション (http://www.sabo-nagano.jp/dps/)	長野県、気象庁、国土交通省が観測している雨量や水位の情報を提供している。

第2 概況調査

震災対策編 第3章 第1節 第2 「概況調査」に準ずる。

第3 被害調査

震災対策編 第3章 第1節 第3 「被害調査」に準ずる。

第4 災害報告

震災対策編 第3章 第1節 第4 「災害報告」に準ずる。

第5 通信体制の確保

震災対策編 第3章 第1節 第5 「通信体制の確保」に準ずる。

第3節 非常参集職員の活動

項目	担当
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班
第3 災害対策本部の運営	
第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報政策班
第5 災害対策の適用範囲	
第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班
第7 災害警戒本部の運営	
第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報政策班

第1 職員の動員配備

風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

〈配備基準（風水害）〉

態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注 意	警戒準備	1 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）又は洪水警報を発表したとき【自動発令（※1）】 2 台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農業土木課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農業土木課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		4 市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農業土木課のうち巡視等に必要な職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員

態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢		
		5 気象台が千曲川及び犀川の上流地域に大雨警報、洪水警報を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 河川課及び農業土木課担当職員		
		6 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき	河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ● 休日夜間は消防署職員 ● 勤務時間中は消防署、関係支所職員		
		7 裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員		
		8 気象台が松本地域（松本市、安曇野市、生坂村）、大北地域（大町市、池田町、松川村）に洪水警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 信州新町支所長又は支所職員 ● 道路課、河川課、維持課、農業土木課のうち巡視等に必要な職員		
		9 県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ● 危機管理防災課担当職員 ● 信州新町支所長又は支所職員		
		10 水内ダムの放流量が800 t/秒を超えたとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ● 危機管理防災課担当職員 ● 信州新町支所長又は支所職員 ● 河川課及び農業土木課担当職員		
		警 戒	第 1 配 備	1 気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は嚴重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制（自主避難者を含む避難者受入れ準備） 配備範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発令又は通知（犀川（弘崎、陸郷）及び鳥居川を除く）の段階で【自動発令】 ● 本部連絡員 ● 各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ● 初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当など） ● 支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
				2 気象台が市域に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】	
				3 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市に氾濫注意情報を発令※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき	
				4 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知※した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき	
5 市内の一部で災害が発生したとき					

《第3章 災害応急》3 非常参集職員の活動

態勢	配備区分	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
非常	第2配備	1 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）が洪水予報河川において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 2 県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川又は水位周知河川（鳥居川を除く）において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】 3 県知事（長野建設事務所長）が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 4 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上
	第3配備	1 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市に氾濫危険情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき 2 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	災害対策本部設置 配備範囲 ●全職員

※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。

※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。

なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。

建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。

長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。

大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。

長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。

以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。

第2 災害対策本部の設置

1 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部各班は、職員、住民、防災関係機関等にその旨を周知する。

〈災害対策本部の設置基準〉
○市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想される時
○市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想される時
○その他市長が必要と認めるとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。

第3 災害対策本部の運営

震災対策編 第3章 第2節 第3「災害対策本部の運営」に準ずる。

第4 災害対策本部の廃止

震災対策編 第3章 第2節 第4「災害対策本部の廃止」に準ずる。

第5 災害対策の適用範囲

震災対策編 第3章 第2節 第5「災害対策の適用範囲」に準ずる。

第6 災害警戒本部の設置

震災対策編 第3章 第2節 第6「災害警戒本部の設置」に準ずる。

第7 災害警戒本部の運営

震災対策編 第3章 第2節 第7「災害警戒本部の運営」に準ずる。

ただし、台風の接近等により警戒を要する場合において、警戒本部長（危機管理防災監）が必要とする職員により組織した災害警戒本部を設置し、注意態勢をとることができる。

第8 災害警戒本部の廃止

震災対策編 第3章 第2節 第8「災害警戒本部の廃止」に準ずる。

第4節 広域相互応援活動

震災対策編 第3章 第3節「広域相互応援活動」に準ずる。

第5節 ヘリコプターの運用計画

震災対策編 第3章 第4節「ヘリコプターの運用計画」に準ずる。

第6節 自衛隊の災害派遣

震災対策編 第3章 第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第7節 救助・救急・医療活動

震災対策編 第3章 第6節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

第8節 消防・水防活動

第1 消防活動

震災対策編 第3章 第7節 第1「消防活動」に準ずる。

第2 水防活動

震災対策編 第3章 第7節 第2「水防活動」及び「長野市水防計画」に準ずる。

第3 地下空間の災害防止対策

1 洪水情報等の伝達

本部長は、洪水に関する情報等を、地下施設において浸水被害が発生するおそれがある場合に、地下空間の管理者等に迅速かつ確実に伝達する。特に不特定多数の者が利用する地下施設については、個別に電話等により確実に伝達する。

地下空間の管理者等は、気象情報、洪水情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

2 避難活動

本部長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、消防等を通じて、適切な避難誘導を実施する。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

3 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行う。

第9節 要配慮者に対する応急活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第10節 緊急輸送活動

震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

第11節 障害物の処理活動

震災対策編 第3章 第10節「障害物の処理活動」に準ずる。

第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動

項目	担当
第1 避難に関する責務等	
第2 避難行動（安全確保行動）の考え方	
第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団
第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	
第5 警戒区域の設定	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班
第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班
第7 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報聴班、総務部本部班
第8 避難所の運営	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班
第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	教育部総務班
第10 帰宅困難者への措置	建設部住宅班、都市整備部各班
第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班
第12 公営住宅等の確保	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班
第13 応急仮設住宅	
第14 住宅の応急修理	

風水害の発生により、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがある場合、「長野市避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき避難に係る的確な対策を実施する。

第1 避難に関する責務等

1 市の責務

市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。

また、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等が施設利用者の避難支援を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。

2 居住者等の避難に対する基本姿勢

自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分分は災害に遭わないという思い込みには陥ることなく、居住者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

主体的な避難行動に関する、特に留意すべき事項は次のとおりである。

〈留意すべき事項〉

- ① 日頃から、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下、「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命が危険に及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。
- ② 日頃から予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。
- ③ 日頃から確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。
- ④ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。
- ⑤ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。
- ⑥ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群等の予防を行うべきである。
- ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。
- ⑧ 災害のおそれがある又は高い状況で市から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合があるが、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。
- ⑨ 他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。

※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）より

3 施設管理者等の責務等

要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、日頃から具体的な避難計画を作成する必要がある。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地し、かつ市の地域防災計画に定められている社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本であり、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。

さらに、避難経路や避難経路の安全性を日頃から確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不足の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておくべきである。また、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援が得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。

アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

第2 避難行動（安全確保行動）の考え方

1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握し、準備・訓練等をしておく。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。身の安全を確保するためにとる行動全てが避難行動であるが、指令緊急避難場所や安全な親戚や知人宅等に避難する立退き避難が避難行動の基本となる。それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく。

また、避難行動で分類される「立退き避難」「屋外安全確保」「緊急安全確保」は、以下のとおりとして整理する。

- ① 「立退き避難」 安全な場所への避難とし、指定緊急避難場所や安全な自主避難先への移動等
- ② 「屋内安全確保」 安全な自宅・施設等で、安全な上階への移動や安全な上層階に留まる等
- ③ 「緊急安全確保」 安全とは限らない自宅・施設等で上階への移動や上層階に留まる、崖から離れた部屋に移動する、また、近くに高く堅ろうな建物があって、自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合等に身の安全を緊急的に確保する行動等

— 避難行動の整理表 —

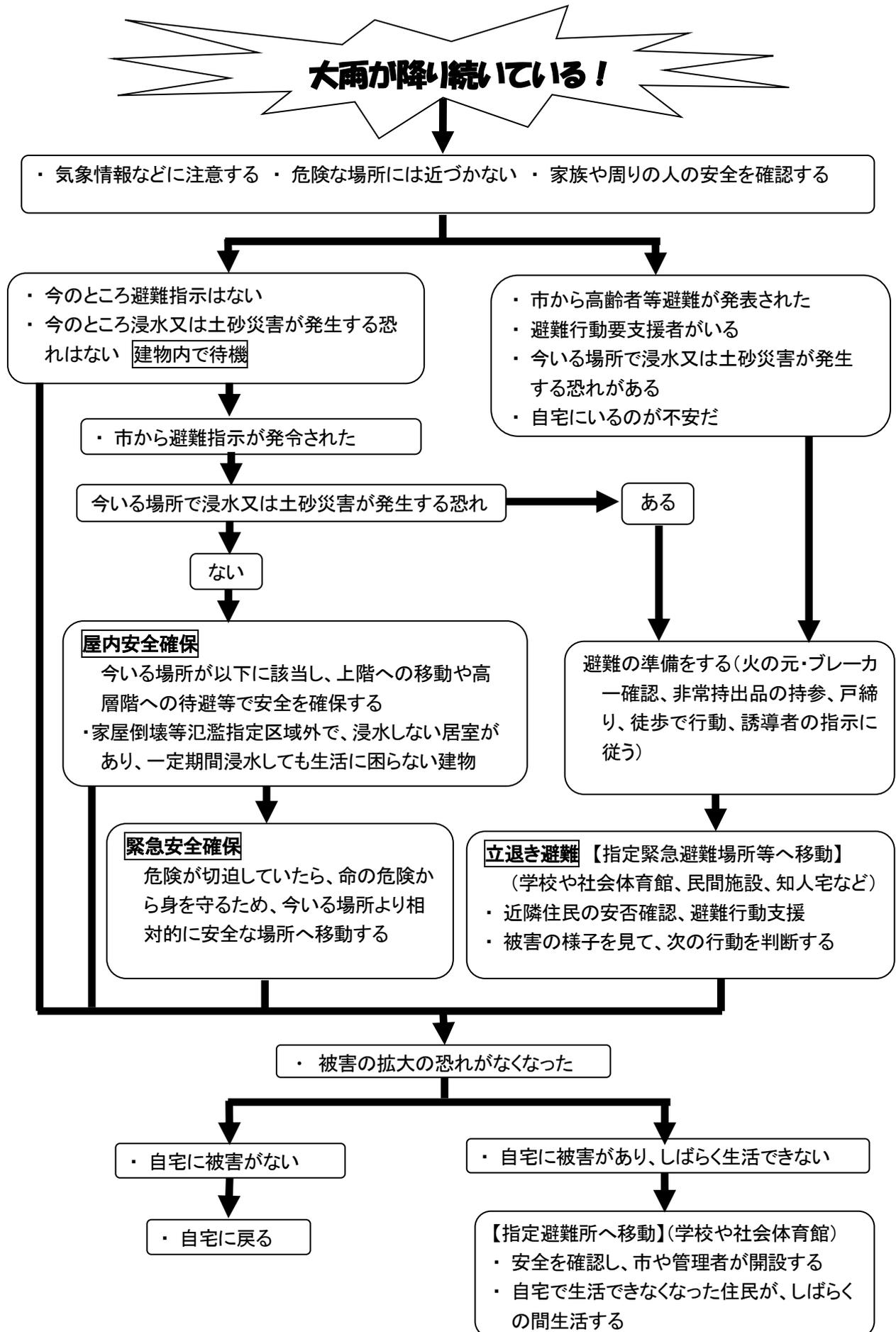
避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあると限らない) ・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる重ちに身の安全を確保するための行動を確認等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
----- 警戒レベル4までに必ず避難 -----					
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所(小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等) ・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル・旅館等)等 ・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等 	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、崩らざる建屋内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動(崖等)することを含む ・安全な上層階に留まる等 ・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障^{※2}を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備等 	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 (土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則)

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に必要な時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)

〈風水害時の避難方法〉



第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

1 避難指示等の発令

河川の氾濫に対する避難指示等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。

また、判断が困難な場合は、气象台や河川管理者等に助言を求める。

〈河川氾濫に対する避難指示等の判断基準〉

レベル	判断基準	
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけ接近・通過することが予想される場合 	
避難指示	洪水予報河川 千曲川・犀川 (国管理：両郡 橋～千曲川合 流地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	洪水予報河川 裾花川（県管 理）	<ul style="list-style-type: none"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	水位周知河川 犀川（県管理： 両郡橋～上 流）、蛭川、浅 川、鳥居川	<ul style="list-style-type: none"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	その他河川法 適用河川（洪水	<ul style="list-style-type: none"> ○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

《第3章 災害応急》12 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動

レベル	判断基準	
	予報河川又は水位周知河川の支川	○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。(浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。)
緊急安全確保	○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○決壊や越水・溢水が発生した場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）	

〈洪水予報河川の基準水位〉

	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	上流観測所
千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42	生田
	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75	杭瀬下
犀川	小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	陸郷・熊倉
裾花川	岡田	0.50	1.10	2.00	2.60	2.62	祖山・大久保

〈水位周知河川の基準水位〉

	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	国管轄影響河川観測所
犀川	弘崎 (対象区間)					(犀川上流) 陸郷・熊倉 (犀川下流) 小市
	日野橋～更級橋	3.6	5.2	5.8	6.5	
	更級橋～両郡橋	3.6	5.2	6.8	7.5	
蛭川	豊栄	0.50	1.00	1.30	1.50	(千曲川上流) 杭瀬下 (千曲川下流) 立ヶ花
浅川	富竹	1.20	1.80	2.50	3.00	(千曲川下流) 立ヶ花
鳥居川	鳥居川	1.50	1.90	2.50	2.80	(千曲川下流) 立ヶ花

※富竹観測所の各基準水位は旧来のものを参考として記載した。

その他、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「避難指示」に準ずる。

第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

1 気象情報等の活用

長野地方気象台から大雨警報が発表され、かつ長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表があった場合、又は長野市雨量観測局の測定値が土砂災害警戒避難基準雨量の警戒基準を超えた場合は、土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）及び土砂災害危険箇所の巡視を実施するなど情報収集を強化する。

2 避難指示等の発令基準

警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難指示等を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示を発令することを基本とする。

なお、高齢者等避難を発令する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。

〈高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準〉

○高齢者等避難

- 1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
- 4) 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

○避難指示

- 1) 土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
- 3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

○緊急安全確保

- 1) 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
- 2) 土砂災害の発生が確認された場合

災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

3 自主避難の呼びかけ

土砂災害においては早期警戒・早期避難が重要であること、また、市内全ての土砂災害危険箇所の監視は困難であることあることから、住民に対し、前兆現象を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

4 避難に関する情報の提供

避難指示等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。

〈提供する情報の内容〉

- 土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生危険性の高まったこと
- 避難指示等の発令の可能性があること
- 避難のための準備の開始が必要であること
- 住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備（避難先については、避難指示等を発令するまでの時間に応じて提供する。）

以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「避難指示」に準ずる。

第5 警戒区域の設定

震災対策編 第3章 第11節 第2「警戒区域の設定」に準ずる。

第6 避難誘導活動

震災対策編 第3章 第11節 第3「避難誘導活動」に準ずる。

第7 避難所の開設・受入れ

震災対策編 第3章 第11節 第4「避難所の開設・受入れ」に準ずる。

第8 避難所の運営

震災対策編 第3章 第11節 第5「避難所の運営」に準ずる。

第9 被災者等の把握と的確な情報伝達

震災対策編 第3章 第11節 第6「被災者等の把握と的確な情報伝達」に準ずる。

第10 帰宅困難者への措置

震災対策編 第3章 第11節 第7「帰宅困難者への措置」に準ずる。

第11 避難所の統合・廃止

震災対策編 第3章 第11節 第8「避難所の統合・廃止」に準ずる。

第12 公営住宅等の確保

震災対策編 第3章 第11節 第10「公営住宅等の確保」に準ずる。

第13 応急仮設住宅

震災対策編 第3章 第11節 第11「応急仮設住宅」に準ずる。

第14 住宅の応急修理

震災対策編 第3章 第11節 第12「住宅の応急修理」に準ずる。

第13節 孤立地域対策活動

震災対策編 第3章 第12節「孤立地域対策活動」に準ずる。

第14節 食料品等の調達供給活動

震災対策編 第3章 第13節「食料品等の調達供給活動」に準ずる。

第15節 飲料水の調達供給活動

震災対策編 第3章 第14節「飲料水の調達供給活動」に準ずる。

第16節 生活必需品の調達供給活動

震災対策編 第3章 第15節「生活必需品の調達供給活動」に準ずる。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生・感染症予防活動」に準ずる。

第18節 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

第19節 廃棄物の処理活動

震災対策編 第3章 第18節「廃棄物の処理活動」に準ずる。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第21節 危険物施設等応急活動

震災対策編 第3章 第20節「危険物施設等応急活動」に準ずる。

第22節 電気施設応急活動

震災対策編 第3章 第21節「電気施設応急活動」に準ずる。

第23節 都市ガス施設応急活動

震災対策編 第3章 第22節「都市ガス施設応急活動」に準ずる。

第24節 上水道施設応急活動

震災対策編 第3章 第23節「上水道施設応急活動」に準ずる。

第25節 下水道施設等応急活動

震災対策編 第3章 第24節「下水道施設等応急活動」に準ずる。

第26節 通信・放送施設応急活動

震災対策編 第3章 第25節「通信・放送施設応急活動」に準ずる。

第27節 鉄道施設応急活動

震災対策編 第3章 第26節「鉄道施設応急活動」に準ずる。

第28節 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第29節 土砂災害等応急活動

震災対策編 第3章 第28節「土砂災害等応急活動」に準ずる。

第30節 建築物災害応急活動

項目	担当
第1 建築物の応急復旧	財政部管財班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班
第2 文化財の保護	教育部文化財班

第1 建築物の応急復旧

1 市が実施する対策

- (1) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市立学校等について、施設を所管する班は速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、建設部建築指導班は必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

2 建築物の所有者が実施する対策

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

第2 文化財の保護

1 市が実施する対策

教育部文化財班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

2 所有者が実施する対策

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育部文化財班へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、教育部文化財班の指導を受けて実施するものとする。

第3 1 節 道路及び橋りょう応急活動

震災対策編 第3章 第30節「道路及び橋りょう応急活動」に準ずる。

第3 2 節 河川施設等応急活動

震災対策編 第3章 第31節「河川施設等応急活動」に準ずる。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

項目	担当
第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境政策班
第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部農業土木班、建設部河川班、消防局警防班
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部農業土木班・森林整備班、建設部各班

第1 構造物に係る二次災害防止対策

各道路管理者は、市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

震災対策編 第3章 第32節 第2「危険物施設等に係る二次災害防止対策」に準ずる。

第3 河川施設の二次災害防止対策

- (1) 本部長は、被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 農林部農業土木班及び建設部河川班は、河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 農林部農業土木班及び建設部河川班は、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

本部長は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

また、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第34節 ため池災害応急活動

震災対策編 第3章 第33節「ため池災害応急活動」に準ずる。

第35節 農林水産物災害応急活動

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第36節 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第37節 飼養動物の保護対策

震災対策編 第3章 第36節「飼養動物の保護対策」に準ずる。

第38節 ボランティアの受入れ体制

震災対策編 第3章 第37節「ボランティアの受入れ体制」に準ずる。

第39節 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成

震災対策編 第3章 第41節「罹災証明書の交付・被災者台帳の作成」に準ずる。

第40節 義援物資及び義援金の受入れ体制

震災対策編 第3章 第38節「義援物資及び義援金の受入れ体制」に準ずる。

第4 1 節 災害救助法の適用

震災対策編 第3章 第39節「災害救助法の適用」に準ずる。

第4 2 節 観光地の災害応急対策

震災対策編 第3章 第40節「観光地の災害応急対策」に準ずる。

第4 3 節 応急公用負担等の実施

震災対策編 第3章 第42節「応急公用負担等の実施」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

- 第1節 復旧・復興の基本方針の決定
- 第2節 迅速な原状復旧の進め方
- 第3節 計画的な復興
- 第4節 資金計画
- 第5節 被災者等の生活再建等の支援
- 第6節 被災中小企業等の復興

本章は、被災した住民、事業者、農林従事者等の再建支援と、社会システムの回復のための基本的対策項目について定めたものである。

また、住民の生活と産業を早期に安定させ、災害に強いまちに再生させる復興体制の基本的措置についても定めている。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定めており、実施計画の詳細は別に定める。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

震災対策編 第4章 第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずる。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

震災対策編 第4章 第2節「迅速な原状復旧の進め方」に準ずる。

第3節 計画的な復興

震災対策編 第4章 第3節「計画的な復興」に準ずる。

第4節 資金計画

震災対策編 第4章 第4節「資金計画」に準ずる。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

震災対策編 第4章 第5節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずる。

第6節 被災中小企業等の復興

震災対策編 第4章 第6節「被災中小企業等の復興」に準ずる。

長野市地域防災計画

【その他災害対策編】



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1款 総 則	
第1節 災害の想定.....	1
第2款 雪害対策	
第1章 災害予防計画.....	3
第1節 雪害に強い地域づくり.....	3
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	6
第3節 観測・予測体制の充実.....	7
第2章 災害応急対策計画.....	9
第1節 災害直前活動.....	9
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動.....	11
第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮.....	12
第4節 その他の災害応急対策活動.....	12
第3款 航空災害対策	
第1章 災害予防計画.....	13
第1節 情報の収集・連絡体制の整備等.....	13
第2節 災害応急体制の整備.....	14
第2章 災害応急対策計画.....	15
第1節 情報の収集・連絡体制の確保.....	15
第2節 活動体制の確立.....	15
第3節 捜索、救助・救急及び消火活動.....	16
第4節 関係者等への情報伝達活動.....	18
第5節 その他の災害応急対策活動.....	19
第4款 道路災害対策	
第1章 災害予防計画.....	21
第1節 道路交通の安全のための情報の充実.....	21
第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備.....	22
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	23
第2章 災害応急対策計画.....	24
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保.....	24
第2節 救急・救助・消火活動.....	24
第3節 災害応急対策の実施.....	26
第4節 関係者への情報伝達活動.....	26
第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動.....	27
第6節 その他の災害応急対策活動.....	27
第5款 鉄道災害対策	
第1章 災害予防計画.....	29
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実.....	29
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等.....	30
第3節 鉄道車両の安全性の確保.....	30
第4節 鉄道交通に携わる人材の育成.....	30

第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	31
第6節	再発防止対策の実施	32
第2章	災害応急対策計画	33
第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	33
第2節	活動体制及び応援体制	34
第3節	救助・救急・消火活動	35
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	36
第5節	関係者等への情報伝達活動	36
第6節	その他の災害応急対策活動	37
第6款	危険物等災害対策	
第1章	災害予防計画	39
第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	39
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	41
第2章	災害応急対策計画	43
第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	43
第2節	災害の拡大防止活動	44
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	48
第4節	その他の災害応急対策活動	49
第7款	大規模火災対策	
第1章	災害予防計画	51
第1節	災害に強い地域づくり	51
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	52
第2章	災害応急対策計画	53
第1節	消火活動	■53
第2節	避難誘導活動	■53
第3節	その他の災害応急対策活動	53
第3章	災害復旧・復興計画	55
第1節	計画的復興の進め方	55
第8款	林野火災対策	
第1章	災害予防計画	57
第1節	林野火災に強い地域づくり	57
第2節	林野火災防止のための情報の充実	57
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	57
第2章	災害応急対策計画	59
第1節	林野火災の警戒活動	59
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制	59
第3節	活動体制の確立	60
第4節	消火活動	61
第5節	二次災害の防止活動	62
第6節	その他の災害応急対策活動	■62
第3章	災害復旧計画	63

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照

第1款 総 則

第1節 災害の想定

第1節 災害の想定

第1 雪害

過去の雪害の事例より、長野市で次のような雪害が発生し、地区・集落が孤立するおそれがある。

〈予想される雪害〉

種類	概要
積雪害	積雪によって線路・道路などが埋没し、交通障害をもたらす。それに伴い、生活・企業活動に影響を及ぼすほか、孤立集落発生のおそれがある。また、農作物への被害などが予想される。
雪圧害	家屋・その他施設や樹木が雪圧によって損壊する。また、ビニールハウスなどが被害を受ける。
雪崩害	山の斜面の雪が、重力の作用によって崩落し、死者・行方不明者の発生、又は孤立集落発生のおそれがある。
融雪害	大量の雪解け水により、洪水や土砂災害が発生する。それに伴い、孤立集落発生のおそれがある。
着雪害	電線等に降雪が付着し、雪の重みなどにより電線切断・短絡や、電柱・支柱の傾斜・折損などを起こす。また、樹木等にも湿った雪が付着して、その重みで枝が折れて損傷する。
その他	雪による転倒・骨折や雪下ろしによる転落事故などが予想される。

また、雪崩等の危険のある場所として、次の箇所が把握されている。

〈雪崩の危険箇所〉

種類	所管	数
なだれ危険箇所	県林務部	23
雪崩危険箇所	県建設部	649

第2 大規模事故災害

過去の大規模事故の事例より、長野市でも次のような大規模事故が発生する可能性がある。

〈発生の可能性のある大規模事故〉

事故の種類	想定される状況
航空機事故	旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
道路事故	自動車の衝突、自動車の火災、自動車からの危険物の流出、トンネル等の道路施設の被災等による自動車への被害等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
鉄道事故	旅客列車の衝突、脱線、転覆、車両火災、列車からの危険物の流出、トンネル等の鉄道施設の被災等による列車への被害等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
危険物等事故	危険物や高圧ガスの漏えい、流出、火災及び爆発、火薬類の火災及び爆発等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。 毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。 放射性物質使用施設の被災や人為的ミス等で放射性同位元素等の漏えいにより、多数の放射線障害等が発生するおそれがある。
大規模火災	住宅密集地、高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生するおそれがある。
林野火災	広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生するおそれがある。

第2款 雪害対策

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第3節 観測・予測体制の充実

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第4節 その他の災害応急対策活動

本款は、大雪時に市及び関係機関等が実施する雪害に対する活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

なお、活動の実施計画、手順及び要領は、各部が作成する応急対策マニュアルに定め、実施計画の詳細は別に定める。

第1章 災害予防計画

第1節 雪害に強い地域づくり

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進と雪害による被害の軽減を図り、地域経済活動の停滞防止と市民生活に対する影響を少なくするため、「自助」「互助・共助」「公助」による連携により雪害の予防に取り組む。

第1 予防対策

市、県及び関係機関等は、地域の特性に配慮しつつ、都市機能の停止、集落の孤立、除雪中の事故など、大雪による被害を少なくするため、雪害の予防に係る対策を総合的・計画的に推進する。

1 主な取組

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- (3) 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- (4) 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- (5) 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- (6) ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- (7) 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- (8) 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- (9) 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- (10) 建築物の所有者等に対し、安全対策の周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- (11) 大雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- (12) 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- (13) 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- (14) 雪害に関する知識について住民への普及・啓発を図る。

2 市民協働による除雪対策

(1) 市民協働による除雪

建設部維持課は、市民協働による除雪の推進のため次の対策を実施する。

- ア 長野市ダンプトラック等使用貸借事業
- イ 小型除雪機の貸与
- ウ 凍結防止剤の配備・散布
- エ 排雪場所の確保
- オ 円滑な除雪作業への協力の呼びかけ
 - ・路上駐車 of 禁止
 - ・道路への排雪禁止
 - ・水路や道路側溝への排雪禁止
 - ・消火栓付近の除雪等

(2) 住民等による除雪

市民及び事業者は、住宅及び事業所周辺などの除雪に努める。また、住宅及び除雪器具の点検を実施し、除雪に伴う事故防止に努める。

《第1章 災害予防》1 雪害に強い地域づくり

(3) 要支援世帯への除雪援助

総務部危機管理防災課、地域・市民生活部戸隠支所・鬼無里支所は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）で特別豪雪地帯に指定されている戸隠地区及び鬼無里地区において、長野市住宅除雪支援員派遣事業実施要綱に基づき住宅除雪支援員を派遣する。

保健福祉部福祉政策課、地域・市民生活部地域活動支援課・各支所、(社福)長野市社会福祉協議会は、住宅除雪支援員派遣対象とならない世帯及び2地区以外の地区においては、民生委員等の協力を得ながら、積雪状況の把握に努める。自力での除雪が困難な世帯に対しては、地域相互扶助及びボランティアによる除雪、又は災害時応援協定先である建設業協会による有償での除雪など手段を確保する。加えて、総務部危機管理防災課は、住宅除雪支援員派遣対象とならない中山間地域の対象世帯において、長野市中山間地域雪下ろし補助金交付要綱に基づき、支援を行う。

(4) 事故防止の啓発

総務部危機管理防災課は、雪下ろしの際の屋根からの落下、除雪機による事故及び除雪中の転倒等の事故防止に関する啓発を行う。

3 雪崩対策

雪崩に対する警戒避難体制を強化するため、建設部河川課・維持課及び県は、雪崩危険箇所を把握する。また、これらを住民に周知するとともに、住民への雪害に対する知識の普及・啓発に努める。

(1) 雪崩危険箇所の把握

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、県・市（建設部河川課・維持課）及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を行う。

(2) 雪崩危険箇所の周知

建設部河川課、県は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所を周知する。

(3) 雪崩防止施設の整備

建設部河川課、県は、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、雪崩防止施設等の整備を促進し、雪崩の発生及び雪崩による被害を防止する。また、雪崩、融雪等による水害及び土砂災害を防止するための事業等を推進する。

4 孤立防止対策

(1) 通信手段の確保

総務部危機管理防災課及び消防局通信指令課は、通信手段を確保するため、災害時通信設備等の導入やアマチュア無線の協力体制について検討する。また、電話会社に対し、孤立予想地域の災害による有線通信の途絶に備えた通信手段の確保対策を要請する。

(2) 災害に強い道路網の整備

県及び市は、代替路、迂回路などとなる市道、農道、林道等の整備を推進する。

(3) 孤立集落への対策

総務部危機管理防災課、地域・市民生活部各支所、消防局警防課及び消防局通信指令課は、孤立集落への支援体制を検討する。

ア 孤立予想地域の人口、要配慮者、観光客数などの実態把握

イ 自主防災組織の育成

ウ 避難所の確保

エ 一般家庭での備蓄の促進、行政備蓄の分散配置

(4) 生活必需品の備蓄

住民及び事業者は、孤立や流通の停滞に備え生活必需品等の備蓄に努める。

5 ライフラインの確保対策

各ライフライン事業者は、それぞれ次の対策を実施する。

- ア 積雪時における施設の点検活動体制を整備する。
- イ 降雪・積雪時に必要に応じた除雪の実施及び施設の確保を図る。
- ウ 電線等の難着雪化、防雪カバーの設置など必要な施設の強化を図る。
- エ 雪害時における電力及び通信の確保に努める。
- オ 大雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制を整備する。

6 農林産物対策

農林部農業政策課・森林整備課は、県地域振興局（農政課、林務課）、農業改良普及センター、農業協同組合、森林組合と協力し、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

7 建築物対策

県、市及び各建物の管理者は、それぞれ次の対策を実施し、大雪による建築物被害発生を未然に防止する。

(1) 県・市の雪害対策

- ア 災害を防止するため、建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- イ 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- ウ 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- エ 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を進める。
- オ 豪雪地区の建築物等の所有者に対し、改築、改良工事に際し、市街地状況や敷地の状況等で周辺への影響を配慮した屋根雪処理方式とするよう指導する。

(2) 建築物所有者の雪害対策

- ア 必要に応じ、落下事故等に十分に注意し、雪下ろし等を行う。
- イ 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全確保に努める。

8 文教対策

教育委員会各課、こども未来部保育・幼稚園課及び県（教育委員会・健康福祉部）は、学校（幼稚園含む。）及び保育園等（以下、この章において「学校等」という。）における幼児及び児童生徒（以下、この章において「児童生徒等」という。）の生命、身体的安全確保に万全を期すとともに、冬期の教育及び保育の機会を確保するため、それぞれ次の対策をとる。また、市及び県の教育委員会は、文化財に対する雪害の防止に努める。

(1) 冬期における児童生徒等の安全確保

- ア 学校長又は園長等と協力し、児童生徒等の通学のための危険を排除する。
- イ 学校等の施設は積雪を十分考慮した設計とする。
- ウ 学校長又は園長等と協力し、学校等の施設点検を定期的に行い、不具合がある場合には必要な処置をとる。

(2) その他の対策

- ア 学校等の施設において緊急時、消防車等が施設内まで進入できるよう通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮するよう学校長又は園長へ協力を求める。
- イ 教育委員会文化財課は、所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 交通確保対策

各道路管理者及び各鉄道会社は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

1 道路交通の確保対策

各道路管理者は、次のとおり除排雪体制等を整備し、降積雪時における道路交通の確保に努める。

- (1) 市内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除排雪体制を推進する。
- (2) 除雪に必要な資機材及び体制を整備し、常にその状況を把握しておく。
- (3) 除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等を行う。
- (4) 降雪及び道路交通等の状況に関する情報収集・伝達体制を整備する。
- (5) 路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共・公益施設への道路を主体として選定する。
- (6) 除排雪目標を定め、迅速・効率的に実施する。

2 鉄道交通の確保対策

各鉄道会社は、次のとおり除雪体制等を整備し、降積雪時における列車の安定輸送の確保に努める。

- (1) 除雪体制の整備（排雪車両及び除雪機械の増強並びに適正要員の確保）
- (2) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (3) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

3 住民への広報

企画政策部広報広聴課は、雪害時における被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、各施設の管理者、積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 観測・予測体制の充実強化

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、総務部危機管理防災課は、降雪量など雪に関する情報をより迅速かつ正確に市民に提供できる体制の整備に努める。

このため、放送機関やインターネットポータル会社等と連携した、地域に密着した情報提供体制の整備を検討する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 災害警戒本部の設置

危機管理防災監は、次の場合に、災害警戒本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部本部班は、職員、住民、防災関係機関にその旨を周知する。

〈設置基準〉
○積雪が市内平地において警報発表基準値（12時間降雪の深さ25cm）を超え、更に大雪が予想されるとき。又は、長野市道路雪害対策本部が設置された場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき
○その他、危機管理防災監が必要と判断したとき

第2 災害対策本部の設置

市長は、次の場合に、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。総務部本部班は、職員、住民、防災関係機関にその旨を周知する。

〈設置基準〉
○広範囲にわたる交通混乱等により住民生活に多大な影響が生じたとき。又は、生じることが予想されるとき
○道路に重大な災害が発生したとき。又は、発生することが予想されるとき
○その他、市長が必要と判断したとき

以下、第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」に準ずる。

なお、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、必要に応じ主に次の措置をとる。

〈災害対策本部等設置時の主な措置〉

担 当	主な措置
建設部道路班・河川班・維持班	○排雪計画の作成（排雪路線計画の策定） ○排雪機械と事業者の確保 ○雪捨場の調整（雪捨場立入規制措置及び啓発、雪捨場の指定） ○排雪開始の伝達調整（排雪事業者への伝達）
地域・市民生活部支所班	○自治会等との連絡調整
都市整備部交通政策班	○交通情報の掌握と伝達調整（道路・鉄道等交通情報の把握と伝達、教育機関への伝達・調整、保育施設への伝達・調整）
企画政策部広報広聴班	○住民への緊急屋根雪下ろしと排雪の実施広報
商工観光部商工労働班・観光振興班	○商工団体、流通団体との連絡調整 ○観光客の安全確保及び帰宅支援
農林部農業政策班	○農畜産物の被害状況調査 ○農畜産物の災害応急対策
保健福祉部各班	○避難行動要支援者世帯等への対応（自治会長・民生委員との連絡調整、除雪ボランティアの派遣計画） ○排雪時の交通情報の掌握と伝達調整
こども未来部保育・幼稚園班	○排雪時の交通情報の掌握と保育機関への伝達・調整

《第2章 災害応急》1 災害直前活動

担 当	主な措置
学校教育部学校教育班	○排雪時の交通情報の掌握と教育機関への伝達・調整
消防部警防班	○消防・救急対策の連絡調整

第3 現地雪害警戒本部の設置

大雪等により住民生活に支障が生じている場合で、危機管理防災監が必要と判断するときは、支所長を本部長とする現地雪害警戒本部を設置し、次の措置をとる。

- (1) 建設部等と連携して雪崩危険箇所等のパトロールを強化する。
- (2) 管内の災害情報・住民生活への影響に関する情報の収集及び伝達を行う。(特に、避難行動要支援者世帯の生活状況の把握)
- (3) 雪下ろし作業員など排雪に関する情報収集と住民への情報提供を行う。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 除雪体制

1 道路除雪

建設部各課は、除雪体制を確保して道路交通を緊急に確保する。

なお、除雪体制は次の基準による。

〈除雪体制〉

区分	本部	設置場所	体制基準
平常体制	除雪本部	建設部 維持課	平常時
注意体制	除雪本部	建設部 維持課	1 大雪注意報・大雪警報が発令された場合 2 その他、必要と認められる場合
警戒体制	長野市 道路雪害 対策本部	建設部 維持課	1 積雪深が20cmに達し、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 2 3日以上降雪が続く等の異常気象で、更に降雪のおそれがあり、広範囲にわたり交通の混乱が予想される場合 3 その他、必要と認められる場合

※長野市道路雪害対策本部が設置された場合は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」による配備を行う。

2 所管施設の除雪等

所管施設を有する各課は、降雪量と所管施設の目的及び設置状況に応じて敷地内と周辺の除雪を行う。

なお、除雪の方法等については、あらかじめ施設や降雪の状況に応じた対応策を検討しておくとともに、住民及び利用者への周知に努める。また、必要に応じて大雪時の業務継続計画（BCP）の作成を検討する。

第2 文教・保育活動

1 授業等の確保

学校長及び保育園長は、天候の急変に際しては、各所管課と密接に連絡し、学校等運営について弾力的に対応する。

また、山間部から通学する児童・生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長及び保育園長はこれを防止するため雪下ろしを実施する。雪下ろしのいとまがない場合には、建物の使用を一時禁止する等の措置をとる。

2 文化財等の保護

文化財建造物等の耐久度によっては、積雪量が一定量を超えると破損や損傷が生じるおそれがある。これを防止するため、文化財の所有者等は、時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 避難受入活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずるほか、雪崩が予想される場合は次の点に留意して活動する。

- (1) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

第4節 その他の災害応急対策活動

第1 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第2 災害の警戒・防ぎよ活動

震災対策編 第3章 第28節 第1「土砂災害等の警戒・応急措置」に準ずる。また、警戒、巡視及び安全措置については、震災対策編 第3章 第28節 第2「雪崩の警戒・応急措置」のとおり
なお、雪崩発生時の応急措置については、第3章 第28節 第1の「2 安全措置」に準ずる。

第3 緊急輸送活動

各道路管理者及び各鉄道会社は、それぞれの計画及び規則に従い、警戒、安全な運行の確保、除雪及び利用者への情報提供を行う。

その他、震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

第4 救助・救急・医療活動

震災対策編 第3章 第6節「救助・救急・医療活動」に準ずる。

第3款 航空災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備等

第2節 災害応急体制の整備

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第2節 活動体制の確立

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

第4節 関係者等への情報伝達活動

第5節 その他の災害応急対策活動

本款は、航空機事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備等

第1 予防計画

各航空運送会社、市、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。

〈航空機事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
各航空運送会社	<ul style="list-style-type: none"> ○安全運航の確保 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、旅客避難、応援、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

1 安全運航の確保

各航空運送会社は、航空機の安全性をより一層向上させるよう努める。

2 情報収集・連絡・通報体制の整備

各航空運送会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

3 関係機関との応援・協力体制の整備

各航空運送会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の応援・協力体制についてあらかじめ協議し、負傷者の救助に関する応援要員・資材の提供等、必要な応援体制について検討し、事故発生時の協力体制を整備する。

4 再発防止のための調査研究

各航空運送会社は、航空機事故あるいはそれに類する事故事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2節 災害応急体制の整備

第1 関係機関の役割

各航空運送会社、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈航空機事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各航空運送会社】 乗客の安全について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・連絡体制の確保

航空運送会社は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、国土交通省東京航空局松本空港出張所に速やかに通報する。

総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。また、総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。また、県及び警察署は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、航空機事故対策専門家等と協力して、現地調査を行う。

市、県、警察署、航空運送会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。

第2節 活動体制の確立

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な航空機事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、航空運送会社及び関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 航空運送会社

航空運送会社は、航空機事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置等）、乗客の避難、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置をとる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に航空機事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。

また、必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

第1 災害の警戒・防ぎょ活動

1 消火活動

航空機事故においては集団的死傷者の発生が予想され、市街地への墜落の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるため、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救出・救助活動を実施する。

航空運送会社は、初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関等の行う消火活動に協力する。また、二次災害を防止するため、航空機に関する情報を提供する。

2 危険物等積載機の応急措置・通報

危険物等を積載した貨物輸送機が、墜落等により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、航空運送会社は直ちに消防部通信指令班及び警察署に通報する。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を、消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警防班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境政策班等に連絡する。

警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故を起こした航空運送会社は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした航空運送会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

1 救助・救急

消防部消防署班、消防団は二次災害に十分注意し、救命措置を必要とする者を最優先とし、また要配慮者及び重傷者を優先して救助・救急活動を実施する。

また、現場救護所において応急救護及びトリアージされた負傷者について、搬送先を確保し、医療機関への搬送を行う。

警察署は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたる。

2 医療救護

保健所部健康班、消防部消防署班は、迅速で的確な医療救護措置が講じられるよう現場救護所を設置するとともに、保健所部総務班は、医師会又は歯科医師会に対して現場救護所への医療救護班の出動を要請する。

医療救護班は、現場救護所において応急救護及びトリアージを行う。

県は、市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

また、県医師会、県歯科医師会、公立医療機関、日赤長野県支部等に対して出動及び必要な資機材の調達等の協力要請を行う。

日赤長野県支部は、市と連携して、救護所の開設、患者の搬送、負傷者への医療措置等を行う。

第4節 関係者等への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び航空運送会社は相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準じて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈航空機事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
航空運送会社	航空機事故の状況、安否情報
警察署	現場広報及び報道対応
市（企画政策部広報広聴班）	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第5節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入収容活動

1 乗客等の避難・安全確保

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、航空運送会社（機内の乗客の避難誘導）、警察署（機内の乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

市長、警察官等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命及び財産に危害が及ぶ場合、避難指示を行う。

避難指示については 震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

また、県は市の遺体処理業務について、広域応援の調整及び関係団体への協力依頼を行う。

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 公共・公益施設等の応急復旧活動

ライフライン施設、公共交通施設等、公共・公益施設が被災した場合の応急復旧活動については、震災対策編 第3章 第21節～第26節、第29節～第31節、第33節に準ずる。

第8 農林水産物災害応急活動

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

《第2章 災害応急》5 その他の災害応急対策活動

第9 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第10 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第4款 道路災害対策

第1章 災害予防計画

- 第1節 道路交通の安全のための情報の充実
- 第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備
- 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保
- 第2節 救急・救助・消火活動
- 第3節 災害応急対策の実施
- 第4節 関係者等への情報伝達活動
- 第5節 道路（橋りょう等を含む）の応急復旧活動
- 第6節 その他の災害応急対策活動

本款は、道路事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 情報収集・連絡・通報体制の整備

1 関係機関の連絡体制

各道路管理者、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

2 利用者への情報提供

各道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。また、気象情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、警察署等関係機関との連携を強化しておくほか、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2 調査・広報活動

1 事故防止のための知識の普及

警察署は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布による広報・啓発活動等により、交通事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

2 再発防止のための調査研究

警察署及び各道路管理者は、交通事故災害事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2節 道路（橋りょう等を含む）の整備

各道路管理者、市、県及び関係機関は、事故発生を未然に防ぐため、平常時から次の予防対策を実施する。

〈道路事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
各道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○道路施設の点検整備 ○活動資機材の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、避難誘導、応援、迂回路設定等、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○活動資機材の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

第1 道路施設の点検整備

東日本高速道路株式会社及び各道路管理者は、道路施設の点検整備を次のとおり行う。

1 道路構造物の点検整備

所管の道路の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、各種点検を実施し、必要に応じて改修、補修等の措置をとる。

2 橋りょうの点検整備

橋りょうの構造上重要な部材（主桁、主構、床版、支承部等）について常時パトロール点検を行い、必要に応じて改修、補修等の措置をとる。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

各道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈道路事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各道路管理者】 所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への報告、被害情報収集 ○交通規制 ○交通規制の広報 ○施設の緊急措置・復旧
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 活動資機材の整備

各道路管理者は、災害応急対策用の車両、資機材の確保を図る。

消防局警防課は、大規模な道路事故災害時に必要な車両、危険物等の流出等に備えた資機材等の整備に努める。

- 《第2章 災害応急》 1 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保
2 救急・救助・消火活動

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、道路管理者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。

第2節 救急・救助・消火活動

第1 災害の警戒・防ぎょ活動

1 消火活動

大規模な道路事故災害においては、多数の死傷者が発生することが予想されるほか、市街地での事故等の場合には火災が広範囲に及ぶことに留意して、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救助活動を実施する。

2 危険物等積載車両の応急措置・通報

危険物等を積載した車両が、事故により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、運転者は直ちに警察署及び消防部通信指令班に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の措置をとる。また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警戒班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境政策班等に連絡する。

警察署は、立入禁止区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故発生者は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実

施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

消防部消防署班及び消防団は、救助活動を行い、搬送先を確保し、負傷者等を医療機関に搬送する。また、消防部警防班は、民間から救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行うとともに、必要により消防応援協定に基づく応援を要請する。

総務部庶務班は、被害状況の把握に努め、総務部本部班は、必要に応じて県、他市町村に応援を要請する。

県は、救助・救急、医療救護について市と調整する。また、県医師会、県歯科医師会、公立医療機関、日赤長野県支部等に対して出動及び協力要請を行う。

警察署は、負傷者の救出・救助活動にあたる。

日赤長野県支部は、救護所の開設、患者の輸送、負傷者への医療処置等を行う。

第3節 災害応急対策の実施

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な道路事故が発生した場合は、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合には、到着した警察官又は消防吏員と協力し、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置等）、被害拡大防止措置（通行制限）等、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施する。

2 市

市は、市内に道路災害が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第4節 関係者への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び道路管理者は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に基づいて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈道路事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
道路管理者	事故災害の状況及び復旧見込み
警察署	現場広報及び報道対応、安否情報
市（企画政策部広報広聴班）	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

ライフライン施設、公共交通施設等、公共・公益施設が被災した場合の応急復旧活動については、第3章 第21節～第26節、第29節～第31節、第33節に準ずる。

なお、被災道路（橋りょう等を含む。）については、パトロール等の点検結果等をもとに応急復旧工事を行う。応急復旧工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入活動

1 乗客等の避難・安全確保

バス等の事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、警察署（乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

また、県は市の遺体処理業務について広域応援の調整、及び関係団体への協力依頼を行う。

《第2章 災害応急》6 その他の災害応急対策活動

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 農林水産物災害応急活動

震災対策編 第3章 第34節「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第8 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第9 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第5款 鉄道災害対策

第1章 災害予防計画

- 第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実
- 第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等
- 第3節 鉄道車両の安全性の確保
- 第4節 鉄道交通に携わる人材の育成
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第6節 再発防止対策の実施

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保
- 第2節 活動体制及び応援体制
- 第3節 救急・救助・消火活動
- 第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保
- 第5節 関係者等への情報伝達活動
- 第6節 その他の災害応急対策活動

本款は、鉄道事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 情報収集・連絡・通報体制の整備

各鉄道会社、総務部危機管理防災課、県及び関係機関は、事故発生時の情報連絡体制についてあらかじめ協議し、担当窓口の確認・伝達系統図の作成・事故発生時の情報収集要員の相互派遣等について検討し、平常時から連携の強化に努める。

第2 調査・広報活動

1 事故防止のための知識の普及

警察署及び各鉄道会社は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布による広報・啓発活動等により、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 安全走行の確保

1 施設・設備の整備

各鉄道会社は、事故を防止するとともに、事故発生の際に迅速かつ円滑に対応できるよう、次の対策を講じる。

〈鉄道施設・設備の整備〉

- 線路・路盤等の施設の適切な保守
- 線路防護施設の整備の推進
- 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等、運転保安設備の整備・充実
- 諸施設の新設及び改良
- 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- 救援車・作業車等の整備
- 建築限界の確認
- 保安設備の点検・整備
- 非常通信手段の整備

第2 交通環境の整備

1 踏切道の保守・改良

建設部道路課・維持課、県等の道路管理者は、各鉄道会社等と協力して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

〈踏切道の保守・改良対策〉

- 踏切道の立体交差化
- 踏切道の構造の改良
- 踏切保安設備の整備

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 安全走行の確保

各鉄道会社は、鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、施設・設備の検査体制の充実に努める。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

各鉄道会社は、乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。また、車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

各鉄道会社、市、県及び関係機関は、役割分担を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈鉄道事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各鉄道会社】 乗客の安全及び所管施設の保全・復旧について、一次的な責任を負う。	○関係機関への出動要請 ○乗客の避難誘導 ○応急措置 ○代替輸送確保 ○施設の回復
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、乗客・住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○警戒区域の設定 ○現場広報・報道対策
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 乗客・住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 被害の拡大を防止するための事前措置

各鉄道会社は、協力会社、関係機関等も含め、確保しうる応急用資機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。また、事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれがあるときは、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

第6節 再発防止対策の実施

各鉄道会社は、鉄道事故あるいはそれに類する事故事例を調査し、事故原因の分析を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

第2章 災害応急対策計画

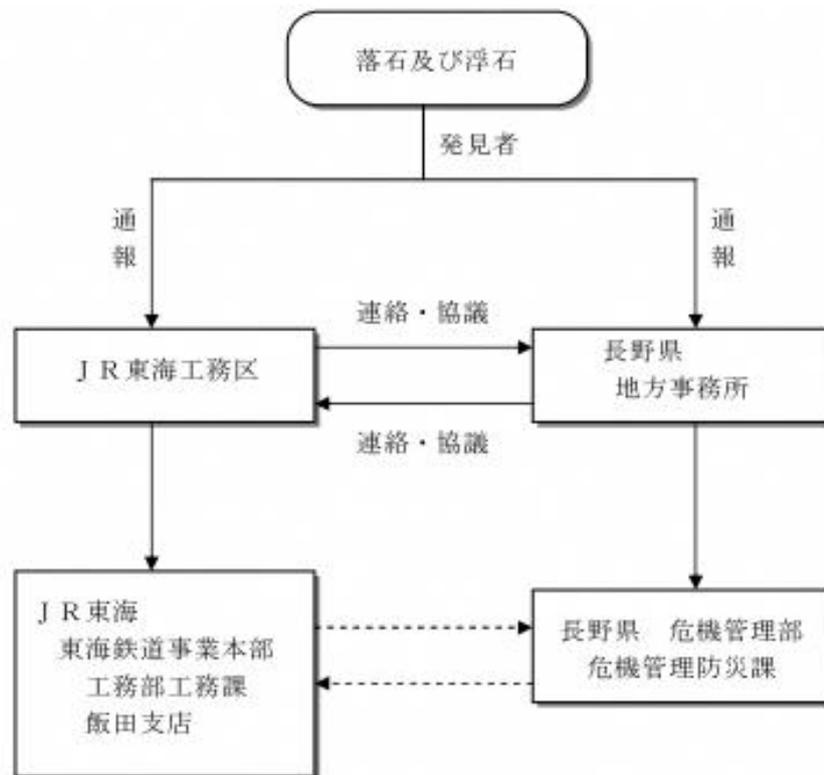
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡活動

総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、鉄道会社及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。



〈落石事故で相互（道路管理者、鉄道事業者）に影響する場合の連絡体制〉

第2節 活動体制及び応援体制

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な鉄道事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、鉄道会社及び関係機関は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 鉄道会社

鉄道会社は、鉄道事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、活動体制の確立（職員の非常招集、情報収集連絡体制、対策本部の設置）、乗客の避難、人命救助、消火、被害拡大の防止措置（関係列車の非常停止の手配及び線路上電源の遮断）、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置をとる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に鉄道事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 災害の警戒・防ぎよ活動

1 消火活動

大規模な鉄道事故災害においては、多数の死傷者が発生することが予想されるほか、市街地での脱線・転覆等の場合には火災が広範囲に及ぶことに留意して、消防部消防署班は、人命救助第一に消火及び救助活動を実施する。また、鉄道会社は初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関等の行う消火活動に協力する。

2 危険物等積載貨車の応急措置・通報

危険物等を積載した貨車が、事故により爆発、炎上、又は危険物等が漏えいした場合、若しくはその危険性がある場合、乗務員又は駅員は、直ちに消防部通信指令班及び警察署に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の措置をとる。また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防部予防班に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

消防部予防班及び鉄道会社の現場責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに周辺地区での火気の使用制限及び住民等の避難を市長（総務部本部班）に要請する。

消防部警防班は、積載危険物等の流出等に対して、必要により警戒区域を設定するとともに、火気の使用制限等の措置をとる。また、通行止等の必要な措置を警察署、道路管理者等の関係機関に求める。

流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合、またそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、保健所部食品生活衛生班及び環境部環境政策班等に連絡する。

警察署は、警戒区域を設定し、その監視・警ら等を行う。

3 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故を起こした鉄道会社は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故を起こした鉄道会社、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第2 救助・救急・医療活動

1 救助・救急

消防部消防署班、消防団は二次災害に十分注意し、救命措置を必要とする者を最優先とし、また要配慮者及び重傷者を優先して救助・救急活動を実施する。また、現場救護所において応急救護及びトリアージされた負傷者について、搬送先を確保し、医療機関への搬送を行う。

警察署は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたる。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 緊急輸送活動

1 緊急交通路の確保

県警察本部は、現場周辺の交通規制及び緊急活動用道路の確保を行う。警察署は緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

2 代替交通手段の確保

鉄道会社は、鉄道運行停止に伴う鉄道利用者の生活への支障を抑えるため、必要な代替交通手段を確保する。企画政策部広報広聴班は、必要に応じてその広報活動を行う。

〈代替交通手段〉

- | | |
|--------------------------|---------|
| ○他路線への振替輸送 | ○バス代行輸送 |
| ○被災していない他の鉄道会社の協力による代替輸送 | |

第5節 関係者等への情報伝達活動

県、企画政策部広報広聴班及び鉄道会社は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準じて、次のとおり情報を適切に提供する。

〈鉄道事故災害における広報体制〉

実施機関	広報の担当
鉄道会社	鉄道事故の状況及び復旧見込み、安否情報
警察署	現場広報及び報道対応
企画政策部広報広聴班	事故災害現場周辺の被災状況、収容医療機関の状況、安心情報、警戒情報

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 避難受入活動

1 乗客等の避難・安全確保

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合、消防部消防署班は、鉄道会社（列車内又は駅構内等の乗客の避難誘導）、警察署（列車内又は駅構内等の乗客等の避難誘導の協力、現場一帯の立入禁止等の措置）と連携して避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の住民の避難

総務部本部班は、危険物等が流出した場合、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。避難誘導にあたって、消防部消防署班は指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。また、教育部総務班は、所管する指定避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するとともに、警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒を行う。

第2 生活救援活動

震災対策編 第3章 第13節～第15節に準ずる。

第3 住宅対策活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第4 保健衛生、感染症予防活動

震災対策編 第3章 第16節「保健衛生、感染症予防活動」に準ずる。

第5 遺体対策等の活動

震災対策編 第3章 第17節「遺体対策等の活動」に準ずる。

また、県は市の遺体処理業務について広域応援の調整、及び関係団体への協力依頼を行う。

第6 文教・保育活動

震災対策編 第3章 第35節「文教・保育活動」に準ずる。

第7 公共・公益施設等の応急復旧活動

1 道路区域内の復旧活動

道路管理者は、道路との交差点における鉄道施設の早期復旧のため、鉄道会社の協力を得るとともに、必要な情報を提供し、調整を図る。

〈道路管理者と鉄道会社との調整事項〉

- 鉄道会社の協力による状況（特に道路との交差部）の早期把握
- 早期復旧のための工事に係る許可手続の迅速化
- 鉄道会社等への復旧工事に関する他の占有物件の情報提供によるライフラインの損傷防止
- 同一現場で複数の復旧工事がある場合における工事現場輻輳防止のための調整

2 施設・車両の復旧

鉄道会社は、各社の防災業務計画により、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

また、道路区域内で復旧活動等を行う場合は、道路管理者と協議の上、速やかに復旧計画を立て、実施する。

第8 農林水産物災害応急活動水産物

震災対策編 第3章 第34「農林水産物災害応急活動」に準ずる。

第9 警備・防犯活動

震災対策編 第3章 第19節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずる。

第10 要配慮者支援活動

震災対策編 第3章 第8節「要配慮者に対する応急活動」に準ずる。

第6款 危険物等災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第2節 災害の拡大防止活動

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第4節 その他の災害応急対策活動

本款は、危険物等事故発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

各危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため、平常時から次の予防対策を実施する。

〈危険物等事故災害に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
各危険物等 取扱事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全対策の向上 ○保安管理技術の向上 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○救助・救急、初期消火、避難誘導、応援要請等、災害時マニュアルの作成 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○防災訓練の実施 ○調査・広報活動
市	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等施設の把握・立入検査・指導 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○調査・広報活動

第1 施設の安全対策の向上

各危険物等取扱事業者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造・設備等の安全対策の向上に努める。

〈安全対策の根拠法令等〉

危険物等	法 令
危険物	消防法、危険物の規制に関する政令・規則・条例
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス・液化石油ガス	高圧ガス保安法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法
放射性物質使用施設 (原子力を除く)	文部科学省指針

第2 保安管理技術の向上

各危険物等取扱事業者は、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実を図る。

また、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資機材の整備及び訓練を通じた防災技能の習熟・向上が図られる体制の強化に努める。

第3 危険物等施設の把握・立入検査・指導

消防局予防課・消防署は、危険物等事故災害の発生及び被害の拡大を未然に防止するため、危険物施設に対し、次の事項について立入検査又は指導を行う。

〈危険物等施設への検査・指導〉

- 危険物等施設の位置、構造及び設備等の維持管理に関する検査
- 危険物等の運搬及び積載方法についての検査
- 危険物等の貯蔵、取扱方法等安全管理についての指導
- 危険物等施設の管理者及び保安監督者に対する保安監督についての指導
- 地震等による施設等の影響に対する安全措置の指導
- 地震等による棚及び器材の転倒・落下の防止に対する指導
- 危険物の流出時の拡大防止に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄の促進
- その他法律に基づく検査、指導等の徹底

第4 調査・広報活動

1 防災教育の実施

消防局予防課・消防署は、危険物等の施設における保安管理の徹底を図るため、危険物等の取扱関係者に対してあらゆる機会を捉え、次の事項について防災教育を実施する。

〈危険物等関係者への防災教育〉

- 危険物等の性質・特徴等
- 危険物等の貯蔵又は取扱施設の保安に関すること
- 異常状態の発見方法及び事故災害発生時における応急措置
- 関係法令等
- その他災害防止上必要な事項

2 防災訓練

危険物等の施設においては、危険物等の性状、地域の実態、特殊性を十分考慮し、事故災害防止活動体制の確立を目的とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等と合同で訓練を実施し、相互の連携強化に努める。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

各危険物等取扱事業者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈危険物等事故災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各危険物等取扱事業者】 危険物関連法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係わる安全管理に必要な措置をとる。	○関係機関への報告・被害情報収集 ○関係機関への出動要請 ○危険物等に関する情報提供 ○所管施設の緊急措置・復旧
【警察署】 現場における指揮体制を確立し、住民の生命、身体及び財産を保護する。	○負傷者の救出・救護活動 ○行方不明者の捜索 ○死傷者の身元確認 ○交通規制
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。 地域住民の安全を確保するとともに、各種事故対策活動に協力する。	【消防局各課】 ○警戒区域の設定 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

総務部庶務班は、状況に応じて事故現場に情報収集要員を派遣し、情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び事故災害現場周辺の被害状況について、県に報告する。

警察署は、被害情報の収集を行う。

市、県、警察署、危険物等取扱事業者及び関係機関は、相互に情報を交換し情報を共有する。また、危険物等の事故により、周辺地域住民に影響を与えるもの又は与えるおそれがあるもの、その他大規模な場合など、「火災・災害等即報要領」に示される直接即報基準に該当する場合には、要領に従い覚知後30分以内に消防庁へ直接通報を行う。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 警戒区域の設定

危険物等取扱事業者は、危険物等の漏えい、爆発又は有害物質の拡散等により、周辺に危険が及ぶおそれがある場合、直ちに消防部通信指令班及び関係機関へ通報する。

消防部長又は消防部消防署班長は、危険物等の流出等に対して、状況に応じて火災警戒区域を設定する。災害対策本部が設置された場合、総務部本部班は状況に応じて警戒区域を設定する。

第2 災害の拡大防止措置

1 危険物関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時における指示及び応援要請 危険物施設において火災が発生した場合は、必要に応じて指示及び他県・市町村及び自衛隊に応援要請を行う。 ○避難誘導措置等（警察） 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な危険物等を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定 市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入の制限・禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。 ○危険物施設の緊急時の使用停止命令等 市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。 ○災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。 ○危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう下記「危険物施設の管理者等」に掲げる項目について指導する。
危険物施設の管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物施設の緊急時の使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業を停止又は制限する。 ○危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。 ○危険物施設における災害拡大防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じる。 ○危険物施設における災害発生時の応急措置、関係機関への通報 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。また、危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに市（消防部通信指令班）、警察署等関係機関に通報する。

機関	措置のあらまし
	<ul style="list-style-type: none"> ○相互応援体制の整備 必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業者に応援を要請する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 市（消防部）、警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

2 火薬関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。 ○関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入を制限又は禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。
火薬類取扱施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。 ○搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗上等で完全に密閉し、木部は防火措置をとる。また、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させる。

3 高圧ガス・液化石油ガス関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置をとるとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入を制限又は禁止、並びに区域内からの退去を命ずる。
高圧ガス製造事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急措置をとるとともに、警察署及び市（消防部通信指令班）に通報する。 ○高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止、施設の応急点検、出火防止の措置をとる。 ○製造作業の中止、設備内のガスの安全な場所への移動又は放出を行い、必要な作業員のほかは退避させる。 ○貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 ○漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。 ○状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。 ○状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

《第2章 災害応急》2 災害の拡大防止活動

4 毒物・劇物関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○飛散、漏えい、流出、又は地下浸透した毒物・劇物の種類・量を調査し、確認する。 ○警察署、市（消防部）と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法について広報を行う。 ○飲料水汚染のおそれがある場合、市に連絡する。 ○中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。 ○応急対策に必要な情報の提供を行う。 ○災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるよう、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。 ○応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。 ○毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。 ○危険区域への人、車両の立入を禁止する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止する必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、防災関係者以外の立入の制限・禁止、又は区域内からの退去を命ずる。 ○飲料水汚染がある場合 上下水道部浄水班は、取水箇所でも異常がある（可能性がある）場合には、直ちに取水を停止し、保健所部食品生活衛生班、消防部消防署班と情報を共有する。水質検査により安全が確認された場合には、取水を再開する。 ○消防部は、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。
毒物劇物営業者及び業務上取扱者	<ul style="list-style-type: none"> ○貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。 ○毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。 ○応急措置及び関係機関への通報 毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、警察署又は市（総務部本部班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）へ連絡する。 ○従業員及び周辺地域住民に対する措置 警察署、市（企画政策部広報広聴班、保健所部食品生活衛生班、環境部環境政策班、消防部通信指令班）と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

5 放射性物質使用施設関係

機関	措置のあらまし
県	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置をとるとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。（警察）
市	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防部は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。その際、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、放射線障害に備える。
放射性同位元素使用者等	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。 ○放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。 ○放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出

機関	措置のあらまし
	し、避難をさせる等緊急の措置をとる。 ○放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。 ○放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。 ○事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置をとる。

6 放射性物質の不法廃棄事案関係

機関	措置のあらまし
県	○関係機関と連携し状況の把握に努め、国と連絡調整を図り、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供を要請する。 ○放射性物質の処理及び除染作業を行う。
市	○不法廃棄の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努める。 ○放射性物質の処理及び除染作業を行う。
警察	○不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置をとる。
消防機関	○通報があった旨を県及び市に報告する。 ○不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防吏員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助・救急等必要な措置をとる。

第3 消火活動

消防部消防署班は、火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、二次災害に注意を払いつつ、管理者と連携し的確かつ迅速に消火活動を行う。

消防部長は、必要に応じて「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市等に消火活動の応援要請を行う。また、他県の応援を必要とする場合は、緊急消防援助隊の出動、若しくは「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援を、県知事に要請する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 流出危険物等の拡散防止及び除去

事故発生者は、流出した危険物等の防除活動を行う。また、消防部予防班、消防署班、警察署は、流出した危険物等の種類、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して排除にあたる。

消防部予防班、消防署班は、流出した危険物等から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置をとる。

県及び各河川管理者等は、流出した危険物等による飲料水汚染の可能性を調査し、汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関（県、市上下水道部水道整備班・浄水班）に速やかに連絡する。水道水取水地区担当機関は、取水制限等の措置をとる。

危険物等が水域、地中及び大気中に流出した場合は、事故発生者、県、消防部予防班、消防署班、保健所部環境衛生試験所班、環境部環境政策班及び影響の予想される関係機関（河川管理者、水道事業者、農業関係団体等）は連携して、流出した危険物等の種類・量を確認し、検水調査等の環境モニタリングを実施する。汚染された（可能性がある）場合には、直ちに付近住民、利用者等に広報を行う。

第4節 その他の災害応急対策活動

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模な危険物等事故が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、危険物等取扱事業者は、事故対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 危険物等取扱事業者

危険物等取扱事業者は、危険物等事故が発生した場合には、直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等、事故の状況に応じた応急措置をとる。

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に危険物等事故が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに基づいて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、事故災害応急対策を実施する。

なお、放射性物質に係る災害等については、応急対策を含め、別途長野県策定の「放射性物質事故災害等対策指針」（平成14年4月23日付け、長野県知事通知）に沿って対応する。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、事故災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じて、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第2 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第7款 大規模火災対策

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 消火活動

第2節 避難誘導活動

第3節 その他の災害応急対策活動

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方

本款は大規模火災発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強い地域づくり

震災対策編 第2章 第6節の第1「消防計画」、第24節「防災都市計画」等に準じて、次の対策を重点的に実施する。

〈大規模火災に対する予防計画〉

災害防止対策	○都市の不燃化促進 ○防火対象物等の行政指導 ○初期消火資機材等の普及	○延焼遮断帯等の確保・整備 ○危険物等の災害の防止 ○常備消防力の強化
応急対策実施のための体制強化	○文教対策 ○住民への広報活動 ○鉄道の交通確保	○危険区域の状況把握 ○道路の交通確保

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

各施設管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈大規模火災対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各施設管理者】 建物の管理・保全に関し、一次的な責任を負う。	○消防法に基づく防火管理体制の強化 ○関係機関への出動要請 ○応急措置
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 ○消防警戒区域の設定 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2章 災害応急対策計画

第1節 消火活動

震災対策編 第3章 第7節「消防・水防活動」に準ずる。

第2節 避難誘導活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第3節 その他の災害応急対策活動

第1 災害応急活動体制

市、県は、大規模火災が発生した場合は、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

また、関係機関は、災害対策本部を設置するとともに、状況に応じて現地に近接して拠点又は現地対策本部を設置し、相互の連絡調整及び効果的な応急対策の実施に努める。

1 施設管理者

施設管理者は、大規模火災が発生した場合には、直ちに関係機関への通報、施設利用者の避難、人命救助、初期消火、被害拡大の防止措置等、状況に応じた応急措置をとるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 市

市は、市内に大規模火災が発生し、必要と判断した場合には、法令、市地域防災計画 震災対策編 第3章各節の定めに準じて、非常招集・配備、災害対策本部の設置等を行う。

また、必要に応じて、県、他市町村、その他防災関係機関の協力を得て、大規模火災応急対策を実施する。

なお、強風時の配備態勢は次のとおりとする。

《第2章 災害応急》3 その他の災害応急対策活動

態勢	発令基準	配備態勢（配備内容）
注意	<p>危機管理防災監は、以下の場合において、大規模火災発生の危険性に応じて、警戒準備に必要な職員を招集する。</p> <p>1 気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認め、県知事を通じて市に火災気象通報を行った場合で、市内各所で現に火災が多発しているとき</p> <p>2 火災気象通報があった場合で、市長が気象の状況が火災予防上危険であると認め、火災警報を発令したとき</p>	<p>1 強風情報を把握できる体制</p> <p>2 強風の被害情報の収集活動ができる体制</p> <p>3 強風の初期災害対策活動ができる体制</p> <p>登庁範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理防災課担当職員 ● 第1 配備職員のうち、施設管理等に必要な職員

〈火災気象通報〉

区 分	発表基準
火災気象通報	<p>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実効湿度が 55% 以下で最小湿度が 20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が 60% 以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）

〈火災警報〉

区 分	発表基準
火災警報	火災気象通報の発表基準に準ずる。

3 県

県は、法令又は県防災計画の定めるところにより、大規模火災応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、他県・市町村及び自衛隊に応援を要請する。

第2 災害情報の収集・連絡活動

震災対策編 第3章 第1節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。

第3 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 計画的復興の進め方

市は、関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

第8款 林野火災対策

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第2章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第3節 活動体制の確立

第4節 消火活動

第5節 二次災害の防止活動

第6節 その他の災害応急対策活動

第3章 災害復旧計画

本款は林野火災発生時に防災関係機関等が実施する被災者の救助・救援活動、住民等の避難活動及び活動の実施体制について、基本事項を定めるものである。

第1章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

農林部森林整備課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境政策課、消防局予防課、県及び関係機関は、それぞれの役割に応じ、事故発生を未然に防ぐため平常時から次の予防対策を実施する。

〈林野火災に対する予防対策〉

実施機関	主な対策
市	○森林環境の整備 ○火気使用に関する指導・制限 ○消防体制等の整備 ○情報収集・連絡・通報体制の整備 ○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動
県	○関係機関との応援・協力体制の整備 ○広報活動

第1 森林環境の整備

農林部森林整備課は、林野火災の予防上必要な環境整備として、所管する林道の適正な維持管理に努める。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 広報活動

1 防火思想の普及

農林部森林整備課・農業政策課、商工観光部観光振興課、環境部環境政策課及び消防局予防課は、県、森林管理署及びその他林野関係機関と協力し、林野火災予防の広報、講習会等を行うなど広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

2 関係者に対する指導・啓発

消防局予防課は、林野火災予防協議会の設置等により山火事防止対策のための連絡調整等を適宜行い、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関の役割

市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。

〈林野火災対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【市】 消防機関による消火、救助・救急活動を行い、医療機関による医療救護活動の受入れ体制を整える。	【消防局各課】 ○消火活動 ○消防警戒区域の設定 ○負傷者の救助・救急活動 ○負傷者搬送 ○現場広報 【保健所健康課】 ○救護所設置 【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○警戒区域の設定 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○行方不明者の捜索への協力 ○災害広報
【医療機関】 医療救護活動を行う。	○医療救護活動
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整 ○自衛隊派遣要請

第2 消防体制等の整備

消防局警防課、県及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1 消防体制の確立

消防局警防課は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災の消防体制の確立を図る。

2 広域応援体制等の整備

消防局警防課及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察署、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平常時から情報交換等に努める。

3 消防資機材の整備

消防局、県及び林野関係機関は、自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火器材等の林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

4 消防水利の確保

消防局警防課は、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5 林野火災消防訓練

消防局警防課、県、林野関係機関及びその他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防ぎょ技術の向上を図るため、消防訓練を実施するよう努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 林野火災の警戒活動

第1 火気使用に関する指導・制限

1 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、市長の許可がなければできない。

2 大火危険気象等に対する警戒

消防局予防課は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合、地域防災無線・有線放送を活用した広報を実施するとともに、車両による予防広報を実施し、地区住民及び入山者に火気取扱いに関する注意を促す。

3 火災に関する警報

市長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民に周知し、火気使用の制限、消防局の警戒体制の強化等必要な措置をとる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

県、消防部警防班、農林部森林整備班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。総務部本部班・庶務班は、火災の発生状況、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に即報する。火災が隣接市町村に及ぶおそれがある場合には通報し、連携をとる。

消防部消防署班は、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。消防部警防班は、現地に出動要請した消防防災ヘリコプターに給水ポイント及び着陸場所を示し、空中偵察による火災の延焼状況等の情報提供を求めるとともに、空中からの消火活動等を依頼する。

第3節 活動体制の確立

第1 災害応急活動体制

山林等で火災を発見した者は、直ちに消防部通信指令班に通報する。また、火災の付近にいる者は、火災が小規模又は延焼防止等に効果を期待できる場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

1 市

市は、火災の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとる。詳細は、第3章 第1節「災害情報の収集・連絡活動」に準じて行う。

消防部通信指令班は、通報内容及び高所監視カメラでの視認状況等から、必要と判断される消防隊等を出動させるとともに、関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。また、消防部総務班・警防班は、火災の規模が大きく消火活動が長時間に及ぶと予想される場合は、消防署長を長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあるとともに、必要に応じ協定に基づく応援要請を行う。

2 県

県は、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施する。必要に応じ、消防防災ヘリコプターの緊急運航、消防車両の通行確保のための交通規制、及び自衛隊への応援要請等の措置をとる。

第4節 消火活動

第1 災害の警戒・防ぎよ活動

消防部消防署班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、管理者と連携し的確かつ迅速に消火活動を行う。

なお、本部長（市長）は、必要に応じて「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。また、他県の応援を必要とする場合は、緊急消防援助隊の出動、若しくは「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援を、県知事に要請する。

また、総務部本部班は必要に応じて、県知事を通じてヘリコプターを含む自衛隊派遣要請等を行う。

1 消火活動

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負式消火水のう等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

2 消防水利の確保

林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いため、あらかじめ作成した消防水利マップにより、最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。

第5節 二次災害の防止活動

第1 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から地域住民を守る必要がある。

県は、危険箇所について、緊急点検マニュアルにより速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。また、緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

建設部河川班、農林部農業土木班・森林整備班は、緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第2 森林復旧

県、市及び関係者は、防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の導入など、林野火災に強い森林づくりの検討を行い、復旧を図る。

第6節 その他の災害応急対策活動

第1 災害広報活動

震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準ずる。

第2 緊急輸送活動

震災対策編 第3章 第9節「緊急輸送活動」に準ずる。

第3章 災害復旧計画

市は、寡雨地帯や消防水利の悪い地域において、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。

長野市地域防災計画

【原子力災害対策編】



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則	
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	1
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第2章 災害に対する備え	
第1節 モニタリング等	5
第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	5
第3節 健康被害の防止	5
第4節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	5
第5節 原子力防災に関する訓練の実施	6
第6節 災害情報の収集・連絡体制の整備	6
第3章 災害応急対策計画	
第1節 基本方針	7
第2節 情報の収集・連絡活動	7
第3節 活動体制	8
第4節 モニタリング等	8
第5節 健康被害防止対策	9
第6節 住民等への的確な情報伝達	9
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動	10
第8節 緊急輸送活動	12
第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等	13
第10節 県外からの避難者の受入れ活動	■13
第4章 災害からの復旧・復興	14
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応	15

※ページ番号の前に■を付している節については、震災対策編を参照

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

本計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、市、県、国等の防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第2 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30Km）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、本市において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるとき、さらには、核燃料物質等輸送中の事故を想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

本市から一番近い原子力発電所として、直線距離で約80kmの位置（中野市と豊野町の市境から）に、柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

本計画は、原子力発電所の事故等により、放射性物質の拡散が本市に及んだ場合の対策を進めるため、原子力災害に対する市等がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行によって、住民の不安を解消するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護することを基本とする。

なお、本市では住民等への迅速な情報連絡や緊急時モニタリング体制をとることを重点とし、安定ヨウ素剤の備蓄や避難については、今後の国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときに、随時見直しを行うものとする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 関係機関の役割

市、県及び関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。

〈原子力災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
<p>【市】 情報の収集・伝達を行うとともに、屋内退避・避難及びモニタリング、健康被害の防止、訓練や知識の普及並びに汚染物質の除去等を実施し、住民や産業における被害を防止する。</p>	<p>【総務部ほか】 ○災害対策本部の設置 ○情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査 ○災害広報 ○相談窓口設置 ○住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置 ○関係市町村との連携 ○原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報</p> <p>【環境部】 ○各所における環境放射線モニタリング ○測定器等の管理</p> <p>【教育部・学校教育部・こども未来部】 ○学校、保育園における放射線測定 ○給食材料等の放射線測定 ○園児、児童、生徒の安全措置 ○グラウンド等の表土の除染 ○施設の除染</p> <p>【上下水道部】 ○上下水道施設における環境放射線モニタリング ○飲料水における安全措置 ○汚泥の処理</p> <p>【農林部】 ○農林畜産物における安全措置</p> <p>【長野市保健所部】 ○健康被害における対策</p> <p>【都市整備部】 ○公園等における環境放射線モニタリング ○公園等の表土の除染 ○公園等の施設の除染</p>
<p>【県】 隣接する原子力事業所所在県及び原子力事業所等からの情報収集、市及び住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等の対策を講じる。</p>	<p>○放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査</p> <p>○原子力事業所所在県及び隣接県との連携</p> <p>○原子力事業者、原子力防災専門官との連携</p> <p>○自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請</p> <p>○住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置</p> <p>○環境放射線モニタリング等</p> <p>○健康被害の防止</p> <p>○飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>○農林畜産物の採取及び出荷制限</p> <p>○原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報</p> <p>○消防本部の放射線対応能力の向上</p> <p>○汚染物質の除去等</p> <p>○その他原子力防災に関すること</p>

《第1章 総則》 3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

実施機関と役割	主な措置
<p>【原子力事業者】 原子力災害の発生の防止とともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に対し、必要な措置をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力施設の防災管理 ○従業員等に対する教育、訓練 ○関係機関に対する情報の提供 ○放射線防護活動及び施設内の防災対策 ○原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備 ○原子力災害時における通報連絡体制の整備 ○国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 ○汚染物質の除去

第2章 災害に対する備え

第1節 モニタリング等

環境部は、県（環境部）と連携しながら、災害時における影響評価に用いる比較データを収集・蓄積するため、平常時から環境放射線のモニタリングを実施する。

第2節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

総務部危機管理防災課は、広域的な避難に備えて県内外の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、相互応援協定等の締結や、住民等の避難輸送方法等について計画を定めるよう努める。

また、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建物を退避所又は避難所として確保するよう努める。

第3節 健康被害の防止

長野市保健所は、県（健康福祉部）と連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第4節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要である。

総務部危機管理防災課は、県及び原子力事業者とともに、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

〈普及啓発の項目〉

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 原子力災害とその特殊性に関すること
- 放射線防護に関すること
- 県等が講じる対策の内容に関すること
- 屋内退避、避難に関すること
- 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第5節 原子力防災に関する訓練の実施

総務部危機管理防災課及び県（危機管理部）は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第6節 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 県との連携

総務部危機管理防災課は、原子力災害に対して万全を期すため、県との連携を密にし、国、関係市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第2 事故・異常時の情報収集等

総務部危機管理防災課は、県を通じて関係省庁（内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、消防庁等）、所在県、原子力事業者から、事故・異常発生時にはその情報を入手することとし、必要に応じて、災害広報等を実施する。

第3 機動的な情報収集

総務部危機管理防災課は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じて、車両及び移動系防災行政無線・衛星携帯電話などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、国等の防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 災害情報の収集及び連絡体制の整備

1 情報の収集

総務部本部班は、新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県（危機管理部・環境部）等から事故の発生状況、放射線量の測定状況及び拡散予測、防護措置等の情報を入手する。

総務部本部班及び環境部は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

なお、県では原子力発電所を管理する電力会社と事故等に係る通報連絡についての覚書を締結しており、事故等が発生した場合、原子力事業者から通報された内容を、市及び消防局へ通報することとなっている。

2 対策の協議

総務部本部班は、原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、*原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

<説明>*原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。また、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。

第2 連絡手段の確保

総務部本部班は、必要に応じ原子力災害合同対策協議会、県、原子力事業者、国等の防災関係機関との情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

第1 災害警戒本部の設置・運営・廃止

危機管理防災監は、次に掲げる場合、災害警戒本部を設置し、警戒本部の指揮をとる。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- 原子力事業所の事故等により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるとき、若しくは発生することが予想され、市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき
- その他危機管理防災監が必要と判断したとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第6「災害警戒本部の設置」 第7「災害警戒本部の運営」 第8「災害警戒本部の廃止」に準ずる。

第2 災害対策本部の設置・運営・廃止

市長は、次に掲げる場合、災害対策本部を設置し、本部の指揮をとる。

〈災害対策本部の設置基準〉

- 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき
- その他市長が必要と判断したとき

以下、震災対策編 第3章 第2節 第2「災害対策本部の設置」 第3「災害対策本部の運営」 第4「災害対策本部の廃止」に準ずる。

第4節 モニタリング等

環境部は、必要に応じて環境放射線のモニタリングを実施し、結果を県へ速報するとともにホームページ等で公表する。また、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

上下水道部、環境部、学校教育部、こども未来部、都市整備部、長野市保健所部及び農林部は、県と連携しながら、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、流通食品、農林畜水産物、園芸用土、家畜用飼料及び肥料等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。また、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

長野市保健所部は、県（健康福祉部）と連携しながら、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民広報

総務部本部班及び企画政策部広報広聴班は、県（危機管理部、総務部）と連携しながら、多様な媒体を活用して、住民等に迅速かつ的確に情報提供及び広報を行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国及び原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

なお、県では、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第2 住民等からの問い合わせへの対応

地域・市民生活部は、相談窓口を設置して、関係各班及び県と連携しながら、住民等からの放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に速やかに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

1 屋内退避及びコンクリート屋内退避

屋内退避とは、原子力災害発生時に、住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため自宅等の建物内に退避することをいう。

コンクリート屋内退避とは、コンクリートの遮へい効果により放射線による被ばくを低減させ、また建物の気密性による放射性物質の呼吸による体内取り込みを少なくさせて、甲状腺被ばくなどを低減するためコンクリート製の建物内へ退避することをいう。

2 待避所

待避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。

3 広報活動

総務部本部班及び企画政策部広報広聴班は、県と連携しながら、県内において原子力緊急事態が宣言され、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

〈避難情報の伝達手段〉

- 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- 消防局の広報車等による広報活動
- 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
- 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡
- 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- ホームページ、SNS、緊急速報メール等を活用した情報提供

4 屋内退避等の措置

本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置をとる。

- (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

〈「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標〉

基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{※4} させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1：「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

※2：実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3：「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4：「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

総務部本部班は、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。また、県に避難先及び輸送ルート調整を要請する。

総務部本部班及び地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、各部の協力を得て、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

また、JR各社、鉄道会社、路線バス会社等に避難者の輸送を、自衛隊には、避難者の輸送に関する援助を依頼する。

第3 屋内退避又は避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県（危機管理部、警察本部）では、市長が屋内退避又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送体制の確立

県（危機管理部）では、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行い、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

第2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会では、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。

警察では、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

長野市保健所部及び上下水道部は、国及び県（環境部、危機管理部）からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

農林部は、国及び県（農政部・林務部）からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準ずる。

第4章 災害からの復旧・復興

第1 放射性物質による汚染の除去等

各都府県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。

第2 その他災害後の対応

1 制限措置の解除

各都府県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

2 モニタリング

環境部は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

3 風評被害の防止

商工観光部及び農林部は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

4 健康被害の相談

長野市保健所部は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については、本章第2節から第4節を準用する。

第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。

また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

〈事故発生時の措置〉

- 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- 消火、延焼防止の措置
- 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- モニタリングの実施
- 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- その他放射線障害の防止のために必要な措置

第2 警察及び消防の対応

1 警察の対応

警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制をとる。

また、警察は、防災関係機関に対する通報、連絡を行う。

2 消防の対応

消防は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防吏員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制をとる。

また、市、防災関係機関に対する通報、連絡を行う。

長野市地域防災計画

【火山災害対策編】



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則	
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	1
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第4節 市の概況（火山災害の想定）	3
第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	4
第3章 災害応急対策計画	
第1節 災害直前活動	5
第2節 災害情報の収集連絡活動	6
第3節 非常参集職員の活動	9
第4節 火山灰除去	9
第5節 避難受入れ及び情報提供活動	9
第6節 災害広報活動	10
第7節 農林水産物災害応急活動	10

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、過去の大規模な火山災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、市、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野市防災会議が作成する長野市地域防災計画の火山災害対策編として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、本市は活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されていないことから、同法に基づく警戒避難体制の整備等を行わないものとする。

第2節 防災の基本方針

火山噴火の可能性のある活火山は、市域には存在していないが、県内には、以下の10火山が存在している。これらの火山の噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないと考えられるが、その規模によっては、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

〈長野県の活火山〉

火山名	最新の噴火年（有史後）	常時観測火山	火山周辺の都道府県
草津白根山	1983年	○	群馬県・長野県
浅間山	2015年	○	群馬県・長野県
横岳（北八ヶ岳）	約600年前		長野県
新潟焼山	1983年	○	新潟県・長野県
妙高山	—		新潟県・長野県
弥陀ヶ原	1836年	○	富山県・長野県
焼岳	1963年	○	長野県・岐阜県
アカダナ山	1995年		長野県・岐阜県
乗鞍岳	—	○	長野県・岐阜県
御嶽山	2014年	○	長野県・岐阜県

（気象庁ホームページによる）

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

防災関係機関その他の実施責任は、震災対策編に準ずる。

第2 業務大綱

県、市及び気象台の業務大綱は次のとおりである。その他各機関の業務大綱は、震災対策編に準ずる。

1 県

- (1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。
- (9) その他火山防災に関すること。

2 市

- (1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。
- (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。
- (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。
- (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。
- (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。
- (9) その他防災に関すること。

3 東京管区気象台(長野地方気象台)

- (1) 火口付近の観測に関すること。
- (2) 噴火警報等の伝達、解説に関すること。
- (3) 防災知識の普及に関すること。
- (4) 災害防止のための統計調査に関すること。

第4節 市の概況（火山災害の想定）

市域では、火山の噴火により、噴石、火砕流等が到達する可能性は非常に低いため、噴火警報等に対応した事前避難等は必要ないと考えられる。

しかし、風向きによっては、降灰により交通障害や農作物等への影響が予想される。

また、大規模な噴火により大量の火山灰が噴出し、風向きにより火山灰が非常に厚く堆積した場合は、降雨により土石流が発生する可能性もある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 火山噴火に関する知識の啓発・普及

総務部危機管理防災課は、火山現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性や、周辺の火山に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

第2 火山災害対応等の啓発・普及

総務部危機管理防災課は、周辺火山噴火時の降灰等による被害について、市民の安全と健康の維持のための実行可能な対処方法等を広報し、啓発・普及に努める。

また、市民が個々に行える火山灰処理等についても周知し、本市との連携を図る。

第3 事前対策の推進

総務部危機管理防災課及び関係各課は、周辺火山噴火時の降灰等により懸念される被害について、事前対策の検討を推進する。

- 1 火山情報の伝達、市民への注意喚起等の対策
- 2 火山灰による空調障害に係る電算機器等の対策
- 3 火山灰による目、鼻等の粘膜質への被害、肺への被害等の予防対策
- 4 視界不良時の交通安全、道路規制対策
- 5 農産物等の保全対策
- 6 上下水道施設の保全対策
- 7 火山灰処理の事前対策
- 8 河川施設等の保全対策
- 9 その他

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 関係機関の役割

各道路管理者、市、県及び関係機関は、役割分担等を明確にし、相互の連携体制を確立する。

〈火山災害対策における実施機関と役割〉

実施機関と役割	主な措置
【各道路管理者】 交通路の確保を行う。	○道路の火山灰除去
【市】 火山噴火に際しては、降灰等に対する情報を提供するとともに、農作物への対応や道路等の火山灰除去を実施する。 また、降雨期には、土石流の懸念のある地区に避難情報を提供し、避難対策を実施する。	【総務部危機管理防災課ほか】 ○災害対策本部の設置 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○災害広報 【農林部農業政策課ほか】 ○農作物対策 【建設部維持課ほか】 ○市道等の火山灰除去 【農林部農業土木課ほか】 ○農道等の火山灰除去
【県】 関係機関間の調整を行う。	○市町村・関係機関との調整

第2節 災害情報の収集連絡活動

第1 特別警報発表時の対応（下記内容以外は第2と同じ）

火山噴火に対する特別警報は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合の噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）が該当する。

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行う。

市は、県、消防庁、NTTから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、防災メール、SNS、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

第2 噴火警報・予報等発表時の対応

総務部本部班は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する火山情報を、市各部及び関係機関、住民等に伝達する。

1 噴火警報・予報

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

(2) 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル等を次に示す。

〈噴火警戒レベルが運用されている火山（浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山）〉

種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等
特別 警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4	避難準備
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2	火口周辺規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（噴火警報解除時）	レベル 1	活火山であることに留意

〈噴火警戒レベルが運用されていない火山（乗鞍岳、横岳、アカンダナ山、妙高山、弥陀ヶ原）〉

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別 警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（噴火警報解除時）	活火山であることに留意

3 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

- ① 降灰予報（定時）
 - ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
 - ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
 - ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
- ② 降灰予報（速報）
 - ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
 - ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

《第3章 災害応急》2 災害情報の収集連絡活動

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

4 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報である。

5 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(2) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。

(3) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(4) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(6) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

第3 被害情報等の調査及び報告

総務部庶務班及び地域・市民生活部支所班は、降灰の状況について情報収集を行う。総務部本部班・庶務班は、市の活動状況及び被害状況について、県に報告する。

第4 危険情報の収集

総務部庶務班は、噴火が開始した場合、噴火の状況や風向き等の降灰の予測情報を収集する。

また、降灰が市域に厚く堆積した場合、県等から降雨による土石流等の発生の可能性や危険区域等の予測情報を入手する。

第3節 非常参集職員の活動

総務部本部班は、火山災害が発生した場合、災害の状況に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部又は現地対策本部の体制をとる。

第4節 火山灰除去

建設部各班及び各道路管理者は、道路上の火山灰の除去、散水等により、道路交通を確保する。

また、住宅地等に堆積した火山灰を積める袋を配布するとともに、排出された火山灰袋の回収及び埋立て処理等を行う。

第5節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 一時退避

総務部本部班は、大規模な噴火が発生し大量の火山灰が降下するおそれがある場合は、建物への一時退避や外出を控えるように呼びかける。

第2 避難収容

火山灰が厚く堆積した場合、国、県等から土石流発生の予測等の情報を入手し、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難の指示を行うとともに、安全な地域での避難所開設を指示する。

消防部消防署班は、避難誘導にあたっては、危険情報を基に指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、教育部総務班は、指定された避難所に職員を派遣して避難所を開設する。

その他、震災対策編 第3章 第11節「避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動」に準じて行う。

第6節 災害広報活動

県及び企画政策部広報広聴班は、相互に緊密な連絡をとりあいながら、震災対策編 第3章 第27節「災害広報活動」に準じて、住民に情報を適切に提供する。

第7節 農林水産物災害応急活動

農林部農業政策班は、火山灰に対する農畜産物等への対応を県、関係機関と協力して対処する。

長野市地域防災計画

【被災地支援対策編】



平成 29 年 7 月改訂
(平成 29 年 7 月 11 日)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 被災地支援対策	
第1節 被災地支援体制.....	1
第2節 被災地支援.....	6
第3節 避難者の受入れ.....	7

第1章 被災地支援対策

第1節 被災地支援体制

第1 職員の動員配備

1 初動体制の確立

災害協定締結市にて地震が発生した場合、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動の支援を実施できる体制を確立する。

なお、配備は原則として地震情報に基づく自動発令とし、対象となる情報を知ったときは、配備命令の伝達を待たずに配備に付くものとする。

〈配備基準〉

態勢	発令基準 (以下の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	災害協定締結市町村で震度6弱の地震を観測し発表したとき	被災市町村の情報収集活動ができる体制 登庁範囲 ● 危機管理防災課担当職員
警戒	災害協定締結市町村で震度6強以上の地震を観測し発表したとき	被災市町村の情報収集活動、支援準備ができる体制 登庁範囲 ● 危機管理防災監、危機管理防災課全職員 必要に応じて危機管理防災監が登庁を依頼する者 ● 支援活動を行う所属の職員

2 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく先遣隊の派遣

「長野県市町村災害時相互応援協定」により、長野ブロック構成市町村（長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村）にて震度6強以上の地震が観測され、本市に被害がなく、市町村と連絡がとれない場合は、先遣隊を派遣する。本市に被害があった場合は、千曲市、須坂市の順に派遣依頼を行う。

また、松本ブロック構成市町村（松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）にて震度6強以上の地震が観測され、松本ブロック内の構成市町村の大半が被災しブロック内で先遣隊の派遣ができず、本市に被害がなく、市町村と連絡がとれない場合は先遣隊を派遣する。

危機管理防災監は、配備態勢をとったときは、市長、副市長に報告する。

第2 協定締結市への応援

1 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災市が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、総務部危機管理防災課は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

2 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等を行うことができる。

《第1章 被災地支援対策》1 被災地支援体制

3 経費の負担

応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

第3 災害支援本部の設置

市は、本市以外に大規模な災害が発生したことにより、被災地の支援を行う必要がある場合は、災害支援本部を設置し、市の組織をあげて支援を行う。

また、災害時相互応援協定を締結している、東京都町田市、富山県富山市、新潟県上越市、静岡県静岡市、山梨県甲府市、長野県内市町村、中核市への支援についても同様とする。

1 災害支援本部の設置

災害支援本部の設置は、市長が決定する。本部は市役所に置く。

2 本部の組織

本部の組織は、危機管理防災監を本部長とし、必要な本部職員を市長が指名する。

支援に関する必要事項の決定は市長が行い、調整は災害支援本部が行う。

各部の体制は長野市災害対策本部組織図に準ずる。

3 業務分掌

各部の所掌業務は、「長野市災害支援本部業務分掌」に示すとおりとする。

第4 情報収集及び連絡調整

災害支援本部は、次の情報を収集するとともに、被災地支援に関して被災自治体、関係機関、県との調整を行う。

なお、災害支援本部が設置されるまでの間は危機管理防災班が業務を行う。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 被災地の交通状況
- (3) 被災地のニーズ（物資、応援要員）
- (4) 県、関係機関の支援の状況

第5 広報

災害支援本部は、ホームページ、広報紙等に被災地支援に関する情報を掲載する。

第6 本部の廃止

市長は、被災地の支援が必要なくなったとき、若しくは全庁的な支援が必要なくなったと認められるときは、本部を廃止する。

災害支援本部業務分掌

部	班	業務分掌
各部（共通）	各班（共通）	被災地応援職員の派遣に関する事
総務部	災害支援本部班 （危機管理防災課）	災害支援本部の設置及び廃止に関する事 受入れに伴う支援策の企画、立案、及び調整に関する事 庁内支援体制の構築に関する事 支援に関する照会、情報の収集・提供に関する事 避難所の開設に関する事 義援金・支援物資に関する事 支援要請の調整に関する事 庁内関係部局との連絡・調整に関する事 県等関係機関との調整・報告に関する事 報道対応に関する事 被災地の災害情報の収集に関する事 災害支援本部の庶務に関する事 派遣職員の装備等に関する事 その他支援に関する事
	庶務班	救援物資の受入れ及び義援金に関する事
	職員班	災害支援本部の職員配置に関する事 派遣職員の編成及び調整に関する事
	情報政策班	部内の応援に関する事
	職員研修所班	部内の応援に関する事
	行政管理班	部内の応援に関する事
	公共施設マネジメント推進班	部内の応援に関する事
	管財班	派遣車両の配車及び燃料の確保に関する事 輸送車両の確保に関する事
	選挙管理委員会事務局班	部内の応援に関する事
	監査委員事務局班	部内の応援に関する事
企画政策部	秘書班	国、関係機関の情報収集に関する事 被災地への見舞い、視察等に関する事
	企画班	部内の応援に関する事
	人口増進班	部内の応援に関する事
	広報広聴班	住民、受入れ被災者等への広報に関する事
財政部	財政班	財政措置に関する事
	契約班	部内の応援に関する事
	市民税班	受入れ被災者の税に関する事
	資産税班	被災地応援職員（罹災証明書発行に伴う確認作業）の派遣に関する事
	収納班	部内の応援に関する事
地域・市民生活部	地域活動支援班	支所班の取りまとめに関する事
	支所班	受入れ避難所の設置・運営に関する事 受入れ被災者の各種相談に関する事 救援物資の受入れ及び義援金に関する事
	市民窓口班	受入れ被災者の各種相談に関する事
	人権・男女共同参画班	部内の応援に関する事

《第1章 被災地支援対策》 1 被災地支援体制

部	班	業務分掌
保健福祉部	福祉政策班	受入れ被災者の生活支援策に関すること ボランティアに関する社協、団体等との調整に関すること 民生児童委員との調整に関すること
	生活支援班	部内の応援に関すること
	高齢者活躍支援班	部内の応援に関すること
	地域包括ケア推進班	部内の応援に関すること
	介護保険班	救援物資の受入れに関すること
	障害福祉班	部内の応援に関すること
	医療連携推進班 国民健康保険班	応援派遣（医療）に関すること 受入れ被災者の健康保険の相談に関すること
長野市 保健所部	総務班	部内の応援に関すること
	健康班	受入れ被災者に対する医療救護・健康相談に関すること 応援派遣（健康相談）に関すること
	食品生活衛生班	避難所における衛生に関すること
	環境衛生試験所班	部内の応援に関すること
こども未来部	こども政策班	部内の応援に関すること
	子育て支援班	部内の応援に関すること
	保育・幼稚園班	受入れ被災者の保育及び保育料の減免に関すること
環境部	環境保全温暖化対策班	部内の応援に関すること
	廃棄物対策班	部内の応援に関すること
	生活環境班	避難所におけるし尿等及び、ごみの収集運搬・処理に関すること 受入れ被災者のし尿、ごみ処理手数料の減免に関すること
商工観光部	商工労働班	受入れ被災者に対する労働者雇用、あっせん等の連絡調整に関すること
	観光振興班	観光施設における避難所の確保及び運営に関すること
文化スポーツ 振興部	文化芸術班	避難所の運営に関すること
	スポーツ班	避難所の開設、運営に関すること
農林部	農業政策班	災害支援本部の指示による
	森林農地整備班	災害支援本部の指示による
	いのしか対策班	災害支援本部の指示による
	農業委員会事務局班	災害支援本部の指示による
建設部	監理班	部内の応援に関すること
	道路班	部内の応援に関すること
	河川班	部内の応援に関すること
	維持班	部内の応援に関すること
	住宅班	受入れ被災者の公営住宅の入居及び管理に関すること
	建築班	被災地応援職員（建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士）の派遣に関すること
	建築指導班	被災地応援職員（建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士）の派遣に関すること
都市整備部	都市政策班	部内の応援に関すること
	交通政策班	部内の応援に関すること
	公園緑地班	部内の応援に関すること
	市街地整備班	建設部の応援に関すること
	駅周辺整備班	建設部の応援に関すること
会計部	会計班	災害支援本部の指示による
	検査班	災害支援本部の指示による
議会部	総務議事調査班	災害支援本部の指示による

部	班	業務分掌
教育部	総務班	避難所の開設、運営の総括に関する事
	家庭・地域学びの班	避難所の運営に関する事
	文化財班	避難所の運営に関する事
学校教育部	学校教育班	受入れ被災者の教育に関する事
	保健給食班	避難所の運営に関する事
上下水道部	総務班	応援派遣(給水・復旧)の総括に関する事
	営業班	応援派遣(給水)に関する事 受入れ被災者の上下水道料金の減免に関する事
	水道整備班	応援派遣(給水)に関する事
	水道維持班	応援派遣(給水・復旧)に関する事
	浄水班	応援派遣(給水)に関する事
	下水道整備班	応援派遣(給水)に関する事
	下水道施設班	応援派遣(給水)に関する事
消防部	総務班	応援派遣(緊急消防援助隊)に関する事
	予防班	応援派遣(緊急消防援助隊)に関する事
	警防班	応援派遣(緊急消防援助隊)に関する事
	通信指令班	応援派遣(緊急消防援助隊)に関する事
	消防署班	応援派遣(緊急消防援助隊)に関する事

※「応援派遣()に関する事」の()には、関係団体・組織からの依頼に基づき行った東日本大震災の支援を例示した。

第2節 被災地支援

第1 救援物資の確保・搬送

1 救援物資の確保

総務部災害支援本部班・庶務班、保健福祉部介護保険班、地域・市民生活部支所班は、次の方法で救援物資を確保する。

- (1) 市の備蓄
- (2) 市内の企業、団体からの寄付
- (3) 個人からの寄付

なお、個人からの救援物資の募集は、期間と品目を定め、場所を指定して受付を行う。

2 救援物資の仕分及び保管

総務部災害支援本部班、保健福祉部介護保険班は、市役所等の公共施設に救援物資の受入れ場所を確保し、庁内各部班の応援により仕分を行う。

3 輸送手段の確保

財政部管財班は、被災地までのトラック等の輸送手段を確保する。

総務部災害支援本部班は、状況に応じて民間の輸送会社の活用も検討する。

第2 義援金の受付

会計部会計班は、義援金の受付口座を開設し、総務部災害支援本部班・庶務班、地域・市民生活部支所班は義援金を受け付ける。

また、総務部災害支援本部班はホームページ、広報紙で募集する。

第3 職員の派遣

総務部災害支援本部班及び職員班は、被災地からの要請に基づき、必要な職員の職種及び人数を確保し、被災地に派遣する。派遣が長期にわたる場合は、各部班でローテーションを組み対応する。

1 公務出張による派遣

総務部災害支援本部班・職員班及び財政部管財班は、派遣に必要な、公用車、燃料、旅費、被服、消耗品、現地での宿泊場所を確保する。

2 地方自治法による派遣

総務部職員班は、派遣期間、給与、旅費、勤務関係等の経費負担を定めた協定書の事前調整及び締結を被災市町村と行う。

第3節 避難者の受入れ

災害対策基本法による広域一時滞在の規程に基づき、市は、被災地からの避難者のために、避難所及び住宅等を確保して受け入れを行う。

県においても、県境を越えて避難する者が発生した都道府県と連携し、必要に応じて対応を行う。

第1 避難者の受入れに関する協議

1 避難者受入れ等の決定

総務部災害支援本部班は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、次の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

また、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- 本市も被災していること。
- 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。
- 地域の実情により要配慮等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。
- その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

なお、県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者等に通知する。

2 避難者支援のための総合窓口の設置

総務部災害支援本部班は、避難者の受入れ及び支援のため、関係各部班と連携し、住宅、福祉、就学、就業等に関する受付業務を総合的に行う。

第2 避難施設への入居

避難者受入れのため、次のような施設を確保し、あっせんする。

なお、短期的な受入れのあっせん順序は丸数字のとおりとする

〈避難者受入れ施設〉

短期的な受入れ (避難所)	①市が開設する短期避難所（保科温泉） ②市が委託する民間宿泊施設（善光寺宿坊） ③民間宿泊施設（低廉価格協力の申出のあった施設） ※（ ）内の施設名は東日本大震災時のもの
中長期的な受入れ (公営住宅等)	○市営住宅 ○県営住宅 ○雇用促進住宅 ○県民間借り上げ住宅 ※避難者の希望により選択する

第3 短期的避難者の受入れ支援

短期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。詳細は、震災対策編各節に準ずるものとする。

〈短期的避難者の受入れ支援〉		
○避難者の把握	○避難施設の管理	○食料の供給
○生活必需品の供給	○ボランティア等への対応	○広報・報道対応
○要配慮者の支援	○健康管理	

《第1章 被災地支援対策》3 避難者の受入れ

なお、県でも、緊急的な一時受入れ、短期的な避難者の受入れについて、被災した都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

〈県が行う緊急的な一時受入れ、短期的な避難者の受入れ支援〉

【緊急的な一時受入れ】

- 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供
なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先

【短期的な避難者の受入れ】

- 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、県の施設で対応
- 上記による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする

第4 中・長期的な避難者の受入れ支援

中長期的に避難者の受入れを行う場合は、次の支援を行う。

〈中・長期的避難者の受入れ支援〉

- 公営住宅への入居
- 家具、家電、生活必需品等の救援物資の提供（東日本大震災時は日赤家電で対応）
- 市手数料、使用料の減免
- 就業相談
- 市臨時職員の雇用創出
- 生活資金の相談（生活福祉資金・生活相談・被災地自治体の見舞金等）
- 教育・保育支援（保育所・幼稚園への入所、各学校への転入学）
- 介護・福祉支援
- 健康相談（医療機関の紹介、健康相談）
- 避難元自治体への避難情報の提供

なお、県でも、中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れについて、被災した都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

〈県が行う中期的避難者の受入れ支援〉

- 県営住宅への受入れ
- 市町村営住宅等の受入れ情報について提供
- 民間賃貸住宅を県が借り上げ、2年間で限度に応急仮設住宅として提供
- 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援

第5 避難者の報告

総務部災害支援本部班は、避難者が被災した自治体の支援等を受けられるよう、県及び避難元市町村と避難者名簿等の情報を共有する。また、避難者に全国避難者情報システムの利用を呼びかける。

第6 避難者の生活支援及び情報提供

総務部災害支援本部班は、県及び被災した市町村等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、市及び県からの避難者支援に関する情報を提供する。

長野市水防計画



平成 29 年 7 月改訂
(令和 3 年 8 月 31 日修正)

長野市防災会議

< 目 次 >

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 長野市地域防災計画との関係	3
第5節 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川	4
第2章 水防組織	
第1節 水防組織	5
第2節 非常配備	5
第3節 水防本部	6
第4節 本部の廃止又は災害対策本部への移行	8
第5節 水防関係機関の連絡系統	9
第3章 水防訓練・水防施設等	
第1節 水防訓練	10
第2節 重要水防区域	10
第3節 ダム及び水門等	10
第4節 水防倉庫及び資器材	11
第5節 非常輸送の確保	11
第4章 警報・注意報等	
第1節 警報・注意報等	12
第2節 洪水予報	14
第3節 氾濫危険水位等到達情報	18
第4節 水防警報	19
第5節 水位観測	22
第6節 雨 量	22
第7節 情報システム等	23
第8節 水位及び雨量の通報系統図	24
第9節 ダム放流時の対応	25
第10節 既往洪水到達時間	25
第11節 異常現象発見時の措置	26
第5章 水防活動	
第1節 実施責任者	27
第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討	27
第3節 水防活動	28
第4節 決壊等の通報	29
第5節 避 難	30
第6節 水防配備の解除	30
第7節 水防の報告	30
第8節 協力・応援	31
第9節 経費の負担	31
第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	
第1節 洪水対応	32
第7章 水防協力団体	32

第1章 総則

第1節 目的

本市は、県知事より水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条に基づいた指定水防管理団体の指定を受けている。本計画は、法第33条第1項の規定に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、本市の区域内にかかる河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう（法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

4 水防協力団体

一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、町内会、ボランティア団体等であって、水防業務を適切かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

5 洪水予報

重要河川で国土交通大臣又は県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

6 水防警報

国土交通大臣又は県知事が指定した河川について、国土交通省又は県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

7 水防団待機水位（通報水位）

洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに国土交通大臣又は県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

《第1章 総則》2 用語の定義

8 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動目安となる水位である。

9 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難発令の目安となる水位である。

10 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

11 特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

12 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

第3節 水防の責任等

第1 本市の責任

本市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第2 水防管理者の責任

市長は、水防管理者として次の責任を有する。

〈水防管理者の責任〉

- 随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。
- 洪水のおそれのあることを自ら知り、又は知事から通報を受け、水位が通報水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、必要な対策を講じなければならない。
- 水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、必要な対策を講じなければならない。
- 前項に述べるほか、水防法、水防計画に基づき必要な活動を実施しなければならない。

第3 居住者等の協力

市内に居住する者、又は水防の現場にいる者は、水防上やむをえない場合において、水防管理者、消防機関の長（消防長）から水防活動に関する協力を要請されたときは水防活動に従事しなければならない。

また、常に気象情報等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第4節 長野市地域防災計画との関係

本計画は、水災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策活動について定める。

また、この計画は、長野県水防計画と整合を図り、長野市防災会議に諮って作成した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき長野市防災会議が作成する長野市地域防災計画の部門計画である。なお、災害対策本部が設置された場合の配備及び災害応急対策活動については、長野市地域防災計画の「風水害対策編」の定めによる。

第5節 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川

国又は県が指定した洪水予報又は水防警報等を発表し、又は水位情報の通知を行う市内の河川は、次のとおりである。

〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種 別		指定者	指定河川
洪水予報河川	(法第10条)	国土交通大臣	千曲川、犀川
	(法第11条)	知事	裾花川
水位周知河川 (法第13条)		知事	蛭川、犀川 (県管理区間)、 浅川、鳥居川
水防警報河川 (法第16条)		国土交通大臣	千曲川、犀川
		知事	裾花川、蛭川、犀川 (県管理 区間)、浅川、鳥居川

なお、その他の河川においても、堤高及び増水の割合から警戒を要すると判断される場合は、上記の河川に準じて水防上必要な措置を講じる。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

水災が発生し若しくは発生するおそれがあるときは、次表の組織規模で対応する。

〈水防組織の形態〉

組織形態	状 況
水 防 本 部	○水防警報の通知を受けたとき ○市長が必要と判断したとき
災 害 対 策 本 部	○市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき。 ○市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき ○市長が必要と判断したとき

第2節 非常配備

第1 水防配備

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の配備態勢は、長野市地域防災計画の「風水害対策編」第3章 第3節「非常参集職員の活動」第1「職員の動員配備」の定めによる。

第2 動員の方法

1 配備指令に基づく職員の動員

各部長は、配備指令に応じ、職員について本部連絡員を通じて速やかに招集する。

また、動員を受けた職員は速やかに所属先に参集する。ただし、勤務時間外等で「自動発令」に定める事項に該当する状況であることを知ったとき、又はその状況にあると推定されるときには、各配備基準に該当する職員は、招集の連絡を待つことなく自主的に参集する。

2 水防団（消防団）の動員

(1) 待機

「待機」とは、水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくことをいう。

待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発表される等、必要と認めたときに発する。

(2) 準備

「準備」とは、水防団（消防団）の分団長が、所定の詰所等に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出勤させることをいう。

準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出勤の必要が予測されたときに発する。

(3) 出動

「出動」とは、水防団（消防団）の全員が所定の詰所等に集合し、警戒配備につくことをいう。出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。

第3節 水防本部

第1 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたとき又は水災が発生し若しくは発生するおそれがあるときは、長野市水防本部（以下「本部」という。）を設置する。

なお、設置・運営は、災害対策本部に準じて行う（長野市地域防災計画の「風水害対策編」第3章 第3節「非常参集職員の活動」第2「災害対策本部の設置」及び第3「災害対策本部の運営」参照）。

ただし、本部長が必要とする職員により組織した本部を設置することができる。

第2 本部の組織

本部の組織は、次の「長野市水防本部組織図」に示す構成とし、その役割は次のとおりとする。

〈本部の役割〉

本部長	市長	本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	危機管理防災監、副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長、上下水道事業管理者	本部長の命を受け、水防本部の事務に従事する。また、本部長の命を受け、本部長付は特定の事務を、本部員は部の事務を掌理する。なお、本部員は事前に代行者を定めておく。
本部員	各部長、長野市保健所長、会計局長、教育次長（2）、議会事務局長、上下水道局長、消防局長	
本部連絡員	本部長が指名する者	部の所管する情報を本部長に報告する。また、本部の情報を部に連絡する。
班長	各課長	本部員の命を受け、班の事務を掌理する。
班員	各課員	班長の命を受け、班の事務に従事する。



第3 本部会議

本部長は、本部を設置したときは、直ちに、長野市災害対策本部規程に準じて、本部に長野市水防本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

〈本部会議〉

本部会議の開催時期	○本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長 ○本部長付 ○本部長が指名する者
事務局	○副本部長 ○本部員
報告事項	○総務部本部班
協議事項	○各部の配備態勢 ○緊急措置事項
	○被害状況に関すること ○応急対策に関すること ○本部の配備態勢の切替え及び解散に関すること ○現地災害対策本部の設置に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること ○他市町村への応援協力に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○災害救助法の適用に関すること ○激甚災害指定に関すること ○住民向緊急声明の発表に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること ○国、県等への要望に関すること ○その他災害対策の重要事項に関すること

第4 本部の業務分掌

各部の所掌業務は、長野市地域防災計画の「震災対策編」第3章 第2節「非常参集職員の活動」第3「災害対策本部の運営」 3 業務分掌の定めによる。

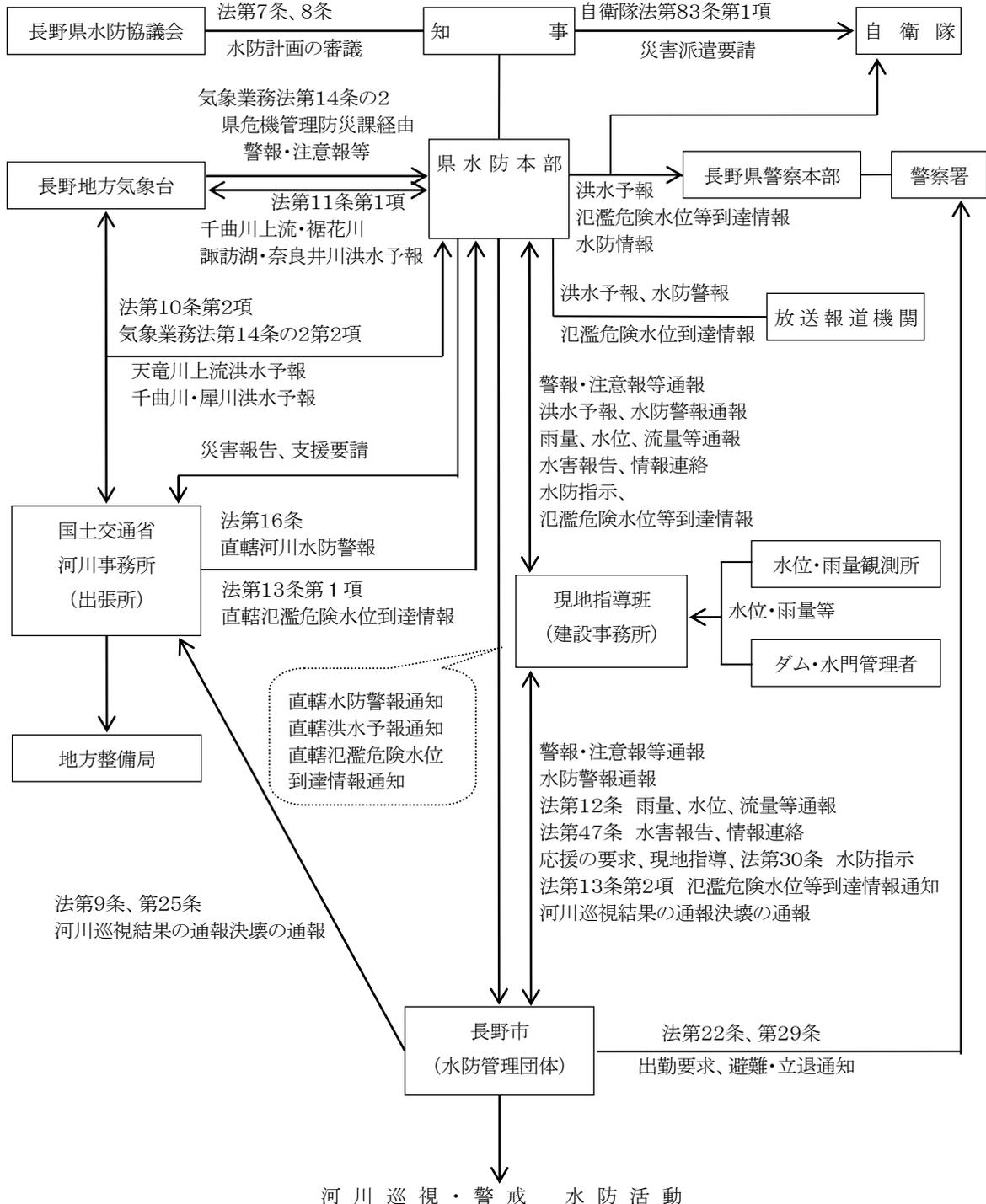
ただし、被害状況に応じて臨機応変に応急対策を実施するため、本部長又は部長の指示により、業務分掌は変更される場合がある。

第4節 本部の廃止又は災害対策本部への移行

本部長は、警報が解除されたとき、又は水災のおそれが解消されたときは、本部を廃止する。また、本部は、長野市災害対策本部が設置されたときは、当該災害対策本部に移行する。

第5節 水防関係機関の連絡系統

水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



第3章 水防訓練・水防施設等

第1節 水防訓練

市は出水期前に1回以上、所轄建設事務所長の指導を受けて水防訓練を行う。なお、訓練要領は、おおむね次の基準により長野建設事務所長と協議の上、市が定めるものとする。

- (1) 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- (2) 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出勤、又は出勤の準備等に対する指示命令の系統的訓練

第2節 重要水防区域

本市にある河川のうち、特にその現状から、決壊・越水等の危険が予想され、水防上特に警戒を要する区域を重要水防区域とする。

なお、本市の重要水防区域一覧表は、資料編を参照

第3節 ダム及び水門等

水防上重要なダム及び水門等は、資料編のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努める。

また、気象警報・注意報及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、長野建設事務所、下流地域の水防管理者、JR等に迅速に連絡を行う。

1 洪水警戒時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する。

3 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

第4節 水防倉庫及び資器材

市内の水防倉庫、備蓄資材等は資料編のとおりである。

消防部警防課は、水防倉庫及び資器材の維持、管理等に万全を期する。

備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所及び建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ市と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努める。

第5節 非常輸送の確保

第1 輸送経路図の作成

市は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、次の事項を網羅した輸送経路図を作成して長野建設事務所長に提出しておく。

- 1 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- 2 万一に備えた多角的輸送路の選定図

また、近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておく。

第4章 警報・注意報等

第1節 警報・注意報等

第1 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。

また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。

1 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

2 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

3 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の種類〉

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

第2 気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）

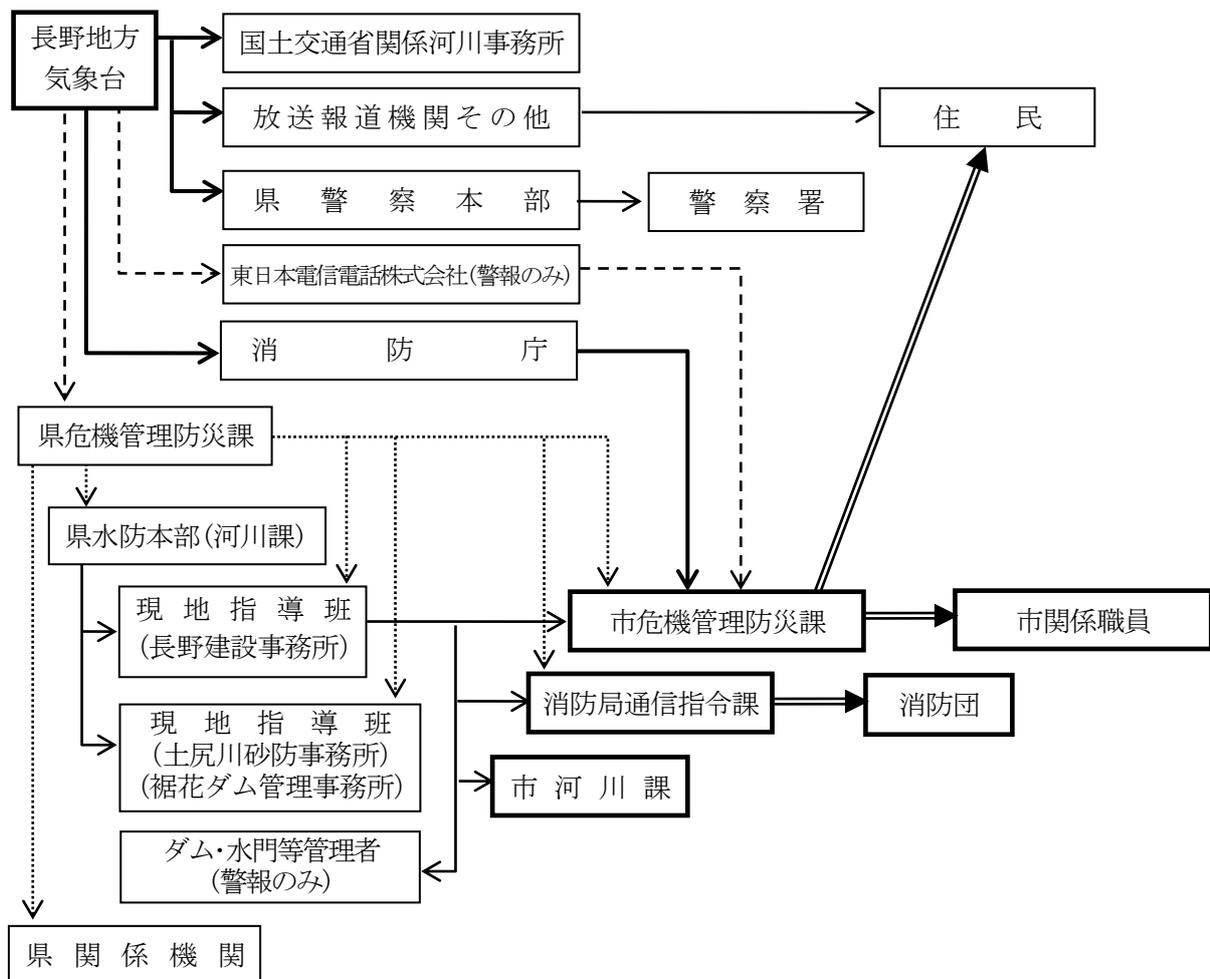
警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表する。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表している。

気象情報も、警報や注意報などと同じように関係行政機関、都道府県や市町村へ伝えられ、防災活動等に利用されるほか、報道機関などを通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象情報は、警報や注意報と一体のものとして発表し、内容を補完するなど、防災上重要な情報である。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

気象警報等の伝達系統は次の図のとおりである。なお、災害が切迫している場合や特別警報が発表された場合は、長野地方気象台又は長野県危機管理防災課から市長に対して直接連絡する（ホットライン）場合がある。

〈気象警報・注意報、気象情報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 == 是、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

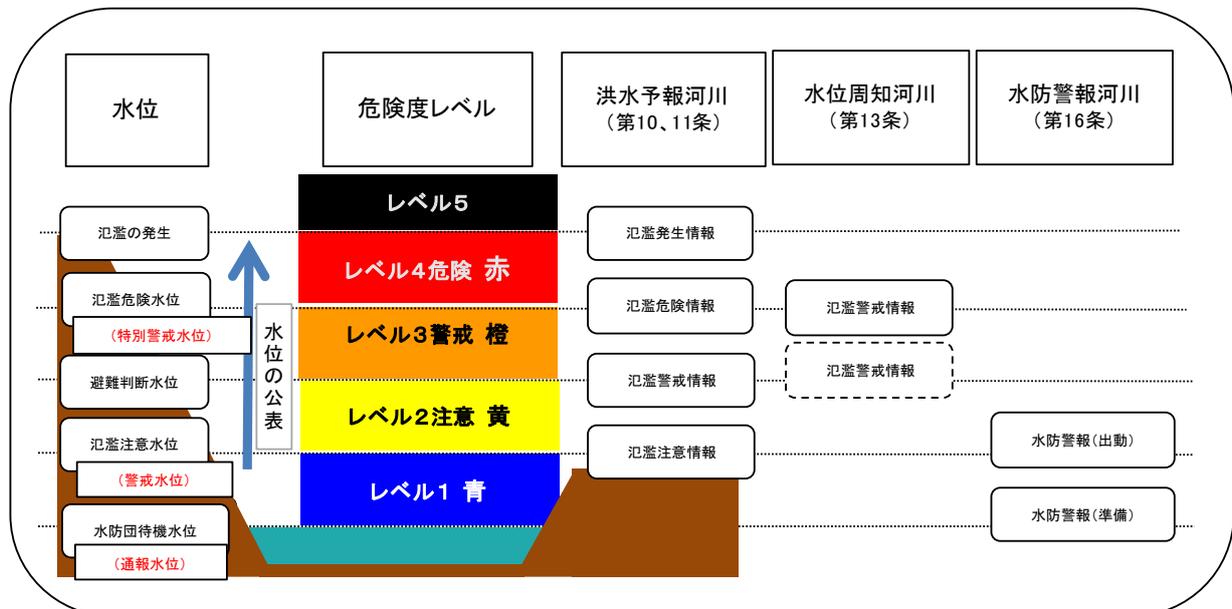
第2節 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川、犀川については、千曲川河川事務所と長野地方気象台が共同で下表の表題により発表する。

〈指定河川洪水予報〉

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報 (レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

〈水位情報及び危険レベルのカラー表示〉



〈市内の洪水予報河川・水防警報河川等〉

種 別	指定者	指定河川
洪水予報河川	(水防法第10条)	国土交通大臣
	(水防法第11条)	県知事
水位周知河川 (水防法第13条)	県知事	蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川
水防警報河川 (水防法第16条)	国土交通大臣	千曲川、犀川
	県知事	裾花川、蛭川、犀川 (県管理区間)、浅川、鳥居川

〈洪水予報河川等の指定及び水位観測所〉

河川名	水位観測所名	水位観測所の場所	設置者	洪水予報河川	水位周知河川	水防警報河川
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下牛追	千曲川河川事務所	○		○
	立ヶ花	中野市立ヶ花	千曲川河川事務所	○		○
犀川	小市	長野市川中島町四ツ屋	千曲川河川事務所	○		○
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	千曲川河川事務所		○	○
	弘崎	長野市信州新町	長野建設事務所		○	○
裾花川	岡田	長野市岡田	裾花ダム管理事務所	○		○
蛭川	豊栄	長野市松代町豊栄	長野建設事務所		○	○
浅川	富竹	長野市富竹	長野建設事務所		○	○
鳥居川	鳥居川	飯綱町三水倉井	長野建設事務所		○	○

1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

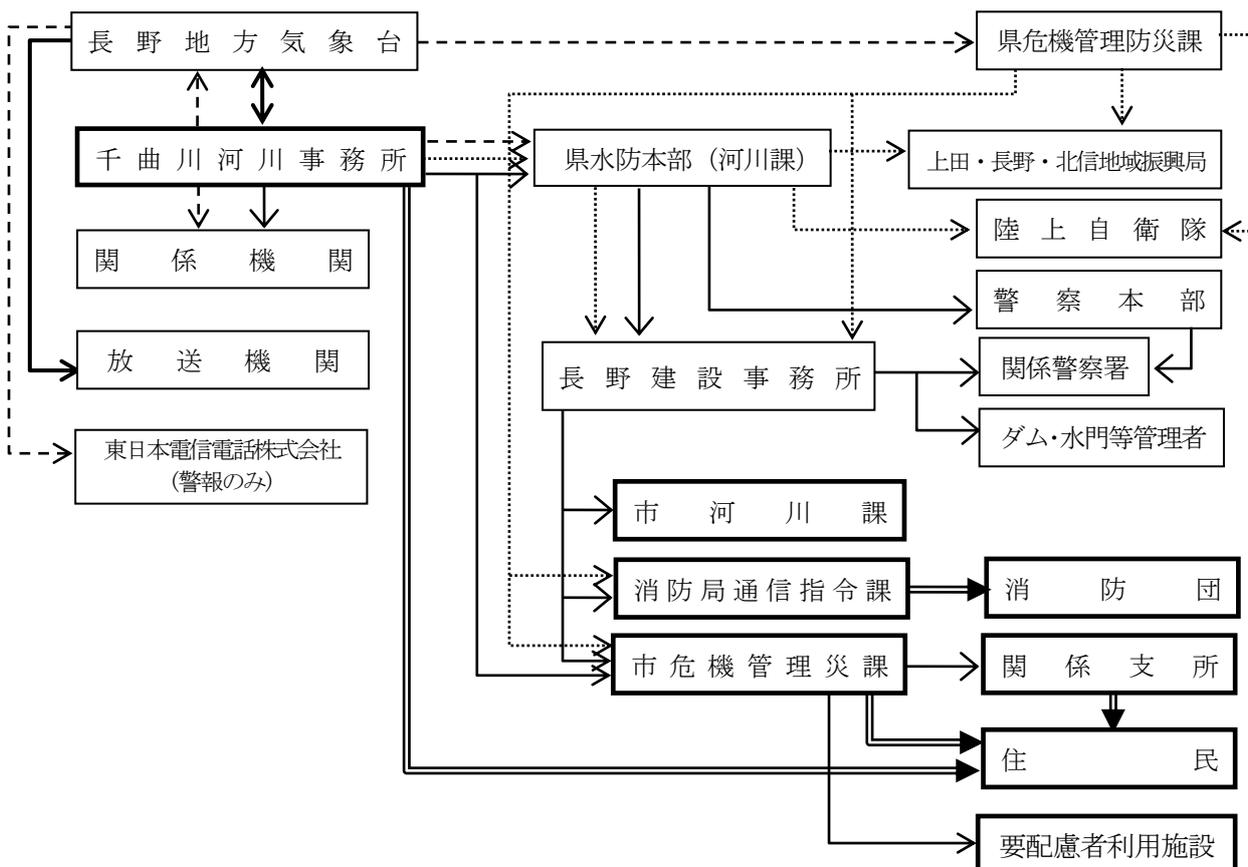
国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	から 生田 杭瀬下 立ヶ花 まで	北陸地方整備局 千曲川河川事務所 長野地方気象台
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原		
		左岸 飯山市大字一山字十二平		
		右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見		
	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	から 小市 まで	
		右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 千曲川合流点		

洪水予報の伝達系統は次の図のとおりである。なお、次の場合は、千曲川河川事務所長から市長に対して直接連絡する (ホットライン)。

- 避難判断水位到達の前 (避難判断水位を越える予測が出た時)
- 氾濫危険水位到達の前 (氾濫危険水位を越える予測が出た時)
- 堤防天端水位到達・越流の前 (堤防天端を越える予測が出た時)

〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。
 ≡≡≡ は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

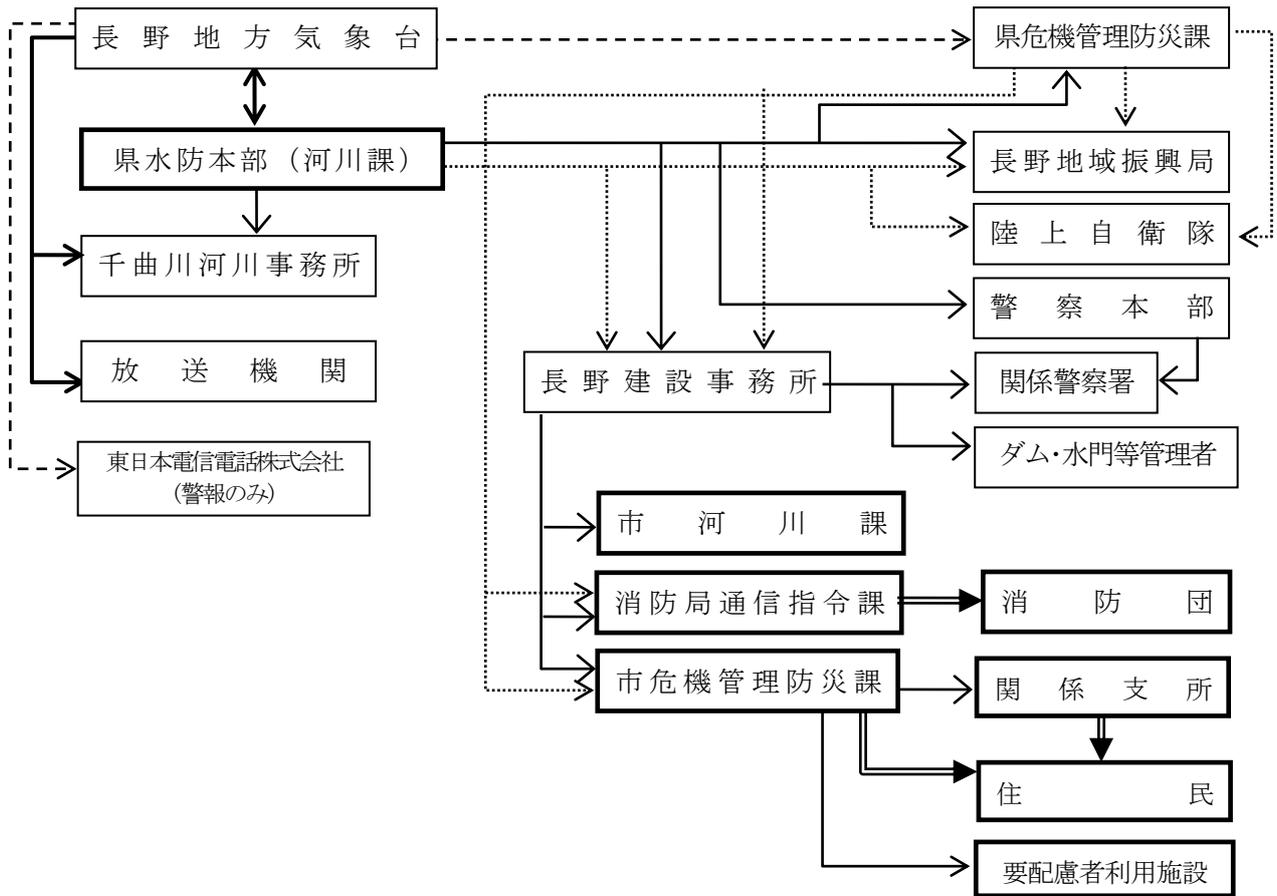
2 県知事が洪水予報を行う河川

県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

〈県知事が洪水予報を行う河川〉

水系名	河川名	区 域	水位又は流量 の予報に関する 基準点	担当官署名	
信濃川水系	裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬	岡 田	長野県建設部 河川課	
		右岸 長野市大字平柴（善光寺用水取水口）から			
左岸 長野市青木島町青木島字狐島	長野地方気象台				
右岸 長野市差出南三丁目（犀川合流点）まで					
位 置		水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
長野市大字中御所岡田 105		0.50	1.10	2.00	2.60

〈洪水予報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

第3節 氾濫危険水位等到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

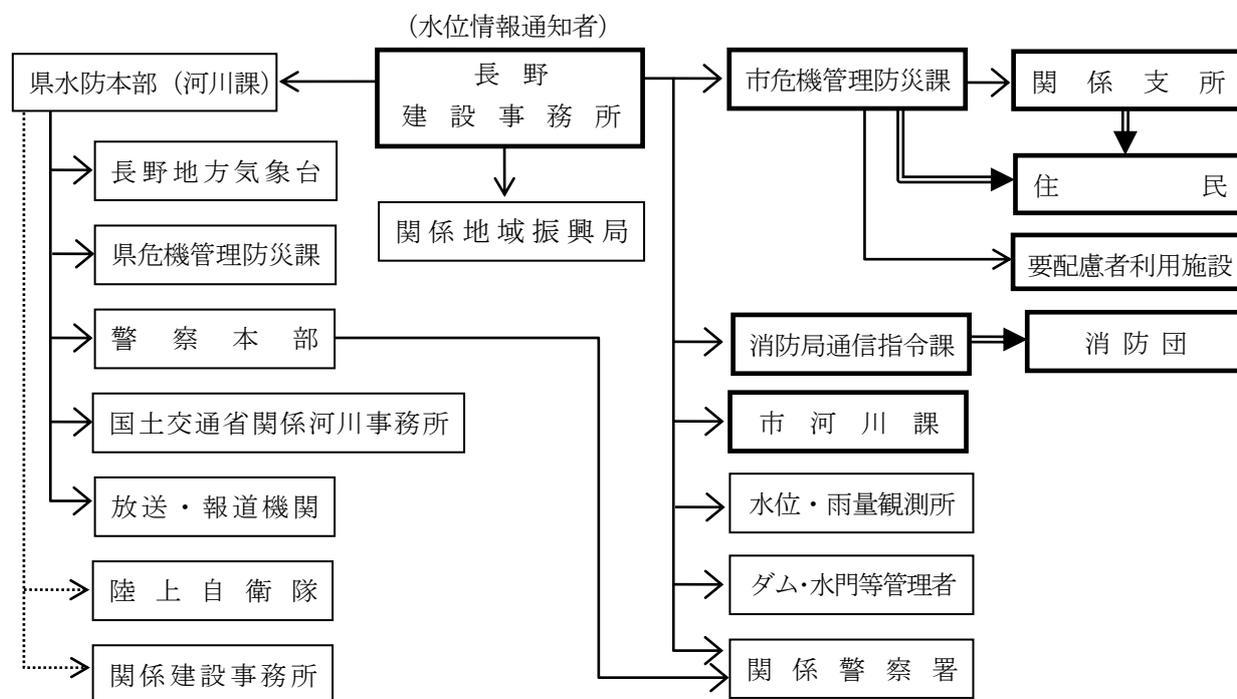
〈氾濫危険水位到達情報〉

種類	発表基準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき

〈氾濫危険水位到達情報を周知する河川〉

河川名	区 域		対象水位観測所				水防 情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	
蛭 川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東 寺尾 (千曲川合流 点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野建設 事務所長
犀 川	東筑摩郡生坂村北 陸郷字沢口 (日野 橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市 信州新 町	5.8	6.5	
	長野市信州新町(更 級橋)	長野市塩生甲 (両 郡橋)			6.8	7.5	
浅 川	長野市浅川東条(東 条橋)	上高井郡小布施 町吉島 (千曲川合 流点)	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	
鳥居川	上水内郡信濃町柏 原 (JR 橋)	長野市豊野町浅 野 (千曲川合流 点)	鳥居川	飯綱町 三水倉 井	2.5	2.8	

〈水位情報の伝達系統図〉



- (注) は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 == は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。

第4節 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発表する警報をいう。千曲川及び犀川（両郡橋から千曲川合流点まで）については千曲川河川事務所から、裾花川、蛭川、浅川、鳥居川及び犀川の県管理部分（日野橋から両郡橋まで）については長野建設事務所から発表される。

〈水防警報の種類〉

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

国土交通大臣が指定した河川における水防警報の発表は、千曲川河川事務所長が行う。水防警報を行う河川及び水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

〈国土交通大臣が水防警報を行う河川〉

河川名	区 域	延長 (km)	水防警報 発表責任者
千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原	87.5	千曲川河川 事務所長
	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 (大屋橋) から		
	左岸 飯山市大字一山字十二平		
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 (湯滝橋) まで		
犀 川	左岸 松本市安曇川端	44.6	
	右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) から		
	幹川合流点 まで		

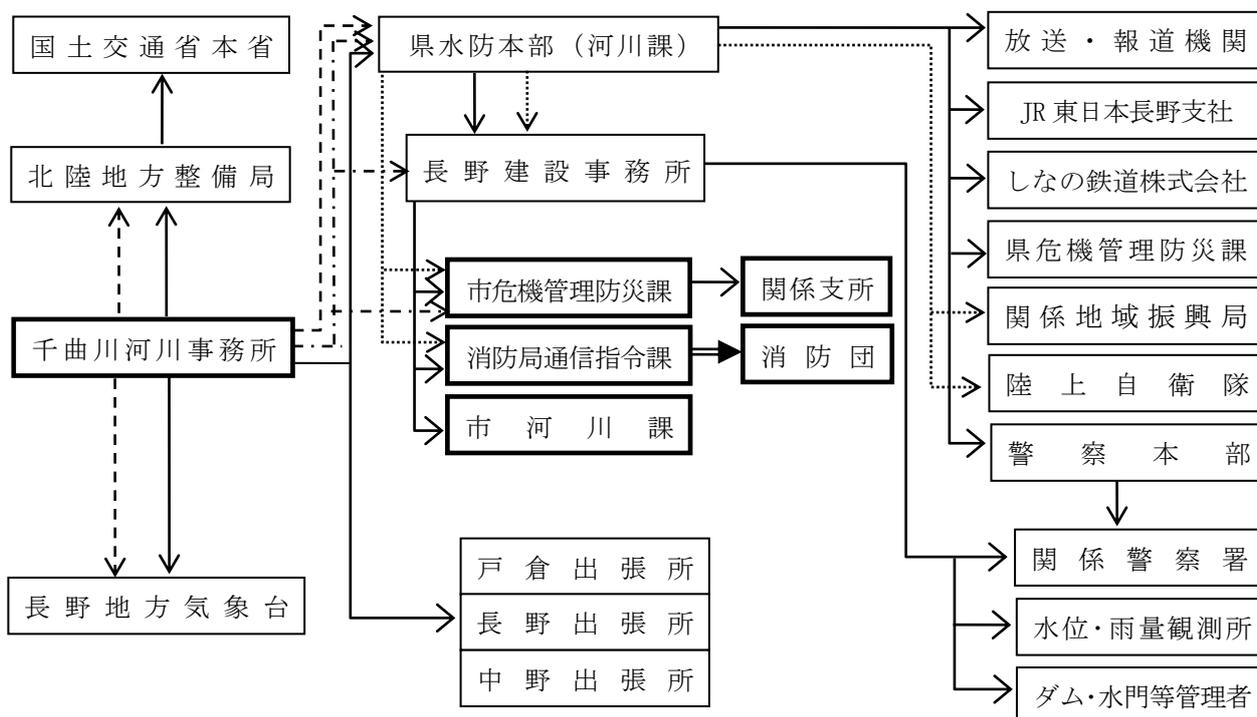
〈水防警報の対象となる水位観測所〉

河川名	観測 所名	位置	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)
千曲川	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
犀 川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80(特別警戒水位)	7.47
	小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03

〈水防警報の段階と範囲〉

段階	内 容	範 囲
準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき
出動	水防団員（消防団員）の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想されるとき
解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき
状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要があるとき

〈水防警報の伝達系統図〉



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - - - - - は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。
 - - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
 = = = = = は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

2 県知事が水防警報を行う河川

県知事が指定した水防警報を行う河川、水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

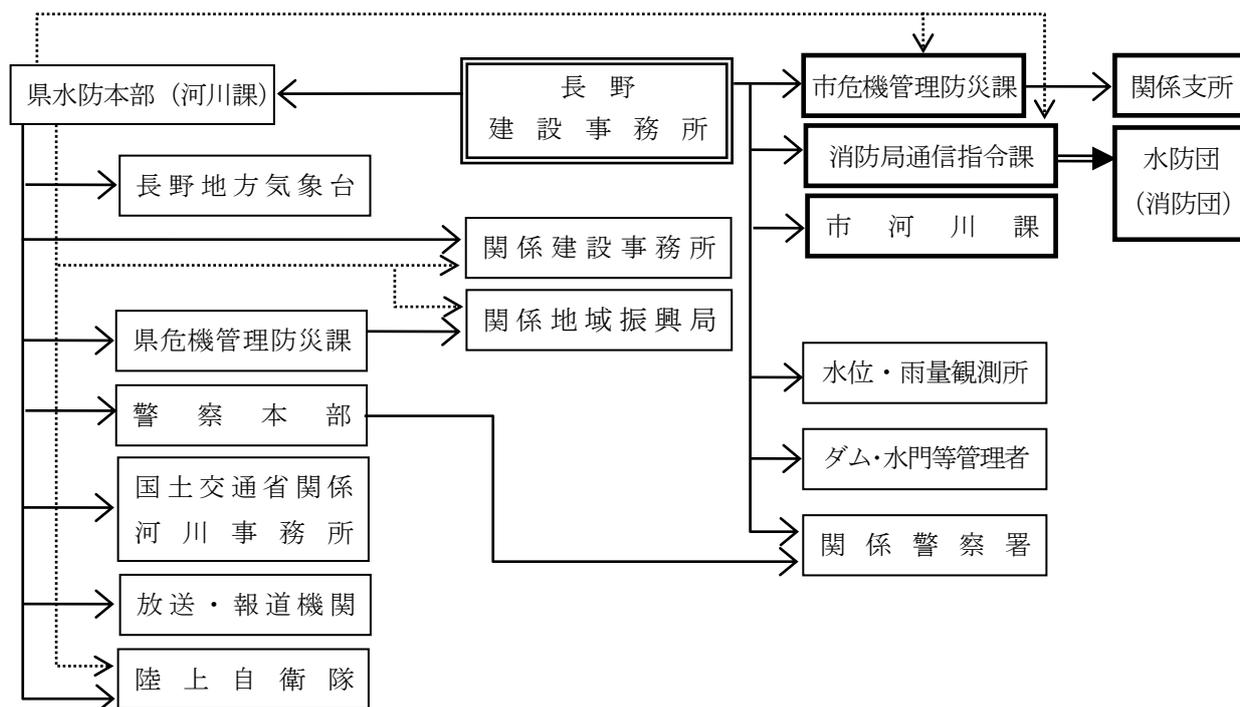
〈県知事が水防警報を行う河川〉

河川名	区 域		対象水位観測所				水防警報発表者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	
裾花川	長野市（善光寺用水裾花取水口）	長野市青木島町青木島甲（犀川合流点）	岡田	長野市岡田	0.5	1.1	長野建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄（鍋山川合流点）	長野市松代町東寺尾（千曲川合流点）	豊栄	長野市松代町豊栄	0.5	1.0	
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷字沢口（日野橋）	長野市塩生甲（両郡橋）	弘崎	長野市信州新町	3.6	5.2	
浅川	長野市浅川東条（東条橋）	上高井郡小布施町吉島（千曲川合流点）	富竹	長野市富竹	1.2	1.8	
鳥居川	上水内郡信濃町柏原（JR橋）	長野市豊野町浅野（千曲川合流点）	鳥居川	飯綱町三水倉井	1.5	1.9	

〈水防警報の段階と範囲〉

水防警報発令の基準	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。		
水防警報解除の基準	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。		
水防警報の発令段階	第1段階	準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動
	第2段階	出動	水防団員及び消防団員の出動
	第3段階	解除	水防活動の終了
	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況

〈水防警報の伝達系統図〉



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、県水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 === は、電子メール、電話などによる伝達を示す。

第5節 水位

上流域の水位状況の情報を的確に入手し、早期に警戒体制を整える。

第6節 雨量

水防本部は、気象情報により相当の雨量があると認められるときは、関係機関と連絡をとって雨量の状況を把握し、水防本部長に報告するとともに、必要に応じて関係機関、団体、区長及び住民に通報する。通報雨量は、次のとおりである。

〈通報雨量〉

- 24時間以内に50mm以上の降雨があったとき
- 連続雨量80mmの雨量があったとき
- 前各号の通報発信後、なお引き続き降雨のあったときは、以後標準時1時間ごとに通報する。

第7節 情報システム等

第1 実施責任者

総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）は、関係機関と緊密な連絡を取り、気象情報等を収集し、関係各部に伝達し、災害応急対策活動の効率的な運用を図る。

第2 実施方法

1 気象情報等の収集

関係機関との連携及び各種情報収集システムによって、気象情報を収集する。

(1) 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、観測所における雨量観測値をもとにあらかじめ設定してある Critical Line (CL) によって土砂災害発生危険性を評価する。注意基準及び警戒基準を超えると、雨量観測情報に注意又は警戒表示をする。また、職員の動員配備の発令基準となる大雨警報等が発表された場合は、メール送信機能によって関係職員に通報される。

(2) 千曲川防災情報提供システム

千曲川防災情報提供システムにより、千曲川河川事務所からオンラインで水位、雨量等の情報の提供を受けている。これにより観測点及びその上流域の水位状況を把握し、避難指示の発令の判断資料とする。

2 気象情報等の整理・伝達

雨量、水位、気象情報等を整理して、適時、関係部に伝達する。

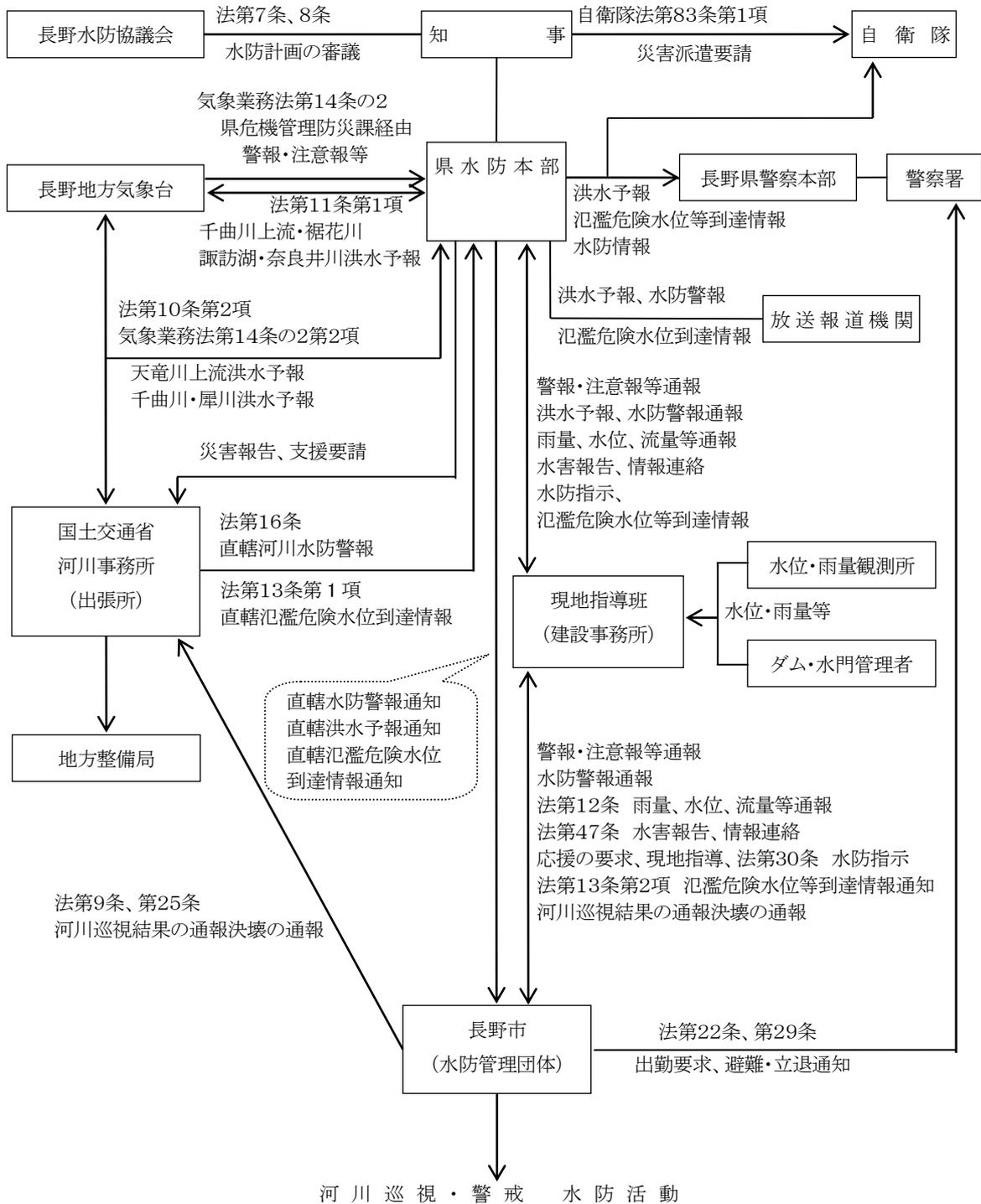
3 降雨状況の把握

関係各部においては、伝達を持つことなく下記の手段を利用することによって降雨状況を把握することができる。

〈降雨状況の把握手段〉

音声自動応答（雨量） (TEL 223-4003)	総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況を、合成音声により応答する。
音声自動応答（水位） (TEL 223-4002)	市内水路の水位状況を、合成音声により応答する。
長野市防災情報ポータル (http://nagano-bousai.jp/)	長野市防災ポータル上で、総合防災情報システムによって観測された市内雨量局の降雨状況等を公開している。
長野県河川砂防情報ステーション (http://www.sabo-nagano.jp/dps/)	長野県、気象庁、国土交通省が観測している雨量や水位の情報を提供している。

第8節 水位及び雨量の通報系統図



第9節 ダム放流時の対応

第1 裾花川系ダム放流時の対応

裾花川に設置されている3か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、各ダム管理事務所より通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

第2 犀川系ダム放流時の対応

犀川に設置されている5か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。

第3 浅川ダム放流時の対応

浅川ダムでは、降雨時（降雨前）の洪水調整及び洪水に達しない流水の調整について、常用洪水吐きから自然放流となる。総務部危機管理防災課は、「浅川ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。

第10節 既往洪水到達時間

千曲川及び犀川の既往洪水別観測所区間到達時間は、次のとおりである。

〈既往洪水到達時間〉

河川	地籍	区間距離 (km)	到達時間(時間)	平均(時間)
千曲川	生田（上田市）～ 杭瀬下（千曲市）	25.7	0.0～2.0	1.3
	杭瀬下（千曲市）～ 立ヶ花（中野市）	31.0	5.0～8.0	6.5
犀川	稲核ダム（松本市）～ 熊倉（安曇野市）	22.3	1.0～2.0	1.3
	熊倉（安曇野市）～ 陸郷（安曇野市）	13.9	0.0～2.0	0.5
	陸郷（安曇野市）～ 小市（長野市）	45.3	1.0～4.0	3.3
	小市（長野市）～ 立ヶ花（中野市）	23.2	3.0～7.0	4.6

（北陸地方整備局千曲川河川事務所より）

第11節 異常現象発見時の措置

第1 異常現象の報告

職員は、災害に係る異常な現象を発見したときは、直ちに総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）に報告するか、又は119番通報を実施する。

〈異常現象の種類〉

気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 など	○強い降ひょう
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水		
土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地表面の沈下・隆起	○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） など	

第2 報告の方法

無線機又は最寄りの電話機から119番通報により報告する。また、報告の際は、おおむね次の内容について具体的に報告する。

〈報告の内容〉

○異常現象の種類	○異常現象の発見日時
○異常現象の発見場所	○異常現象の状況（規模・程度、拡大・進展の可能性）
○報告後の連絡方法及び連絡先	○情報発信者の氏名、電話番号等

第3 情報を収受したときの措置

1 消防局（消防部）の措置

(1) 情報の収受

上記の報告内容について漏れなく収受する。

(2) 報告者への事後措置の応急指示

報告者への事後措置について、応急的な指示を行う。

(3) 情報の伝達

総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）に報告内容を直ちに伝達する。

2 総務部危機管理防災課長（総務部本部班長）の措置

(1) 情報の収受

上記報告内容について漏れなく収受する。

(2) 報告者の事後措置の応急指示

報告者への事後措置について、関係各班長へ応急的な指示を行う。

(3) 情報の伝達

報告の内容を検討し、必要に応じて、関係各部に伝達する。

(4) 事後の情報収集

第一報の後の情報収集を報告者又はこれに代わる者を通じて収集し、災害予防又は災害の拡大防止を図る。

第5章 水防活動

第1節 実施責任者

水防活動の責任者は、次のとおりである。

〈水防活動の実施責任者〉

水防管理者 (市長)	水害報告・情報連絡 水防活動の総括、他市町村への応援要請 消防機関への出動指示 警察官の出動要請、避難指示、立退指示
消防機関(署と消防団)	警戒区域の設定、立入禁止、立退命令
警察官	緊急自動車の通行許可、出動・職権での避難指示
国	重要河川の水防指示・勧告・助言
県	緊急時の水防指示・勧告・助言、自衛隊の出動要請

建設部河川班長・維持班長、消防部警防班長は、洪水又は土砂災害(地すべり、山崩れ、崖崩れ、土石流)のおそれがあるときは、災害を未然に防ぐため、水防活動を行う。また、消防局(団)員の水防時の活動は、消防局水災警防計画及び消防団災害活動等に関する規程による。

なお、災害に係る情報の収集については、総務部本部班と連携し、災害の拡大防止及び現状復旧については、建設部河川班長・維持班長・道路班長、農林部農業土木班長、地域・市民生活部支所班及び関連機関等と連携して実施する。

第2節 災害に係る情報の収集・整理及び対策検討

建設部河川班長、消防部警防班長、総務部庶務班長は相互に緊密な連絡を取り合い、洪水又は土砂災害の発生状況の把握に努めるとともに、情報の確保に努め、これを整理する。

なお、情報収集・整理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

各班は上記の情報を共有して総合的に判断し、効率的な水防対策活動の実施を図る。

〈情報収集・整理・対策検討事項〉

- 災害の発生場所
- 災害の発生日時
- 災害の規模
- 災害の発生原因
- 災害の拡大可能性
- 被害状況(堤防、道路、橋りょう、砂防・治山施設、その他防災施設(排水ポンプ場(排水機場)、水門、消防署等)、住家)
- 防災施設の稼働状況(排水ポンプ場(排水機場)、水門)
- 避難指示の発令(必要性、対象地区、伝達方法、避難所開設)
- 水防活動の箇所、方法
- 応援要請の必要性

第3節 水防活動

第1 河川、雨水調整池、ため池等の巡視・点検

建設部河川班長、建設部維持班長、農林部農業土木班長、消防部警防班長は随時連携して、河川、雨水調整池、ため池の水位、水勢を巡視し、堤防に洗堀、はらみ出し等の異常がないか点検する。

また、道路、橋りょう及び砂防・治山施設については、建設部河川班長、建設部道路班長、建設部維持班長、農林部農業土木班長、農林部森林整備班長が連携し、斜面・のり面、河川・溪流等を巡視し、施設の異常及び被災危険性を点検する。

巡視・点検は、水防団（消防団）との連携のもとに実施する。

上記の巡視点検中に施設の異常又は異常現象（災害を含む）を発見したものは、第4章 第11節「異常現象発見時の措置」に準じ、これを通告又は通報する。また、その内容に基づき、関係担当班長は、水防対策活動の検討を行う。

第2 水防対策活動

洪水又は土砂災害が発生したときは、災害の拡大を防ぎ、現状復旧を図る目的で水防対策活動を行う。

洪水対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、消防部警防班長が連携して、関係班長及び水防団（消防団）と水防対策活動を実施し、災害防止、又は災害の軽減に努める。

土砂災害対策は、建設部河川班長、建設部維持班長、建設部道路班長、消防部警防班長、農林部農業土木班長、農林部森林整備班長が連携して、適切な工法をもって、災害防止、災害の軽減又は応急復旧に努める。

第3 情報のとりまとめ・報告

1 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。

2 被害情報の取りまとめ・報告

市各部、防災関係機関は、収集した情報、調査結果、応急対策実施状況等を取りまとめ、総務部庶務班へ報告する。

また、総務部庶務班は市全体のとりまとめを行い、本部長へ報告するとともに、長野建設事務所を通じて県水防本部（建設部河川課）又は千曲川河川事務所に通報する。

第4 水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作及び巡視

洪水対策としての水門・排水ポンプ場（排水機場）の操作にあたっては、各々の管理規定に基づき効率的に実施するものとするが、千曲川・犀川等の水位を考慮し、関係機関と協議して、河川の溢水、堤防決壊等の大災害を招かぬよう十分考慮する。

建設部河川班、農林部農業土木班は排水ポンプ場（排水機場）等の巡視を行い、状況等を確認する。

第5 資器材の調達

水防対策活動に際し、水防倉庫備蓄資材又はその他関係各班の所有する資器材では不足する場合は、財政部契約班長の協力を得て調達する。

第6 公用負担

水防対策活動上必要があるときは、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長又は消防機関の長（消防長）は、次の権限を行使することができる、ただし、公用負担の権限を行使することによって、損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償する。（根拠法令：水防法第28条）

〈公用負担の権限〉

- 必要な土地の一時使用
- 土、石、竹、木その他の資材の使用
- 車両その他の運搬具又は機械器具の使用
- 工作物その他障害物の処分

第7 安全の配慮

水防活動は、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意して実施するものとし、おおむね次の事項に配慮する。

〈安全配慮事項〉

- 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- 水防活動は原則として複数人で行う。
- 水防活動を行う範囲に応じて、監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第4節 決壊等の通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者（市長）及び水防団（消防団）長は、この状況を千曲川河川事務所、長野建設事務所、警察署及び隣接の水防管理団体に通報する。

第5節 避難

第1 水防法による警戒区域の設定

警戒区域の設定は、法に基づいて行う。

〈水防法による警戒区域の設定〉

設定者	設定要件	根拠法令
消防吏員 消防団員	水防上緊急の必要がある場合において、水防活動の確保を目的に設定する	水防法第21条
警察官	上記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	

第2 水防法による避難のための立ち退き指示

県知事、その命を受けた職員又は水防管理者（市長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の住民に対し避難の指示を実施する（水防法第29条）。

第3 災害対策基本法による避難対策

市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想され、水防本部が災害対策本部に移行した場合は、地域防災計画に基づき避難対策を実施する。

第6節 水防配備の解除

水防配備の解除は、水位が低下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者（市長）が水防解除の指令をしたときとする。

水防団（消防団）員は、上記の水防配備の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。

水防団長は、水防配備の解除後、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防管理者（市長）に報告する。

第7節 水防の報告

水防管理者（市長）は、水防実施後10日以内にその状況を「水防法施行細則」（昭和26年5月17日付、長野県規則第42号）に定める様式により、長野建設事務所長を経由して知事に報告する。

第8節 協力・応援

第1 河川管理者の協力

国土交通省北陸地方整備局長及び県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

〈河川管理者の協力が必要な事項〉

- 河川に関する情報の提供
- 重要水防箇所の合同点検の実施
- 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 水防活動の記録及び広報

第2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

本部長は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、本市が応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のための派遣者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下で行動する。

市は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者と情報共有体制等について相互に協定しておく。

第3 警察官の援助要求

本部長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。その方法については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の派遣要請

本部長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

第5 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水等による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

第9節 経費の負担

水防対策活動を実施するために支出する費用は、本市が負担する。

《第6章 1 洪水対策》

《第7章 水防協力団体》

第6章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水対応

洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに次の措置を講じる。

- (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置
- (2) 洪水ハザードマップの作成、公表
- (3) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等
- (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等
- (5) 大規模工事等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

なお、これらの措置の内容は、地域防災計画（風水対策編）に示す。

第7章 水防協力団体

市は、水防協力団体の申請・指定及び運用について、災害時応援協定の締結状況、内容等も含めて、今後検討する。

長野市地域防災計画策定の経緯

昭和 43 年	長野市地域防災計画作成
昭和 51 年	第 1 回修正
昭和 55 年	第 2 回修正
昭和 56 年	第 3 回校正
平成 2 年	第 4 回修正
平成 5 年	第 5 回修正
平成 7 年 12 月 21 日	平成 7 年度防災会議開催 第 6 回修正
平成 14 年 3 月 25 日	平成 13 年度防災会議開催 第 7 回修正
平成 19 年 2 月 23 日	平成 18 年度防災会議（第 2 回）開催 第 8 回修正
平成 24 年 8 月 29 日	平成 24 年度防災会議開催 第 9 回修正
平成 26 年 11 月 4 日	平成 26 年度防災会議開催 第 10 回修正
平成 28 年 2 月 18 日	平成 27 年度防災会議開催 第 11 回修正
平成 29 年 7 月 11 日	平成 29 年度防災会議開催 第 12 回修正
令和 3 年 8 月 31 日	令和 3 年度防災会議（書面議決による） 第 13 回修正

長野市水防計画策定の経緯

昭和 26 年	水防法第 4 条による水防指定管理団体となる
昭和 62 年 4 月 1 日	長野市水防協議会条例施行
昭和 62 年 9 月 29 日	長野市水防協議会発足（第 1 回）
昭和 62 年 10 月 28 日	「長野市水防計画」の県承認
昭和 63 年 7 月 1 日	長野市水防協議会開催（第 2 回）
平成 4 年 2 月 20 日	長野市水防協議会開催（第 3 回）
平成 3 年 3 月 6 日	「長野市水防計画」の県承認
平成 10 年 1 月 6 日	長野市水防協議会開催（第 4 回）
平成 10 年 1 月 21 日	「長野市水防計画」の県承認
平成 13 年 2 月 7 日	長野市水防協議会開催（第 5 回） 水防協議会を廃止し、長野市水防計画は長野市防災会議に諮って策定することとした
平成 14 年 3 月 25 日	長野市防災会議開催
平成 19 年 2 月 23 日	長野市防災会議開催（平成 18 年度 第 2 回）
平成 24 年 8 月 29 日	長野市防災会議開催
平成 26 年 11 月 4 日	長野市防災会議開催
平成 28 年 2 月 18 日	長野市防災会議開催
平成 29 年 7 月 11 日	長野市防災会議開催
令和 3 年 8 月 31 日	長野市防災会議（書面議決による修正）

長野市地域防災計画
長野市水防計画

編集発行 長野市防災会議
事務局 長野市 総務部 危機管理防災課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613
電話 026-224-5006 (危機管理防災課)